

補正書の変更点リスト

資料番号：C-25-4 改0

2018年6月27
日本原子力発電株式会社

No.	修正資料名(該当資料)	資料記載(変更前)	変更後
1	補正書 まとめ資料	シーケンス選定 基本的考え方	運転中、格納容器内を窒素置換し、酸素濃度を低く管理しているため 窒素置換による格納容器内雰囲気の不活性化によって運転中の格納容器内の酸素濃度が低く管理されているため
2	補正書 まとめ資料	シーケンス選定	(全交流動力電源喪失の重畳を考慮) ※ 全交流動力電源喪失の重畳を考慮
3	補正書 まとめ資料	停止時有効性評価	制御棒引抜による 制御棒の引き抜きによる
4	補正書 まとめ資料	シーケンス選定 基本的考え方	詳細化 細分化
5	補正書	添付八7章	(一式当たり) (1基当たり) (削除)
6	補正書 まとめ資料	本文五号口 【6条竜巻】	隣接事業所との合意文書に基づき飛来物となるものを配置できない設計とすること 隣接事業所との合意文書に基づき フェンス等の設置により 飛来物となるものを配置できない設計とすること
7	補正書 まとめ資料	本文五号口 【6条竜巻】	①放水路ゲートは、以下の設計とすることにより、以降の評価対象施設には含めないものとする。 ②評価対象施設のうち放水路ゲートについては、津波の流入を防ぐための閉止機能を有している。 ①放水路ゲートは、以下の設計とすることにより、以降の評価対象施設 等 には含めないものとする。 ②評価対象施設 等 のうち放水路ゲートについては、津波の流入を防ぐための閉止機能を有している。
8	補正書	添付八1章	貫通力を上回る飛来物が想定される場合は、飛来物となるものを配置できない設計とする 貫通力を上回る飛来物が想定される場合は、 フェンス等の設置により 飛来物となるものを配置できない設計とする
9	補正書 まとめ資料	格納容器有効性評価	圧カスパイク 等 の発生を仮定した場合の影響を小さく抑えつつ、～ 圧カスパイクの発生を仮定した場合の影響を小さく抑えつつ、～ (“等”を削除)
10	補正書 まとめ資料	添付八10.1, 10.3 33条保安電源	非難燃ケーブルについては～難燃ケーブルと同等以上の～ 非難燃ケーブル を使用する場合 については～難燃ケーブル を使用した場合 と同等以上の～
11	補正書 まとめ資料	添付八10.1 14条全交流動力電源 喪失対策設備 33条保安電源	125V系A系, B系 2(予備1) 125V系A系～ 125V系B系～ (125V系A系, B系予備～) 中性子モニタ用A系～ 中性子モニタ用B系～ 125V系 A系 1 B系 1 (予備1) 125V系A系～ B系～ (予備～) 中性子モニタ用A系～ B系～

補正書の変更点リスト

No.	修正資料名(該当資料)		資料記載(変更前)	変更後
14	補正書	本文五号へ	自動減圧系の起動阻止スイッチ (「へ(5)(x iii) 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備」と兼用) 個 数 1	自動減圧系の起動阻止スイッチ (「へ(5)(x iii) 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備」と兼用)
15	補正書	本文五号へ	自動減圧系の起動阻止スイッチ (「へ(5)(xii) 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備」と兼用)	自動減圧系の起動阻止スイッチ (「へ(5)(xii) 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備」と兼用) 個 数 1
16	補正書	添付八 6.7章	(1) 自動減圧系の起動阻止スイッチ 個 数 1	(1) 自動減圧系の起動阻止スイッチ 第6.8-1表 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備の主要機器仕様に記載する。
17	補正書	添付八 6.8章	(2) 自動減圧系の起動阻止スイッチ 第6.7-1表 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備の主要機器仕様に記載する。	(2) 自動減圧系の起動阻止スイッチ 個 数 1
18	補正書 まとめ資料	本文五号口,添付八1章,6条外部火災	火炎輻射発散度	火炎輻射 強度
19	補正書 まとめ資料	添付八1章 6条外部火災	森林火災が防火帯に到達するまでの間に発電所に常駐している自衛消防隊による防火帯付近の予防散水活動(飛び火を抑制する効果を期待)を行うことが可能であり, 防火帯をより有効に機能させる。	この発火点1の火災に対しては, 熱感知カメラ及び警報による早期の火災覚知, 防火帯近傍への消火栓の設置等の対策を講じること で, 森林火災が防火帯に到達するまでの間に発電所に常駐している自衛消防隊による防火帯付近の予防散水活動(飛び火を抑制する効果を期待)を行うことが可能であり, 防火帯をより有効に機能させる。
20	補正書 まとめ資料	添付八1章 6条外部火災	最大の輻射強度(主排気筒及び非常用ディーゼル発電機(高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。))は0.07kW/m ² , 残留熱除去系海水系ポンプ及び非常用ディーゼル発電機(高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。)用海水ポンプは0.08kW/m ² 及び 放水路ゲートは2.55kW/m ²	最大の輻射強度(主排気筒及び非常用ディーゼル発電機(高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。))は0.07kW/m ² 並びに 残留熱除去系海水系ポンプ及び非常用ディーゼル発電機(高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。)用海水ポンプは0.08kW/m ² 並びに 放水路ゲートは2.55kW/m ²

補正書の変更点リスト

No.	修正資料名(該当資料)	資料記載(変更前)	変更後
21	補正書 まとめ資料 添付八1章 6条外部火災	ここで、落下事故の実績がないカテゴリのうち自衛隊機の「基地－訓練空域間往復時」の落下確率には、百里基地－訓練空域間往復時に落下事故は発生していないが、全国の基地－訓練空域間往復時に5件の落下事故が発生していること及び百里基地－訓練空域間を飛行する際の自衛隊機の機種、飛行環境が全国と比較して大きな相違がないものであることを踏まえ、全国の各基地－訓練空域間往復時の落下確率を参考にし、保守性を確保するため2倍にした値を用いることとした。一方、計器飛行方式民間航空機の「航空路を巡航時」等、その他の落下事故の実績がないカテゴリの落下確率の評価に当たっては、落下事故が保守的に0.5件発生したものと評価した。	ここで、 対象となる飛行範囲等において 落下事故の実績がないカテゴリのうち 計器飛行方式民間航空機の「航空路を巡航時」等の全国において落下事故の実績がないカテゴリについては落下事故が保守的に0.5件発生したものと評価した。 一方、自衛隊機の「基地－訓練空域間往復時」については、百里基地－訓練空域間往復時の落下事故は発生していないが、全国の基地－訓練空域間往復時に5件の落下事故が発生していること及び百里基地－訓練空域間を飛行する際の自衛隊機の機種、飛行環境が全国と比較して大きな相違がないものであることを踏まえ、全国の各基地－訓練空域間往復時の落下 事故件数及び想定飛行範囲の面積から算出した 確率を参考にし、保守性を確保するため2倍にした値を用いることとした。
28	補正書	本文五号ロ	難燃ケーブルと同等以上の～
29	補正書	添付八	難燃ケーブルと同等以上の～
30	補正書	添付八	難燃仕様の テフゼル 電線及び～
31	補正書	添付八	難燃ケーブルと同等以上の～
32	補正書	添付八	複合体は、難燃ケーブルと同等以上の難燃性能を確保する設計とする。 難燃ケーブルと同等以上の～
33	補正書	添付八	また、非難燃ケーブルについては、難燃ケーブルと同等以上の性能を
34	補正書	本文五号へ	～ブローアウトパネル閉止装置により開口部を再閉止できる設計～
35	補正書	添付八	～ブローアウトパネル閉止装置により開口部を再閉止できる設計～
36	補正書	本文五号リ	残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却系)及び残留熱除去系(サブプレッション・プール冷却系)～
37	補正書	本文五号リ	残留熱除去系ポンプによりサブプレッション・チェンバのプール水をドライウェル内に～

補正書の変更点リスト

No.	修正資料名(該当資料)		資料記載(変更前)	変更後
38	補正書	添付八	残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却系) 及び残留熱除去系(サブプレッション・プール冷却系)～	残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却系)～ (及び…冷却系を削除)
39	補正書	添付八	残留熱除去系ポンプによりサブプレッション・チェンバのプール水をドレイウエル内に～	残留熱除去系ポンプによりサブプレッション・チェンバのプール水をドレイウエル内 及びサブプレッション・チェンバ内 に～
40	補正書	本文五号又(iv)添付八	…、常設代替高圧電源装置の冷却方式を空冷とすることで、冷却方式が水冷である2C・2D非常用ディーゼル発電機を用いる非常用交流電源設備に対して多様性を有する設計とする。	…、常設代替高圧電源装置の冷却方式を空冷とすることで、冷却方式が水冷である2C・2D非常用ディーゼル発電機 及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機 を用いる非常用交流電源設備に対して多様性を有する設計とする。
41	補正書	本文五号又(iv)添付八	…、原子炉建屋付属棟内の2C・2D非常用ディーゼル発電機と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。	…、原子炉建屋付属棟内の2C・2D非常用ディーゼル発電機 及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機 と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。
42	補正書	本文五号又(iv)添付八	…、冷却方式が水冷である2C・2D非常用ディーゼル発電機を用いる非常用交流電源設備に対して多様性を有する設計とする。	…、冷却方式が水冷である2C・2D非常用ディーゼル発電機 及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機 を用いる非常用交流電源設備に対して多様性を有する設計とする。
43	補正書	本文五号又(iv)添付八	…、原子炉建屋付属棟内の2C・2D非常用ディーゼル発電機と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。	…、原子炉建屋付属棟内の2C・2D非常用ディーゼル発電機 及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機 と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。
44	補正書	本文五号又(iv)添付八	…、可搬型代替交流電源設備は非常用交流電源設備である2C・2D非常用ディーゼル発電機に対して独立性を有する設計とする。	…、可搬型代替交流電源設備は非常用交流電源設備である2C・2D非常用ディーゼル発電機 及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機 に対して独立性を有する設計とする。
45	補正書	本文五号又(iv)添付八	…2C・2D非常用ディーゼル発電機と異なる区画に設置することで、非常用交流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。	…2C・2D非常用ディーゼル発電機 及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機 と異なる区画に設置することで、非常用交流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。
46	補正書	本文五号又(iv)添付八	…非常用直流電源設備の125V系蓄電池A系・B系から直流125V主母線盤2A・2Bまでの系統に対して、独立性を有する設計とする。	…非常用直流電源設備の125V系蓄電池A系・B系 及びHPCS系 から直流125V主母線盤2A・2B 及びHPCSまでの系統 に対して、独立性を有する設計とする。
47	補正書	本文五号又(iv)添付八	…、冷却方式が水冷である2C・2D非常用ディーゼル発電機から給電する非常用直流電源設備に対して多様性を有する設計とする。また、可搬型整流器により交流電力を直流に変換できることで、125V系蓄電池A系・B系を用いる非常用直流電源設備に対して多様性を有する設計とする。	…、冷却方式が水冷である2C・2D非常用ディーゼル発電機 及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機 から給電する非常用直流電源設備に対して多様性を有する設計とする。また、可搬型整流器により交流電力を直流に変換できることで、125V系蓄電池A系・B系 及びHPCS系 を用いる非常用直流電源設備に対して多様性を有する設計とする。

補正書の変更点リスト

No.	修正資料名(該当資料)		資料記載(変更前)	変更後
48	補正書	本文五号又(iv) 添付八	…、原子炉建屋付属棟内の2C・2D非常用ディーゼル発電機及び125V系蓄電池A系・B系と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。	…、原子炉建屋付属棟内の2C・2D非常用ディーゼル発電機 及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機並びに 125V系蓄電池A系・B系 及びHPCS系 と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。
49	補正書	本文五号又(iv) 添付八	屋内(常設代替高圧電源装置置場)の2C・2D非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプから離れた屋外に保管することで、屋内(常設代替高圧電源装置置場)の2C・2D非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプと共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。	屋内(常設代替高圧電源装置置場)の2C・2D非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ 及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送ポンプ から離れた屋外に 分散して 保管することで、屋内(常設代替高圧電源装置置場)の2C・2D非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ 及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送ポンプ と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。
50	補正書	本文五号又(iv) 添付八	燃料給油設備の常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプは、屋内(常設代替高圧電源装置置場)の非常用交流電源設備2C系及び2D系と異なる区画に設置することで、屋内(常設代替高圧電源装置置場)の2C・2D非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプと共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。	燃料給油設備の常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプは、屋内(常設代替高圧電源装置置場)の非常用交流電源設備2C系、2D系 及びHPCS系 と異なる区画に設置することで、屋内(常設代替高圧電源装置置場)の2C・2D非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ 及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送ポンプ と共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。
51	補正書	添付八10章 10.2 (3)	…非常用所内電気設備と同時に機能を喪失しない設計とする。 また、代替所内電気設備及び…	…非常用所内電気設備と同時に機能を喪失しない設計と する。また、 代替所内電気設備及び…
52	補正書	添付八10章 10.2 第10.2-1表	(4)常設代替直流電源設備 a. 緊急用125V系蓄電池 組数 1 電圧 125V 容量 約6,000Ah ／台	(4)常設代替直流電源設備 a. 緊急用125V系蓄電池 組数 1 電圧 125V 容量 約6,000Ah
53	補正書	添付八	(7)燃料給油設備 b. 常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプ 型式 スクリュー型 台数 1(予備1) 容量 約3.0m ³ /h (1台当たり) 吐出圧力 約0.3MPa [gage] 最高使用圧力 1.0MPa [gage] 最高使用温度 66℃	(7)燃料給油設備 b. 常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプ 型式 スクリュー型 台数 1(予備1) 容量 約3.0m ³ /h 吐出圧力 約0.3MPa [gage] 最高使用圧力 1.0MPa [gage] 最高使用温度 66℃

補正書の変更点リスト

No.	修正資料名(該当資料)		資料記載(変更前)	変更後
54	補正書	添付書類十 追補1 目次	1.14.2.2 代替電源(直流)による対応手順 (1) 代替直流電源設備による給電 a. 所内常設直流電源設備による給電 b. 可搬型代替直流電源設備による給電	1.14.2.2 代替電源(直流)による対応手順 (1) 代替直流電源設備による給電 a. 所内常設直流電源設備による 非常用所内電気設備への 給電 b. 可搬型代替直流電源設備による 非常用所内電気設備への 給電
55	補正書	添付書類十 追補1 目次	1.14.2.7 設計基準事故対処設備による対応手順 (1) 非常用交流電源設備による給電 (2) 非常用直流電源設備による給電	1.14.2.7 設計基準事故対処設備による対応手順 (1) 非常用交流電源設備による 非常用所内電気設備への 給電 (2) 非常用直流電源設備による給電
56	補正書	添付書類十 追補1 1.14	i) 常設代替交流電源設備による給電 常設代替交流電源設備から非常用所内電気設備及び代替所内電気設備へ給電する手段がある。 常設代替交流電源設備による給電で使用する設備は以下のとおり。単線結線図を第1.14.1-3図に示す。 ・常設代替高圧電源装置 ・常設代替高圧電源装置～緊急用M/C～M/C 2C及び2D回路 ・緊急用M/C～緊急用モータコントロールセンタ(以下「MCC」という。)回路 ・燃料給油設備	i) 常設代替交流電源設備による給電 常設代替交流電源設備から非常用所内電気設備及び代替所内電気設備へ給電する手段がある。 常設代替交流電源設備による給電で使用する設備は以下のとおり。単線結線図を第1.14.1-3図に示す。 ・常設代替高圧電源装置 ・常設代替高圧電源装置燃料移送系配管・弁 ・常設代替高圧電源装置～緊急用M/C～M/C 2C及び2D回路 ・緊急用M/C～緊急用モータコントロールセンタ(以下「MCC」という。)回路 ・燃料給油設備
57	補正書	添付書類十 追補1 1.14	所内常設直流電源設備による給電で使用する設備は以下のとおり。単線結線図を第1.14.1-4図に示す。	所内常設直流電源設備による 非常用所内電気設備への 給電で使用する設備は以下のとおり。単線結線図を第1.14.1-4図に示す。
58	補正書	添付書類十 追補1 1.14	ii) 可搬型代替直流電源設備による給電 ...。 可搬型代替直流電源設備による給電で使用する設備は以下のとおり。単線結線図を第1.14.1-4図に示す。	ii) 可搬型代替直流電源設備による 非常用所内電気設備への 給電 ...。 可搬型代替直流電源設備による 非常用所内電気設備への 給電で使用する設備は以下のとおり。単線結線図を第1.14.1-4図に示す。

補正書の変更点リスト

No.	修正資料名(該当資料)	資料記載(変更前)	変更後
59	補正書	添付書類十 追補1 1.14	<p>…段がある。 また、非常用所内電気設備及び代替所内電気設備は、重大事故等が発生した場合において、共通要因で同時に機能を喪失することなく、少なくとも一系統は機能の維持及び人の接近性を確保する設計とする。</p> <p>なお、緊急用125V系蓄電池は、常設代替直流電源設備に位置付ける。常設代替直流電源設備は、全交流動力電源喪失から24時間以上にわたり、緊急用125V系蓄電池から電力を供給できる設計とする。</p> <p>代替所内電気設備による給電で使用する設備は以下のとおり。単線結線図を第1.14.1-3図及び第1.14.1-4図に示す。 代替所内電気設備による給電で使用する設備は以下のとおり。単線結線図を第1.14.1-3図及び第1.14.1-4図に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急用M/C ・緊急用P/C ・緊急用MCC ・緊急用電源切替盤 ・緊急用直流125V主母線盤 ・緊急用125V系蓄電池 ・緊急用125V系蓄電池～緊急用直流125V主母線盤電路
60	補正書	添付書類十 追補1 1.14	<p>(b) 重大事故等対処設備と自主対策設備 代替所内電気設備による給電で使用する設備のうち、緊急用M/C、緊急用P/C、緊急用MCC、緊急用電源切替盤、緊急用直流125V主母線盤、緊急用125V系蓄電池及び緊急用125V蓄電池～緊急用直流125V主母線盤電路は重大事故等対処設備と位置付ける。</p> <p>(b) 重大事故等対処設備と自主対策設備 代替所内電気設備による代替所内電気設備への給電で使用する設備のうち、緊急用M/C、緊急用P/C、緊急用MCC、緊急用電源切替盤、緊急用125V系蓄電池、緊急用直流125V主母線盤及び緊急用125V蓄電池～緊急用直流125V主母線盤電路は重大事故等対処設備と位置付ける。</p>

補正書の変更点リスト

No.	修正資料名(該当資料)	資料記載(変更前)	変更後
61	補正書 添付書類十 追補1 1.14	<p>d. 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替電源による対応手段及び設備 (a) 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替交流電源による給電 設計基準事故対処設備である2C・2D非常用ディーゼル発電機の故障によりM/C 2C及び2Dへの給電ができない場合は、代替交流電源設備による給電にて炉心の著しい損傷等を防止するために必要な電力を確保する。 i) 常設代替交流電源設備による非常用高圧母線への給電 常設代替交流電源設備からM/C 2C・2D及び代替所内電気設備へ給電する手段がある。 常設代替交流電源設備による非常用高圧母線への給電で使用する設備は以下のとおり。単線結線図を第1.14.1-3図に示す。 ・常設代替高圧電源装置 ・常設代替高圧電源装置～緊急用M/C～M/C 2C及び2D回路 ・緊急用M/C～緊急用MCC回路 ・燃料給油設備</p>	<p>d. 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替電源による対応手段及び設備 (a) 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替交流電源による給電 設計基準事故対処設備である非常用ディーゼル発電機の故障によりM/C 2C及び2Dへの給電ができない場合は、代替交流電源設備による給電にて炉心の著しい損傷等を防止するために必要な電力を確保する。 i) 常設代替交流電源設備による非常用高圧母線への給電 常設代替交流電源設備からM/C 2C・2D及び代替所内電気設備へ給電する手段がある。 常設代替交流電源設備による給電で使用する設備は以下のとおり。単線結線図を第1.14.1-3図に示す。 ・常設代替高圧電源装置 ・常設代替高圧電源装置燃料移送系配管・弁 ・常設代替高圧電源装置～緊急用M/C～M/C 2C及び2D回路 ・緊急用M/C～緊急用MCC回路 ・燃料給油設備</p>
62	補正書 添付書類十 追補1 1.14	<p>ii) 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機による非常用高圧母線への給電 HPCS D/GからM/C 2C(又は2D)へ給電する手段がある。 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機による非常用高圧母線への給電で使用する設備は以下のとおり。単線結線図を第1.14.1-3図に示す。</p>	<p>ii) 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機による非常用高圧母線への給電 HPCS D/GからM/C 2C(又は2D)へ給電する手段がある。 HPCS D/GによるM/C 2C(又は2D)への給電で使用する設備は以下のとおり。単線結線図を第1.14.1-3図に示す。</p>
63	補正書 添付書類十 追補1 1.14	<p>iv) 可搬型代替交流電源設備による非常用低圧母線への給電 可搬型代替交流電源設備を非常用所内電気設備に接続し、給電する手段がある。 可搬型代替交流電源設備による非常用低圧母線への給電で使用する設備は以下のとおり。単線結線図を第1.14.1-3図に示す。</p>	<p>iv) 可搬型代替交流電源設備による非常用低圧母線への給電 可搬型代替交流電源設備を非常用所内電気設備に接続し、P/C 2C・2Dへ給電する手段がある。 可搬型代替交流電源設備による給電で使用する設備は以下のとおり。単線結線図を第1.14.1-3図に示す。</p>
64	補正書 添付書類十 追補1 1.14	<p>(b) 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替直流電源による給電 設計基準事故対処設備である2C・2D非常用ディーゼル発電機の故障により充電器を経由した直流設備への給電ができない場合は、代替直流電源設備による給電にて炉心の著しい損傷等を防止するために必要な電力を確保する。</p>	<p>(b) 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替直流電源による給電 設計基準事故対処設備である非常用ディーゼル発電機の故障により充電器を経由した直流設備への給電ができない場合は、代替直流電源設備による給電にて炉心の著しい損傷等を防止するために必要な電力を確保する。</p>

補正書の変更点リスト

No.	修正資料名(該当資料)	資料記載(変更前)	変更後
65	補正書 添付書類十 追補1 1.14	i) 所内常設直流電源設備による直流125V主母線盤への給電 2C・2D非常用ディーゼル発電機の故障により直流125V充電器A・Bを経由した直流設備への給電ができない場合は、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備による給電を開始するまでの間、所内常設直流電源設備により24時間にわたり直流設備へ給電する手段がある。	i) 所内常設直流電源設備による直流125V主母線盤への給電 非常用ディーゼル発電機の故障により直流125V充電器A・Bを経由した直流設備への給電ができない場合は、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備による給電を開始するまでの間、所内常設直流電源設備により24時間にわたり直流設備へ給電する手段がある。
66	補正書 添付書類十 追補1 1.14	ii) 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機による直流125V主母線盤への給電 2C・2D非常用ディーゼル発電機の故障、所内常設直流電源設備の蓄電池の枯渇により直流設備への給電ができない場合は、HPCS D/G及び直流125V予備充電器を組合わせて直流設備へ給電する手段がある。 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機による直流125V主母線盤への給電で使用する設備は以下のとおり。	ii) 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機による直流125V主母線盤への給電 非常用ディーゼル発電機 の故障、所内常設直流電源設備の蓄電池の枯渇により直流設備への給電ができない場合は、HPCS D/G及び直流125V予備充電器を組合わせて直流設備へ給電する手段がある。 HPCS D/G による 直流125V主母線盤2A(又は2B) への給電で使用する設備は以下のとおり。
67	補正書 添付書類十 追補1 1.14	iii) 可搬型代替直流電源設備による直流125V主母線盤への給電 2C・2D非常用ディーゼル発電機の故障により、所内常設直流電源設備の蓄電池の枯渇により直流設備への給電ができない場合は、可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器を組み合わせた可搬型代替直流電源設備により直流設備へ給電する手段がある。	iii) 可搬型代替直流電源設備による直流125V主母線盤への給電 非常用ディーゼル発電機 の故障により、所内常設直流電源設備の蓄電池の枯渇により直流設備への給電ができない場合は、可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器を組み合わせた可搬型代替直流電源設備により直流 125V主母線盤2A(又は2B) へ給電する手段がある。
68	補正書 添付書類十 追補1 1.14	(c) 重大事故等対処設備と自主対策設備 常設代替交流電源設備による非常用高圧母線への給電で使用する設備のうち、常設代替高圧電源装置、常設代替高圧電源装置～M/C 2C及び2D電路、緊急用M/C～緊急用MCC電路、常設代替高圧電源装置燃料移送系配管・弁並びに燃料給油設備は重大事故等対処設備として位置付ける。	(c) 重大事故等対処設備と自主対策設備 常設代替交流電源設備による非常用高圧母線への給電で使用する設備のうち、常設代替高圧電源装置、常設代替高圧電源装置～M/C 2C及び 2D電路 、 常設 代替高圧電源装置燃料移送系配管・弁並びに燃料給油設備は重大事故等対処設備として位置付ける。
69	補正書 添付書類十 追補1 1.14	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機による非常用高圧母線への給電で使用する設備のうち、HPCS D/G、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料油デイトンク、M/C HPCS、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプ、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプ～HPCS D/G、軽油貯蔵タンク、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送ポンプ及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送系配管・弁は重大事故等対処設備として位置付ける。	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機による非常用高圧母線への給電で使用する設備のうち、HPCS D/G、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料油デイトンク、M/C HPCS、 HPCS D/G～M/C HPCS電路 、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプ、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプ～HPCS D/G、軽油貯蔵タンク、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送ポンプ及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送系配管・弁は重大事故等対処設備として位置付ける。

補正書の変更点リスト

No.	修正資料名(該当資料)	資料記載(変更前)	変更後
70	補正書 添付書類十 追補1 1.14	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機による直流125V主母線盤への給電で使用する設備のうち、HPCS D/G, 125V系蓄電池HPCS, 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料油デイトンク, M/C HPCS, MCC HPCS, 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプ, 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプ~HPCS D/G流路, 軽油貯蔵タンク, 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送ポンプ及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送系配管・弁は重大事故等対処設備として位置付ける。	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機による直流125V主母線盤への給電で使用する設備のうち、HPCS D/G, 125V系蓄電池HPCS, 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料油デイトンク, M/C HPCS, MCC HPCS, HPCS D/G~M/C HPCS~MCC HP CS電路 , 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプ, 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプ~HPCS D/G流路, 軽油貯蔵タンク, 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送ポンプ及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送系配管・弁は重大事故等対処設備として位置付ける。
71	補正書 添付書類十 追補1 1.14	・直流125V予備充電器, HPCS D/G~M/C HPCS~MCC HP CS~直流125V予備充電器~直流125V主母線盤2A及び2B電路	・ 直流125V予備充電器 , MCC HPCS~直流125V予備充電器~直流125V主母線盤2A又は2B電路
72	補正書 添付書類十 追補1 1.14	また、以下の設備はプラント状況によっては事故対応に有効な設備であるため、自主対策設備として位置付ける。あわせて、その理由を示す。 ・可搬型代替注水大型ポンプ, 可搬型代替注水大型ポンプ~2C・2D D/G及びHPCS D/G流路	また、以下の設備はプラント状況によっては事故対応に有効な設備であるため、自主対策設備として位置付ける。あわせて、その理由を示す。 ・可搬型代替注水大型ポンプ
73	補正書 添付書類十 追補1 1.14	また、耐震性は確保されていないが、流路の健全性が確認できた場合において、重大事故等の対処に必要な直流電源を確保するための手段として有効である。	・ 可搬型代替注水大型ポンプ~2C・2D D/G及びHPCS D/G流路 耐震性は 確保されていないが、流路の健全性が確認できた場合において、重大事故等の対処に必要な直流電源を確保するための手段として有効である。
74	補正書 添付書類十 追補1 1.14	重大事故等の対処で使用する可搬型代替低圧電源車, 窒素供給装置用電源車, 可搬型代替注水中型ポンプ, 可搬型代替注水大型ポンプ及びタンクローリ(走行用の燃料タンク)等を必要な期間継続して運転させるため、燃料給油設備により給油する手段がある。	重大事故等の対処で使用する可搬型代替低圧電源車, 窒素供給装置用電源車, 可搬型代替注水中型ポンプ及び可搬型代替注水大型 ポンプ等 を必要な期間継続して運転させるため、燃料給油設備により給油する手段がある。
75	補正書 添付書類十 追補1 1.14	軽油貯蔵タンクから常設代替高圧電源装置への給油で使用する設備は以下のとおり。 ・軽油貯蔵タンク ・常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプ ・ 常設代替高圧電源装置燃料移送系配管・弁 (b) 重大事故等対処設備と自主対策設備	軽油貯蔵タンクから常設代替高圧電源装置への給油で使用する設備は以下のとおり。 ・軽油貯蔵タンク ・常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプ (b) 重大事故等対処設備と自主対策設備
76	補正書 添付書類十 追補1 1.14	軽油貯蔵タンクから常設代替高圧電源装置への給油で使用する設備のうち、軽油貯蔵タンク, 常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプ及び常設代替高圧電源装置燃料移送系配管・弁は重大事故等対処設備として位置付ける。	軽油貯蔵タンクから常設代替高圧電源装置への給油で使用する設備のうち、軽油貯蔵タンク 及び 常設代替高圧電源装置燃料移送 ポンプ は重大事故等対処設備として位置付ける。
77	補正書 添付書類十 追補1 1.14	[常設代替高圧電源装置の起動及びM/C 2C又はM/C 2D受電準備開始の判断基準] 外部電源喪失及び2C・2D・HPCS D/Gの機能喪失によりM/C 2C・2D・HPCSへ給電できない場合。	[常設代替高圧電源装置の起動及びM/C 2C又はM/C 2D受電準備開始の判断基準] 外部電源 喪失 , 2C・2D・HPCS D/Gの機能喪失によりM/C 2C・2D・HPCSへ給電できない場合。

補正書の変更点リスト

No.	修正資料名(該当資料)	資料記載(変更前)	変更後
78	補正書 添付書類十 追補1 1.14	[可搬型代替交流電源設備(可搬型代替低圧電源車接続盤(西側)又は(東側)接続)の起動並びにP/C 2C及びP/C 2D受電準備開始の判断基準] 外部 電源喪失 、2C・2D・HPCS D/G、常設代替高圧電源装置及び緊急時対策室建屋ガスタービン発電機による給電ができない場合。	[可搬型代替交流電源設備(可搬型代替低圧電源車接続盤(西側)又は(東側)接続)の起動並びにP/C 2C及びP/C 2D受電準備開始の判断基準] 外部 電源 、2C・2D・HPCS D/G、常設代替高圧電源装置及び緊急時対策室建屋ガスタービン発電機による給電ができない場合。
79	補正書 添付書類十 追補1 1.14	…(建屋)接続)の起動並びにP/C 2C及びP/C 2D受電準備開始の判断基準] 外部 電源喪失 、2C・2D・HPCS D/G、常設代替高圧電源装置、緊急時対策室建屋ガスタービン発電機及び可搬型代替交流電源設備(可搬型代替低圧電源車接続盤(西側)及び(東側)接続)による給電ができない場合。	…(建屋)接続)の起動並びにP/C 2C及びP/C 2D受電準備開始の判断基準] 外部 電源 、2C・2D・HPCS D/G、常設代替高圧電源装置、緊急時対策室建屋ガスタービン発電機及び可搬型代替交流電源設備(可搬型代替低圧電源車接続盤(西側)及び(東側)接続)による給電ができない場合。
80	補正書 添付書類十 追補1 1.14	外部電源喪失、2C・2D・HPCS D/G、常設代替高圧電源装置、緊急時対策室建屋ガスタービン発電機、可搬型代替交流電源設備(可搬型代替低圧電源車接続盤(西側)及び(東側)接続)及び可搬型代替交流電源設備(常用MCC(水処理建屋)接続)による給電ができない場合。 (b) 操作手順 [優先1.常設代替高圧電源装置の起動及びM/C 2C又はM/C 2D受電の場合]	外部 電源 、2C・2D・HPCS D/G、常設代替高圧電源装置、緊急時対策室建屋ガスタービン発電機、可搬型代替交流電源設備(可搬型代替低圧電源車接続盤(西側)及び(東側)接続)及び可搬型代替交流電源設備(常用MCC(水処理建屋)接続)による給電ができない場合。 (b) 操作手順 [優先1.常設代替高圧電源装置によるM/C 2C又はM/C 2D受電の場合]
81	補正書 添付書類十 追補1 1.14	[優先2.緊急時対策室建屋ガスタービン発電機の起動及びP/C 2D受電の場合] 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機によるP/C 2Dへの給電手順の概要は以下のとおり。概要図を第1.14.2.1-5図に、タイムチャートを第1.14.2.1-6図に示す。	[優先2.緊急時対策室建屋ガスタービン発電機の起動及びP/C 2D受電の場合] 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機によるP/C 2Dへの給電手順の概要は以下のとおり。 手順の対応フロー を第1.14.2.1-1図及び第1.14.2.1-2図に、概要図を第1.14.2.1-5図に、タイムチャートを第1.14.2.1-6図に示す。
82	補正書 添付書類十 追補1 1.14	⑳運転員等は、発電長に非常用所内電気設備の受電が完了したことを報告する。 遮断器用制御電源の喪失により中央制御室からのP/C 2Dの遮断器操作ができない場合は、現場にて遮断器本体を手動で投入して電路を構成する。	⑳運転員等は、発電長に非常用所内電気設備の受電が完了したことを報告する。 なお 、遮断器用制御電源の喪失により中央制御室 から P/C 2Dの遮断器操作ができない場合は、現場にて遮断器本体を手動で投入して電路を構成する。
83	補正書 添付書類十 追補1 1.14	[優先4.可搬型代替交流電源設備(常用MCC(水処理建屋)接続)の起動並びにP/C 2C及びP/C 2D受電の場合] 可搬型代替交流電源設備による非常用低圧母線への給電手順の概要は以下のとおり。概要図を第1.14.2.1-9図に、タイムチャートを第1.14.2.1-10図に示す。	[優先4.可搬型代替交流電源設備(常用MCC(水処理建屋)接続)の起動並びにP/C 2C及びP/C 2D受電の場合] 可搬型代替交流電源設備による非常用低圧母線への給電手順の概要は以下のとおり。 手順の対応フロー を第1.14.2.1-1図及び第1.14.2.1-2図に、概要図を第1.14.2.1-9図に、タイムチャートを第1.14.2.1-10図に示す。
84	補正書 添付書類十 追補1 1.14	⑭発電長は、運転員等に非常用所内電気設備の受電開始を指示する。	⑭発電長は、 手順着手の判断基準に基づき 、運転員等に非常用所内電気設備の受電開始を指示する。

補正書の変更点リスト

No.	修正資料名(該当資料)	資料記載(変更前)	変更後
85	補正書 添付書類十 追補1 1.14	[優先5.可搬型代替交流電源設備(常用MCC(屋内開閉所)接続)の起動並びにP/C 2C及びP/C 2D受電の場合] 可搬型代替交流電源設備による非常用低圧母線への給電手順の概要は以下のとおり。 <u>概要図を第1.14.2.1-9図に、タイムチャートを第1.14.2.1-10図に示す。</u>	[優先5.可搬型代替交流電源設備(常用MCC(屋内開閉所)接続)の起動並びにP/C 2C及びP/C 2D受電の場合] 可搬型代替交流電源設備による非常用低圧母線への給電手順の概要は以下のとおり。 手順の対応フローを第1.14.2.1-1図及び第1.14.2.1-2図に、概要図を第1.14.2.1-9図に、タイムチャートを第1.14.2.1-10図に示す。
86	補正書 添付書類十 追補1 1.14	[優先2.緊急時対策室建屋ガスタービン発電機の起動及びP/C 2D受電の場合] 中央制御室対応を運転員等(当直運転員)1名、現場対応を運転員等(当直運転員)2名及び重大事故等対応要員6名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから緊急時対策室建屋ガスタービン発電機によるP/C 2D受電完了まで160分以内で可能である。	[優先2.緊急時対策室建屋ガスタービン発電機の起動及びP/C 2D受電の場合] 上記の操作は、中央制御室対応を運転員等(当直運転員)1名、現場対応を運転員等(当直運転員)2名及び重大事故等対応要員6名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから緊急時対策室建屋ガスタービン発電機によるP/C 2D受電完了まで160分以内で可能である。
87	補正書 添付書類十 追補1 1.14	1.14.2.2 代替電源(直流)による対応手順 (1) 代替直流電源設備による給電 a. 所内常設直流電源設備による給電 外部電源喪失及び2C・2D D/Gの機能喪失、常設代替交流電源設備、緊急時対策室建屋ガスタービン発電機及び可搬型代替交流電源設備による交流電源の復旧ができない場合、所内常設直流電源設備である125V系蓄電池A系・B系から、24時間にわたり非常用所内電気設備である直流125V主母線盤2A・2Bへ給電する。	1.14.2.2 代替電源(直流)による対応手順 (1) 代替直流電源設備による給電 a. 所内常設直流電源設備による非常用所内電気設備への給電 外部電源喪失及び2C・2D D/Gの機能喪失、常設代替交流電源設備、緊急時対策室建屋ガスタービン発電機及び可搬型代替交流電源設備による交流電源の復旧ができない場合、所内常設直流電源設備である125V系蓄電池A系・B系から、24時間以上わたり非常用所内電気設備である直流125V主母線盤2A・2Bへ給電する。
88	補正書 添付書類十 追補1 1.14	その後、全交流動力電源喪失から8時間経過するまでに、中央制御室外において必要な負荷以外の切り離しを実施することで、24時間にわたり直流125V主母線盤2A・2Bへ給電する。 所内常設直流電源設備から直流母線へ給電している24時間以内に、常設代替交流電源設備又は可搬型代替低圧電源車によりP/C 2C・2Dを受電し、その後、直流125V主母線盤2A・2Bを受電して直流電源の機能を回復させる。又は、緊急時対策室建屋ガスタービン発電機によりP/C 2Dを受電し、その後、直流125V主母線盤2Bを受電して直流電源の機能を回復させる。 (a) 手順着手の判断基準 [所内常設直流電源設備による非常用所内電気設備への自動給電確認の判断基準] 全交流動力電源喪失により、直流125V充電器A及び直流125V充電器Bの交流入力電源の喪失が発生した場合。	その後、全交流動力電源喪失から8時間経過するまでに、中央制御室外において必要な負荷以外の切り離しを実施することで、24時間以上にわたり直流125V主母線盤2A・2Bへ給電する。 所内常設直流電源設備から直流母線へ給電している24時間以内に、常設代替交流電源設備、 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機 又は可搬型代替低圧電源車によりP/C 2C・2Dを受電し、その後、直流125V主母線盤2A・2Bを受電して直流電源の機能を回復させる。 なお、蓄電池を充電する際は水素が発生するため、バッテリー室の換気を確保した上で、蓄電池の回復充電を実施する。 (a) 手順着手の判断基準 【所内常設直流電源設備による非常用所内電気設備への給電の判断基準】 全交流動力電源喪失により、直流125V充電器A及び直流125V充電器Bの交流入力電源の喪失が発生した場合。

補正書の変更点リスト

No.	修正資料名(該当資料)		資料記載(変更前)	変更後
89	補正書	添付書類十 追補1 1.14	(b) 操作手順 所内常設直流電源設備による給電手順の概要は以下のとおり。手順の対応フローを第1.14.2.1-1図及び第1.14.2.1-2図に、概要図を第1.14.2.2-1図に、タイムチャートを第1.14.2.2-2図に示す。	(b) 操作手順 所内常設直流電源設備による 非常用所内電気設備への 給電手順の概要は以下のとおり。手順の対応フローを第1.14.2.1-1図及び第1.14.2.1-2図に、概要図を第1.14.2.2-1図に、タイムチャートを第1.14.2.2-2図に示す。
90	補正書	添付書類十 追補1 1.14	[必要な負荷以外の切離し] ④発電長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員等に125V系蓄電池A系・B系の延命処置として、自動給電開始から1時間以内に中央制御室にて簡易な操作でプラントの状態監視に必要なではない負荷を切り離し、自動給電開始から8時間後に現場にて必要な負荷以外の切離しを指示する。	【必要な負荷以外の切離し】 ④発電長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員等に125V系蓄電池A系・B系の延命処置として、 1時間以内 に中央制御室にて簡易な操作でプラントの状態監視に必要なではない負荷を切り離し、 8時間 後に現場にて必要な負荷以外の切離しを指示する。
91	補正書	添付書類十 追補1 1.14	b. 可搬型代替直流電源設備による給電 外部電源及び2C・2D・HPCS D/Gの機能喪失時に、125V系蓄電池A系・B系による直流・・・	b. 可搬型代替直流電源設備による 非常用所内電気設備への 給電 外部電源及び2C・2D・HPCS D/Gの機能喪失時に、125V系蓄電池A系・B系による直流・・・
92	補正書	添付書類十 追補1 1.14	②発電長は、運転員等に可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器による可搬型代替直流電源設備用電源切替盤への給電準備開始を指示する。	②発電長は、運転員等に可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器による可搬型代替直流電源設備用電源切替盤の 受電 準備開始を指示する。
93	補正書	添付書類十 追補1 1.14	・・・常設代替交流電源設備、緊急時対策室建屋ガスタービン発電機又は可搬型代替交流電源設備による給電が可能な場合、P/C 2C又は2Dを受電後、直流125V充電器A(又はB)から直流125V主母線盤2A(又は2B)へ給電し、遮断器の制御電源を確保する。	・・・常設代替交流電源設備、緊急時対策室建屋ガスタービン発電機又は可搬型代替交流電源設備による給電が可能な場合、P/C 2C又は2Dを受電後、直流125V充電器 A又はB から直流125V主母線盤 2A又は2B へ給電し、遮断器の制御電源を確保する。
94	補正書	添付書類十 追補1 1.14	(b) 操作手順 常設直流電源喪失時の直流125V主母線盤2A及び2B受電手順の概要は以下のとおり。概要図を第1.14.2.1-3図、第1.14.2.1-5図、第1.14.2.1-7図及び第1.14.2.1-9図に、タイムチャートを第1.14.2.1-4図、第1.14.2.1-6図、第1.14.2.1-8図及び第1.14.2.1-10図に示す。	(b) 操作手順 常設直流電源喪失時の直流125V主母線盤2A及び2B受電手順の概要は以下のとおり。 手順の対応フローを第1.14.2.1-1図及び第1.14.2.1-2図に、 概要図を第1.14.2.1-3図、第1.14.2.1-5図、第1.14.2.1-7図及び第1.14.2.1-9図に、タイムチャートを第1.14.2.1-4図、第1.14.2.1-6図、第1.14.2.1-8図及び第1.14.2.1-10図に示す。
95	補正書	添付書類十 追補1 1.14	[常設代替高圧電源装置(2台)の中央制御室からの起動] 操作手順は「1.14.2.1(1) 代替交流電源設備による給電」の[優先1.常設代替高圧電源装置の起動及びM/C 2C又はM/C 2D受電の場合]の操作手順①～②と同様である。 [常設代替高圧電源装置(2台)の現場からの起動の場合]	【常設代替高圧電源 装置 の中央制御室からの起動】 操作手順は「1.14.2.1(1) 代替交流電源設備による給電」の[優先1.常設代替高圧電源装置によるM/C 2C又はM/C 2D受電の場合]の操作手順①～②と同様である。 【常設代替高圧電源装置の現場からの起動の場合】

補正書の変更点リスト

No.	修正資料名(該当資料)	資料記載(変更前)	変更後
96	補正書 添付書類十 追補1 1.14	⑩運転員等は給電を確認し、発電長に常設代替高圧電源装置(2台)による代替所内電気設備への給電が完了したことを報告する。 なお、遮断器用制御電源の喪失により中央制御室からの緊急用M/Cの遮断器操作ができない場合は、現場にて遮断器本体を手動で投入して回路を構成する。 [優先2.可搬型代替交流電源設備(可搬型代替低圧電源車接続盤(西側)又は(東側)接続)の起動及び緊急用P/C受電の場合]	⑩運転員等は給電を確認し、発電長に常設代替高圧電源装置(2台)による代替所内電気設備への給電が完了したことを報告する。 [優先2.可搬型代替交流電源設備(可搬型代替低圧電源車接続盤(西側)又は(東側)接続)の起動及び緊急用P/C受電の場合]
97	補正書 添付書類十 追補1 1.14	[代替所内電気設備受電] ⑫発電長は、運転員等に代替所内電気設備の受電開始を指示する。 ⑬運転員等は、中央制御室にて緊急用P/Cの連絡遮断器を「入」とし、緊急用P/C及び緊急用MCCを受電する。 ⑭運転員等は、中央制御室にて緊急用P/C及び緊急用MCCの必要な負荷へ給電する。 ⑮運転員等は、原子炉建屋付属棟内にてP/C 2C・2D及びMCC 2C系・2D系の受電状態において異臭・発煙・破損・保護装置の動作等異常がないことを外観点検により確認する。 ⑯運転員等は、発電長に代替所内電気設備の受電が完了したことを報告する。 なお、遮断器用制御電源の喪失により中央制御室からの緊急用P/Cの遮断器操作ができない場合は、現場にて遮断器本体を手動で投入して回路を構成する。	【代替所内電気設備受電】 ⑫発電長は、 手順着手の判断基準に基づき 、運転員等に 可搬型代替低圧電源車 による代替所内電気設備への給電開始を指示する。 ⑬運転員等は、中央制御室にて緊急用P/Cの連絡遮断器を「入」とし、緊急用P/C及び緊急用MCCを受電する。 ⑭運転員等は、中央制御室にて緊急用P/C及び緊急用MCCの必要な負荷へ給電する。 ⑮ 運転員等は給電を確認し、発電長に可搬型代替低圧電源車による代替所内電気設備への給電が完了したことを報告する。
98	補正書 添付書類十 追補1 1.14	(c) 操作の成立性 常設代替直流電源設備による緊急用直流125V主母線盤への給電については、運転員の操作は不要である。	(c) 操作の成立性 上記の操作は、緊急用125V系蓄電池による緊急用直流125V主母線盤 への給電については、運転員の操作は不要である。
99	補正書 添付書類十 追補1 1.14	⑦災害対策本部長代理は、発電長に可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器による可搬型代替直流電源設備用電源切替盤への給電準備が完了したことを連絡する。	⑦災害対策本部長代理は、発電長に 可搬型代替直流電源設備 による可搬型代替直流電源設備用電源切替盤への給電準備が完了したことを連絡する。
100	補正書 添付書類十 追補1 1.14	⑭運転員等は、原子炉建屋付属棟内にて緊急用直流125V主母線盤、緊急用直流125V MCC及び緊急用直流125V計装分電盤にて 遮断器用制御電源等の 必要な負荷の配線用遮断器を「入」(又は「入」を確認)とする。	⑭運転員等は、原子炉建屋付属棟内にて緊急用直流125V主母線盤、緊急用直流125V MCC及び緊急用直流125V計装分電盤にて必要な負荷の配線用遮断器を「入」(又は「入」を確認)とする。
101	補正書 添付書類十 追補1 1.14	(c) 操作の成立性 現場対応を運転員等(当直運転員)2名及び重大事故等対応要員6名にて実施した場合、作業開始を判断してから可搬型代替直流電源設備による緊急用直流125V主母線盤の受電完了まで250分以内で可能である。	(c) 操作の成立性 上記の操作は、現場 対応を運転員等(当直運転員)2名及び重大事故等対応要員6名にて実施した場合、作業開始を判断してから可搬型代替直流電源設備による 代替所内電気設備への給電 完了まで250分以内で可能である。

補正書の変更点リスト

No.	修正資料名(該当資料)	資料記載(変更前)	変更後
102	補正書 添付書類十 追補1 1.14	…を復旧する。 上記給電を継続するために燃料給油設備である軽油貯蔵タンクから常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプにより常設代替交流電源設備である常設代替高圧電源装置への燃料給油を実施する。燃料の給油手順については、「1.14.2.6 燃料の補給手順」にて整備する。	…を復旧する。 また、上記 給電を継続するために軽油貯蔵タンクから常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプにより常設代替 高圧電源装置 への燃料給油を実施する。燃料の給油手順については、「1.14.2.6 燃料の補給手順」にて整備する。
103	補正書 添付書類十 追補1 1.14	(a) 手順着手の判断基準 外部電源喪失及び2C・2D D/Gの故障によりM/C 2C・2Dへ給電できない場合。	(a) 手順着手の判断基準 外部電源 喪失 、2C・2D D/Gの故障によりM/C 2C・2Dへの 電圧が喪失した 場合。
104	補正書 添付書類十 追補1 1.14	(b) 操作手順 HPCS D/GによるM/C 2C・2Dへの給電手順の概要は以下のとおり。概要図を第1.14.2.4-1図に、タイムチャートを第1.14.2.4-2図に示す。	(b) 操作手順 HPCS D/GによるM/C 2C・2Dへの給電手順の概要は以下のとおり。 手順の対応フローを第1.14.2.1-1図及び第1.14.2.1-2図に 、概要図を第1.14.2.4-1図に、タイムチャートを第1.14.2.4-2図に示す。
105	補正書 添付書類十 追補1 1.14	⑬運転員等は、発電長にHPCS D/GによるM/C 2C(又は2D)への給電が完了したことを報告する。 遮断器用制御電源の喪失により中央制御室からのM/C 2C(又は2D)及びP/C 2C・2Dの遮断器操作ができない場合は、現場にて遮断器本体を手動で投入して回路を構成する。	⑬運転員等は、発電長にHPCS D/GによるM/C 2C(又は2D)への給電が完了したことを報告する。 また、 遮断器用制御電源の喪失により中央制御室からのM/C 2C(又は2D)及びP/C 2C・2Dの遮断器操作ができない場合は、現場にて遮断器本体を手動で投入して回路を構成する。
106	補正書 添付書類十 追補1 1.14	(b) 操作手順 概要図を第1.14.2.1-5図に、タイムチャートを第1.14.2.1-6図に示す。	(b) 操作手順 手順の対応フローを第1.14.2.1-1図及び第1.14.2.1-2図に 、概要図を第1.14.2.1-5図に、タイムチャートを第1.14.2.1-6図に示す。
107	補正書 添付書類十 追補1 1.14	外部電源喪失及び2C・2D D/Gの機能喪失後、充電器を経由した直流母線(直流125V主母線盤)への給電から、125V系蓄電池A系・B系による直流母線(直流125V主母線盤)への給電に自動で切り替わることを確認する。125V系蓄電池A系・B系の延命のため、125V系蓄電池A系・B系から直流125V主母線盤2A・2Bへの自動給電開始から1時間経過するまでに、中央制御室において簡易な操作でプラントの状態監視に必要なではない直流125V主母線盤の直流負荷を切り離し、その後、125V系蓄電池A系・B系から直流125V主母線盤2A・2Bへの自動給電開始から8時間経過するまでに、中央制御室外において必要な負荷以外の切り離しを実施することで、24時間以上にわたり直流125V主母線盤2A・2Bへ給電する。	外部電源喪失及び2C・2D D/Gの機能喪失後、充電器を経由した直流母線(直流125V主母線盤)への給電から、125V系蓄電池A系・B系による直流母線(直流125V主母線盤)への給電に自動で切り替わることを確認する。125V系蓄電池A系・B系の延命のため、 全交流動力電源喪失 から1時間経過するまでに、中央制御室において簡易な操作でプラントの状態監視に必要なではない直流125V主母線盤の直流負荷を切り離し、その後、 全交流動力電源喪失 から8時間経過するまでに、中央制御室外において必要な負荷以外の切り離しを実施することで、24時間以上にわたり直流125V主母線盤2A・2Bへ給電する。

補正書の変更点リスト

No.	修正資料名(該当資料)	資料記載(変更前)	変更後
108	補正書 添付書類十 追補1 1.14	(b) 操作手順 所内常設直流電源設備による直流125V主母線盤への給電手順の概要は以下のとおり。概要図を第1.14.2.2-1図に、タイムチャートを第1.14.2.2-2図に示す。 操作手順は「1.14.2.2(1)a. 所内常設直流電源設備による非常用所内電気設備への給電」の操作手順と同様である。 (c) 操作の成立性 操作の成立性は「1.14.2.2(1)a. 所内常設直流電源設備による給電」の操作の成立性と同様である。	(b) 操作手順 所内常設直流電源設備による直流125V主母線盤等への給電手順の概要は以下のとおり。 手順の対応フローを第1.14.2.1-1図及び第1.14.2.1-2図に 、概要図を第1.14.2.2-1図に、タイムチャートを第1.14.2.2-2図に示す。 操作手順は「1.14.2.2(1)a. 所内常設直流電源設備による非常用所内電気設備への給電」の操作手順と同様である。 (c) 操作の成立性 操作の成立性は「1.14.2.2(1)a. 所内常設直流電源設備による 非常用所内電気設備への給電 」の操作の成立性と同様である。
109	補正書 添付書類十 追補1 1.14	(a) 手順着手の判断基準 外部電源喪失及び2C・2D D/Gの故障により、M/C 2C・2Dの母線電圧が喪失している状態で、HPCS D/G、M/C HPCS及び直流125V予備充電器の使用が可能であって、さらに高圧炉心スプレイ系ポンプの停止が可能な場合。 (b) 操作手順 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機による直流125V主母線盤への給電手順の概要は以下のとおり。概要図を第1.14.2.4-3図に、タイムチャートを第1.14.2.4-4図に示す。	(a) 手順着手の判断基準 外部電源喪失及び2C・2D D/Gの故障により、M/C 2C・2Dの母線電圧が喪失している状態で、HPCS D/G、M/C HPCS、 M CC HPCS 及び直流125V予備充電器の使用が可能であって、さらに高圧炉心スプレイ系ポンプの停止が可能な場合。 (b) 操作手順 HPCS D/GによるM/C 2C・2D への給電手順の概要は以下のとおり。 手順の対応フローを第1.14.2.1-1図及び第1.14.2.1-2図に 、概要図を第1.14.2.4-3図に、タイムチャートを第1.14.2.4-4図に示す。
115	補正書 添付書類十 追補1 1.14	(b) 操作手順 非常用交流電源設備による非常用所内電気設備への給電手順の概要は以下のとおり。手順の対応フローを第1.14.2.8-1図に、概要図を第1.14.2.7-1図に、タイムチャートを第1.14.2.7-2図に示す。	(b) 操作手順 非常用交流電源設備による非常用所内電気設備への給電手順の概要は以下のとおり。手順の対応フローを第1.14.2.8-1図に、概要図を第1.14.2.7-1図に、タイムチャートを第1.14.2.7-2図に示す。
116	補正書 添付書類十 追補1 1.14	「第1.14.1-1表 機能喪失を想定する設計基準事故対処設備と整備する手順(8/8)」中の「常設代替高圧電源装置燃料移送系配管・弁」の記載	左記記載を削除
117	補正書 添付書類十 追補1 1.14	第1.14.2.1-3図 常設代替高圧電源装置の起動及びM/C 2C又はM/C 2D受電の概要図	第1.14.2.1-3図 常設代替高圧電源装置 による M/C 2C又はM/C 2D受電の概要図
118	補正書 添付書類十 追補1 1.14	第1.14.2.1-4図 常設代替高圧電源装置の起動及びM/C 2C又はM/C 2D受電手順のタイムチャート(1/2)	第1.14.2.1-4図 常設代替電源装置 による M/C 2C又はM/C 2D受電手順のタイムチャート(1/2)
119	補正書 添付書類十 追補1 1.14	第1.14.2.1-4図 常設代替高圧電源装置の起動及びM/C 2C又はM/C 2D受電手順のタイムチャート(2/2)	第1.14.2.1-4図 常設代替電源装置 による M/C 2C又はM/C 2D受電手順のタイムチャート(2/2)

補正書の変更点リスト

No.	修正資料名(該当資料)		資料記載(変更前)	変更後
120	補正書	添付書類十 追補1 1.14	第1.14.2.1-8図 可搬型代替交流電源設備(可搬型代替低圧電源車接続盤(西側)又は(東側)接続)の起動並びにP/C 2C及びP/C 2D受電手順のタイムチャート	第1.14.2.1-8図 可搬型代替交流電源設備(可搬型代替低圧電源車接続盤(西側)又は(東側)接続)の起動並びにP/C 2C及びP/C 2D受電手順のタイムチャート (図の変更…前の図に戻す)
121	補正書	添付書類十 追補1 1.14	第1.14.2.2-1図 所内常設直流電源設備による給電手順の概要図	第1.14.2.2-1図 所内常設直流電源設備による 非常用所内電気設備への 給電手順の概要図
122	補正書	添付書類十 追補1 1.14	第1.14.2.2-2図 所内常設直流電源設備による給電手順のタイムチャート	第1.14.2.2-2図 所内常設直流電源設備による 非常用所内電気設備への 給電手順のタイムチャート
123	補正書	添付書類十 追補1 1.14	第1.14.2.2-3図 可搬型代替直流電源設備による給電手順の概要図	第1.14.2.2-3図 可搬型代替直流電源設備 (可搬型代替交流電源車接続盤(西側)又は(東側)接続) による給電手順の概要図
124	補正書	添付書類十 追補1 1.14	第1.14.2.2-4図 可搬型代替直流電源設備による給電手順のタイムチャート	第1.14.2.2-4図 可搬型代替直流電源設備 (可搬型代替交流電源車接続盤(西側)又は(東側)接続) による給電手順のタイムチャート
125	補正書	添付書類十 追補1 1.14	第1.14.2.3-1図 常設代替高圧電源装置の起動及び緊急用M/C受電手順の概要図	第1.14.2.3-1図 常設代替交流電源設備による 代替所内電気設備(緊急用M/C経由, M/C 2Cへ給電の場合)への 給電手順の概要図
126	補正書	添付書類十 追補1 1.14	第1.14.2.3-2図 常設代替高圧電源装置の起動及び緊急用M/C受電手順タイムチャート	第1.14.2.3-2図 常設代替交流電源設備による 代替所内電気設備への 給電手順タイムチャート
127	補正書	添付書類十 追補1 1.14	第1.14.2.4-1図 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機による非常用高圧母線への給電手順の概要図	第1.14.2.4-1図 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機による 非常用所内電気設備への 給電手順の概要図
128	補正書	添付書類十 追補1 1.14	第1.14.2.4-2図 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機による非常用高圧母線への給電手順のタイムチャート	第1.14.2.4-2図 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機による 非常用所内電気設備への 給電手順のタイムチャート
129	補正書	添付書類十 追補1 1.14	第1.14.2.6-5図 可搬型設備用軽油タンクからタンクローリ, タンクローリから各機器への給油7日間サイクルタイムチャート	第1.14.2.6-5図 可搬型設備用軽油タンクからタンクローリ, タンクローリから各機器への給油7日間サイクルタイムチャート (図を変更する…前の図に戻す)
130	補正書	添付書類十 追補1 1.14	第1.14.2.7-1図 非常用交流電源設備による給電手順の概要	第1.14.2.7-1図 非常用交流電源設備による 非常用所内電気設備への 給電手順の概要
131	補正書	添付書類十 追補1 1.14	第1.14.2.7-2図 非常用交流電源設備による給電手順のタイムチャート	第1.14.2.7-2図 非常用交流電源設備による 非常用所内電気設備への 給電手順のタイムチャート

補正書の変更点リスト

No.	修正資料名(該当資料)	資料記載(変更前)	変更後
132	補正書	添八1章	<p>・常設代替高圧電源設備による給電 <設備>…2C・2D非常用ディーゼル発電機</p> <p>・可搬型代替交流電源設備による給電 <設備>…2C・2D非常用ディーゼル発電機</p> <p>・所内常設直流電源設備による給電 <設備>…2C・2D非常用ディーゼル発電機</p> <p>・可搬型代替直流電源設備による給電 <設備>…125V系蓄電池A系・B系</p> <p>・代替所内電気設備による給電 <設備>…非常用所内電気設備</p> <p>・燃料給油設備による給油 <設備>…(軽油貯蔵タンク),2C・2D非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ</p>
			<p>・常設代替高圧電源設備による給電 <設備>…2C・2D非常用ディーゼル発電機、<u>高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機</u></p> <p>・可搬型代替交流電源設備による給電 <設備>…2C・2D非常用ディーゼル発電機、<u>高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機</u></p> <p>・所内常設直流電源設備による給電 <設備>…2C・2D非常用ディーゼル発電機、<u>高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機</u></p> <p>・可搬型代替直流電源設備による給電 <設備>…125V系蓄電池A系・B系、<u>HPCS系</u></p> <p>・代替所内電気設備による給電 [緊急用125V系蓄電池] <設備>…<u>125V系蓄電池A系・B系・HPCS系</u></p> <p>・燃料給油設備による給油 <設備>…(軽油貯蔵タンク),2C・2D非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ、<u>高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送ポンプ</u></p>
133	補正書 まとめ資料	本文十号ハ 添付十	<p>① 東海発電所と共用する一部の常設重大事故等対処設備として、</p> <p>② 屋外の可搬型重大事故等対処設備として複数箇所に</p>
			<p>① 東海発電所と共用する一部の常設重大事故等対処設備は、</p> <p>② 屋外の可搬型重大事故等対処設備は複数箇所に</p>
134	補正書	添付八9章	<p>また、可搬型代替注水大型ポンプにより、代替淡水源～設計とする。 格納容器下部注水系(可搬型)は、<u>西側淡水貯水設備又は代替淡水源～</u></p>
			<p>また、可搬型代替注水大型ポンプ、<u>配管・ホース・弁類、計測制御装置等で構成し、可搬型代替注水大型ポンプ</u>により、代替淡水源～設計とする。 格納容器下部注水系(可搬型)は、代替淡水源～ <u>(西側淡水貯水設備又は、を削除)</u></p>
135	補正書	本文五号ホ	<p><u>(a-2-1) 高圧代替注水系の現場操作による発電用原子炉の冷却全交流動力・・・なお、人力による措置は容易に行える設計とする。</u></p> <p>(a-2-1-2) 原子炉隔離時冷却系の現場操作による発電用原子炉の冷却 ～</p>
			<p><u>(a-2-1) 原子炉隔離時冷却系の現場操作による発電用原子炉の冷却</u> ～</p> <p><u>(a-2-1) 高圧・・・を削除</u> (a-2-1-2) 以降、項目番号繰上がり</p>

補正書の変更点リスト

No.	修正資料名(該当資料)		資料記載(変更前)	変更後
136	補正書	本文五号ホ	また、原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するために必要な設備として、逃がし安全弁(安全弁機能)を使用する。	本記載を削除
137	補正書	添付八1章	<p>高圧代替注水系は、・・・中央制御室からの操作が可能な設計とする。</p> <p>(2) サポート系故障時に用いる設備</p> <p>a. 高圧代替注水系の現場操作による発電用原子炉の冷却 全交流動力電源及び常設直流電源系統の機能喪失により、・・・ 逃がし安全弁(安全弁機能)を使用する。</p> <p>b. 原子炉隔離時冷却系の現場操作による発電用原子炉の冷却～</p> <p>c. 代替電源設備による原子炉隔離時冷却系の復旧～</p>	<p>高圧代替注水系は、・・・中央制御室からの操作が可能な設計とする。</p> <p>また、高圧代替注水系は、・・・逃がし安全弁(安全弁機能)を使用する。</p> <p>(2) サポート系故障時に用いる設備</p> <p>a. 原子炉隔離時冷却系の現場操作による発電用原子炉の冷却～</p> <p>b. 代替電源設備による原子炉隔離時冷却系の復旧～</p> <p>a. 高圧代替注水系の現場操作による発電用原子炉の冷却、の部位を削除し、フロント系故障時の説明側へ移した(概要を記載)。</p>
138	補正書	添付八1章	<p>・・・スプレイヘッドからドライウエル内及びサブプレッション・チェンバ 内にスプレイする・・・</p> <p>・・・残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却系)が起動できない場合 ・・・</p>	<p>・・・スプレイヘッドからドライウエル内にスプレイする・・・</p> <p>・・・残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却系)及び残留熱除去系 (サブプレッション・プール冷却系)が起動できない場合・・・</p>
139	補正書	添付八1章	<p>・・・あらかじめ十分な水位を確保するとともに、落下した熔融炉心を冷却できる設計とする。</p> <p>格納容器下部注水系(可搬型)は、代替淡水源が枯渇した場合において、・・・</p>	<p>・・・あらかじめ十分な水位を確保するとともに、落下した熔融炉心を冷却できる設計とする。</p> <p>また、可搬型代替注水大型ポンプにより、代替淡水源(代替淡水貯槽を除く)の水を・・・落下した熔融炉心を冷却できる設計とする。</p> <p>なお、代替淡水貯槽からも取水できる設計とする。</p> <p>格納容器下部注水系(可搬型)は、・・・海を利用できる設計とする。</p> <p>格納容器下部注水系(可搬型)は、代替淡水源が枯渇した場合において、・・・</p>
140	補正書 まとめ資料	シーケンス選定 基本的考え方	反応度投入	反応度印加

補正書の変更点リスト

No.	修正資料名(該当資料)	資料記載(変更前)	変更後
141	補正書 まとめ資料	停止時有効性評価 必要な要員及び資源の 評価 (文章側) 災害対策要員(初動): <u>19名</u> 重大事故等対応要員: <u>10名</u> 必要な要員数: <u>19名</u> (タイムチャート) 原子炉保護系母線の復旧操作(中央制御室)の要員: <u>運転員A</u>	(文章側) 災害対策要員(初動): <u>20名</u> 重大事故等対応要員: <u>11名</u> 必要な要員数: <u>20名</u> (タイムチャート) 原子炉保護系母線の復旧操作(中央制御室)の要員: <u>運転員A+</u> <u>運転員B</u> また、 <u>運転員Bが中央制御室の操作を実施することより、現場操作の要員が減ったため、重大事故等要員を1名追加</u>

2018年6月21日 補正書	2018年6月27日 補正書	備 考
<p>することにより全交流動力電源喪失が発生し、安全機能を有する系統及び機器が機能喪失することによって、炉心の著しい損傷に至る事故シーケンスを、事故シーケンスグループ「全交流動力電源喪失」に分類する。</p> <p>なお、P R Aでは電源喪失の事故シーケンスを長期 T B, T B D, T B P 及び T B U に 詳細化して抽出しているが、いずれも全交流動力電源喪失を伴う事故シーケンスであるため、解釈 1-1 (a)に記載の事故シーケンスグループでは「全交流動力電源喪失」に該当するものとして整理する。また、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機による交流電源確保失敗は高圧炉心スプレイ系のシステムモデルに含めてモデル化していることから、区分 I 及び区分 II の非常用交流電源の確保に失敗し、かつ、高圧炉心スプレイ系による炉心冷却に失敗する事故シーケンスを本事故シーケンスグループに分類することとする。</p> <p>(4) 崩壊熱除去機能喪失 (T W, T B W)</p> <p>運転時の異常な過渡変化等の発生後、原子炉圧力容器への注水等の炉心の冷却に成功するものの、格納容器からの崩壊熱除去機能が喪失し、炉心損傷前に格納容器が過圧により破損、その後、炉心の著しい損傷に至るおそれのある事故シーケンスを、事故シーケンスグループ「崩壊熱除去機能喪失」として分類する。</p> <p>(5) 原子炉停止機能喪失 (T C)</p> <p>運転時の異常な過渡変化等の発生後、原子炉停止機能を喪失し、炉心の著しい損傷に至る事故シーケンスを、事故シーケンスグループ「原子炉停止機能喪失」として分類する。</p> <p>(6) L O C A 時注水機能喪失 (A E, S 1 E, S 2 E)</p> <p style="text-align: center;">8</p>	<p>することにより全交流動力電源喪失が発生し、安全機能を有する系統及び機器が機能喪失することによって、炉心の著しい損傷に至る事故シーケンスを、事故シーケンスグループ「全交流動力電源喪失」に分類する。</p> <p>なお、P R Aでは電源喪失の事故シーケンスを長期 T B, T B D, T B P 及び T B U に 細分化して抽出しているが、いずれも全交流動力電源喪失を伴う事故シーケンスであるため、解釈 1-1 (a)に記載の事故シーケンスグループでは「全交流動力電源喪失」に該当するものとして整理する。また、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機による交流電源確保失敗は高圧炉心スプレイ系のシステムモデルに含めてモデル化していることから、区分 I 及び区分 II の非常用交流電源の確保に失敗し、かつ、高圧炉心スプレイ系による炉心冷却に失敗する事故シーケンスを本事故シーケンスグループに分類することとする。</p> <p>(4) 崩壊熱除去機能喪失 (T W, T B W)</p> <p>運転時の異常な過渡変化等の発生後、原子炉圧力容器への注水等の炉心の冷却に成功するものの、格納容器からの崩壊熱除去機能が喪失し、炉心損傷前に格納容器が過圧により破損、その後、炉心の著しい損傷に至るおそれのある事故シーケンスを、事故シーケンスグループ「崩壊熱除去機能喪失」として分類する。</p> <p>(5) 原子炉停止機能喪失 (T C)</p> <p>運転時の異常な過渡変化等の発生後、原子炉停止機能を喪失し、炉心の著しい損傷に至る事故シーケンスを、事故シーケンスグループ「原子炉停止機能喪失」として分類する。</p> <p>(6) L O C A 時注水機能喪失 (A E, S 1 E, S 2 E)</p> <p style="text-align: center;">8</p>	<p style="text-align: center;">記載の適正化</p>

2018年6月21日 補正書	2018年6月27日 補正書	備 考
<p>大破断LOCAの発生後の高圧注水機能及び低圧注水機能の喪失、又は、中小破断LOCAの発生後の「高圧注水機能及び低圧注水機能」又は「高圧注水機能及び原子炉減圧機能」の喪失により、炉心の著しい損傷に至る事故シーケンスを、事故シーケンスグループ「LOCA時注水機能喪失」として分類する。</p> <p>なお、PRAではLOCA時の注水機能喪失シーケンスを、破断口の大きさに応じてAE（大破断LOCAを起因とする事故シーケンス）、S1E（中破断LOCAを起因とする事故シーケンス）及びS2E（小破断LOCAを起因とする事故シーケンス）に詳細化して抽出しているが、いずれもLOCA時の注水機能喪失を伴う事故シーケンスであるため、解釈1-1(a)に記載の事故シーケンスグループでは「LOCA時注水機能喪失」に該当するものとして整理する。</p> <p>(7) 格納容器バイパス（インターフェイスシステムLOCA）（ISLOCA）</p> <p>インターフェイスシステムLOCAの発生後、破断箇所の隔離に失敗し、非常用炉心冷却系（以下「ECCS」という。）等による原子炉水位の確保に失敗することで炉心の著しい損傷に至る事故シーケンスを、事故シーケンスグループ「格納容器バイパス（インターフェイスシステムLOCA）」に分類する。</p> <p>1.1.2.2 追加すべき事故シーケンスグループの検討</p> <p>今回実施したレベル1PRAにより抽出した各事故シーケンス（第1-1表参照）のうち、炉心損傷防止のための緩和機能の喪失状況、プラントの状態及び炉心損傷に至る主要因の観点で解釈</p> <p style="text-align: center;">9</p>	<p>大破断LOCAの発生後の高圧注水機能及び低圧注水機能の喪失、又は、中小破断LOCAの発生後の「高圧注水機能及び低圧注水機能」又は「高圧注水機能及び原子炉減圧機能」の喪失により、炉心の著しい損傷に至る事故シーケンスを、事故シーケンスグループ「LOCA時注水機能喪失」として分類する。</p> <p>なお、PRAではLOCA時の注水機能喪失シーケンスを、破断口の大きさに応じてAE（大破断LOCAを起因とする事故シーケンス）、S1E（中破断LOCAを起因とする事故シーケンス）及びS2E（小破断LOCAを起因とする事故シーケンス）に細分化して抽出しているが、いずれもLOCA時の注水機能喪失を伴う事故シーケンスであるため、解釈1-1(a)に記載の事故シーケンスグループでは「LOCA時注水機能喪失」に該当するものとして整理する。</p> <p>(7) 格納容器バイパス（インターフェイスシステムLOCA）（ISLOCA）</p> <p>インターフェイスシステムLOCAの発生後、破断箇所の隔離に失敗し、非常用炉心冷却系（以下「ECCS」という。）等による原子炉水位の確保に失敗することで炉心の著しい損傷に至る事故シーケンスを、事故シーケンスグループ「格納容器バイパス（インターフェイスシステムLOCA）」に分類する。</p> <p>1.1.2.2 追加すべき事故シーケンスグループの検討</p> <p>今回実施したレベル1PRAにより抽出した各事故シーケンス（第1-1表参照）のうち、炉心損傷防止のための緩和機能の喪失状況、プラントの状態及び炉心損傷に至る主要因の観点で解釈</p> <p style="text-align: center;">9</p>	<p style="text-align: center;">記載の適正化</p>

2018年6月21日 補正書	2018年6月27日 補正書	備 考
<p>お、崩壊熱除去機能喪失で選定した重要事故シーケンスは内部事象レベル 1P R A及び地震レベル 1P R Aから抽出されたシーケンスであったが、第 1-3 表に示すとおり、いずれの P R Aにおいても、事故シーケンスグループ内で最も高い炉心損傷頻度となった事故シーケンスである。</p> <p>(2) 同一のシーケンスグループ内で対策が異なる場合の整理</p> <p>事故シーケンスグループは、基本的に喪失した機能あるいはその組合せによって決定されるものであり、起因事象や機能喪失の原因には依存しない。しかしながら、事故シーケンスへの対策の観点では、同じ事故シーケンスグループに分類される事故シーケンスでも、喪失した機能の喪失原因が異なる場合、有効な対策が異なることがある。</p> <p>具体的には、全交流動力電源喪失がこれに該当するが、同じ炉心損傷防止対策で対応可能な事故シーケンスを 1 つの事故シーケンスグループとし、詳細化した各事故シーケンスグループからそれぞれ重要事故シーケンスを選定した。</p> <p>各々の事故シーケンスグループに対して考慮した内容の詳細は次の 1.3.2 項に示す。</p> <p>1.3.2 重要事故シーケンスの選定結果</p> <p>1.3.1 項の選定の着眼点を踏まえ、同じ事故シーケンスグループに複数の事故シーケンスが含まれる場合には、事象進展が早いもの等、より厳しい事故シーケンスを重要事故シーケンスとして以下のとおりに選定している。また、「(3)全交流動力電源喪失」では機能喪失の状況が異なる事故シーケンスが抽出されたが、原子炉圧力、</p> <p style="text-align: center;">29</p>	<p>お、崩壊熱除去機能喪失で選定した重要事故シーケンスは内部事象レベル 1P R A及び地震レベル 1P R Aから抽出されたシーケンスであったが、第 1-3 表に示すとおり、いずれの P R Aにおいても、事故シーケンスグループ内で最も高い炉心損傷頻度となった事故シーケンスである。</p> <p>(2) 同一のシーケンスグループ内で対策が異なる場合の整理</p> <p>事故シーケンスグループは、基本的に喪失した機能あるいはその組合せによって決定されるものであり、起因事象や機能喪失の原因には依存しない。しかしながら、事故シーケンスへの対策の観点では、同じ事故シーケンスグループに分類される事故シーケンスでも、喪失した機能の喪失原因が異なる場合、有効な対策が異なることがある。</p> <p>具体的には、全交流動力電源喪失がこれに該当するが、同じ炉心損傷防止対策で対応可能な事故シーケンスを 1 つの事故シーケンスグループとし、細分化した各事故シーケンスグループからそれぞれ重要事故シーケンスを選定した。</p> <p>各々の事故シーケンスグループに対して考慮した内容の詳細は次の 1.3.2 項に示す。</p> <p>1.3.2 重要事故シーケンスの選定結果</p> <p>1.3.1 項の選定の着眼点を踏まえ、同じ事故シーケンスグループに複数の事故シーケンスが含まれる場合には、事象進展が早いもの等、より厳しい事故シーケンスを重要事故シーケンスとして以下のとおりに選定している。また、「(3)全交流動力電源喪失」では機能喪失の状況が異なる事故シーケンスが抽出されたが、原子炉圧力、</p> <p style="text-align: center;">29</p>	<p style="text-align: center;">記載の適正化</p>

2018年6月21日 補正書	2018年6月27日 補正書	備 考
<p>選定した。</p> <p>なお、本事故シーケンスグループに含まれる各事故シーケンスに対して有効と考えられる対策に差異がないため、起回事象発生後の事象進展が早いと考えられる過渡事象を起因とした①の事故シーケンスは、②及び③の事故シーケンスに対して包絡性を有しているものとする。</p> <p>(3) 全交流動力電源喪失</p> <p>本事故シーケンスグループからは、機能喪失の状況が異なる4つの事故シーケンスが抽出されたが、原子炉圧力、余裕時間及び対応する主な炉心損傷防止対策の類似性に着目して事故シーケンスグループを以下の3つに詳細化した。</p> <p>①長期TB</p> <p>②TBD, TBU</p> <p>③TBP</p> <p>なお、TBUは、外部電源喪失の発生後、非常用ディーゼル発電機等の故障により全交流動力電源喪失が発生し、原子炉隔離時冷却系による炉心冷却にも失敗する事故シーケンスである。また、TBDは、外部電源喪失の発生後、区分Ⅰ及び区分Ⅱの直流電源の喪失により非常用ディーゼル発電機が機能喪失し、高圧炉心スプレイ系にも失敗することで全交流動力電源喪失に至る事故シーケンスである。TBUにおいては直流電源が健全であるため、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の計装設備は健全である。一方、TBDにおいては区分Ⅰ及び区分Ⅱの直流電源の喪失により設計基準事故対処設備の計装設備が機能喪失するが、直流電源は重大事故等対処設備の常設代替直流電源設備が健全であ</p> <p style="text-align: center;">33</p>	<p>選定した。</p> <p>なお、本事故シーケンスグループに含まれる各事故シーケンスに対して有効と考えられる対策に差異がないため、起回事象発生後の事象進展が早いと考えられる過渡事象を起因とした①の事故シーケンスは、②及び③の事故シーケンスに対して包絡性を有しているものとする。</p> <p>(3) 全交流動力電源喪失</p> <p>本事故シーケンスグループからは、機能喪失の状況が異なる4つの事故シーケンスが抽出されたが、原子炉圧力、余裕時間及び対応する主な炉心損傷防止対策の類似性に着目して事故シーケンスグループを以下の3つに細分化した。</p> <p>①長期TB</p> <p>②TBD, TBU</p> <p>③TBP</p> <p>なお、TBUは、外部電源喪失の発生後、非常用ディーゼル発電機等の故障により全交流動力電源喪失が発生し、原子炉隔離時冷却系による炉心冷却にも失敗する事故シーケンスである。また、TBDは、外部電源喪失の発生後、区分Ⅰ及び区分Ⅱの直流電源の喪失により非常用ディーゼル発電機が機能喪失し、高圧炉心スプレイ系にも失敗することで全交流動力電源喪失に至る事故シーケンスである。TBUにおいては直流電源が健全であるため、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の計装設備は健全である。一方、TBDにおいては区分Ⅰ及び区分Ⅱの直流電源の喪失により設計基準事故対処設備の計装設備が機能喪失するが、直流電源は重大事故等対処設備の常設代替直流電源設備が健全であ</p> <p style="text-align: center;">33</p>	<p style="text-align: center;">記載の適正化</p>

2018年6月21日 補正書	2018年6月27日 補正書	備 考
<p>炉心損傷に至る事故シーケンスである。本事故シーケンスグループへの対策としては、代替原子炉停止手段による原子炉停止等が考えられる。</p> <p>iii) 有効性を確認する主な炉心損傷防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ A T W S 緩和設備（代替再循環系ポンプトリップ機能） ・ ほう酸水注入系 ・ 原子炉隔離時冷却系 ・ 高圧炉心スプレイ系 ・ 残留熱除去系 <p>iv) 選定した重要事故シーケンス</p> <p>① 過渡事象＋原子炉停止失敗</p> <p>v) 選定理由</p> <p>過渡事象（主蒸気隔離弁の誤閉止）に起因する事故シーケンスは、原子炉圧力の上昇が早く、反応度投入の観点で厳しい事象であり、事象進展が早く余裕時間が短く、反応度印加の観点で厳しく出力抑制に必要な設備容量が大きくなる。代表性の観点から、①の事故シーケンスの炉心損傷頻度が最も高い。</p> <p>以上より、①の事故シーケンスを重要事故シーケンスとして選定した。</p> <p>なお、本事故シーケンスグループでは、過渡事象を起因とする事故シーケンスと L O C A を起因とする事故シーケンスが抽出されている。本事故シーケンスグループに対しては、重大事故等対処設備として代替制御棒挿入機能が整備されており、これに期待する場合、L O C A を起因とする事故シーケンスの事象進展は L O C A 時注水機能喪失の事故シーケンスグループに</p> <p style="text-align: center;">43</p>	<p>炉心損傷に至る事故シーケンスである。本事故シーケンスグループへの対策としては、代替原子炉停止手段による原子炉停止等が考えられる。</p> <p>iii) 有効性を確認する主な炉心損傷防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ A T W S 緩和設備（代替再循環系ポンプトリップ機能） ・ ほう酸水注入系 ・ 原子炉隔離時冷却系 ・ 高圧炉心スプレイ系 ・ 残留熱除去系 <p>iv) 選定した重要事故シーケンス</p> <p>① 過渡事象＋原子炉停止失敗</p> <p>v) 選定理由</p> <p>過渡事象（主蒸気隔離弁の誤閉止）に起因する事故シーケンスは、原子炉圧力の上昇が早く、反応度印加の観点で厳しい事象であり、事象進展が早く余裕時間が短く、反応度印加の観点で厳しく出力抑制に必要な設備容量が大きくなる。代表性の観点から、①の事故シーケンスの炉心損傷頻度が最も高い。</p> <p>以上より、①の事故シーケンスを重要事故シーケンスとして選定した。</p> <p>なお、本事故シーケンスグループでは、過渡事象を起因とする事故シーケンスと L O C A を起因とする事故シーケンスが抽出されている。本事故シーケンスグループに対しては、重大事故等対処設備として代替制御棒挿入機能が整備されており、これに期待する場合、L O C A を起因とする事故シーケンスの事象進展は L O C A 時注水機能喪失の事故シーケンスグループに</p> <p style="text-align: center;">43</p>	<p style="text-align: center;">記載の適正化</p>

2018年6月21日 補正書	2018年6月27日 補正書	備 考
<p>包絡される。</p> <p>また、LOCAを起因とする場合、水位低下の観点では厳しいものの、水位低下及びLOCAに伴う減圧によってボイド率が上昇し、負の反応度が投入されると考えられることから、事象発生後の反応度投入に伴う出力抑制の観点では過渡事象を起因とする事故シーケンスの方が厳しいと考えられる。さらに、LOCAを起因として原子炉停止に失敗する事故シーケンスの炉心損傷頻度は 1×10^{-10} / 炉年未満であり極めて小さい。そのため、反応度制御の観点で厳しい過渡事象を起因とする①の事故シーケンスは、本事故シーケンスグループにおいて代表性を有しているものとする。</p> <p>(6) LOCA時注水機能喪失</p> <p>i) 事故シーケンス</p> <p>①小破断LOCA+高圧炉心冷却失敗+低圧炉心冷却失敗</p> <p>②小破断LOCA+高圧炉心冷却失敗+原子炉減圧失敗</p> <p>③中破断LOCA+高圧炉心冷却失敗+低圧炉心冷却失敗</p> <p>④中破断LOCA+高圧炉心冷却失敗+原子炉減圧失敗</p> <p>ii) 事故シーケンスグループの特徴</p> <p>本事故シーケンスグループに含まれる事故シーケンスは、小破断LOCA又は中破断LOCAの発生後、高圧注水機能の喪失に加え、低圧注水機能又は原子炉減圧機能を喪失し、炉心損傷に至る事故シーケンスである。本事故シーケンスグループへの対策としては、代替注水手段による原子炉注水等が考えられる。</p> <p>iii) 有効性を確認する主な炉心損傷防止対策</p> <p style="text-align: center;">44</p>	<p>包絡される。</p> <p>また、LOCAを起因とする場合、水位低下の観点では厳しいものの、水位低下及びLOCAに伴う減圧によってボイド率が上昇し、負の反応度が投入されると考えられることから、事象発生後の反応度印加に伴う出力抑制の観点では過渡事象を起因とする事故シーケンスの方が厳しいと考えられる。さらに、LOCAを起因として原子炉停止に失敗する事故シーケンスの炉心損傷頻度は 1×10^{-10} / 炉年未満であり極めて小さい。そのため、反応度制御の観点で厳しい過渡事象を起因とする①の事故シーケンスは、本事故シーケンスグループにおいて代表性を有しているものとする。</p> <p>(6) LOCA時注水機能喪失</p> <p>i) 事故シーケンス</p> <p>①小破断LOCA+高圧炉心冷却失敗+低圧炉心冷却失敗</p> <p>②小破断LOCA+高圧炉心冷却失敗+原子炉減圧失敗</p> <p>③中破断LOCA+高圧炉心冷却失敗+低圧炉心冷却失敗</p> <p>④中破断LOCA+高圧炉心冷却失敗+原子炉減圧失敗</p> <p>ii) 事故シーケンスグループの特徴</p> <p>本事故シーケンスグループに含まれる事故シーケンスは、小破断LOCA又は中破断LOCAの発生後、高圧注水機能の喪失に加え、低圧注水機能又は原子炉減圧機能を喪失し、炉心損傷に至る事故シーケンスである。本事故シーケンスグループへの対策としては、代替注水手段による原子炉注水等が考えられる。</p> <p>iii) 有効性を確認する主な炉心損傷防止対策</p> <p style="text-align: center;">44</p>	<p style="text-align: center;">記載の適正化</p>

2018年6月21日 補正書	2018年6月27日 補正書	備 考
<p>が発生し、その際の発生エネルギーによって原子炉圧力容器の蓋がミサイルとなって格納容器に衝突し、格納容器破損に至る格納容器破損モードである。</p> <p>ただし、これまでの炉内溶融燃料－冷却材相互作用に係る研究等の知見から、炉内溶融燃料－冷却材相互作用により格納容器が破損する可能性は十分低いため、内部事象レベル 1. 5 P R A では格納容器破損モードとして設定していない。</p> <p>k. 水素燃焼</p> <p>格納容器内に酸素等の反応性のガスが混在していた場合にジルコニウム－水反応等によって発生した水素と反応して激しい燃焼が生じ、格納容器の破損に至る格納容器破損モードである。</p> <p>ただし、東海第二発電所では、運転中、格納容器内を窒素置換し、酸素濃度を低く管理しているため、水素濃度及び酸素濃度が可燃限界に至る可能性は十分低い。このため、内部事象レベル 1. 5 P R A では格納容器破損モードとして設定していない。</p> <p>l. 溶融物直接接触</p> <p>原子炉圧力容器破損後に格納容器下部へ落下した溶融炉心が格納容器下部の床からその外側のドライウエルの床に拡がり、高温の溶融炉心がドライウエルの壁（バウンダリ）に接触してドライウエル壁の一部が溶融貫通し、格納容器の破損に至る格納容器破損モードである。</p> <p>ただし、東海第二発電所の M a r k - II 型格納容器においては、ペDESTAL（ドライウエル部）内に蓄積したデブリがドライウエル床には拡がらない格納容器構造となっているため、内</p>	<p>が発生し、その際の発生エネルギーによって原子炉圧力容器の蓋がミサイルとなって格納容器に衝突し、格納容器破損に至る格納容器破損モードである。</p> <p>ただし、これまでの炉内溶融燃料－冷却材相互作用に係る研究等の知見から、炉内溶融燃料－冷却材相互作用により格納容器が破損する可能性は十分低いため、内部事象レベル 1. 5 P R A では格納容器破損モードとして設定していない。</p> <p>k. 水素燃焼</p> <p>格納容器内に酸素等の反応性のガスが混在していた場合にジルコニウム－水反応等によって発生した水素と反応して激しい燃焼が生じ、格納容器の破損に至る格納容器破損モードである。</p> <p>ただし、東海第二発電所では、窒素置換による格納容器内雰囲気の不活性化によって運転中の格納容器内の酸素濃度が低く管理されているため、水素濃度及び酸素濃度が可燃限界に至る可能性は十分低い。このため、内部事象レベル 1. 5 P R A では格納容器破損モードとして設定していない。</p> <p>l. 溶融物直接接触</p> <p>原子炉圧力容器破損後に格納容器下部へ落下した溶融炉心が格納容器下部の床からその外側のドライウエルの床に拡がり、高温の溶融炉心がドライウエルの壁（バウンダリ）に接触してドライウエル壁の一部が溶融貫通し、格納容器の破損に至る格納容器破損モードである。</p> <p>ただし、東海第二発電所の M a r k - II 型格納容器においては、ペDESTAL（ドライウエル部）内に蓄積したデブリがドライウエル床には拡がらない格納容器構造となっているため、内</p>	<p>記載の適正化</p>

2018年6月21日 補正書	2018年6月27日 補正書	備 考
<div data-bbox="195 285 1133 411" style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・格納容器直接接触（シェルアタック） ・溶融炉心・コンクリート相互作用 </div> <p>なお、レベル 1. 5 P R A より抽出した溶融物がサプレッション・プールへ落下した後に発生する格納容器破損モードについては、ペDESTAL（ドライウエル部）床における溶融炉心・コンクリート相互作用に引き続いて発生する格納容器破損モードであること、及び当該格納容器破損モードの防止のためにはペDESTAL（ドライウエル部）床における溶融炉心・コンクリート相互作用を防止することが有効であることを考慮し、解釈に基づき必ず想定する格納容器破損モード「溶融炉心・コンクリート相互作用」として整理した。</p> <p>また、当該破損モードの有効性評価では、ペDESTAL床（ドライウエル部）における溶融炉心・コンクリート相互作用に対する対策の有効性を確認し、溶融炉心がペDESTAL（ドライウエル部）内に保持可能であることを確認する（別紙8）。</p> <p>必ず想定する格納容器破損モードのうち、格納容器直接接触（シェルアタック）は、格納容器下部の床面とその外側のドライウエルの床面とが同じ高さに設計されている B W R M a r k - I 型の格納容器に特有の破損モードであり、東海第二発電所の M a r k - II 型格納容器では、溶融炉心が格納容器バウンダリに直接接触することはない構造であることから、格納容器破損モードとして考慮しない（別紙9）。</p> <div data-bbox="172 1583 1127 1818" style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p>また、必ず想定する格納容器破損モードのうち、水素燃焼に関しては、東海第二発電所では、運転中、格納容器内を窒素置換し、酸素濃度を低く管理しているため、水素濃度及び酸素濃度が可燃限界に至る可能性は十分低い。このため、本破損モードはレベル 1. 5</p> </div> <p style="text-align: center;">76</p>	<div data-bbox="1371 285 2309 411" style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・格納容器直接接触（シェルアタック） ・溶融炉心・コンクリート相互作用 </div> <p>なお、レベル 1. 5 P R A より抽出した溶融物がサプレッション・プールへ落下した後に発生する格納容器破損モードについては、ペDESTAL（ドライウエル部）床における溶融炉心・コンクリート相互作用に引き続いて発生する格納容器破損モードであること、及び当該格納容器破損モードの防止のためにはペDESTAL（ドライウエル部）床における溶融炉心・コンクリート相互作用を防止することが有効であることを考慮し、解釈に基づき必ず想定する格納容器破損モード「溶融炉心・コンクリート相互作用」として整理した。</p> <p>また、当該破損モードの有効性評価では、ペDESTAL床（ドライウエル部）における溶融炉心・コンクリート相互作用に対する対策の有効性を確認し、溶融炉心がペDESTAL（ドライウエル部）内に保持可能であることを確認する（別紙8）。</p> <p>必ず想定する格納容器破損モードのうち、格納容器直接接触（シェルアタック）は、格納容器下部の床面とその外側のドライウエルの床面とが同じ高さに設計されている B W R M a r k - I 型の格納容器に特有の破損モードであり、東海第二発電所の M a r k - II 型格納容器では、溶融炉心が格納容器バウンダリに直接接触することはない構造であることから、格納容器破損モードとして考慮しない（別紙9）。</p> <div data-bbox="1347 1583 2303 1818" style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p>また、必ず想定する格納容器破損モードのうち、水素燃焼に関しては、東海第二発電所では、窒素置換による格納容器内雰囲気の不活性化によって運転中の格納容器内の酸素濃度が低く管理されているため、水素濃度及び酸素濃度が可燃限界に至る可能性は十分低い。</p> </div> <p style="text-align: center;">76</p>	<p style="text-align: center;">記載の適正化</p>

2018年6月21日 補正書	2018年6月27日 補正書	備 考
<p>①大破断 L O C A + 高圧炉心冷却失敗 + 低圧炉心冷却失敗</p> <p>②中破断 L O C A + 高圧炉心冷却失敗 + 低圧炉心冷却失敗</p> <p>③中破断 L O C A + 高圧炉心冷却失敗 + 原子炉減圧失敗</p> <p>④小破断 L O C A + 高圧炉心冷却失敗 + 低圧炉心冷却失敗</p> <p>⑤小破断 L O C A + 高圧炉心冷却失敗 + 原子炉減圧失敗</p> <p>b. 有効性を確認する主な格納容器破損防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 低圧代替注水系(常設) ・ 代替格納容器スプレイ冷却系(常設) ・ 代替循環冷却系 ・ 格納容器圧力逃がし装置 <p>c. 選定した評価事故シーケンス</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 2px;"> <p>①大破断 L O C A + 高圧炉心冷却失敗 + 低圧炉心冷却失敗 (全交流動力電源喪失の重畳を考慮)</p> </div> <p>d. 選定理由</p> <p>a. の事故シーケンスのうち、中破断 L O C A 及び小破断 L O C A に比べて破断口径が大きいことから事象進展が早く、格納容器圧力及び格納容器雰囲気温度上昇の観点で厳しい大破断 L O C A を起因とし、炉心損傷防止が困難な事故シーケンスとして「1.3.2 重要事故シーケンスの選定結果」にて挙げた事故シーケンスとの包絡関係や、格納容器破損防止対策を講じるための対応時間の厳しさの観点を踏まえて評価事故シーケンスを選定した。</p> <p>(2) 高圧熔融物放出／格納容器雰囲気直接加熱</p> <p>本格納容器破損モードに至る可能性のある P D S のうち、長期 T B は炉心損傷に至る前に R C I C による一時的な冷却に成功しており、起因事象発生から原子炉減圧までの時間余裕の観点では</p>	<p>a. 事故シーケンス</p> <p>①大破断 L O C A + 高圧炉心冷却失敗 + 低圧炉心冷却失敗</p> <p>②中破断 L O C A + 高圧炉心冷却失敗 + 低圧炉心冷却失敗</p> <p>③中破断 L O C A + 高圧炉心冷却失敗 + 原子炉減圧失敗</p> <p>④小破断 L O C A + 高圧炉心冷却失敗 + 低圧炉心冷却失敗</p> <p>⑤小破断 L O C A + 高圧炉心冷却失敗 + 原子炉減圧失敗</p> <p>b. 有効性を確認する主な格納容器破損防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 低圧代替注水系(常設) ・ 代替格納容器スプレイ冷却系(常設) ・ 代替循環冷却系 ・ 格納容器圧力逃がし装置 <p>c. 選定した評価事故シーケンス</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 2px;"> <p>①大破断 L O C A + 高圧炉心冷却失敗 + 低圧炉心冷却失敗* ※ 全交流動力電源喪失の重畳を考慮</p> </div> <p>d. 選定理由</p> <p>a. の事故シーケンスのうち、中破断 L O C A 及び小破断 L O C A に比べて破断口径が大きいことから事象進展が早く、格納容器圧力及び格納容器雰囲気温度上昇の観点で厳しい大破断 L O C A を起因とし、炉心損傷防止が困難な事故シーケンスとして「1.3.2 重要事故シーケンスの選定結果」にて挙げた事故シーケンスとの包絡関係や、格納容器破損防止対策を講じるための対応時間の厳しさの観点を踏まえて評価事故シーケンスを選定した。</p> <p>(2) 高圧熔融物放出／格納容器雰囲気直接加熱</p> <p>本格納容器破損モードに至る可能性のある P D S のうち、長期 T B は炉心損傷に至る前に R C I C による一時的な冷却に成功し</p>	<p>記載の適正化</p>

2018年6月21日 補正書	2018年6月27日 補正書	備 考
<p>T Q U X, T B D, T B Uが厳しいP D Sとなる。高圧状態で炉心損傷に至る点ではT Q U X, T B D, T B UにP D S選定上の有意な違いはないことから、これらのうち、本格納容器破損モードを代表するP D Sとして、T Q U Xを選定する。また、このP D Sに全交流動力電源喪失を重畳させることで、電源の復旧、注水機能の確保等の格納容器破損防止対策を講じるための対応時間が厳しいシナリオとする。</p> <p>a. 事故シーケンス</p> <p>①過渡事象＋高圧炉心冷却失敗＋原子炉減圧失敗＋炉心損傷後の原子炉減圧失敗（＋D C H）</p> <p>②手動停止／サポート系喪失（手動停止）＋高圧炉心冷却失敗＋原子炉減圧失敗＋炉心損傷後の原子炉減圧失敗（＋D C H）</p> <p>③サポート系喪失（自動停止）＋高圧炉心冷却失敗＋原子炉減圧失敗＋炉心損傷後の原子炉減圧失敗（＋D C H）</p> <p>b. 有効性を確認する主な格納容器破損防止対策</p> <p>・手動減圧</p> <p>c. 選定した事故シーケンス</p> <p>①過渡事象＋高圧炉心冷却失敗＋原子炉減圧失敗＋炉心損傷後の原子炉減圧失敗（＋D C H）（全交流動力電源喪失の重畳を考慮）</p> <p>d. 選定理由</p> <p>T Q U Xに属する事故シーケンスのうち、事象進展が早く、原子炉圧力容器破損までの時間の観点で厳しい過渡事象（給水流量の全喪失）を起因とする事故シーケンスを評価事故シーケンスと</p> <p style="text-align: center;">87</p>	<p>ており、起因事象発生から原子炉減圧までの時間余裕の観点ではT Q U X, T B D, T B Uが厳しいP D Sとなる。高圧状態で炉心損傷に至る点ではT Q U X, T B D, T B UにP D S選定上の有意な違いはないことから、これらのうち、本格納容器破損モードを代表するP D Sとして、T Q U Xを選定する。また、このP D Sに全交流動力電源喪失を重畳させることで、電源の復旧、注水機能の確保等の格納容器破損防止対策を講じるための対応時間が厳しいシナリオとする。</p> <p>a. 事故シーケンス</p> <p>①過渡事象＋高圧炉心冷却失敗＋原子炉減圧失敗＋炉心損傷後の原子炉減圧失敗（＋D C H）</p> <p>②手動停止／サポート系喪失（手動停止）＋高圧炉心冷却失敗＋原子炉減圧失敗＋炉心損傷後の原子炉減圧失敗（＋D C H）</p> <p>③サポート系喪失（自動停止）＋高圧炉心冷却失敗＋原子炉減圧失敗＋炉心損傷後の原子炉減圧失敗（＋D C H）</p> <p>b. 有効性を確認する主な格納容器破損防止対策</p> <p>・手動減圧</p> <p>c. 選定した事故シーケンス</p> <p>①過渡事象＋高圧炉心冷却失敗＋原子炉減圧失敗＋炉心損傷後の原子炉減圧失敗（＋D C H）※</p> <p>※ 全交流動力電源喪失の重畳を考慮</p> <p>d. 選定理由</p> <p>T Q U Xに属する事故シーケンスのうち、事象進展が早く、原子炉圧力容器破損までの時間の観点で厳しい過渡事象（給水流量</p> <p style="text-align: center;">87</p>	<p style="text-align: center;">記載の適正化</p>

2018年6月21日 補正書	2018年6月27日 補正書	備 考
<p>c. 選定した評価事故シーケンス</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p>① 過渡事象+高圧炉心冷却失敗+低圧炉心冷却失敗+損傷炉心冷却失敗+(FCI(ペDESTAL)) (全交流動力電源喪失の重畳を考慮)</p> <p style="text-align: center;">89</p> </div> <p>d. 選定理由</p> <p>TQUVに属する事故シーケンスのうち、事象進展が早い過渡事象(給水流量の全喪失)を起因とし、発生頻度の観点で大きいと考えられる逃がし安全弁再閉鎖失敗を含まない事故シーケンスを評価事故シーケンスとして選定した。</p> <p>(4) 水素燃焼</p> <p>東海第二発電所では、通常運転時から格納容器内が窒素置換され、初期酸素濃度が低く保たれている。炉心損傷に伴い、水素濃度は容易に13vol%を超えることから、水素燃焼防止の観点からは酸素濃度が重要となるため、炉心損傷により放出される核分裂生成物による水の放射線分解に伴う酸素濃度の上昇に着目する。</p> <p>本格納容器破損モードはPRAから抽出されたものではないが、評価のためにPDSを格納容器先行破損の事故シーケンス以外のPDSから選定する。酸素は水の放射線分解で発生するが、酸素濃度は他の気体の存在量の影響を受けるため、炉心損傷後の格納容器内の気体組成を考える上で影響が大きいと考えられるジルコニウム-水反応による水素発生に着目する。原子炉注水に期待しない場合のジルコニウム-水反応の挙動は事象発生時の原子炉圧力容器外への冷却材の放出経路から、LOCAとその他のPDSに大別できる。LOCAでは事象発生と同時に原子炉圧力容器が大きく減圧され、冷却材が多量に原子炉圧力容器外に排出されることから、ジルコニウム-水反応に寄与する冷却材の量が少なくなり、水素濃度は13vol%を上回るものの、その他のPDSに比べて水素発生量が少なくなると考えられる。</p> <p style="text-align: center;">90</p>	<p>c. 選定した評価事故シーケンス</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p>① 過渡事象+高圧炉心冷却失敗+低圧炉心冷却失敗+損傷炉心冷却失敗+(FCI(ペDESTAL))[*]</p> <p style="text-align: center;">89</p> <p style="text-align: center;">※ 全交流動力電源喪失の重畳を考慮</p> </div> <p>d. 選定理由</p> <p>TQUVに属する事故シーケンスのうち、事象進展が早い過渡事象(給水流量の全喪失)を起因とし、発生頻度の観点で大きいと考えられる逃がし安全弁再閉鎖失敗を含まない事故シーケンスを評価事故シーケンスとして選定した。</p> <p>(4) 水素燃焼</p> <p>東海第二発電所では、通常運転時から格納容器内が窒素置換され、初期酸素濃度が低く保たれている。炉心損傷に伴い、水素濃度は容易に13vol%を超えることから、水素燃焼防止の観点からは酸素濃度が重要となるため、炉心損傷により放出される核分裂生成物による水の放射線分解に伴う酸素濃度の上昇に着目する。</p> <p>本格納容器破損モードはPRAから抽出されたものではないが、評価のためにPDSを格納容器先行破損の事故シーケンス以外のPDSから選定する。酸素は水の放射線分解で発生するが、酸素濃度は他の気体の存在量の影響を受けるため、炉心損傷後の格納容器内の気体組成を考える上で影響が大きいと考えられるジルコニウム-水反応による水素発生に着目する。原子炉注水に期待しない場合のジルコニウム-水反応の挙動は事象発生時の原子炉圧力容器外への冷却材の放出経路から、LOCAとその他のPDSに大別できる。LOCAでは事象発生と同時に原子炉圧力容器が大きく減圧され、冷却材が多量に原子炉圧力容器外に排出されることから、ジルコニウム-水反応に寄与する冷却材の量が少なくなり、水素濃度は13vol%を上回るものの、その他のPDSに比</p> <p style="text-align: center;">90</p>	<p>記載の適正化</p>

2018年6月21日 補正書	2018年6月27日 補正書	備 考
<p>このため、水の放射線分解によって増加する酸素濃度が他の PDS よりも相対的に高くなる可能性が考えられる LOCA を選定する。これに加え、「雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損）」の評価シーケンスでは、対応の厳しさの観点で全交流動力電源喪失を重畳させていることを考慮し、LOCA に全交流動力電源喪失の重畳を考慮するものとする。</p> <p>a. 事故シーケンス</p> <p>—</p> <p>b. 有効性を確認する主な格納容器破損防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型窒素供給装置による格納容器内への窒素注入 <p>c. 選定した評価事故シーケンス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大破断 LOCA + 高圧炉心冷却失敗 + 低圧炉心冷却失敗 (全交流動力電源喪失の重畳を考慮) <p>d. 選定理由</p> <p>「雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損）」において、格納容器破損防止対策を講じるための対応時間の厳しさの観点を踏まえて選定した評価事故シーケンスを本格納容器破損モードの評価事故シーケンスとして選定した。</p> <p>(5) 溶融炉心・コンクリート相互作用</p> <p>本格納容器破損モードに至る可能性のある PDS のうち、溶融炉心・コンクリート相互作用 (MCCI) の観点からは、ペDESTAL (ドライウェル部) に落下する溶融炉心の割合が多いシーケンスが厳しくなる。原子炉圧力容器が高圧で破損に至る場合、格納容器に放出される溶融炉心が分散され易く、また、落下速度が大きくなることで、ペDESTAL (ドライウェル部) に落下した際</p>	<p>べて水素発生量が少なくなると考えられる。</p> <p>このため、水の放射線分解によって増加する酸素濃度が他の PDS よりも相対的に高くなる可能性が考えられる LOCA を選定する。これに加え、「雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損）」の評価シーケンスでは、対応の厳しさの観点で全交流動力電源喪失を重畳させていることを考慮し、LOCA に全交流動力電源喪失の重畳を考慮するものとする。</p> <p>a. 事故シーケンス</p> <p>—</p> <p>b. 有効性を確認する主な格納容器破損防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型窒素供給装置による格納容器内への窒素注入 <p>c. 選定した評価事故シーケンス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大破断 LOCA + 高圧炉心冷却失敗 + 低圧炉心冷却失敗[*] ※ 全交流動力電源喪失の重畳を考慮 <p>d. 選定理由</p> <p>「雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損）」において、格納容器破損防止対策を講じるための対応時間の厳しさの観点を踏まえて選定した評価事故シーケンスを本格納容器破損モードの評価事故シーケンスとして選定した。</p> <p>(5) 溶融炉心・コンクリート相互作用</p> <p>本格納容器破損モードに至る可能性のある PDS のうち、溶融炉心・コンクリート相互作用 (MCCI) の観点からは、ペDESTAL (ドライウェル部) に落下する溶融炉心の割合が多いシーケンスが厳しくなる。原子炉圧力容器が高圧で破損に至る場合、格納容器に放出される溶融炉心が分散され易く、また、落下速度が</p>	<p>記載の適正化</p>

2018年6月21日 補正書	2018年6月27日 補正書	備 考
<p>② 過渡事象＋逃がし安全弁再開鎖失敗＋高圧炉心冷却失敗＋低圧炉心冷却失敗＋損傷炉心冷却失敗（＋デブリ冷却失敗（ペDESTAL））</p> <p>③ 手動停止／サポート系喪失（手動停止）＋高圧炉心冷却失敗＋低圧炉心冷却失敗＋損傷炉心冷却失敗（＋デブリ冷却失敗（ペDESTAL））</p> <p>④ 手動停止／サポート系喪失（手動停止）＋逃がし安全弁再開鎖失敗＋高圧炉心冷却失敗＋低圧炉心冷却失敗＋損傷炉心冷却失敗（＋デブリ冷却失敗（ペDESTAL））</p> <p>⑤ サポート系喪失（自動停止）＋高圧炉心冷却失敗＋低圧炉心冷却失敗＋損傷炉心冷却失敗（＋デブリ冷却失敗（ペDESTAL））</p> <p>⑥ サポート系喪失（自動停止）＋逃がし安全弁再開鎖失敗＋高圧炉心冷却失敗＋低圧炉心冷却失敗＋損傷炉心冷却失敗（＋デブリ冷却失敗（ペDESTAL））</p> <p>b. 有効性を確認する主な格納容器破損防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・格納容器下部注水系（常設） <p>c. 選定した評価事故シーケンス</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p>① 過渡事象＋高圧炉心冷却失敗＋低圧炉心冷却失敗＋損傷炉心冷却失敗＋デブリ冷却失敗（ペDESTAL）（全交流動力電源喪失の重畳を考慮）</p> </div> <p>d. 選定理由</p> <p>T Q U Vに属する事故シーケンスのうち、事象進展が早い過渡事象（給水流量の全喪失）を起因とし、発生頻度の観点で大きいと考えられる逃がし安全弁の再開失敗を含まない事故シーケンス</p> <p style="text-align: center;">93</p>	<p>心冷却失敗（＋デブリ冷却失敗（ペDESTAL））</p> <p>② 過渡事象＋逃がし安全弁再開鎖失敗＋高圧炉心冷却失敗＋低圧炉心冷却失敗＋損傷炉心冷却失敗（＋デブリ冷却失敗（ペDESTAL））</p> <p>③ 手動停止／サポート系喪失（手動停止）＋高圧炉心冷却失敗＋低圧炉心冷却失敗＋損傷炉心冷却失敗（＋デブリ冷却失敗（ペDESTAL））</p> <p>④ 手動停止／サポート系喪失（手動停止）＋逃がし安全弁再開鎖失敗＋高圧炉心冷却失敗＋低圧炉心冷却失敗＋損傷炉心冷却失敗（＋デブリ冷却失敗（ペDESTAL））</p> <p>⑤ サポート系喪失（自動停止）＋高圧炉心冷却失敗＋低圧炉心冷却失敗＋損傷炉心冷却失敗（＋デブリ冷却失敗（ペDESTAL））</p> <p>⑥ サポート系喪失（自動停止）＋逃がし安全弁再開鎖失敗＋高圧炉心冷却失敗＋低圧炉心冷却失敗＋損傷炉心冷却失敗（＋デブリ冷却失敗（ペDESTAL））</p> <p>b. 有効性を確認する主な格納容器破損防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・格納容器下部注水系（常設） <p>c. 選定した評価事故シーケンス</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p>① 過渡事象＋高圧炉心冷却失敗＋低圧炉心冷却失敗＋損傷炉心冷却失敗＋デブリ冷却失敗（ペDESTAL）※</p> <p>※ 全交流動力電源喪失の重畳を考慮</p> </div> <p>d. 選定理由</p> <p>T Q U Vに属する事故シーケンスのうち、事象進展が早い過渡事象（給水流量の全喪失）を起因とし、発生頻度の観点で大きい</p> <p style="text-align: center;">93</p>	<p style="text-align: center;">記載の適正化</p>

2018年6月21日 補正書	2018年6月27日 補正書	備考
<p>するための措置が基本的に同じとなるよう、炉心損傷に至る主要因の観点から以下の事故シーケンスグループに分類する。なお、PRAではLOCA時の注水機能喪失事故シーケンスを、破断口径の大きさに応じて大破断LOCA、中破断LOCA及び小破断LOCAに詳細化して抽出しているが、いずれもLOCA時の注水機能喪失を伴う事故シーケンスグループであるため、LOCA時注水機能喪失に該当するものとして整理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 高圧・低圧注水機能喪失 b. 高圧注水・減圧機能喪失 c. 全交流動力電源喪失 d. 崩壊熱除去機能喪失 e. 原子炉停止機能喪失 f. LOCA時注水機能喪失 g. 格納容器バイパス（インターフェイスシステムLOCA） h. 津波浸水による最終ヒートシンク喪失 <p>津波特有の事故シーケンスでは、敷地内への浸水により内部事象起因の事故シーケンスとは本発電用原子炉施設への影響が異なることから、津波特有の事故シーケンスグループとして抽出している。</p> <p>また、地震及び津波特有の事象で、以下に示す7つの事故シーケンスは、地震動や津波高さに応じた詳細な損傷の程度や影響を評価することが困難なことから、上記の事故シーケンスグループと直接的に対応せず、炉心損傷に直結するものとして抽出している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Excessive LOCA ・ 計装・制御系喪失 ・ 格納容器バイパス（地震による配管の格納容器外での破損と隔離弁の閉失敗の重畳） <p style="text-align: center;">10-6-8</p>	<p>するための措置が基本的に同じとなるよう、炉心損傷に至る主要因の観点から以下の事故シーケンスグループに分類する。なお、PRAではLOCA時の注水機能喪失事故シーケンスを、破断口径の大きさに応じて大破断LOCA、中破断LOCA及び小破断LOCAに細分化して抽出しているが、いずれもLOCA時の注水機能喪失を伴う事故シーケンスグループであるため、LOCA時注水機能喪失に該当するものとして整理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 高圧・低圧注水機能喪失 b. 高圧注水・減圧機能喪失 c. 全交流動力電源喪失 d. 崩壊熱除去機能喪失 e. 原子炉停止機能喪失 f. LOCA時注水機能喪失 g. 格納容器バイパス（インターフェイスシステムLOCA） h. 津波浸水による最終ヒートシンク喪失 <p>津波特有の事故シーケンスでは、敷地内への浸水により内部事象起因の事故シーケンスとは本発電用原子炉施設への影響が異なることから、津波特有の事故シーケンスグループとして抽出している。</p> <p>また、地震及び津波特有の事象で、以下に示す7つの事故シーケンスは、地震動や津波高さに応じた詳細な損傷の程度や影響を評価することが困難なことから、上記の事故シーケンスグループと直接的に対応せず、炉心損傷に直結するものとして抽出している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Excessive LOCA ・ 計装・制御系喪失 ・ 格納容器バイパス（地震による配管の格納容器外での破損と隔離弁の閉失敗の重畳） <p style="text-align: center;">10-6-8</p>	<p>記載の適正化</p>

2018年6月21日 補正書	2018年6月27日 補正書	備 考
<p>渡事象+高圧炉心冷却失敗+原子炉減圧失敗」を重要事故シーケンスとして選定する。</p> <p>c. 全交流動力電源喪失</p> <p>本事故シーケンスグループからは、機能喪失の状況が異なる4つの事故シーケンスが抽出されたが、原子炉圧力、時間余裕及び対応する主な炉心損傷防止対策に着目して事故シーケンスグループを以下の3つに詳細化した事故シーケンスグループとして分類し、重要事故シーケンスとして選定する。</p> <p>(a) 長期TB</p> <p>本事故シーケンスグループは、外部電源喪失の発生後、非常用ディーゼル発電機等の故障により全交流動力電源喪失が発生し、原子炉隔離時冷却系により炉心冷却を継続するが、蓄電池の直流電源供給能力が枯渇して、原子炉隔離時冷却系が機能喪失し、原子炉が高圧状態で炉心損傷に至るものである。</p> <p>本事故シーケンスグループには、外部電源喪失を起因とする事故シーケンスとサポート系喪失（直流電源故障）を起因とする事故シーケンスが含まれるが、いずれも蓄電池枯渇による原子炉隔離時冷却系の停止後の炉心損傷防止対策の実施に対する余裕時間に有意な差異はないため、事象発生初期の事象進展に着目する。外部電源喪失を起因とする事故シーケンスは事象発生により給水・復水系が停止するため原子炉水位の低下が早い。そのため、余裕時間及び設備容量の観点で厳しく、代表性の観点からも炉心損傷頻度が最も高い、「外部電源喪失+DG失敗+HPCS失敗（蓄電池枯渇後RCIC停止）」を重要事故シーケンスとして選定する。</p> <p>(b) TBD, TBU</p> <p style="text-align: center;">10-6-11</p>	<p>渡事象+高圧炉心冷却失敗+原子炉減圧失敗」を重要事故シーケンスとして選定する。</p> <p>c. 全交流動力電源喪失</p> <p>本事故シーケンスグループからは、機能喪失の状況が異なる4つの事故シーケンスが抽出されたが、原子炉圧力、時間余裕及び対応する主な炉心損傷防止対策に着目して事故シーケンスグループを以下の3つに細分化した事故シーケンスグループとして分類し、重要事故シーケンスとして選定する。</p> <p>(a) 長期TB</p> <p>本事故シーケンスグループは、外部電源喪失の発生後、非常用ディーゼル発電機等の故障により全交流動力電源喪失が発生し、原子炉隔離時冷却系により炉心冷却を継続するが、蓄電池の直流電源供給能力が枯渇して、原子炉隔離時冷却系が機能喪失し、原子炉が高圧状態で炉心損傷に至るものである。</p> <p>本事故シーケンスグループには、外部電源喪失を起因とする事故シーケンスとサポート系喪失（直流電源故障）を起因とする事故シーケンスが含まれるが、いずれも蓄電池枯渇による原子炉隔離時冷却系の停止後の炉心損傷防止対策の実施に対する余裕時間に有意な差異はないため、事象発生初期の事象進展に着目する。外部電源喪失を起因とする事故シーケンスは事象発生により給水・復水系が停止するため原子炉水位の低下が早い。そのため、余裕時間及び設備容量の観点で厳しく、代表性の観点からも炉心損傷頻度が最も高い、「外部電源喪失+DG失敗+HPCS失敗（蓄電池枯渇後RCIC停止）」を重要事故シーケンスとして選定する。</p> <p>(b) TBD, TBU</p> <p style="text-align: center;">10-6-11</p>	<p style="text-align: center;">記載の適正化</p>

2018年6月21日 補正書	2018年6月27日 補正書	備 考
<p>蒸気負荷の観点で厳しい過渡事象（反応度投入の観点で最も厳しく，格納容器隔離によって炉心からの発生蒸気が全て格納容器に流入する主蒸気隔離弁誤閉止を選定）を起因とする，「過渡事象＋原子炉停止失敗」を重要事故シーケンスとして選定する。</p> <p>f. LOCA時注水機能喪失</p> <p>本事故シーケンスグループは，小破断LOCA又は中破断LOCAの発生後，高圧注水機能の喪失に加え，低圧注水機能又は原子炉減圧機能を喪失し，炉心損傷に至るものである。</p> <p>本事故シーケンスグループに含まれる事故シーケンスのうち，中破断LOCAを起因とする事故シーケンスは，小破断LOCAに比べて破断面積が大きいことにより流出流量が多く，事象進展が早いため，余裕時間の観点で厳しい。また，設備容量の観点では，原子炉減圧に用いる逃がし安全弁は十分な台数が設置されているが，低圧の代替注水設備の設備容量は低圧非常用炉心冷却系より少ないため，低圧炉心冷却に失敗する事故シーケンスの方が厳しい。代表性の観点からは，中破断LOCAを起因とし高圧炉心冷却及び低圧炉心冷却に失敗する事故シーケンスの炉心損傷頻度が最も高い。</p> <p>以上を踏まえ，中破断LOCAを起因とし，高圧炉心冷却及び低圧炉心冷却に失敗する，「中破断LOCA＋高圧炉心冷却失敗＋低圧炉心冷却失敗」を重要事故シーケンスとして選定する。</p> <p>なお，上記の重要事故シーケンスは，低圧炉心冷却失敗が含まれており，低圧非常用炉心冷却系の機能喪失は残留熱除去系による崩壊熱除去機能にも期待できないこととほぼ同義であることから，事故シーケンスグループ「d. 崩壊熱除去機能喪失」のLOCAを起因とする事故シーケンスを包絡する。</p> <p>10-6-15</p>	<p>蒸気負荷の観点で厳しい過渡事象（反応度印加の観点で最も厳しく，格納容器隔離によって炉心からの発生蒸気が全て格納容器に流入する主蒸気隔離弁誤閉止を選定）を起因とする，「過渡事象＋原子炉停止失敗」を重要事故シーケンスとして選定する。</p> <p>f. LOCA時注水機能喪失</p> <p>本事故シーケンスグループは，小破断LOCA又は中破断LOCAの発生後，高圧注水機能の喪失に加え，低圧注水機能又は原子炉減圧機能を喪失し，炉心損傷に至るものである。</p> <p>本事故シーケンスグループに含まれる事故シーケンスのうち，中破断LOCAを起因とする事故シーケンスは，小破断LOCAに比べて破断面積が大きいことにより流出流量が多く，事象進展が早いため，余裕時間の観点で厳しい。また，設備容量の観点では，原子炉減圧に用いる逃がし安全弁は十分な台数が設置されているが，低圧の代替注水設備の設備容量は低圧非常用炉心冷却系より少ないため，低圧炉心冷却に失敗する事故シーケンスの方が厳しい。代表性の観点からは，中破断LOCAを起因とし高圧炉心冷却及び低圧炉心冷却に失敗する事故シーケンスの炉心損傷頻度が最も高い。</p> <p>以上を踏まえ，中破断LOCAを起因とし，高圧炉心冷却及び低圧炉心冷却に失敗する，「中破断LOCA＋高圧炉心冷却失敗＋低圧炉心冷却失敗」を重要事故シーケンスとして選定する。</p> <p>なお，上記の重要事故シーケンスは，低圧炉心冷却失敗が含まれており，低圧非常用炉心冷却系の機能喪失は残留熱除去系による崩壊熱除去機能にも期待できないこととほぼ同義であることから，事故シーケンスグループ「d. 崩壊熱除去機能喪失」のLOCAを起因とする事故シーケンスを包絡する。</p> <p>10-6-15</p>	<p>記載の適正化</p>

2018年6月21日 補正書	2018年6月27日 補正書	備 考
<p>成部の健全性については、「追補2. II 原子炉格納容器の温度及び圧力に関する評価」に示す。</p> <p>6.2.2 運転中の原子炉における重大事故</p> <p>6.2.2.1 格納容器破損モードの選定と評価事故シーケンスの選定</p> <p>「運転中の原子炉における重大事故」については、著しい炉心損傷の発生後、格納容器が破損に至る可能性があるとして想定する格納容器破損モードを、本発電用原子炉施設を対象としたPRAの結果を踏まえて選定し、格納容器破損モードごとに評価事故シーケンスを選定して評価を行う。</p> <p>(1) 格納容器破損モードの抽出</p> <p>内部事象運転時レベル1.5 PRAにおいては、事象進展に伴い生じる格納容器の健全性に影響を与える負荷の分析から、格納容器破損モードの抽出を行う。</p> <p>具体的には、事象進展を炉心損傷前、原子炉圧力容器破損前、原子炉圧力容器破損直後、原子炉圧力容器破損以降の長期の各プラント状態に分類して、それぞれの状態で発生する負荷を抽出し、事象進展中に実施される緩和手段等から第6.2-6図に示す格納容器イベントツリーを作成し、格納容器破損モードを抽出して整理する。</p> <p>(2) 格納容器破損モードの整理</p> <p>格納容器イベントツリーにより抽出した格納容器破損モードを、事象進展の類似性から以下の格納容器破損モードに分類する。ここで、水素燃焼については、本発電用原子炉施設では、運転中は格納容器内の雰囲気窒素を窒素で置換し、酸素濃度を低く管理しているため、PRAで定量化する格納容器破損モードから除外しているが、有効性評価においては窒素置換の有効性を確認する観点で、格納容器破損モードとして挙げている。</p> <p style="text-align: center;">10-6-19</p>	<p>成部の健全性については、「追補2. II 原子炉格納容器の温度及び圧力に関する評価」に示す。</p> <p>6.2.2 運転中の原子炉における重大事故</p> <p>6.2.2.1 格納容器破損モードの選定と評価事故シーケンスの選定</p> <p>「運転中の原子炉における重大事故」については、著しい炉心損傷の発生後、格納容器が破損に至る可能性があるとして想定する格納容器破損モードを、本発電用原子炉施設を対象としたPRAの結果を踏まえて選定し、格納容器破損モードごとに評価事故シーケンスを選定して評価を行う。</p> <p>(1) 格納容器破損モードの抽出</p> <p>内部事象運転時レベル1.5 PRAにおいては、事象進展に伴い生じる格納容器の健全性に影響を与える負荷の分析から、格納容器破損モードの抽出を行う。</p> <p>具体的には、事象進展を炉心損傷前、原子炉圧力容器破損前、原子炉圧力容器破損直後、原子炉圧力容器破損以降の長期の各プラント状態に分類して、それぞれの状態で発生する負荷を抽出し、事象進展中に実施される緩和手段等から第6.2-6図に示す格納容器イベントツリーを作成し、格納容器破損モードを抽出して整理する。</p> <p>(2) 格納容器破損モードの整理</p> <p>格納容器イベントツリーにより抽出した格納容器破損モードを、事象進展の類似性から以下の格納容器破損モードに分類する。ここで、水素燃焼については、本発電用原子炉施設では、窒素置換による格納容器内雰囲気の不活性化によって運転中の格納容器内の酸素濃度が低く管理されているため、PRAで定量化する格納容器破損モードから除外しているが、有効性評価においては窒素置換の有効性を確認する観点で、格納容器破損モー</p> <p style="text-align: center;">10-6-19</p>	<p style="text-align: center;">記載の適正化</p>

2018年6月21日 補正書	2018年6月27日 補正書	備考
<p>燃料エンタルピー (kJ/kgUO₂)</p> <p>平均中性子束</p> <p>燃料エンタルピー</p> <p>燃料エンタルピー 最大値：約 85kJ/kgUO₂ 増分の最大値：約 77kJ/kgUO₂</p> <p>炉心平均中性子束 最大値：約 15%</p> <p>出力降下及び除熱に伴う燃料エンタルピーの減少</p> <p>制御棒引き抜による出力上昇及びそれに伴う燃料エンタルピーの増加</p> <p>制御棒の引き抜き開始約 9.7 秒後、原子炉スクラム及びドブブラ効果により出力降下</p> <p>炉心平均中性子束 (定格値に対する割合%)</p> <p>時間 (s)</p>	<p>燃料エンタルピー (kJ/kgUO₂)</p> <p>平均中性子束</p> <p>燃料エンタルピー</p> <p>燃料エンタルピー 最大値：約 85kJ/kgUO₂ 増分の最大値：約 77kJ/kgUO₂</p> <p>炉心平均中性子束 最大値：約 15%</p> <p>出力降下及び除熱に伴う燃料エンタルピーの減少</p> <p>制御棒の引き抜きによる出力上昇及びそれに伴う燃料エンタルピーの増加</p> <p>制御棒の引き抜き開始約 9.7 秒後、原子炉スクラム及びドブブラ効果により出力降下</p> <p>炉心平均中性子束 (定格値に対する割合%)</p> <p>時間 (s)</p>	<p>備考</p> <p>記載の適正化</p>
<p>第 7.4.4-4 図 反応度の誤投入における事象変化</p> <p>10-7-900</p>	<p>第 7.4.4-4 図 反応度の誤投入における事象変化</p> <p>10-7-900</p>	

東海第二発電所 設置変更許可申請書 比較表 【対象項目: 添付書類八 7. 放射性廃棄物の廃棄施設】

2018年6月21日 補正書		2018年6月27日 補正書		備考
第7.2-1表 液体廃棄物処理系主要仕様		第7.2-1表 液体廃棄物処理系主要仕様		
(1)タンク類		(1)タンク類		
タンク名	基数	容量 (m ³ /基)	材 料	
廃液収集タンク	1	約 110	炭素鋼	
廃液サンプルタンク	2	約 65	炭素鋼	
廃液サージタンク	2	約 140	炭素鋼	
床ドレン収集タンク	1	約 60	炭素鋼	
床ドレンサンプルタンク	2	約 60	炭素鋼	
廃液中和タンク	2	約 65	ステンレス鋼	
洗濯廃液サンプルタンク (ドレンタンク)	2	約 30	炭素鋼	
凝縮水収集タンク	1	約 60	炭素鋼	
凝縮水サンプルタンク	1	約 60	炭素鋼	
凝集装置供給タンク	1	約 80	炭素鋼	
電磁ろ過器供給タンク	1	約 140	炭素鋼	
超ろ過器供給タンク	1	約 65	炭素鋼	
機器ドレン処理水タンク	2	約 150	ステンレス鋼	
洗濯廃液ドレンタンク (受タンク)	2	約 35	炭素鋼	
排ガス洗浄廃液サンプルタンク	2	約 5	炭素鋼	
(2) ろ過装置		(2) ろ過装置		
a. 機器ドレン処理系		a. 機器ドレン処理系		
非助材型ろ過装置		非助材型ろ過装置		
型 式	電磁ろ過式及び透過膜式			
個 数	一式			
容 量	約 40m ³ /h (一式当たり)			
b. 洗濯廃液処理系		b. 洗濯廃液処理系		
固定床型ろ過装置		固定床型ろ過装置		
型 式	円筒縦形固定床式			
基 数	2			
容 量	約 10m ³ /h (1基当たり)			
カートリッジ型ろ過装置		カートリッジ型ろ過装置		
型 式	円筒縦形カートリッジ式			
基 数	1			
容 量	約 40m ³ /h (1基当たり)			
				記載の適正化 (一式しかない設備のため、「(一式当たり)」を削除)
				記載の適正化 (1基しかない設備のため、「(1

東海第二発電所 設置変更許可申請書 比較表 【対象項目: 添付書類八 7. 放射性廃棄物の廃棄施設】

2018年6月21日 補正書	2018年6月27日 補正書	備考
<p>(3) 脱塩装置</p> <p>a. 機器ドレン処理系</p> <p>型 式 混床式</p> <p>基 数 1</p> <p>容 量 約 50m³/h (1 基当たり)</p> <p>b. 凝縮水脱塩器</p> <p>型 式 混床式</p> <p>基 数 1</p> <p>容 量 約 30m³/h (1 基当たり)</p> <p>(4) 濃縮装置</p> <p>再生廃液処理系</p> <p>型 式 蒸気加熱強制循環式</p> <p>基 数 2</p> <p>容 量 約 6.8m³/h (1 基当たり)</p> <p>(5) 凝集沈殿装置</p> <p>機器ドレン処理系</p> <p>型 式 急速凝集沈殿装置</p> <p>基 数 1</p> <p>容 量 約 12m³/h (1 基当たり)</p>	<p>(3) 脱塩装置</p> <p>a. 機器ドレン処理系</p> <p>型 式 混床式</p> <p>基 数 1</p> <p>容 量 約 50m³/h</p> <p>b. 凝縮水脱塩器</p> <p>型 式 混床式</p> <p>基 数 1</p> <p>容 量 約 30m³/h</p> <p>(4) 濃縮装置</p> <p>再生廃液処理系</p> <p>型 式 蒸気加熱強制循環式</p> <p>基 数 2</p> <p>容 量 約 6.8m³/h (1 基当たり)</p> <p>(5) 凝集沈殿装置</p> <p>機器ドレン処理系</p> <p>型 式 急速凝集沈殿装置</p> <p>基 数 1</p> <p>容 量 約 12m³/h</p>	<p>基当たり)」を削除)</p> <p>記載の適正化 (1 基しかない設備のため、「(1 基当たり)」を削除)</p> <p>記載の適正化 (1 基しかない設備のため、「(1 基当たり)」を削除)</p> <p>記載の適正化 (1 基しかない設備のため、「(1 基当たり)」を削除)</p>

東海第二発電所 設置変更許可申請書 比較表 【対象項目: 本文5号ロ (3) その他の主要な構造】

2018年6月21日 補正書	2018年6月27日 補正書	備考
<p>ロ 発電用原子炉施設の一般構造</p> <p>(3) その他の主要な構造</p> <p>(i) 本発電用原子炉施設は、(1)耐震構造、(2)耐津波構造に加え、以下の基本的方針のもとに安全設計を行う。</p> <p>a. 設計基準対象施設</p> <p>(a) 外部からの衝撃による損傷の防止</p> <p>(中 略)</p> <p>(a-2) 竜 巻</p> <p>安全施設は、想定される竜巻が発生した場合においても、作用する設計荷重に対して、その安全機能を損なわない設計とする。また、安全施設は、過去の竜巻被害状況及び発電所のプラント配置から想定される竜巻に伴う事象に対して、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>竜巻に対する防護設計を行うための設計竜巻の最大風速は、100m/sとし、設計荷重は、設計竜巻による風圧力による荷重、気圧差による荷重及び飛来物が安全施設に衝突する際の衝撃荷重を組み合わせた設計竜巻荷重並びに安全施設に常時作用する荷重、運転時荷重及びその他竜巻以外の自然現象による荷重等を適切に組み合わせたものとして設定する。</p> <p>安全施設の安全機能を損なわないようにするため、安全施設に影響を及ぼす飛来物の発生防止対策を実施するとともに、作用する設計荷重に対する安全施設及び安全施設を内包する区画の構造健全性の確保若しくは飛来物による損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修復等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることで、その安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>飛来物の発生防止対策として、飛来物となる可能性のあるものうち、東海発電所を含む当社敷地内の資機材、車両等については、飛来した場合の運動エネルギー又は貫通力が設定する設計飛来物（鋼製材（長さ4.2m×幅0.3m×高さ0.2m、質量135kg、飛来時の水平速度51m/s、飛来時の鉛直速度34m/s））より大きなものに対し、固縛、固定又は防護すべき施設からの隔離を実施する。</p> <p>なお、当社敷地近傍の隣接事業所から、上記の設計飛来物（鋼製材）の運動エネルギー又は貫通力を上回る飛来物が想定される場合は、隣接事業所との合意文書に基づき飛来物となるものを配置できない設計とすること若しくは当該飛来物の衝撃荷重を考慮した設計荷重に対し、当該飛来物が衝突し得る安全施設及び安全施設を内包する区画の</p>	<p>ロ 発電用原子炉施設の一般構造</p> <p>(3) その他の主要な構造</p> <p>(i) 本発電用原子炉施設は、(1)耐震構造、(2)耐津波構造に加え、以下の基本的方針のもとに安全設計を行う。</p> <p>a. 設計基準対象施設</p> <p>(a) 外部からの衝撃による損傷の防止</p> <p>(中 略)</p> <p>(a-2) 竜 巻</p> <p>安全施設は、想定される竜巻が発生した場合においても、作用する設計荷重に対して、その安全機能を損なわない設計とする。また、安全施設は、過去の竜巻被害状況及び発電所のプラント配置から想定される竜巻に伴う事象に対して、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>竜巻に対する防護設計を行うための設計竜巻の最大風速は、100m/sとし、設計荷重は、設計竜巻による風圧力による荷重、気圧差による荷重及び飛来物が安全施設に衝突する際の衝撃荷重を組み合わせた設計竜巻荷重並びに安全施設に常時作用する荷重、運転時荷重及びその他竜巻以外の自然現象による荷重等を適切に組み合わせたものとして設定する。</p> <p>安全施設の安全機能を損なわないようにするため、安全施設に影響を及ぼす飛来物の発生防止対策を実施するとともに、作用する設計荷重に対する安全施設及び安全施設を内包する区画の構造健全性の確保若しくは飛来物による損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修復等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることで、その安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>飛来物の発生防止対策として、飛来物となる可能性のあるものうち、東海発電所を含む当社敷地内の資機材、車両等については、飛来した場合の運動エネルギー又は貫通力が設定する設計飛来物（鋼製材（長さ4.2m×幅0.3m×高さ0.2m、質量135kg、飛来時の水平速度51m/s、飛来時の鉛直速度34m/s））より大きなものに対し、固縛、固定又は防護すべき施設からの隔離を実施する。</p> <p>なお、当社敷地近傍の隣接事業所から、上記の設計飛来物（鋼製材）の運動エネルギー又は貫通力を上回る飛来物が想定される場合は、隣接事業所との合意文書に基づきフェンス等の設置により飛来物となるものを配置できない設計とすること若しくは当該飛来物の衝撃荷重を考慮した設計荷重に対し、当該飛来物が衝突し得る安全施設及び安</p>	<p>記載内容の充実化</p>

東海第二発電所 設置変更許可申請書 比較表 【対象項目: 本文5号ロ (3) その他の主要な構造】

2018年6月21日 補正書	2018年6月27日 補正書	備考
<p>構造健全性を確保する設計とすること若しくは当該飛来物による安全施設の損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること若しくは安全上支障のない期間で修復等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることで、その安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>(a-3) 凍 結</p> <p>(後 略)</p>	<p>全施設を内包する区画の構造健全性を確保する設計とすること若しくは当該飛来物による安全施設の損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること若しくは安全上支障のない期間で修復等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることで、その安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>(a-3) 凍 結</p> <p>(後 略)</p>	

東海第二発電所 設置変更許可申請書 比較表 【対象項目: 添付書類八 1.7.2 竜巻防護に関する基本方針】

2018年6月21日 補正書 添付書類 八	2018年6月27日 補正書 添付書類 八	備考
<p>1.7.2 竜巻防護に関する基本方針</p> <p>1.7.2.1 設計方針</p> <p>(1) 竜巻に対する設計の基本方針</p> <p>安全施設が竜巻に対して、発電用原子炉施設の安全性を確保するために必要な安全機能を損なわないよう、基準竜巻、設計竜巻及び設計荷重を適切に設定し、以下の事項に対して、対策を行い、建屋による防護、構造健全性の維持、代替設備の確保等によって、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、安全施設は、設計荷重による波及的影響によって、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>a. 飛来物の衝突による施設の貫通及び裏面剥離</p> <p>b. 設計竜巻による風圧力による荷重、気圧差による荷重及び設計飛来物等による衝撃荷重を組み合わせた設計竜巻荷重並びにその他の組合せ荷重（常時作用している荷重、運転時荷重、竜巻以外の自然現象による荷重及び設計基準事故時荷重）を適切に組み合わせた設計荷重</p> <p>c. 竜巻による気圧の低下</p> <p>d. 外気と繋がっている箇所への風の流入</p> <p>設計竜巻によってその安全機能が損なわれないことを確認する必要がある施設を、安全重要度分類のクラス1、クラス2及びクラス3に属する構築物、系統及び機器とする。</p> <p>設計竜巻によってその安全機能が損なわれないことを確認する必要がある施設のうち、外部事象防護対象施設は、設計荷重に対し機械的強度を有すること等により、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>竜巻影響評価の対象施設としては、「1.7.2.1(3) 外部事象防護対象施設等のうち評価対象施設」及び「1.7.2.1(4) 外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設」に示す施設を、竜巻影響評価の対象施設とする。</p> <p>なお、「基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド」の重要度分類における耐震Sクラスの設計を要求される設備（系統、機器）及び建屋、構築物のうち、竜巻の影響を受ける可能性がある施設を抽出した結果、追加で「1.7.2.1(3) 外部事象防護対象施設等のうち評価対象施設」に反映する施設はない。</p> <p>竜巻に対する防護設計を行う、外部事象防護対象施設等のうち評価対象施設及び外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設を「評価対象施設等」という。</p> <p>(中 略)</p> <p>(3) 外部事象防護対象施設等のうち評価対象施設</p> <p>外部事象防護対象施設は、設計荷重に対し機械的強度を有すること等により安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>外部事象防護対象施設は、外殻となる施設（建屋、構築物）（以下「外殻となる</p>	<p>1.7.2 竜巻防護に関する基本方針</p> <p>1.7.2.1 設計方針</p> <p>(1) 竜巻に対する設計の基本方針</p> <p>安全施設が竜巻に対して、発電用原子炉施設の安全性を確保するために必要な安全機能を損なわないよう、基準竜巻、設計竜巻及び設計荷重を適切に設定し、以下の事項に対して、対策を行い、建屋による防護、構造健全性の維持、代替設備の確保等によって、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、安全施設は、設計荷重による波及的影響によって、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>a. 飛来物の衝突による施設の貫通及び裏面剥離</p> <p>b. 設計竜巻による風圧力による荷重、気圧差による荷重及び設計飛来物等による衝撃荷重を組み合わせた設計竜巻荷重並びにその他の組合せ荷重（常時作用している荷重、運転時荷重、竜巻以外の自然現象による荷重及び設計基準事故時荷重）を適切に組み合わせた設計荷重</p> <p>c. 竜巻による気圧の低下</p> <p>d. 外気と繋がっている箇所への風の流入</p> <p>設計竜巻によってその安全機能が損なわれないことを確認する必要がある施設を、安全重要度分類のクラス1、クラス2及びクラス3に属する構築物、系統及び機器とする。</p> <p>設計竜巻によってその安全機能が損なわれないことを確認する必要がある施設のうち、外部事象防護対象施設は、設計荷重に対し機械的強度を有すること等により、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>竜巻影響評価の対象施設としては、「1.7.2.1(3) 外部事象防護対象施設等のうち評価対象施設」及び「1.7.2.1(4) 外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設」に示す施設を、竜巻影響評価の対象施設とする。</p> <p>なお、「基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド」の重要度分類における耐震Sクラスの設計を要求される設備（系統、機器）及び建屋、構築物のうち、竜巻の影響を受ける可能性がある施設を抽出した結果、追加で「1.7.2.1(3) 外部事象防護対象施設等のうち評価対象施設」に反映する施設はない。</p> <p>竜巻に対する防護設計を行う、外部事象防護対象施設等のうち評価対象施設及び外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設を「評価対象施設等」という。</p> <p>(中 略)</p> <p>(3) 外部事象防護対象施設等のうち評価対象施設</p> <p>外部事象防護対象施設は、設計荷重に対し機械的強度を有すること等により安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>外部事象防護対象施設は、外殻となる施設（建屋、構築物）（以下「外殻となる</p>	

東海第二発電所 設置変更許可申請書 比較表 【対象項目: 添付書類八 1.7.2 竜巻防護に関する基本方針】

2018年6月21日 補正書 添付書類 八	2018年6月27日 補正書 添付書類 八	備考
<p>施設」という。)に内包され、外気と繋がっておらず設計竜巻荷重の影響から防護される施設(以下「外殻となる施設に内包され防護される施設(外気と繋がっている施設を除く。)」という。),設計竜巻荷重の影響を受ける屋外施設(以下「屋外施設」という。),外殻となる施設に内包されるため、設計竜巻の風圧力による荷重及び設計飛来物等による衝撃荷重の影響から防護されるが、外気と繋がっており設計竜巻の気圧差による荷重の影響を受ける施設(以下「屋内の施設で外気と繋がっている施設」という。)及び外殻となる施設に内包されるが設計竜巻荷重の影響から防護が期待できない施設(以下「外殻となる施設による防護機能が期待できない施設」という。)に分類し、このうち、外殻となる施設に内包され防護される施設(外気と繋がっている施設を除く。)は内包する建屋により防護する設計とすることから、評価対象施設は、屋外施設、屋内の施設で外気と繋がっている施設及び外殻となる施設による防護機能が期待できない施設とし、以下のように抽出する。</p> <p>なお、外殻となる施設による防護機能が期待できない施設については、「1.7.2.1(3)a. 屋外施設」のうち外部事象防護対象施設を内包する区画の構造健全性維持可否の観点並びに設計飛来物の衝突等による開口部の開放及び開口部建具の貫通の観点から抽出する。</p> <p>また、上記に含まれない構築物、系統及び機器は、竜巻及びその随伴事象により損傷した場合であっても、代替手段があること等により安全機能は損なわれない。</p> <p>a. 屋外施設(外部事象防護対象施設を内包する区画を含む。)</p> <p>(a) 非常用ディーゼル発電機吸気口及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機吸気口(以下「非常用ディーゼル発電機(高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。)吸気口」という。)</p> <p>(b) 非常用ディーゼル発電機室ルーフベントファン及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機室ルーフベントファン(以下「非常用ディーゼル発電機(高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。)室ルーフベントファン」という。)</p> <p>(c) 中央制御室換気系冷凍機(配管, 弁含む。)</p> <p>(d) 残留熱除去系海水系ポンプ(配管, 弁含む。)</p> <p>(e) 非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ(配管, 弁含む。)及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプ(配管, 弁含む。) (以下「非常用ディーゼル発電機(高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。)用海水ポンプ(配管, 弁含む。)」という。)</p> <p>(f) 残留熱除去系海水系ストレーナ</p> <p>(g) 非常用ディーゼル発電機用海水ストレーナ及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ストレーナ(以下「非常用ディーゼル発電機(高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。)用海水ストレーナ」という。)</p> <p>(h) 非常用ガス処理系排気筒</p>	<p>施設」という。)に内包され、外気と繋がっておらず設計竜巻荷重の影響から防護される施設(以下「外殻となる施設に内包され防護される施設(外気と繋がっている施設を除く。)」という。),設計竜巻荷重の影響を受ける屋外施設(以下「屋外施設」という。),外殻となる施設に内包されるため、設計竜巻の風圧力による荷重及び設計飛来物等による衝撃荷重の影響から防護されるが、外気と繋がっており設計竜巻の気圧差による荷重の影響を受ける施設(以下「屋内の施設で外気と繋がっている施設」という。)及び外殻となる施設に内包されるが設計竜巻荷重の影響から防護が期待できない施設(以下「外殻となる施設による防護機能が期待できない施設」という。)に分類し、このうち、外殻となる施設に内包され防護される施設(外気と繋がっている施設を除く。)は内包する建屋により防護する設計とすることから、評価対象施設は、屋外施設、屋内の施設で外気と繋がっている施設及び外殻となる施設による防護機能が期待できない施設とし、以下のように抽出する。</p> <p>なお、外殻となる施設による防護機能が期待できない施設については、「1.7.2.1(3)a. 屋外施設」のうち外部事象防護対象施設を内包する区画の構造健全性維持可否の観点並びに設計飛来物の衝突等による開口部の開放及び開口部建具の貫通の観点から抽出する。</p> <p>また、上記に含まれない構築物、系統及び機器は、竜巻及びその随伴事象により損傷した場合であっても、代替手段があること等により安全機能は損なわれない。</p> <p>a. 屋外施設(外部事象防護対象施設を内包する区画を含む。)</p> <p>(a) 非常用ディーゼル発電機吸気口及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機吸気口(以下「非常用ディーゼル発電機(高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。)吸気口」という。)</p> <p>(b) 非常用ディーゼル発電機室ルーフベントファン及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機室ルーフベントファン(以下「非常用ディーゼル発電機(高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。)室ルーフベントファン」という。)</p> <p>(c) 中央制御室換気系冷凍機(配管, 弁含む。)</p> <p>(d) 残留熱除去系海水系ポンプ(配管, 弁含む。)</p> <p>(e) 非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ(配管, 弁含む。)及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプ(配管, 弁含む。) (以下「非常用ディーゼル発電機(高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。)用海水ポンプ(配管, 弁含む。)」という。)</p> <p>(f) 残留熱除去系海水系ストレーナ</p> <p>(g) 非常用ディーゼル発電機用海水ストレーナ及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ストレーナ(以下「非常用ディーゼル発電機(高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。)用海水ストレーナ」という。)</p> <p>(h) 非常用ガス処理系排気筒</p>	

東海第二発電所 設置変更許可申請書 比較表 【対象項目: 添付書類八 1.7.2 竜巻防護に関する基本方針】

2018年6月21日 補正書 添付書類 八	2018年6月27日 補正書 添付書類 八	備考
<p>(i) 主排気筒 (j) 排気筒モニタ (k) 原子炉建屋 (l) 放水路ゲート</p> <p><以下, 外部事象防護対象施設を内包する区画> 外部事象防護対象施設を内包する区画を, 以下のとおり抽出する。 (m) タービン建屋 (気体廃棄物処理系隔離弁等を内包) (n) 使用済燃料乾式貯蔵建屋 (使用済燃料乾式貯蔵容器を内包) (o) 軽油貯蔵タンクタンク室 (軽油貯蔵タンクを内包) (p) 排気筒モニタ建屋</p> <p>なお, 排気筒モニタ及び排気筒モニタ建屋並びに放水路ゲートは, 以下の設計とすることにより, 以降の評価対象施設には含めないものとする。</p> <p>評価対象施設等のうち排気筒モニタについては, 放射性気体廃棄物処理施設の破損の検出手段として期待している。竜巻を起因として放射性気体廃棄物処理施設の破損が発生することはないが, 独立事象としての重畳の可能性を考慮し, 排気筒モニタ建屋も含め安全上支障のない期間に補修等の対応を行うことで, 安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>評価対象施設のうち放水路ゲートについては, 津波の流入を防ぐための閉止機能を有している。竜巻を起因として津波が発生することはないが, 独立事象としての重畳の可能性を考慮し, 放水路ゲートは安全上支障のない期間に補修等の対応を行うことで, 安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(i) 主排気筒 (j) 排気筒モニタ (k) 原子炉建屋 (l) 放水路ゲート</p> <p><以下, 外部事象防護対象施設を内包する区画> 外部事象防護対象施設を内包する区画を, 以下のとおり抽出する。 (m) タービン建屋 (気体廃棄物処理系隔離弁等を内包) (n) 使用済燃料乾式貯蔵建屋 (使用済燃料乾式貯蔵容器を内包) (o) 軽油貯蔵タンクタンク室 (軽油貯蔵タンクを内包) (p) 排気筒モニタ建屋</p> <p>なお, 排気筒モニタ及び排気筒モニタ建屋並びに放水路ゲートは, 以下の設計とすることにより, 以降の評価対象施設等には含めないものとする。</p> <p>評価対象施設等のうち排気筒モニタについては, 放射性気体廃棄物処理施設の破損の検出手段として期待している。竜巻を起因として放射性気体廃棄物処理施設の破損が発生することはないが, 独立事象としての重畳の可能性を考慮し, 排気筒モニタ建屋も含め安全上支障のない期間に補修等の対応を行うことで, 安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>評価対象施設等のうち放水路ゲートについては, 津波の流入を防ぐための閉止機能を有している。竜巻を起因として津波が発生することはないが, 独立事象としての重畳の可能性を考慮し, 放水路ゲートは安全上支障のない期間に補修等の対応を行うことで, 安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>(後 略)</p>	<p>記載の適正</p> <p>記載の適正化</p>

東海第二発電所 設置変更許可申請書 比較表 【対象項目: 添付書類八 1.7.2 竜巻防護に関する基本方針】

2018年6月21日 補正書	2018年6月27日 補正書	
<p>1.7.2 竜巻防護に関する基本方針</p> <p>1.7.2.1 設計方針</p> <p>(中 略)</p> <p>(5) 設計飛来物の設定 敷地全体を俯瞰した現地調査及び検討を行い、発電所構内の資機材、車両等の設置状況を踏まえ、評価対象施設等に衝突する可能性のある飛来物を抽出する。 飛来物に係わる現地調査結果及び「原子力発電所の竜巻影響評価ガイド（平成25年6月19日原規技発13061911号 原子力規制委員会決定）」に示されている設計飛来物の設定例を参照し設定する。 設計飛来物は、浮き上がりの有無、運動エネルギー及び貫通力を踏まえ、鋼製材（長さ4.2m×幅0.3m×高さ0.2m、質量135kg、飛来時の水平速度51m/s、飛来時の鉛直速度34m/s）を設定する。 また、竜巻飛来物防護対策設備の防護ネットを通過し得る可能性があり、鋼製材にて包含できないことから、砂利も設計飛来物とする。 第1.7.2-1表に発電所における設計飛来物を示す。 飛来物の発生防止対策については、現地調査により抽出した飛来物や東海発電所を含む当社敷地内に持ち込まれる資機材、車両等の寸法、質量及び形状から飛来の有無を判断し、運動エネルギー及び貫通力を考慮して、衝突時に建屋等又は竜巻飛来物防護対策設備に与えるエネルギー又は貫通力が設計飛来物のうち鋼製材によるものより大きく、外部事象防護対象施設を防護できない可能性があるものは固縛、固定又は評価対象施設等からの離隔を実施し、確実に飛来物とならない運用とする。 なお、当社敷地近傍の隣接事業所から、上記の設計飛来物（鋼製材）の運動エネルギー又は貫通力を上回る飛来物が想定される場合は、□飛来物となるものを配置できない設計とすること若しくは当該飛来物の衝撃荷重を考慮した設計荷重に対し、当該飛来物が衝突し得る外部事象防護対象施設等の構造健全性を確保する設計とすること若しくは当該飛来物による外部事象防護対象施設の損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること若しくは安全上支障のない期間で修復等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることで、外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>(中 略)</p> <p>1.7.2.2 手順等 竜巻に対する防護については、竜巻に対する影響評価を行い、安全施設が安全機能を損なわないよう手順等を定める。</p> <p>(1) 屋外の作業区画で飛散するおそれのある資機材、車両等については、飛来時の運動エネルギー及び貫通力等を評価し、外部事象防護対象施設等への影響の有無を確認</p>	<p>1.7.2 竜巻防護に関する基本方針</p> <p>1.7.2.1 設計方針</p> <p>(中 略)</p> <p>(5) 設計飛来物の設定 敷地全体を俯瞰した現地調査及び検討を行い、発電所構内の資機材、車両等の設置状況を踏まえ、評価対象施設等に衝突する可能性のある飛来物を抽出する。 飛来物に係わる現地調査結果及び「原子力発電所の竜巻影響評価ガイド（平成25年6月19日原規技発13061911号 原子力規制委員会決定）」に示されている設計飛来物の設定例を参照し設定する。 設計飛来物は、浮き上がりの有無、運動エネルギー及び貫通力を踏まえ、鋼製材（長さ4.2m×幅0.3m×高さ0.2m、質量135kg、飛来時の水平速度51m/s、飛来時の鉛直速度34m/s）を設定する。 また、竜巻飛来物防護対策設備の防護ネットを通過し得る可能性があり、鋼製材にて包含できないことから、砂利も設計飛来物とする。 第1.7.2-1表に発電所における設計飛来物を示す。 飛来物の発生防止対策については、現地調査により抽出した飛来物や東海発電所を含む当社敷地内に持ち込まれる資機材、車両等の寸法、質量及び形状から飛来の有無を判断し、運動エネルギー及び貫通力を考慮して、衝突時に建屋等又は竜巻飛来物防護対策設備に与えるエネルギー又は貫通力が設計飛来物のうち鋼製材によるものより大きく、外部事象防護対象施設を防護できない可能性があるものは固縛、固定又は評価対象施設等からの離隔を実施し、確実に飛来物とならない運用とする。 なお、当社敷地近傍の隣接事業所から、上記の設計飛来物（鋼製材）の運動エネルギー又は貫通力を上回る飛来物が想定される場合は、フェンス等の設置により飛来物となるものを配置できない設計とすること若しくは当該飛来物の衝撃荷重を考慮した設計荷重に対し、当該飛来物が衝突し得る外部事象防護対象施設等の構造健全性を確保する設計とすること若しくは当該飛来物による外部事象防護対象施設の損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること若しくは安全上支障のない期間で修復等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることで、外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>(中 略)</p> <p>1.7.2.2 手順等 竜巻に対する防護については、竜巻に対する影響評価を行い、安全施設が安全機能を損なわないよう手順等を定める。</p> <p>(1) 屋外の作業区画で飛散するおそれのある資機材、車両等については、飛来時の運動エネルギー及び貫通力等を評価し、外部事象防護対象施設等への影響の有無を確認</p>	<p>記載内容の充実化</p>

東海第二発電所 設置変更許可申請書 比較表 【対象項目: 添付書類八 1.7.2 竜巻防護に関する基本方針】

2018年6月21日 補正書	2018年6月27日 補正書	
<p>する。外部事象防護対象施設等に影響を及ぼす資機材、車両等については、固縛、固定、外部事象防護対象施設等から離隔、頑健な建屋内に収納又は撤去する。これら飛来物発生防止対策について手順を定める。</p> <p>また、当社敷地近傍の隣接事業所の敷地のうち、資機材、車両等を配置できないようにすることが必要な箇所については、フェンス等の設置による、当該箇所への資機材、車両等の配置を阻止する措置を、隣接事業所との合意文書に基づき当社にて実施する。</p> <p>(2) 竜巻の襲来が予想される場合及び竜巻襲来後において、外部事象防護対象施設等を防護するための操作・確認、補修等が必要となる事項について手順を定める。</p> <p>(3) 竜巻の襲来後、放水路ゲートに損傷を発見した場合の措置について、放水路ゲートの駆動装置に損傷を発見した場合、安全機能を回復するために速やかな補修等を行う手順を整備し、的確に実施する。また、速やかな補修等が困難と判断された場合には、プラントを停止する手順を整備し、的確に実施する。</p>	<p>する。外部事象防護対象施設等に影響を及ぼす資機材、車両等については、固縛、固定、外部事象防護対象施設等から離隔、頑健な建屋内に収納又は撤去する。これら飛来物発生防止対策について手順を定める。</p> <p>また、当社敷地近傍の隣接事業所の敷地のうち、資機材、車両等を配置できないようにすることが必要な箇所については、フェンス等の設置による、当該箇所への資機材、車両等の配置を阻止する措置を、隣接事業所との合意文書に基づき当社にて実施する。</p> <p>(2) 竜巻の襲来が予想される場合及び竜巻襲来後において、外部事象防護対象施設等を防護するための操作・確認、補修等が必要となる事項について手順を定める。</p> <p>(3) 竜巻の襲来後、放水路ゲートに損傷を発見した場合の措置について、放水路ゲートの駆動装置に損傷を発見した場合、安全機能を回復するために速やかな補修等を行う手順を整備し、的確に実施する。また、速やかな補修等が困難と判断された場合には、プラントを停止する手順を整備し、的確に実施する。</p>	

東海第二発電所 設置変更許可申請書 比較表 【対象項目: 添付書類十 7.2 運転中の原子炉における重大事故】

2018年6月21日 補正書	2018年6月27日 補正書	備考
<p>手順を整備することから、これを考慮した有効性評価を実施することとする。</p> <p>(3) 格納容器破損防止対策</p> <p>格納容器破損モード「原子炉圧力容器外の熔融燃料-冷却材相互作用」で想定される事故シーケンスでは、ペDESTAL（ドライウエル部）への熔融炉心落下を想定する。この状況では、ペDESTAL（ドライウエル部）には通常運転時から約1mの水位が形成されており、ペDESTAL（ドライウエル部）における「熔融炉心・コンクリート相互作用」を緩和する観点から、熔融炉心落下前に格納容器下部注水系（常設）によるペDESTAL（ドライウエル部）水位の確保を行うことから、熔融炉心落下時にはペDESTAL（ドライウエル部）に水が張られた状態を想定する。なお、この水位は、「原子炉圧力容器外の熔融燃料-冷却材相互作用」に伴う圧カスパイク等の発生を仮定した場合の影響を小さく抑えつつ、「熔融炉心・コンクリート相互作用」の緩和効果に期待できる深さを考慮して1mとしている。</p> <p>また、その後の格納容器圧力及び雰囲気温度の上昇を抑制する観点から、代替格納容器スプレイ冷却系（常設）による格納容器冷却手段、緊急用海水系による冷却水（海水）の確保手段及び代替循環冷却系による格納容器除熱手段又は格納容器圧力逃がし装置による格納容器除熱手段を整備し、長期的な格納容器内酸素濃度の上昇を抑制する観点から、可搬型窒素供給装置による格納容器内への窒素注入手段を整備する。</p> <p>本格納容器破損モードに至るまでの事象進展への対応、本格納容器破損モードによる格納容器の破損防止及び格納容器の破損を防止した以降の対応を含めた一連の重大事故等対策の概要は、「7.2.2 高圧熔融物放出/格納容器雰囲気直接加熱」の7.2.2.1(3)のa. からq. に示している。このうち、本格納容器破損モードに対する重大事故等対策は、「7.2.2 高圧溶</p> <p>10-7-681</p>	<p>手順を整備することから、これを考慮した有効性評価を実施することとする。</p> <p>(3) 格納容器破損防止対策</p> <p>格納容器破損モード「原子炉圧力容器外の熔融燃料-冷却材相互作用」で想定される事故シーケンスでは、ペDESTAL（ドライウエル部）への熔融炉心落下を想定する。この状況では、ペDESTAL（ドライウエル部）には通常運転時から約1mの水位が形成されており、ペDESTAL（ドライウエル部）における「熔融炉心・コンクリート相互作用」を緩和する観点から、熔融炉心落下前に格納容器下部注水系（常設）によるペDESTAL（ドライウエル部）水位の確保を行うことから、熔融炉心落下時にはペDESTAL（ドライウエル部）に水が張られた状態を想定する。なお、この水位は、「原子炉圧力容器外の熔融燃料-冷却材相互作用」に伴う圧カスパイクの発生を仮定した場合の影響を小さく抑えつつ、「熔融炉心・コンクリート相互作用」の緩和効果に期待できる深さを考慮して1mとしている。</p> <p>また、その後の格納容器圧力及び雰囲気温度の上昇を抑制する観点から、代替格納容器スプレイ冷却系（常設）による格納容器冷却手段、緊急用海水系による冷却水（海水）の確保手段及び代替循環冷却系による格納容器除熱手段又は格納容器圧力逃がし装置による格納容器除熱手段を整備し、長期的な格納容器内酸素濃度の上昇を抑制する観点から、可搬型窒素供給装置による格納容器内への窒素注入手段を整備する。</p> <p>本格納容器破損モードに至るまでの事象進展への対応、本格納容器破損モードによる格納容器の破損防止及び格納容器の破損を防止した以降の対応を含めた一連の重大事故等対策の概要は、「7.2.2 高圧熔融物放出/格納容器雰囲気直接加熱」の7.2.2.1(3)のa. からq. に示している。このうち、本格納容器破損モードに対する重大事故等対策は、「7.2.2 高圧溶</p> <p>10-7-681</p>	<p>記載の適正化</p>

東海第二発電所 設置変更許可申請書 比較表 【対象項目: 添付書類八 10.1 非常用電源設備】

2018年6月21日 補正書	2018年6月27日 補正書	備考
<p>10.1.1.3.6 ケーブル及び電線路</p> <p>安全保護系並びに工学的安全施設に係る動力回路、制御回路及び計装回路のケーブルは、その多重性及び独立性を確保するため、それぞれ相互に分離したケーブルトレイ、電線管を使用して敷設し、相互に独立性を侵害することのないようにする。</p> <p>また、これらのケーブル、ケーブルトレイ、電線管材料には不燃性材料又は難燃性材料のものを使用する設計とする。非難燃ケーブル^①については、非難燃ケーブル及びケーブルトレイを不燃材の防火シートで覆い、難燃ケーブル^②と同等以上の難燃性能を確認した複合体を使用する設計とする。</p> <p>さらにケーブルトレイ等が隔壁を貫通する場合は、火災対策上隔壁効果を減少させないような構造とする。</p> <p>また、原子炉格納容器貫通部は、原子炉冷却材喪失事故時の環境条件に適合するものを使用する。</p>	<p>10.1.1.3.6 ケーブル及び電線路</p> <p>安全保護系並びに工学的安全施設に係る動力回路、制御回路及び計装回路のケーブルは、その多重性及び独立性を確保するため、それぞれ相互に分離したケーブルトレイ、電線管を使用して敷設し、相互に独立性を侵害することのないようにする。</p> <p>また、これらのケーブル、ケーブルトレイ、電線管材料には不燃性材料又は難燃性材料のものを使用する設計とする。非難燃ケーブル^①を使用する場合については、非難燃ケーブル及びケーブルトレイを不燃材の防火シートで覆い、難燃ケーブル^②を使用した場合と同等以上の難燃性能を確認した複合体を使用する設計とする。</p> <p>さらにケーブルトレイ等が隔壁を貫通する場合は、火災対策上隔壁効果を減少させないような構造とする。</p> <p>また、原子炉格納容器貫通部は、原子炉冷却材喪失事故時の環境条件に適合するものを使用する。</p>	<p>6/21 NRA コメント反映 (内部火災に合わせた修正)</p> <p>6/21 NRA コメント反映 (内部火災に合わせた修正)</p>

東海第二発電所 設置変更許可申請書 比較表 【対象項目: 添付書類八 10.3 常用電源設備】

2018年6月21日 補正書	2018年6月27日 補正書	備考
<p>10.3.3.10 ケーブル及び電線路</p> <p>動力回路，制御回路，計装回路のケーブルは，それぞれ相互に分離したケーブルトレイ，電線管を使用して敷設する。</p> <p>また，これらのケーブル，ケーブルトレイ，電線管材料には不燃性材料又は難燃性材料のものを使用する設計とする。非難燃ケーブルについては，非難燃ケーブル及びケーブルトレイを不燃材の防火シートで覆い，難燃ケーブルと同等以上の難燃性能を確認した複合体を使用する設計とする。</p> <p>さらに，ケーブルトレイ等が隔壁を貫通する場合は，火災対策上隔壁効果を減少させないような構造とする。</p> <p>また，原子炉格納容器貫通部は，原子炉冷却材喪失時の環境条件に適合するものを使用する。</p>	<p>10.3.3.10 ケーブル及び電線路</p> <p>動力回路，制御回路，計装回路のケーブルは，それぞれ相互に分離したケーブルトレイ，電線管を使用して敷設する。</p> <p>また，これらのケーブル，ケーブルトレイ，電線管材料には不燃性材料又は難燃性材料のものを使用する設計とする。非難燃ケーブルを使用する場合には，非難燃ケーブル及びケーブルトレイを不燃材の防火シートで覆い，難燃ケーブルを使用した場合と同等以上の難燃性能を確認した複合体を使用する設計とする。</p> <p>さらに，ケーブルトレイ等が隔壁を貫通する場合は，火災対策上隔壁効果を減少させないような構造とする。</p> <p>また，原子炉格納容器貫通部は，原子炉冷却材喪失時の環境条件に適合するものを使用する。</p>	<p>6/21 NRA コメント反映 (内部火災に合わせた修正)</p> <p>6/21 NRA コメント反映 (内部火災に合わせた修正)</p>

東海第二発電所 設置変更許可申請書 比較表 【対象項目: 添付書類八 10.1 非常用電源設備】

2018年6月21日 補正書				2018年6月27日 補正書				備考
第10.1-4表 直流電源設備の設備仕様				第10.1-4表 直流電源設備の設備仕様				
(1) 蓄電池				(1) 蓄電池				
非常用				非常用				
型式	鉛蓄電池			型式	鉛蓄電池			
組数	5			組数	5			
セル数	125V系A系	120		セル数	125V系A系	120		
	125V系B系	120			<input type="text"/> B系	120	記載の適正化	
	HPCS系	58			HPCS系	58		
	中性子モニタ用A系	24			中性子モニタ用A系	24		
	中性子モニタ用B系	24			<input type="text"/> B系	24	記載の適正化	
電圧	125V系A系	125V		電圧	125V系A系	125V		
	125V系B系	125V			<input type="text"/> B系	125V	記載の適正化	
	HPCS系	125V			HPCS系	125V		
	中性子モニタ用A系	±24V			中性子モニタ用A系	±24V		
	中性子モニタ用B系	±24V			<input type="text"/> B系	±24V	記載の適正化	
容量	125V系A系	約6,000Ah		容量	125V系A系	約6,000Ah		
	125V系B系	約6,000Ah			<input type="text"/> B系	約6,000Ah	記載の適正化	
	HPCS系	約500Ah			HPCS系	約500Ah		
	中性子モニタ用A系	約150Ah			中性子モニタ用A系	約150Ah		
	中性子モニタ用B系	約150Ah			<input type="text"/> B系	約150Ah	記載の適正化	
常用				常用				
型式	鉛蓄電池			型式	鉛蓄電池			
組数	1			組数	1			
セル数	116			セル数	116			
	8-10-24				8-10-24			

東海第二発電所 設置変更許可申請書 比較表 【対象項目: 添付書類八 10.1 非常用電源設備】

2018年6月21日 補正書		2018年6月27日 補正書		備考
電 圧	250V	電 圧	250V	
容 量	約 2,000Ah	容 量	約 2,000Ah	
(2) 充電器		(2) 充電器		
非常用 (予備充電器は常用)		非常用 (予備充電器は常用)		
型 式	シリコン整流器	型 式	シリコン整流器	
個 数	125V系A系, B系 2 (予備 1)	個 数	125V系A系 1 B系 1 (予備 1)	6/21 NRA コメント反映 (個数記載方法の適正化)
	HPCS系 1 (予備 1)		HPCS系 1 (予備 1)	
	中性子モニタ用A系 2		中性子モニタ用A系 2	
	中性子モニタ用B系 2		<input type="text"/> B系 2	記載の適正化
充電方式	浮動	充電方式	浮動	
冷却方式	自然通風	冷却方式	自然通風	
交流入力	125V系A系 3相 50Hz 480V	交流入力	125V系A系 3相 50Hz 480V	
	125V系B系 3相 50Hz 480V		<input type="text"/> B系 3相 50Hz 480V	記載の適正化
	HPCS系 3相 50Hz 480V		HPCS系 3相 50Hz 480V	
	中性子モニタ用A系 単相 50Hz 120V		中性子モニタ用A系 単相 50Hz 120V	
	中性子モニタ用B系 単相 50Hz 120V		<input type="text"/> B系 単相 50Hz 120V	記載の適正化
容 量	125V系A系 約 58.8kW	容 量	125V系A系 約 58.8kW	
	125V系B系 約 48.8kW		<input type="text"/> B系 約 48.8kW	記載の適正化
	(125V系A系, B系予備 約 58.8kW)		(予備 約 58.8kW)	記載の適正化
	HPCS系 約 14kW		HPCS系 約 14kW	
	中性子モニタ用A系約 0.84kW/個		中性子モニタ用A系 約 0.84kW/個	
	中性子モニタ用B系約 0.84kW/個		<input type="text"/> B系 約 0.84kW/個	記載の適正化
			8-10-25	

東海第二発電所 設置変更許可申請書 比較表 【対象項目: 添付書類八 10.1 非常用電源設備】

2018年6月21日 補正書			2018年6月27日 補正書			備考
直流出力電圧	125V系A系	125V	直流出力電圧	125V系A系	125V	記載の適正化
	125V系B系	125V		 B系	125V	
	HPCS系	125V		HPCS系	125V	記載の適正化
	中性子モニタ用A系	±24V		中性子モニタ用A系	±24V	
	中性子モニタ用B系	±24V		 B系	±24V	記載の適正化
直流出力電流	125V系A系	約420A	直流出力電流	125V系A系	約420A	
	125V系B系	約320A		 B系	約320A	記載の適正化
	(125V系A系, B系予備)	約420A)		(予備)	約420A)	
	HPCS系	約100A		HPCS系	約100A	記載の適正化
	中性子モニタ用A系	約30A		中性子モニタ用A系	約30A	
	中性子モニタ用B系	約30A		 B系	約30A	
常用			常用			
型式	シリコン整流器		型式	シリコン整流器		
個数	1(予備1)		個数	1(予備1)		
充電方式	浮動		充電方式	浮動		
冷却方式	自然通風		冷却方式	自然通風		
交流入力	3相 50Hz 480V		交流入力	3相 50Hz 480V		
容量	約98kW		容量	約98kW		
直流出力電圧	250V		直流出力電圧	250V		
直流出力電流	約350A		直流出力電流	約350A		
(3) 直流母線			(3) 直流母線			
非常用			非常用			
個数	5		個数	5		
電圧	125V系A系	125V	電圧	125V系A系	125V	
				8-10-26		

東海第二発電所 設置変更許可申請書 比較表 【対象項目: 添付書類八 10.1 非常用電源設備】

2018年6月21日 補正書				2018年6月27日 補正書				備考
		125V系B系	125V			 B系	125V	記載の適正化
		H P C S系	125V			H P C S系	125V	
		中性子モニタ用A系	±24V			中性子モニタ用A系	±24V	
		中性子モニタ用B系	±24V			 B系	±24V	記載の適正化
常用				常用				
個	数	1		個	数	1		
電	圧	250V		電	圧	250V		

東海第二発電所 第3回補正書／第4回補正書比較表 【対象項目： 本文五号へ】

東海第二発電所 第3回補正書	東海第二発電所 第4回補正書	備考
<p>本文五号 へ 計測制御系統施設の構造及び設備 (5) その他の主要な事項 p. 185</p> <p>個 数 1 ATWS緩和設備（代替制御棒挿入機能）手動スイッチ</p> <p>個 数 2 ATWS緩和設備（代替再循環系ポンプトリップ機能）</p> <p>個 数 1 再循環系ポンプ遮断器手動スイッチ</p> <p>個 数 4 低速度用電源装置遮断器手動スイッチ</p> <p>個 数 2 制御棒 （「へ(3) 制御設備」と兼用）</p> <p>制御棒駆動機構 （「へ(3) 制御設備」と兼用）</p> <p>制御棒駆動系水圧制御ユニット （「へ(3) 制御設備」と兼用）</p> <p>ほう酸水注入ポンプ （「へ(4) 非常用制御設備」他と兼用）</p> <p>ほう酸水貯蔵タンク （「へ(4) 非常用制御設備」他と兼用）</p> <p>自動減圧系の起動阻止スイッチ （「へ(5)(x iii) 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備」と兼用）</p> <p>個 数 1</p> <p>(x iii) 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態であって、設計基準事故</p>	<p>本文五号 へ 計測制御系統施設の構造及び設備 (5) その他の主要な事項 p. 185</p> <p>個 数 1 ATWS緩和設備（代替制御棒挿入機能）手動スイッチ</p> <p>個 数 2 ATWS緩和設備（代替再循環系ポンプトリップ機能）</p> <p>個 数 1 再循環系ポンプ遮断器手動スイッチ</p> <p>個 数 4 低速度用電源装置遮断器手動スイッチ</p> <p>個 数 2 制御棒 （「へ(3) 制御設備」と兼用）</p> <p>制御棒駆動機構 （「へ(3) 制御設備」と兼用）</p> <p>制御棒駆動系水圧制御ユニット （「へ(3) 制御設備」と兼用）</p> <p>ほう酸水注入ポンプ （「へ(4) 非常用制御設備」他と兼用）</p> <p>ほう酸水貯蔵タンク （「へ(4) 非常用制御設備」他と兼用）</p> <p>自動減圧系の起動阻止スイッチ （「へ(5)(x iii) 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備」と兼用）</p> <p>個 数 1</p> <p>(x iii) 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の減圧機能が喪失した場合においても</p>	

東海第二発電所 第3回補正書／第4回補正書比較表 【対象項目： 本文五号へ】

東海第二発電所 第3回補正書	東海第二発電所 第4回補正書	備考																								
<p>本文五号 へ 計測制御系統施設の構造及び設備 (5) その他の主要な事項 p. 188</p> <p style="text-align: right;">個 数 1</p> <p>自動減圧系の起動阻止スイッチ (「へ(5) (xii) 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備」と兼用)</p> <p style="background-color: yellow;">[可搬型重大事故等対処設備]</p> <p>非常用窒素供給系高压窒素ポンペ</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 100px;">本 数</td> <td>10 (予備 10)</td> </tr> <tr> <td>容 量</td> <td>約 47L／本</td> </tr> <tr> <td>充 填 圧 力</td> <td>約 15MPa [gage]</td> </tr> </table> <p>非常用逃がし安全弁駆動系高压窒素ポンペ</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 100px;">本 数</td> <td>3 (予備 9)</td> </tr> <tr> <td>容 量</td> <td>約 47L／本</td> </tr> <tr> <td>充 填 圧 力</td> <td>約 15MPa [gage]</td> </tr> </table>	本 数	10 (予備 10)	容 量	約 47L／本	充 填 圧 力	約 15MPa [gage]	本 数	3 (予備 9)	容 量	約 47L／本	充 填 圧 力	約 15MPa [gage]	<p>本文五号 へ 計測制御系統施設の構造及び設備 (5) その他の主要な事項 p. 188</p> <p>自動減圧系の起動阻止スイッチ (「へ(5) (xii) 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備」と兼用)</p> <p style="background-color: yellow;">個 数 1</p> <p>[可搬型重大事故等対処設備]</p> <p>非常用窒素供給系高压窒素ポンペ</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 100px;">本 数</td> <td>10 (予備 10)</td> </tr> <tr> <td>容 量</td> <td>約 47L／本</td> </tr> <tr> <td>充 填 圧 力</td> <td>約 15MPa [gage]</td> </tr> </table> <p>非常用逃がし安全弁駆動系高压窒素ポンペ</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 100px;">本 数</td> <td>3 (予備 9)</td> </tr> <tr> <td>容 量</td> <td>約 47L／本</td> </tr> <tr> <td>充 填 圧 力</td> <td>約 15MPa [gage]</td> </tr> </table>	本 数	10 (予備 10)	容 量	約 47L／本	充 填 圧 力	約 15MPa [gage]	本 数	3 (予備 9)	容 量	約 47L／本	充 填 圧 力	約 15MPa [gage]	
本 数	10 (予備 10)																									
容 量	約 47L／本																									
充 填 圧 力	約 15MPa [gage]																									
本 数	3 (予備 9)																									
容 量	約 47L／本																									
充 填 圧 力	約 15MPa [gage]																									
本 数	10 (予備 10)																									
容 量	約 47L／本																									
充 填 圧 力	約 15MPa [gage]																									
本 数	3 (予備 9)																									
容 量	約 47L／本																									
充 填 圧 力	約 15MPa [gage]																									

東海第二発電所 第3回補正書／第4回補正書比較表 【対象項目： 添付八 6.7 第4.4条】

東海第二発電所 第3回補正書	東海第二発電所 第4回補正書	備考
<p>添付書類八</p> <p>6. 計測制御系統施設</p> <p>6.7 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 p.8-6-148</p> <p>「6.1.2 原子炉停止系」に記載する。</p> <p>(9) ほう酸水注入ポンプ 第6.1.2-2表 ほう酸水注入系の主要仕様に記載する。</p> <p>(10) ほう酸水貯蔵タンク 第6.1.2-2表 ほう酸水注入系の主要仕様に記載する。</p> <p>(11) 自動減圧系の起動阻止スイッチ 個 数 1</p>	<p>添付書類八</p> <p>6. 計測制御系統施設</p> <p>6.7 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 p.8-6-148</p> <p>「6.1.2 原子炉停止系」に記載する。</p> <p>(9) ほう酸水注入ポンプ 第6.1.2-2表 ほう酸水注入系の主要仕様に記載する。</p> <p>(10) ほう酸水貯蔵タンク 第6.1.2-2表 ほう酸水注入系の主要仕様に記載する。</p> <p>(11) 自動減圧系の起動阻止スイッチ 第6.8-1表 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備の主要機器仕様に記載する。</p>	

東海第二発電所 第3回補正書／第4回補正書比較表 【対象項目： 添付八 6.8 第46条】

東海第二発電所 第3回補正書	東海第二発電所 第4回補正書	備考
添付書類八 6. 計測制御系統施設 6.8 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 p.8-6-163 第6.8-1表 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備の主要機器仕様 (1) 過渡時自動減圧機能 個 数 1 (2) 自動減圧系の起動阻止スイッチ 第6.7-1表 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備の主要機器仕様に記載する。 (3) 非常用窒素供給系高圧窒素ポンベ 本 数 10 (予備10) 容 量 約47L/本 充 填 圧 力 約15MPa [gage] 使 用 箇 所 原子炉建屋原子炉棟3階 保 管 場 所 原子炉建屋原子炉棟3階 (4) 非常用逃がし安全弁駆動系高圧窒素ポンベ 本 数 3 (予備9) 容 量 約47L/本 充 填 圧 力 約15MPa [gage] 使 用 箇 所 原子炉建屋原子炉棟1階 保 管 場 所 原子炉建屋原子炉棟1階	添付書類八 6. 計測制御系統施設 6.8 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 p.8-6-163 第6.8-1表 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備の主要機器仕様 (1) 過渡時自動減圧機能 個 数 1 (2) 自動減圧系の起動阻止スイッチ 個 数 1 (3) 非常用窒素供給系高圧窒素ポンベ 本 数 10 (予備10) 容 量 約47L/本 充 填 圧 力 約15MPa [gage] 使 用 箇 所 原子炉建屋原子炉棟3階 保 管 場 所 原子炉建屋原子炉棟3階 (4) 非常用逃がし安全弁駆動系高圧窒素ポンベ 本 数 3 (予備9) 容 量 約47L/本 充 填 圧 力 約15MPa [gage] 使 用 箇 所 原子炉建屋原子炉棟1階 保 管 場 所 原子炉建屋原子炉棟1階	

東海第二発電所 設置変更許可申請書 比較表 【対象項目: 本文5号ロ (3) その他の主要な構造】

2018年6月21日 補正書	2018年6月27日 補正書	備考
<p>ロ 発電用原子炉施設の一般構造</p> <p>(3) その他の主要な構造</p> <p>本発電用原子炉施設は、(1)耐震構造、(2)耐津波構造に加え、以下の基本的方針のもとに安全設計を行う。</p> <p>a. 設計基準対象施設</p> <p>(a) 外部からの衝撃による損傷の防止</p> <p>(中 略)</p> <p>(a-9) 外部火災（森林火災、爆発及び近隣工場等の火災）</p> <p>安全施設は、想定される外部火災において、最も厳しい火災が発生した場合においても安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>想定される森林火災の延焼防止を目的として、発電所周辺の植生を確認し、作成した植生データ等を基に求めた最大火線強度（6,278kW/m）から算出される防火帯（約23m）を敷地内に設ける。</p> <p>防火帯は延焼防止効果を損なわない設計とし、防火帯に可燃物を含む機器等を設置する場合は必要最小限とする。</p> <p>また、森林火災による熱影響については、最大火炎放射発散度の影響を考慮した場合においても、離隔距離の確保等により安全施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>発電所敷地又はその周辺で想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）として、想定される近隣の産業施設の火災・爆発については、離隔距離の確保により安全施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、想定される発電所敷地内に設置する危険物貯蔵施設等の火災及び航空機墜落による火災については、離隔距離を確保すること、その火災による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修復等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることで、その安全施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>外部火災による屋外施設への影響については、屋外施設の温度を許容温度以下とすることで安全施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、外部火災の二次的影響であるばい煙及び有毒ガスによる影響については、換気空調設備等に適切な防護対策を講じることで安全施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>森林火災による津波防護施設への熱影響については、最大火炎放射発散度による熱影響を考慮した離隔距離を確保するものとする。なお、津波防護施設と植生の間の離隔距離を確保するために管理が必要となる隣接事業所敷地については、隣接事業所との合意文書に基づき、必要とする植生管理を当社が実施する。</p> <p>1.7.9 外部火災防護に関する基本方針</p>	<p>ロ 発電用原子炉施設の一般構造</p> <p>(3) その他の主要な構造</p> <p>本発電用原子炉施設は、(1)耐震構造、(2)耐津波構造に加え、以下の基本的方針のもとに安全設計を行う。</p> <p>a. 設計基準対象施設</p> <p>(a) 外部からの衝撃による損傷の防止</p> <p>(中 略)</p> <p>(a-9) 外部火災（森林火災、爆発及び近隣工場等の火災）</p> <p>安全施設は、想定される外部火災において、最も厳しい火災が発生した場合においても安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>想定される森林火災の延焼防止を目的として、発電所周辺の植生を確認し、作成した植生データ等を基に求めた最大火線強度（6,278kW/m）から算出される防火帯（約23m）を敷地内に設ける。</p> <p>防火帯は延焼防止効果を損なわない設計とし、防火帯に可燃物を含む機器等を設置する場合は必要最小限とする。</p> <p>また、森林火災による熱影響については、最大火炎放射強度の影響を考慮した場合においても、離隔距離の確保等により安全施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>発電所敷地又はその周辺で想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）として、想定される近隣の産業施設の火災・爆発については、離隔距離の確保により安全施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、想定される発電所敷地内に設置する危険物貯蔵施設等の火災及び航空機墜落による火災については、離隔距離を確保すること、その火災による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修復等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることで、その安全施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>外部火災による屋外施設への影響については、屋外施設の温度を許容温度以下とすることで安全施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、外部火災の二次的影響であるばい煙及び有毒ガスによる影響については、換気空調設備等に適切な防護対策を講じることで安全施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>森林火災による津波防護施設への熱影響については、最大火炎放射強度による熱影響を考慮した離隔距離を確保するものとする。なお、津波防護施設と植生の間の離隔距離を確保するために管理が必要となる隣接事業所敷地については、隣接事業所との合意文書に基づき、必要とする植生管理を当社が実施する。</p> <p>1.7.9 外部火災防護に関する基本方針</p>	<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p>

東海第二発電所 設置変更許可申請書 比較表 【対象項目: 本文5号ロ (3) その他の主要な構造】

2018年6月21日 補正書	2018年6月27日 補正書	備考
<p>1.7.9.1 設計方針</p> <p>安全施設が外部火災（火災・爆発（森林火災，近隣工場等の火災・爆発，航空機墜落火災等））に対して，発電用原子炉施設の安全性を確保するために想定される最も厳しい火災が発生した場合においても必要な安全機能を損なわないよう，防火帯の設置，離隔距離の確保，建屋による防護，代替手段等によって，安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>外部火災によってその安全機能が損なわれないことを確認する必要がある施設を，安全重要度分類のクラス1，クラス2及びクラス3に属する構築物，系統及び機器とする。</p> <p>外部火災によってその安全機能が損なわれないことを確認する必要がある施設のうち，外部事象防護対象施設は，防火帯の設置，離隔距離の確保，建屋による防護等により安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>想定する外部火災として，森林火災，近隣の産業施設の火災・爆発，発電所敷地内に設置する危険物貯蔵施設等の火災及び航空機墜落による火災を選定する。外部火災にて想定する火災を第1.7.9-1表に示す。</p> <p>また，想定される火災及び爆発の二次的影響（ばい煙等）に対して，安全施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>森林火災による津波防護施設への熱影響については，最大火炎放射^{発散度}の影響を考慮した場合において，離隔距離の確保等により津波防護機能を損なわない設計とする。</p> <p>(1) 評価対象施設</p> <p>(2) 森林火災</p> <p>(中 略)</p> <p>g. 評価対象施設への熱影響</p> <p>森林火災の直接的な影響を受ける評価対象施設への影響評価を実施し，離隔距離の確保，建屋による防護により，評価対象施設の安全機能を損なわない設計とする。なお，影響評価に用いる火炎放射^{発散度}は，F A R S I T Eから出力される反応強度から求める。</p> <p>(a) 火災の想定</p> <p>i) 森林火災による熱を受ける面と森林火災の火炎放射^{発散度}が発する地点が同じ高さにあると仮定し，離隔距離は最短距離とする。</p> <p>ii) 森林火災の火炎は，円筒火炎モデルとする。火炎の高さは燃焼半径の3倍とし，燃焼半径から円筒火炎モデルの数を算出することにより火炎到達幅の分だけ円筒火炎モデルが横一列に並ぶものとする。</p> <p>(b) 原子炉建屋，タービン建屋及び使用済燃料乾式貯蔵建屋への熱影響</p> <p>最大の火炎放射^{発散度} (444kW/m²) となる「発火点5」に基づき算出する，防火帯の外縁（火炎側）から最も近くに位置する使用済燃料乾式貯蔵建屋（垂直外壁面及び天井スラブから選定した，火災の放射に対して最も厳しい箇所）の表面温度を，火災時における短期温度上昇を考慮した場合のコンクリート圧縮強度が維持される保守的な温度である 200℃⁽¹⁾</p>	<p>1.7.9.1 設計方針</p> <p>安全施設が外部火災（火災・爆発（森林火災，近隣工場等の火災・爆発，航空機墜落火災等））に対して，発電用原子炉施設の安全性を確保するために想定される最も厳しい火災が発生した場合においても必要な安全機能を損なわないよう，防火帯の設置，離隔距離の確保，建屋による防護，代替手段等によって，安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>外部火災によってその安全機能が損なわれないことを確認する必要がある施設を，安全重要度分類のクラス1，クラス2及びクラス3に属する構築物，系統及び機器とする。</p> <p>外部火災によってその安全機能が損なわれないことを確認する必要がある施設のうち，外部事象防護対象施設は，防火帯の設置，離隔距離の確保，建屋による防護等により安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>想定する外部火災として，森林火災，近隣の産業施設の火災・爆発，発電所敷地内に設置する危険物貯蔵施設等の火災及び航空機墜落による火災を選定する。外部火災にて想定する火災を第1.7.9-1表に示す。</p> <p>また，想定される火災及び爆発の二次的影響（ばい煙等）に対して，安全施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>森林火災による津波防護施設への熱影響については，最大火炎放射^{強度}の影響を考慮した場合において，離隔距離の確保等により津波防護機能を損なわない設計とする。</p> <p>(1) 評価対象施設</p> <p>(2) 森林火災</p> <p>(中 略)</p> <p>g. 評価対象施設への熱影響</p> <p>森林火災の直接的な影響を受ける評価対象施設への影響評価を実施し，離隔距離の確保，建屋による防護により，評価対象施設の安全機能を損なわない設計とする。なお，影響評価に用いる火炎放射^{強度}は，F A R S I T Eから出力される反応強度から求める。</p> <p>(a) 火災の想定</p> <p>i) 森林火災による熱を受ける面と森林火災の火炎放射^{強度}が発する地点が同じ高さにあると仮定し，離隔距離は最短距離とする。</p> <p>ii) 森林火災の火炎は，円筒火炎モデルとする。火炎の高さは燃焼半径の3倍とし，燃焼半径から円筒火炎モデルの数を算出することにより火炎到達幅の分だけ円筒火炎モデルが横一列に並ぶものとする。</p> <p>(b) 原子炉建屋，タービン建屋及び使用済燃料乾式貯蔵建屋への熱影響</p> <p>最大の火炎放射^{強度} (444kW/m²) となる「発火点5」に基づき算出する，防火帯の外縁（火炎側）から最も近くに位置する使用済燃料乾式貯蔵建屋（垂直外壁面及び天井スラブから選定した，火災の放射に対して最も厳しい箇所）の表面温度を，火災時における短期温度上昇を考慮した場合のコンクリート圧縮強度が維持される保守的な温度である 200℃⁽¹⁾ 以</p>	<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p>

東海第二発電所 設置変更許可申請書 比較表 【対象項目: 本文5号ロ (3) その他の主要な構造】

2018年6月21日 補正書	2018年6月27日 補正書	備考
<p>以下とすることで、当該建屋内の外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>(中 略)</p> <p>h. 評価対象施設の危険距離の確保 森林火災の直接的な影響を受ける評価対象施設の危険距離について評価を実施し、防火帯の外縁(火炎側)からの離隔距離を最大の火炎放射発散度に基づき算出する危険距離以上確保することにより、評価対象施設の安全機能を損なわない設計とする。また、津波防護施設についても、森林外縁からの離隔距離を最大の火炎放射発散度に基づき算出する危険距離以上確保することにより、津波防護機能を損なわない設計とする。</p> <p>(a) 原子炉建屋、タービン建屋及び使用済燃料乾式貯蔵建屋の危険距離の確保 最大の火炎放射発散度(444kW/m²)となる「発火点5」に基づき危険距離を算出し、発電所周囲に設置される防火帯の外縁(火炎側)からの離隔距離を危険距離以上確保することにより、各建屋及び当該建屋内の外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>下とすることで、当該建屋内の外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>(中 略)</p> <p>h. 評価対象施設の危険距離の確保 森林火災の直接的な影響を受ける評価対象施設の危険距離について評価を実施し、防火帯の外縁(火炎側)からの離隔距離を最大の火炎放射強度に基づき算出する危険距離以上確保することにより、評価対象施設の安全機能を損なわない設計とする。また、津波防護施設についても、森林外縁からの離隔距離を最大の火炎放射強度に基づき算出する危険距離以上確保することにより、津波防護機能を損なわない設計とする。</p> <p>(a) 原子炉建屋、タービン建屋及び使用済燃料乾式貯蔵建屋の危険距離の確保 最大の火炎放射強度(444kW/m²)となる「発火点5」に基づき危険距離を算出し、発電所周囲に設置される防火帯の外縁(火炎側)からの離隔距離を危険距離以上確保することにより、各建屋及び当該建屋内の外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>備考</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p>

東海第二発電所 設置変更許可申請書 比較表 【対象項目: 添付書類八 1.7.9 外部火災防護に関する基本方針】

2018年6月21日 補正書	2018年6月21日 補正書	備考
<p>1.7.9 外部火災防護に関する基本方針</p> <p>1.7.9.1 設計方針</p> <p>(1) 評価対象施設</p> <p>(中 略)</p> <p>(2) 森林火災</p> <p>(中 略)</p> <p>e. 火炎到達時間による消火活動</p> <p>延焼速度より、発火点から防火帯までの火炎到達時間(0.2時間(約12分)「発火点1」)を算出する。</p> <p><input type="checkbox"/> 森林火災が防火帯に到達するまでの間に発電所に常駐している自衛消防隊による防火帯付近の予防散水活動(飛び火を抑制する効果を期待)を行うことが可能であり、防火帯をより有効に機能させる。</p> <p>また、万が一の飛び火等による火炎の延焼を確認した場合には、自衛消防隊による初期消火活動を行うことで、外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>なお、外部からの情報により森林火災を認識し、防火帯に到達するまでに時間的な余裕がある場合には、発電所構内への延焼を抑制するために防火帯近傍への予防散水を行う。</p>	<p>1.7.9 外部火災防護に関する基本方針</p> <p>1.7.9.1 設計方針</p> <p>(1) 評価対象施設</p> <p>(中 略)</p> <p>(2) 森林火災</p> <p>(中 略)</p> <p>e. 火炎到達時間による消火活動</p> <p>延焼速度より、発火点から防火帯までの火炎到達時間(0.2時間(約12分)「発火点1」)を算出する。</p> <p>この発火点1の火災に対しては、熱感知カメラ及び警報による早期の火災覚知、防火帯近傍への消火栓の設置等の対策を講じることで、森林火災が防火帯に到達するまでの間に発電所に常駐している自衛消防隊による防火帯付近の予防散水活動(飛び火を抑制する効果を期待)を行うことが可能であり、防火帯をより有効に機能させる。</p> <p>また、万が一の飛び火等による火炎の延焼を確認した場合には、自衛消防隊による初期消火活動を行うことで、外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>なお、外部からの情報により森林火災を認識し、防火帯に到達するまでに時間的な余裕がある場合には、発電所構内への延焼を抑制するために防火帯近傍への予防散水を行う。</p>	<p>記載内容の充実化</p>

東海第二発電所 設置変更許可申請書 比較表 【対象項目: 添付書類八 1.7.9 外部火災防護に関する基本方針】

2018年6月21日 補正書	2018年6月27日 補正書	備 考
<p>1.7.9 外部火災防護に関する基本方針</p> <p>1.7.9.1 設計方針</p> <p style="padding-left: 40px;">(中略)</p> <p>(1) 評価対象施設</p> <p style="padding-left: 40px;">(中略)</p> <p>(2) 森林火災</p> <p style="padding-left: 40px;">(中略)</p> <p>h. 評価対象施設の危険距離の確保</p> <p style="padding-left: 40px;">(中略)</p> <p>(b) 主排気筒, 非常用ディーゼル発電機 (高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。), 残留熱除去系海水系ポンプ, 非常用ディーゼル発電機 (高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。) 用海水ポンプ及び放水路ゲートの危険距離の確保</p> <p style="padding-left: 40px;">最大の輻射強度 (主排気筒及び非常用ディーゼル発電機 (高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。)) は $0.07\text{kW}/\text{m}^2$, 残留熱除去系海水系ポンプ及び非常用ディーゼル発電機 (高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。) 用海水ポンプは $0.08\text{kW}/\text{m}^2$ 及び放水路ゲートは $2.55\text{kW}/\text{m}^2$ となる「発火点3」に基づき危険距離を算出し, 発電所周囲に設置される防火帯の外縁 (火炎側) からの離隔距離を危険距離以上確保することにより, 安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>1.7.9 外部火災防護に関する基本方針</p> <p>1.7.9.1 設計方針</p> <p style="padding-left: 40px;">(中略)</p> <p>(1) 評価対象施設</p> <p style="padding-left: 40px;">(中略)</p> <p>(2) 森林火災</p> <p style="padding-left: 40px;">(中略)</p> <p>h. 評価対象施設の危険距離の確保</p> <p style="padding-left: 40px;">(中略)</p> <p>(b) 主排気筒, 非常用ディーゼル発電機 (高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。), 残留熱除去系海水系ポンプ, 非常用ディーゼル発電機 (高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。) 用海水ポンプ及び放水路ゲートの危険距離の確保</p> <p style="padding-left: 40px;">最大の輻射強度 (主排気筒及び非常用ディーゼル発電機 (高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。)) は $0.07\text{kW}/\text{m}^2$ 並びに残留熱除去系海水系ポンプ及び非常用ディーゼル発電機 (高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。) 用海水ポンプは $0.08\text{kW}/\text{m}^2$ 並びに放水路ゲートは $2.55\text{kW}/\text{m}^2$ となる「発火点3」に基づき危険距離を算出し, 発電所周囲に設置される防火帯の外縁 (火炎側) からの離隔距離を危険距離以上確保することにより, 安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>記載の適正化 記載の適正化</p>

東海第二発電所 設置変更許可申請書 比較表 【対象項目: 添付書類八 1.7.9 外部火災防護に関する基本方針】

2018年6月21日 補正書	2018年6月27日 補正書	備考
<p>1.7.9 外部火災防護に関する基本方針</p> <p>1.7.9.1 設計方針</p> <p>(中略)</p> <p>(1) 評価対象施設</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 森林火災</p> <p>(中略)</p> <p>(3) 近隣産業施設の火災・爆発</p> <p>(中略)</p> <p>(4) 航空機墜落による火災</p> <p>(中略)</p> <p>a. 対象航空機の選定方法</p> <p>航空機落下確率評価においては、過去の日本国内における航空機落下事故の実績をもとに、落下事故を航空機の種類及び飛行形態に応じてカテゴリに分類し、カテゴリごとに落下確率を求める。</p> <p>ここで、落下事故の実績がないカテゴリのうち自衛隊機の「基地－訓練空域間往復時」の落下確率には、百里基地－訓練空域間往復時に落下事故は発生していないが、全国の基地－訓練空域間往復時に5件の落下事故が発生していること及び百里基地－訓練空域間を飛行する際の自衛隊機の機種、飛行環境が全国と比較して大きな相違がないものであることを踏まえ、全国の各基地－訓練空域間往復時の落下確率を参考にし、保守性を確保するため2倍にした値を用いることとした。一方、計器飛行方式民間航空機の「航空路を巡航時」等、その他の落下事故の実績がないカテゴリの落下確率の評価に当たっては、落下事故が保守的に0.5件発生したものと評価した。</p>	<p>1.7.9 外部火災防護に関する基本方針</p> <p>1.7.9.1 設計方針</p> <p>(中略)</p> <p>(1) 評価対象施設</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 森林火災</p> <p>(中略)</p> <p>(3) 近隣産業施設の火災・爆発</p> <p>(中略)</p> <p>(4) 航空機墜落による火災</p> <p>(中略)</p> <p>a. 対象航空機の選定方法</p> <p>航空機落下確率評価においては、過去の日本国内における航空機落下事故の実績をもとに、落下事故を航空機の種類及び飛行形態に応じてカテゴリに分類し、カテゴリごとに落下確率を求める。</p> <p>ここで、対象となる飛行範囲等において落下事故の実績がないカテゴリのうち計器飛行方式民間航空機の「航空路を巡航時」等の全国において落下事故の実績がないカテゴリについては落下事故が保守的に0.5件発生したものと評価した。一方、自衛隊機の「基地－訓練空域間往復時」については、百里基地－訓練空域間往復時の落下事故は発生していないが、全国の基地－訓練空域間往復時に5件の落下事故が発生していること及び百里基地－訓練空域間を飛行する際の自衛隊機の機種、飛行環境が全国と比較して大きな相違がないものであることを踏まえ、全国の各基地－訓練空域間往復時の落下事故件数及び想定飛行範囲の面積から算出した確率を参考にし、保守性を確保するため2倍にした値を用いることとした。</p>	<p>記載内容の充実化</p>

2018年6月21日 補正書	2018年6月27日 補正書	備考
<p>ロ. 発電用原子炉施設の一般構造</p> <p>(3) その他の主要な構造</p> <p>(i) 本発電用原子炉施設は、(1)耐震構造、(2)耐津波構造に加え、以下の基本的方針のもとに安全設計を行う。</p> <p>a. 設計基準対象施設</p> <p>(c) 火災による損傷の防止</p> <p>(c-2) 火災発生防止</p> <p>(c-2-2) 不燃性材料又は難燃性材料の使用</p> <p>ただし、ケーブル取り替え以外の措置によって、非難燃ケーブルを使用する場合は、難燃ケーブルと同等以上の難燃性能を確保することを確認した上で使用する設計、又は当該ケーブルの火災に起因して他の安全機能を有する構築物、系統及び機器において火災が発生することを防止するための措置を講じる設計とする。</p> <p>b. 重大事故等対処施設（発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止、中央制御室、監視測定設備、緊急時対策所及び通信連絡を行うために必要な設備は、a. 設計基準対象施設に記載）</p> <p>(b) 火災による損傷の防止</p> <p>(b-2) 火災発生防止</p> <p>(b-2-2) 不燃性材料又は難燃性材料の使用</p> <p>ただし、ケーブル取り替え以外の措置によって、非難燃ケーブルを使用する場合は、難燃ケーブルと同等以上の難燃性能を確保することを確認した上で使用する設計、又は、当該ケーブルの火災に起因して他の重大事故等対処施設及び設計基準事故対処設備において火災が発生することを防止するための措置を講じる設計とする。</p>	<p>ロ. 発電用原子炉施設の一般構造</p> <p>(3) その他の主要な構造</p> <p>(i) 本発電用原子炉施設は、(1)耐震構造、(2)耐津波構造に加え、以下の基本的方針のもとに安全設計を行う。</p> <p>a. 設計基準対象施設</p> <p>(c) 火災による損傷の防止</p> <p>(c-2) 火災発生防止</p> <p>(c-2-2) 不燃性材料又は難燃性材料の使用</p> <p>ただし、ケーブル取り替え以外の措置によって、非難燃ケーブルを使用する場合は、難燃ケーブルを使用した場合と同等以上の難燃性能を確保することを確認した上で使用する設計、又は当該ケーブルの火災に起因して他の安全機能を有する構築物、系統及び機器において火災が発生することを防止するための措置を講じる設計とする。</p> <p>b. 重大事故等対処施設（発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止、中央制御室、監視測定設備、緊急時対策所及び通信連絡を行うために必要な設備は、a. 設計基準対象施設に記載）</p> <p>(b) 火災による損傷の防止</p> <p>(b-2) 火災発生防止</p> <p>(b-2-2) 不燃性材料又は難燃性材料の使用</p> <p>ただし、ケーブル取り替え以外の措置によって、非難燃ケーブルを使用する場合は、難燃ケーブルを使用した場合と同等以上の難燃性能を確保することを確認した上で使用する設計、又は、当該ケーブルの火災に起因して他の重大事故等対処施設及び設計基準事故対処設備において火災が発生することを防止するための措置を講じる設計とする。</p>	<p>NRA コメント反映（記載の適正化）</p> <p>NRA コメント反映（記載の適正化）</p>

東海第二発電所 設置変更許可申請書 比較表 【対象項目:添付書類八 1.5 火災防護に関する基本方針】

2018年6月21日 補正書	2018年6月27日 補正書	備考
<p>1.5 火災防護に関する基本方針</p> <p>1.5.1 設計基準対象施設の火災防護に関する基本方針</p> <p>1.5.1.2 火災発生防止に係る設計方針</p> <p>1.5.1.2.2 不燃性材料又は難燃性材料の使用</p> <p>(3)難燃ケーブルの使用</p> <p>したがって、非難燃ケーブルについては、原則、難燃ケーブルに取り替えて使用する設計とする。ただし、ケーブルの取り替えに伴い安全上の課題が生じる場合には、非難燃ケーブルを使用し、施工後の状態において、以下に示すように範囲を限定した上で、難燃ケーブルと同等以上の難燃性能を確保できる代替措置（複合体）を施す設計とする。</p> <p>(a)ケーブルの取り替えに伴う課題が回避される範囲</p> <p>(b)難燃ケーブルと比較した場合に、火災リスクに有意な差がない範囲</p> <p>a. 複合体を形成する設計</p> <p>複合体は、難燃ケーブルと同等以上の難燃性能を確保する設計とする。</p> <p>(a) 複合体外部の火災を想定した場合の設計</p> <p>複合体は、外部の火災に対して、不燃材の防火シートにより外部からの火災を遮断し、直接ケーブルに火災が当たり燃焼することを防止することにより、難燃ケーブルと同等以上の難燃性能が確保できる設計とする。</p> <p>(b) 複合体内部の火災を想定した場合の設計</p> <p>複合体は、短絡又は地絡に起因する過電流により発火した内部の火災に対して、燃焼の3要素のうち、酸素量を抑制することにより、難燃ケーブルと同等以上の難燃性能が確保できる設計とする。</p> <p>1.5.1.4 火災の影響軽減のための対策</p> <p>1.5.1.4.1 安全機能を有する構築物、系統及び機器の重要度に応じた火災の影響軽減のための対策</p> <p>(3) 中央制御室に対する火災の影響軽減のための対策</p> <p>(a) 離隔距離による分離</p> <p>中央制御室の火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブルは、運転員の操作性及び視認性向上を目的として近接して設置することから、中央制御室の制御盤については区分毎に別々の盤で分離する設計とする。一部、一つの制御盤内に複数の安全区分のケーブルや機器を設置しているものがあるが、これらについては、区分間に金属製の仕切りを設置する。ケーブルについては当該ケーブルに火災が発生しても延焼せず、また、周囲へ火災の影響を与えない金属外装ケーブル、耐熱ビニル電線、難燃仕様のテフゼル電線及び難燃ケーブルを使用し、離隔距離等により系統分離する設計とする。これらの分離については、実証試験等において火災により近接する他の構成部品に火災の影響がないことを確認した設計とする。</p>	<p>1.5 火災防護に関する基本方針</p> <p>1.5.1 設計基準対象施設の火災防護に関する基本方針</p> <p>1.5.1.2 火災発生防止に係る設計方針</p> <p>1.5.1.2.2 不燃性材料又は難燃性材料の使用</p> <p>(3)難燃ケーブルの使用</p> <p>したがって、非難燃ケーブルについては、原則、難燃ケーブルに取り替えて使用する設計とする。ただし、ケーブルの取り替えに伴い安全上の課題が生じる場合には、非難燃ケーブルを使用し、施工後の状態において、以下に示すように範囲を限定した上で、難燃ケーブルを使用した場合と同等以上の難燃性能を確保できる代替措置（複合体）を施す設計とする。</p> <p>(a)ケーブルの取り替えに伴う課題が回避される範囲</p> <p>(b)難燃ケーブルと比較した場合に、火災リスクに有意な差がない範囲</p> <p>a. 複合体を形成する設計</p> <p>複合体は、難燃ケーブルを使用した場合と同等以上の難燃性能を確保する設計とし、実証試験により自己消火性及び延焼性を確認した上で使用する。</p> <p>(a) 複合体外部の火災を想定した場合の設計</p> <p>複合体は、外部の火災に対して、不燃材の防火シートにより外部からの火災を遮断し、直接ケーブルに火災が当たり燃焼することを防止することにより、難燃ケーブルを使用した場合と同等以上の難燃性能が確保できる設計とする。</p> <p>(b) 複合体内部の火災を想定した場合の設計</p> <p>複合体は、短絡又は地絡に起因する過電流により発火した内部の火災に対して、燃焼の3要素のうち、酸素量を抑制することにより、難燃ケーブルを使用した場合と同等以上の難燃性能が確保できる設計とする。</p> <p>1.5.1.4 火災の影響軽減のための対策</p> <p>1.5.1.4.1 安全機能を有する構築物、系統及び機器の重要度に応じた火災の影響軽減のための対策</p> <p>(3) 中央制御室に対する火災の影響軽減のための対策</p> <p>(a) 離隔距離による分離</p> <p>中央制御室の火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブルは、運転員の操作性及び視認性向上を目的として近接して設置することから、中央制御室の制御盤については区分毎に別々の盤で分離する設計とする。一部、一つの制御盤内に複数の安全区分のケーブルや機器を設置しているものがあるが、これらについては、区分間に金属製の仕切りを設置する。ケーブルについては当該ケーブルに火災が発生しても延焼せず、また、周囲へ火災の影響を与えない金属外装ケーブル、耐熱ビニル電線、難燃仕様のフッ素樹脂 (ETFE) 電線及び難燃ケーブルを使用し、離隔距離等により系統分離する設計とする。これらの分離については、実証試験等において火災により近接する他の構成部品に火災の影響がないことを確認した設計とする。</p>	<p>備考</p> <p>NRA コメント反映（記載の適正化）</p> <p>NRA コメント反映（記載の適正化）</p> <p>NRA コメント反映（記載の適正化）</p> <p>NRA コメント反映（記載の適正化）</p> <p>NRA コメント反映（記載の適正化）</p>

東海第二発電所 設置変更許可申請書 比較表 【対象項目:添付書類八 1.5 火災防護に関する基本方針】

2018年6月21日 補正書	2018年6月27日 補正書	備考
<p>1.5.2 重大事故等対処施設の火災防護に関する基本方針</p> <p>1.5.2.1 基本事項</p> <p>1.5.2.2 火災発生防止</p> <p>1.5.2.2.1 重大事故等対処施設の火災発生防止</p> <p>(3) 難燃ケーブルの使用</p> <p>したがって、非難燃ケーブルについては、原則、難燃ケーブルに取り替えて使用する設計とする。ただし、ケーブルの取り替えに伴い安全上の課題が生じる場合には、非難燃ケーブルを使用し、施工後の状態において、以下に示すように範囲を限定した上で、難燃ケーブルと同等以上の難燃性能を確保できる代替措置（複合体）を施す設計とする。</p> <p>(a)ケーブルの取り替えに伴う課題が回避される範囲</p> <p>(b)難燃ケーブルと比較した場合に、火災リスクに有意な差がない範囲</p> <p>a. 複合体を形成する設計</p> <p>複合体は、難燃ケーブルと同等以上の難燃性能を確保する設計とする。</p> <p>(a) 複合体外部の火災を想定した場合の設計</p> <p>複合体は、外部の火災に対して、不燃材の防火シートにより外部からの火災を遮断し、直接ケーブルに火災が当たり燃焼することを防止することにより、難燃ケーブルと同等以上の難燃性能が確保できる設計とする。</p> <p>(b) 複合体内部の火災を想定した場合の設計</p> <p>複合体は、短絡又は地絡に起因する過電流により発火した内部の火災に対して、燃焼の3要素のうち、酸素量を抑制することにより、難燃ケーブルと同等以上の難燃性能が確保できる設計とする。</p> <p>10.5 火災防護設備</p> <p>10.5.1 設計基準対象施設</p> <p>10.5.1.4 主要設備</p> <p>(1) 火災発生防止設備</p> <p>発電用原子炉施設は、「1.5.1 設計基準対象施設の火災防護に関する基本方針」における「1.5.1.2.1 火災発生防止対策」に示すとおり、発火性又は引火性物質の漏えい防止、拡大防止のための堰を設置する。</p> <p>また、非難燃ケーブルについては、難燃ケーブルと同等以上の性能を確保するため、非難燃ケーブル及びケーブルトレイを防火シートで覆い、複合体を形成する設計とする。</p> <p>複合体の概要図を第10.5-1図に示す。</p>	<p>1.5.2 重大事故等対処施設の火災防護に関する基本方針</p> <p>1.5.2.1 基本事項</p> <p>1.5.2.2 火災発生防止</p> <p>1.5.2.2.1 重大事故等対処施設の火災発生防止</p> <p>(3) 難燃ケーブルの使用</p> <p>したがって、非難燃ケーブルについては、原則、難燃ケーブルに取り替えて使用する設計とする。ただし、ケーブルの取り替えに伴い安全上の課題が生じる場合には、非難燃ケーブルを使用し、施工後の状態において、以下に示すように範囲を限定した上で、難燃ケーブルを使用した場合と同等以上の難燃性能を確保できる代替措置（複合体）を施す設計とする。</p> <p>(a)ケーブルの取り替えに伴う課題が回避される範囲</p> <p>(b)難燃ケーブルと比較した場合に、火災リスクに有意な差がない範囲</p> <p>a. 複合体を形成する設計</p> <p>複合体は、難燃ケーブルを使用した場合と同等以上の難燃性能を確保する設計とし、実証試験により自己消火性及び延焼性を確認した上で使用する。</p> <p>(a) 複合体外部の火災を想定した場合の設計</p> <p>複合体は、外部の火災に対して、不燃材の防火シートにより外部からの火災を遮断し、直接ケーブルに火災が当たり燃焼することを防止することにより、難燃ケーブルを使用した場合と同等以上の難燃性能が確保できる設計とする。</p> <p>(b) 複合体内部の火災を想定した場合の設計</p> <p>複合体は、短絡又は地絡に起因する過電流により発火した内部の火災に対して、燃焼の3要素のうち、酸素量を抑制することにより、難燃ケーブルを使用した場合と同等以上の難燃性能が確保できる設計とする。</p> <p>10.5 火災防護設備</p> <p>10.5.1 設計基準対象施設</p> <p>10.5.1.4 主要設備</p> <p>(1) 火災発生防止設備</p> <p>発電用原子炉施設は、「1.5.1 設計基準対象施設の火災防護に関する基本方針」における「1.5.1.2.1 火災発生防止対策」に示すとおり、発火性又は引火性物質の漏えい防止、拡大防止のための堰を設置する。</p> <p>また、非難燃ケーブルを使用する場合については、難燃ケーブルを使用した場合と同等以上の難燃性能を確保するため、非難燃ケーブル及びケーブルトレイを防火シートで覆い、複合体を形成する設計とする。</p>	<p>備考</p> <p>NRA コメント反映（記載の適正化）</p> <p>NRA コメント反映（記載の適正化）</p> <p>NRA コメント反映（記載の適正化）</p> <p>NRA コメント反映（記載の適正化）</p> <p>NRA コメント反映（記載の適正化）</p>

東海第二発電所 設置変更許可申請書 比較表 【対象項目:添付書類八 1.5 火災防護に関する基本方針】

2018年6月21日 補正書	2018年6月27日 補正書	備考
<p>10.5.2 重大事故等対処施設 10.5.2.4 主要設備 (1) 火災発生防止設備</p> <p>重大事故等対処施設は、「1.5.2 重大事故等対処施設の火災防護に関する基本方針」における「1.5.2.2.1 重大事故等対処施設の火災発生防止」に示すとおり、発火性又は引火性物質の漏えい防止、拡大防止のための堰等を設置する。</p> <p>また、非難燃ケーブルについては、難燃ケーブルと同等以上の性能を確保するため、非難燃ケーブル及びケーブルトレイを防火シートで覆い、複合体を形成する設計とする。</p> <p>複合体の概要図を第10.5-1図に示す。</p>	<p>複合体の概要図を第10.5-1図に示す。</p> <p>10.5.2 重大事故等対処施設 10.5.2.4 主要設備 (1) 火災発生防止設備</p> <p>重大事故等対処施設は、「1.5.2 重大事故等対処施設の火災防護に関する基本方針」における「1.5.2.2.1 重大事故等対処施設の火災発生防止」に示すとおり、発火性又は引火性物質の漏えい防止、拡大防止のための堰等を設置する。</p> <p>また、非難燃ケーブルを使用する場合については、難燃ケーブルを使用した場合と同等以上の難燃性能を確保するため、非難燃ケーブル及びケーブルトレイを防火シートで覆い、複合体を形成する設計とする。</p> <p>複合体の概要図を第10.5-1図に示す。</p>	<p>NRA コメント反映（記載の適正化）</p>

東海第二発電所 設置変更許可申請書 比較表 【対象項目:添付書類八 10.5 火災防護設備】

2018年6月21日 補正書	2018年6月27日 補正書	備考
<p>10.5 火災防護設備</p> <p>10.5.1 設計基準対象施設</p> <p>10.5.1.4 主要設備</p> <p>(1) 火災発生防止設備</p> <p>発電用原子炉施設は、「1.5.1 設計基準対象施設の火災防護に関する基本方針」における「1.5.1.2.1 火災発生防止対策」に示すとおり、発火性又は引火性物質の漏えい防止、拡大防止のための堰を設置する。</p> <p>また、非難燃ケーブルについては、難燃ケーブルと同等以上の性能を確保するため、非難燃ケーブル及びケーブルトレイを防火シートで覆い、複合体を形成する設計とする。</p> <p>複合体の概要図を第10.5-1図に示す。</p> <p>10.5.2 重大事故等対処施設</p> <p>10.5.2.4 主要設備</p> <p>(1) 火災発生防止設備</p> <p>重大事故等対処施設は、「1.5.2 重大事故等対処施設の火災防護に関する基本方針」における「1.5.2.2.1 重大事故等対処施設の火災発生防止」に示すとおり、発火性又は引火性物質の漏えい防止、拡大防止のための堰等を設置する。</p> <p>また、非難燃ケーブルについては、難燃ケーブルと同等以上の性能を確保するため、非難燃ケーブル及びケーブルトレイを防火シートで覆い、複合体を形成する設計とする。</p> <p>複合体の概要図を第10.5-1図に示す。</p>	<p>10.5 火災防護設備</p> <p>10.5.1 設計基準対象施設</p> <p>10.5.1.4 主要設備</p> <p>(1) 火災発生防止設備</p> <p>発電用原子炉施設は、「1.5.1 設計基準対象施設の火災防護に関する基本方針」における「1.5.1.2.1 火災発生防止対策」に示すとおり、発火性又は引火性物質の漏えい防止、拡大防止のための堰を設置する。</p> <p>また、非難燃ケーブルを使用する場合については、難燃ケーブルを使用した場合と同等以上の難燃性能を確保するため、非難燃ケーブル及びケーブルトレイを防火シートで覆い、複合体を形成する設計とする。</p> <p>複合体の概要図を第10.5-1図に示す。</p> <p>10.5.2 重大事故等対処施設</p> <p>10.5.2.4 主要設備</p> <p>(1) 火災発生防止設備</p> <p>重大事故等対処施設は、「1.5.2 重大事故等対処施設の火災防護に関する基本方針」における「1.5.2.2.1 重大事故等対処施設の火災発生防止」に示すとおり、発火性又は引火性物質の漏えい防止、拡大防止のための堰等を設置する。</p> <p>また、非難燃ケーブルを使用する場合については、難燃ケーブルを使用した場合と同等以上の難燃性能を確保するため、非難燃ケーブル及びケーブルトレイを防火シートで覆い、複合体を形成する設計とする。</p> <p>複合体の概要図を第10.5-1図に示す。</p>	<p>NRA コメント反映（記載の適正化）</p> <p>NRA コメント反映（記載の適正化）</p>

2018年6月21日 補正書	2018年6月27日 補正書	備考
<p>及び二酸化炭素濃度計を使用する。</p> <p>重大事故等が発生し、中央制御室の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、運転員が中央制御室の外側から中央制御室に放射性物質による汚染を持ち込むことを防止するため、身体サーベイ及び作業服の着替え等を行うための区画を設ける設計とする。身体サーベイの結果、運転員の汚染が確認された場合は、運転員の除染を行うことができる区画を、身体サーベイを行う区画に隣接して設置する設計とする。また、照明については、可搬型照明（SA）により確保できる設計とする。</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合において、運転員の被ばくを低減するための重大事故等対処設備として、原子炉建屋ガス処理系及びブローアウトパネル閉止装置を使用する。原子炉建屋ガス処理系は、非常用ガス処理系排風機、非常用ガス再循環系排風機、配管・弁類及び計測制御装置等で構成し、非常用ガス処理系排風機により原子炉建屋原子炉棟内を負圧に維持するとともに、原子炉格納容器から原子炉建屋原子炉棟内に漏えいした放射性物質を含む気体を非常用ガス処理系排気筒から排気することで、中央制御室の運転員の被ばくを低減することができる設計とする。</p> <p>原子炉建屋原子炉棟の気密バウンダリの一部として原子炉建屋に設置する原子炉建屋外側ブローアウトパネルは、閉状態を維持できる、又は開放時に容易かつ確実にブローアウトパネル閉止装置により開口部を再閉止できる設計とする。また、ブローアウトパネル閉止装置は現場において、人力により操作できる設計とする。</p> <p>原子炉建屋ガス処理系は、非常用交流電源設備に加えて、常設代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。また、ブローアウトパ</p>	<p>及び二酸化炭素濃度計を使用する。</p> <p>重大事故等が発生し、中央制御室の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、運転員が中央制御室の外側から中央制御室に放射性物質による汚染を持ち込むことを防止するため、身体サーベイ及び作業服の着替え等を行うための区画を設ける設計とする。身体サーベイの結果、運転員の汚染が確認された場合は、運転員の除染を行うことができる区画を、身体サーベイを行う区画に隣接して設置する設計とする。また、照明については、可搬型照明（SA）により確保できる設計とする。</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合において、運転員の被ばくを低減するための重大事故等対処設備として、原子炉建屋ガス処理系及びブローアウトパネル閉止装置を使用する。原子炉建屋ガス処理系は、非常用ガス処理系排風機、非常用ガス再循環系排風機、配管・弁類及び計測制御装置等で構成し、非常用ガス処理系排風機により原子炉建屋原子炉棟内を負圧に維持するとともに、原子炉格納容器から原子炉建屋原子炉棟内に漏えいした放射性物質を含む気体を非常用ガス処理系排気筒から排気することで、中央制御室の運転員の被ばくを低減することができる設計とする。</p> <p>原子炉建屋原子炉棟の気密バウンダリの一部として原子炉建屋に設置する原子炉建屋外側ブローアウトパネルは、閉状態を維持できる、又は開放時に容易かつ確実にブローアウトパネル閉止装置により開口部を閉止できる設計とする。また、ブローアウトパネル閉止装置は現場において、人力により操作できる設計とする。</p> <p>原子炉建屋ガス処理系は、非常用交流電源設備に加えて、常設代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。また、ブローアウトパ</p>	

2018年6月21日 補正書	2018年6月27日 補正書	備 考
<p>の着替え等を行うための区画を設ける設計とする。</p> <p>身体サーベイの結果、運転員の汚染が確認された場合は、運転員の除染を行うことができる区画を、身体サーベイを行う区画に隣接して設置する設計とする。また、照明については、可搬型照明（S A）により確保できる設計とする。</p> <p>(3) 運転員の被ばくを低減するための設備</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合において、運転員の被ばくを低減するための重大事故等対処設備として、原子炉建屋ガス処理系及びブローアウトパネル閉止装置を使用する。</p> <p>原子炉建屋ガス処理系は、非常用ガス処理系排風機、非常用ガス再循環系排風機、配管・弁類及び計測制御装置等で構成し、非常用ガス処理系排風機により原子炉建屋原子炉棟内を負圧に維持するとともに、原子炉格納容器から原子炉建屋原子炉棟内に漏えいした放射性物質を含む気体を非常用ガス処理系排気筒から排気することで、中央制御室の運転員の被ばくを低減することができる設計とする。なお、本システムを使用することにより緊急時対策要員の被ばくを低減することも可能である。</p> <p>原子炉建屋原子炉棟の気密バウンダリの一部として原子炉建屋に設置する原子炉建屋外側ブローアウトパネルは、閉状態を維持できる、又は開放時に容易かつ確実にブローアウトパネル閉止装置により開口部を再閉止できる設計とする。また、ブローアウトパネル閉止装置は現場において、人力により操作できる設計とする。</p> <p>原子炉建屋ガス処理系は、非常用交流電源設備に加えて、常設代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。また、ブローアウトパネル閉止装置は、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p style="text-align: center;">8-6-182</p>	<p>の着替え等を行うための区画を設ける設計とする。</p> <p>身体サーベイの結果、運転員の汚染が確認された場合は、運転員の除染を行うことができる区画を、身体サーベイを行う区画に隣接して設置する設計とする。また、照明については、可搬型照明（S A）により確保できる設計とする。</p> <p>(3) 運転員の被ばくを低減するための設備</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合において、運転員の被ばくを低減するための重大事故等対処設備として、原子炉建屋ガス処理系及びブローアウトパネル閉止装置を使用する。</p> <p>原子炉建屋ガス処理系は、非常用ガス処理系排風機、非常用ガス再循環系排風機、配管・弁類及び計測制御装置等で構成し、非常用ガス処理系排風機により原子炉建屋原子炉棟内を負圧に維持するとともに、原子炉格納容器から原子炉建屋原子炉棟内に漏えいした放射性物質を含む気体を非常用ガス処理系排気筒から排気することで、中央制御室の運転員の被ばくを低減することができる設計とする。なお、本システムを使用することにより緊急時対策要員の被ばくを低減することも可能である。</p> <p>原子炉建屋原子炉棟の気密バウンダリの一部として原子炉建屋に設置する原子炉建屋外側ブローアウトパネルは、閉状態を維持できる、又は開放時に容易かつ確実にブローアウトパネル閉止装置により開口部を閉止できる設計とする。また、ブローアウトパネル閉止装置は現場において、人力により操作できる設計とする。</p> <p>原子炉建屋ガス処理系は、非常用交流電源設備に加えて、常設代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。また、ブローアウトパネル閉止装置は、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p style="text-align: center;">8-6-182</p>	

2018年6月21日 補正書	2018年6月27日 補正書	備 考
<p>(a) 炉心の著しい損傷防止のための原子炉格納容器内冷却に用いる設備</p> <p>(a-1) フロントライン系故障時に用いる設備</p> <p>(a-1-1) 代替格納容器スプレイ冷却系（常設）による原子炉格納容器の冷却</p> <p>残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系）及び残留熱除去系（サブプレッション・プール冷却系）が機能喪失した場合の重大事故等対処設備として、代替格納容器スプレイ冷却系（常設）は、常設低圧代替注水系ポンプにより、代替淡水貯槽の水を残留熱除去系等を経由して原子炉格納容器内のスプレイヘッドからドライウェル内にスプレイすることで、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させることができる設計とする。</p> <p>代替格納容器スプレイ冷却系（常設）は、代替所内電気設備を経由した常設代替交流電源又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>(a-1-2) 代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器の冷却</p> <p>残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系）及び残留熱除去系（サブプレッション・プール冷却系）の機能が喪失した場合の重大事故等対処設備として、代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）は、可搬型代替注水中型ポンプにより西側淡水貯水設備の水を、可搬型代替注水大型ポンプにより代替淡水貯槽の水を残留熱除去系等を経由してスプレイヘッドからドライウェル内にスプレイすることで、原子炉格</p> <p style="text-align: center;">-210-</p>	<p>(a) 炉心の著しい損傷防止のための原子炉格納容器内冷却に用いる設備</p> <p>(a-1) フロントライン系故障時に用いる設備</p> <p>(a-1-1) 代替格納容器スプレイ冷却系（常設）による原子炉格納容器の冷却</p> <p>残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系）が機能喪失した場合の重大事故等対処設備として、代替格納容器スプレイ冷却系（常設）は、常設低圧代替注水系ポンプにより、代替淡水貯槽の水を残留熱除去系等を経由して原子炉格納容器内のスプレイヘッドからドライウェル内にスプレイすることで、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させることができる設計とする。</p> <p>代替格納容器スプレイ冷却系（常設）は、代替所内電気設備を経由した常設代替交流電源又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>(a-1-2) 代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器の冷却</p> <p>残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系）の機能が喪失した場合の重大事故等対処設備として、代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）は、可搬型代替注水中型ポンプにより西側淡水貯水設備の水を、可搬型代替注水大型ポンプにより代替淡水貯槽の水を残留熱除去系等を経由してスプレイヘッドからドライウェル内にスプレイすることで、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させることができる設計とする。</p> <p style="text-align: center;">-210-</p>	

東海第二発電所 設置変更許可申請書 比較表 【対象項目:第 49 条 本文 リ項】

2018年6月21日 補正書	2018年6月27日 補正書	備考
<p>納容器内の圧力及び温度を低下させることができる設計とする。</p> <p>代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）は、代替淡水源が枯渇した場合において、重大事故等の収束に必要な水の供給設備である可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプにより海を利用できる設計とする。</p> <p>代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）は、代替所内電気設備を経由した常設代替交流電源設備及び可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。また、可搬型代替注水中型ポンプ及び可搬型代替注水大型ポンプは、空冷式のディーゼルエンジンにより駆動できる設計とする。</p> <p>(a-2) サポート系故障時に用いる設備</p> <p>(a-2-1) 代替格納容器スプレイ冷却系（常設）による原子炉格納容器の冷却</p> <p>全交流動力電源喪失又は残留熱除去系海水系機能喪失によるサポート系の故障により、残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系）及び残留熱除去系（サブプレッション・プール冷却系）が起動できない場合の重大事故等対処設備として使用する代替格納容器スプレイ冷却系（常設）は、「リ(3)(ii)a.(a-1-1) 代替格納容器スプレイ冷却系（常設）による原子炉格納容器の冷却」と同じである。</p> <p>(a-2-2) 代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器の冷却</p> <p>全交流動力電源喪失により、残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系）及び残留熱除去系（サブプレッション・プー</p>	<p>代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）は、代替淡水源が枯渇した場合において、重大事故等の収束に必要な水の供給設備である可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプにより海を利用できる設計とする。</p> <p>代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）は、代替所内電気設備を経由した常設代替交流電源設備及び可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。また、可搬型代替注水中型ポンプ及び可搬型代替注水大型ポンプは、空冷式のディーゼルエンジンにより駆動できる設計とする。</p> <p>(a-2) サポート系故障時に用いる設備</p> <p>(a-2-1) 代替格納容器スプレイ冷却系（常設）による原子炉格納容器の冷却</p> <p>全交流動力電源喪失又は残留熱除去系海水系機能喪失によるサポート系の故障により、残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系）及び残留熱除去系（サブプレッション・プール冷却系）が起動できない場合の重大事故等対処設備として使用する代替格納容器スプレイ冷却系（常設）は、「リ(3)(ii)a.(a-1-1) 代替格納容器スプレイ冷却系（常設）による原子炉格納容器の冷却」と同じである。</p> <p>(a-2-2) 代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器の冷却</p> <p>全交流動力電源喪失により、残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系）及び残留熱除去系（サブプレッション・プール冷却系）が起動できない場合の重大事故等対処設備として使用する代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）は、</p>	

東海第二発電所 設置変更許可申請書 比較表 【対象項目:第 49 条 本文 リ項】

2018年6月21日 補正書	2018年6月27日 補正書	備考
<p>ル冷却系)が起動できない場合の重大事故等対処設備として使用する代替格納容器スプレイ冷却系(可搬型)は、</p> <p>「リ(3)(ii)a.(a-1-2)代替格納容器スプレイ冷却系(可搬型)による原子炉格納容器の冷却」と同じである。</p> <p>(a-2-3)常設代替交流電源設備による残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却系)の復旧</p> <p>全交流動力電源喪失により、残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却系)が起動できない場合の重大事故等対処設備として、常設代替交流電源設備を使用し、残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却系)を復旧する。</p> <p>残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却系)は、常設代替交流電源設備からの給電により機能を復旧し、残留熱除去系ポンプによりサブプレッション・チェンバのプール水をドライウエル内にスプレイすることで原子炉格納容器を冷却できる設計とする。</p> <p>本系統に使用する冷却水は残留熱除去系海水系又は緊急用海水系から供給できる設計とする。</p> <p>(a-2-4)常設代替交流電源設備による残留熱除去系(サブプレッション・プール冷却系)の復旧</p> <p>全交流動力電源喪失により、残留熱除去系(サブプレッション・プール冷却系)が起動できない場合の重大事故等対処設備として、常設代替交流電源設備を使用し、残留熱除去系(サブプレッション・プール冷却系)を復旧する。</p> <p>残留熱除去系(サブプレッション・プール冷却系)は、常設代替交流電源設備からの給電により機能を復旧し、残留</p>	<p>「リ(3)(ii)a.(a-1-2)代替格納容器スプレイ冷却系(可搬型)による原子炉格納容器の冷却」と同じである。</p> <p>(a-2-3)常設代替交流電源設備による残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却系)の復旧</p> <p>全交流動力電源喪失により、残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却系)が起動できない場合の重大事故等対処設備として、常設代替交流電源設備を使用し、残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却系)を復旧する。</p> <p>残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却系)は、常設代替交流電源設備からの給電により機能を復旧し、残留熱除去系ポンプによりサブプレッション・チェンバのプール水をドライウエル内及びサブプレッション・チェンバ内にスプレイすることで原子炉格納容器を冷却できる設計とする。</p> <p>本系統に使用する冷却水は残留熱除去系海水系又は緊急用海水系から供給できる設計とする。</p> <p>(a-2-4)常設代替交流電源設備による残留熱除去系(サブプレッション・プール冷却系)の復旧</p> <p>全交流動力電源喪失により、残留熱除去系(サブプレッション・プール冷却系)が起動できない場合の重大事故等対処設備として、常設代替交流電源設備を使用し、残留熱除去系(サブプレッション・プール冷却系)を復旧する。</p> <p>残留熱除去系(サブプレッション・プール冷却系)は、常設代替交流電源設備からの給電により機能を復旧し、残留熱除去系ポンプ及び熱交換器により、サブプレッション・チェンバのプール水を冷却することで原子炉格納容器を冷却</p>	

東海第二発電所 設置変更許可申請書 比較表 【対象項目:第 49 条 本文 リ項】

2018年6月21日 補正書	2018年6月27日 補正書	備考
<p>熱除去系ポンプ及び熱交換器により、サブプレッション・チェンバのプール水を冷却することで原子炉格納容器を冷却できる設計とする。</p> <p>本系統に使用する冷却水は、残留熱除去系海水系又は緊急用海水系から供給できる設計とする。</p> <p>(b) 原子炉格納容器の破損を防止するための原子炉格納容器内冷却に用いる設備</p> <p>(b-1) フロントライン系故障時に用いる設備</p> <p>(b-1-1) 代替格納容器スプレイ冷却系（常設）による原子炉格納容器の冷却</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合において、残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系）及び残留熱除去系（サブプレッション・プール冷却系）が機能喪失した場合の重大事故等対処設備として、代替格納容器スプレイ冷却系（常設）は、常設低圧代替注水系ポンプにより、代替淡水貯槽の水を残留熱除去系等を経由してスプレイヘッドからドライウエル内にスプレイすることで、原子炉格納容器内の圧力及び温度並びに放射性物質の濃度を低下させることができる設計とする。</p> <p>代替格納容器スプレイ冷却系（常設）は、代替所内電気設備を経由した常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>本系統の詳細については、「リ(3)(ii)a.(a-1-1) 代替格納容器スプレイ冷却系（常設）による原子炉格納容器の冷却」に記載する。</p> <p style="text-align: center;">-213-</p>	<p>できる設計とする。</p> <p>本系統に使用する冷却水は、残留熱除去系海水系又は緊急用海水系から供給できる設計とする。</p> <p>(b) 原子炉格納容器の破損を防止するための原子炉格納容器内冷却に用いる設備</p> <p>(b-1) フロントライン系故障時に用いる設備</p> <p>(b-1-1) 代替格納容器スプレイ冷却系（常設）による原子炉格納容器の冷却</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合において、残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系）が機能喪失した場合の重大事故等対処設備として、代替格納容器スプレイ冷却系（常設）は、常設低圧代替注水系ポンプにより、代替淡水貯槽の水を残留熱除去系等を経由してスプレイヘッドからドライウエル内にスプレイすることで、原子炉格納容器内の圧力及び温度並びに放射性物質の濃度を低下させることができる設計とする。</p> <p>代替格納容器スプレイ冷却系（常設）は、代替所内電気設備を経由した常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>本系統の詳細については、「リ(3)(ii)a.(a-1-1) 代替格納容器スプレイ冷却系（常設）による原子炉格納容器の冷却」に記載する。</p> <p>(b-1-2) 代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器の冷却</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合において、残留熱除去</p> <p style="text-align: center;">-213-</p>	

東海第二発電所 設置変更許可申請書 比較表 【対象項目:第 49 条 本文 リ項】

2018年6月21日 補正書	2018年6月27日 補正書	備考
<p>(b-1-2) 代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器の冷却</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合において、残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系）及び残留熱除去系（サブレーション・プール冷却系）が機能喪失した場合の重大事故等対処設備として、代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）は、可搬型代替注水中型ポンプにより西側淡水貯水設備の水を、可搬型代替注水大型ポンプにより代替淡水貯槽の水を残留熱除去系等を経由してスプレイヘッドからドライウエル内にスプレイすることで、原子炉格納容器内の圧力及び温度並びに放射性物質の濃度を低下させることができる設計とする。</p> <p>代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）は、代替淡水源が枯渇した場合において、重大事故等の収束に必要となる水の供給設備である可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプにより海を利用できる設計とする。</p> <p>代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）は、代替所内電気設備を経由した常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。また、可搬型代替注水中型ポンプ及び可搬型代替注水大型ポンプは、空冷式のディーゼルエンジンにより駆動できる設計とする。</p> <p>本系統の詳細については、「リ(3)(ii)a.(a-1-2) 代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器の冷却」に記載する。</p>	<p>系（格納容器スプレイ冷却系）が機能喪失した場合の重大事故等対処設備として、代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）は、可搬型代替注水中型ポンプにより西側淡水貯水設備の水を、可搬型代替注水大型ポンプにより代替淡水貯槽の水を残留熱除去系等を経由してスプレイヘッドからドライウエル内にスプレイすることで、原子炉格納容器内の圧力及び温度並びに放射性物質の濃度を低下させることができる設計とする。</p> <p>代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）は、代替淡水源が枯渇した場合において、重大事故等の収束に必要となる水の供給設備である可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプにより海を利用できる設計とする。</p> <p>代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）は、代替所内電気設備を経由した常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。また、可搬型代替注水中型ポンプ及び可搬型代替注水大型ポンプは、空冷式のディーゼルエンジンにより駆動できる設計とする。</p> <p>本系統の詳細については、「リ(3)(ii)a.(a-1-2) 代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器の冷却」に記載する。</p> <p>(b-2) サポート系故障時に用いる設備</p> <p>(b-2-1) 代替格納容器スプレイ冷却系（常設）による原子炉格納容器の冷却</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合において、全交流動力電源喪失又は残留熱除去系海水系機能喪失によるサポート</p>	

東海第二発電所 設置変更許可申請書 比較表 【対象項目:第 49 条 本文 リ項】

2018年6月21日 補正書	2018年6月27日 補正書	備考
<p>(b-2) サポート系故障時に用いる設備</p> <p>(b-2-1) 代替格納容器スプレイ冷却系（常設）による原子炉格納容器の冷却</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合において、全交流動力電源喪失又は残留熱除去系海水系機能喪失によるサポート系の故障により、残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系）及び残留熱除去系（サブプレッション・プール冷却系）が起動できない場合の重大事故等対処設備として使用する代替格納容器スプレイ冷却系（常設）は、「リ(3)(ii) a. (a-1-1) 代替格納容器スプレイ冷却系（常設）による原子炉格納容器の冷却」と同じである。</p> <p>(b-2-2) 代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器の冷却</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合において、全交流動力電源喪失又は残留熱除去系海水系機能喪失によるサポート系の故障により、残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系）及び残留熱除去系（サブプレッション・プール冷却系）が起動できない場合の重大事故等対処設備として使用する代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）は、「リ(3)(ii) a. (a-1-2) 代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器の冷却」と同じである。</p> <p>(b-2-3) 常設代替交流電源設備による残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系）の復旧</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合において、全交流動力電源喪失又は残留熱除去系海水系機能喪失によるサポート</p>	<p>系の故障により、残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系）及び残留熱除去系（サブプレッション・プール冷却系）が起動できない場合の重大事故等対処設備として使用する代替格納容器スプレイ冷却系（常設）は、「リ(3)(ii) a. (a-1-1) 代替格納容器スプレイ冷却系（常設）による原子炉格納容器の冷却」と同じである。</p> <p>(b-2-2) 代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器の冷却</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合において、全交流動力電源喪失又は残留熱除去系海水系機能喪失によるサポート系の故障により、残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系）及び残留熱除去系（サブプレッション・プール冷却系）が起動できない場合の重大事故等対処設備として使用する代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）は、「リ(3)(ii) a. (a-1-2) 代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器の冷却」と同じである。</p> <p>(b-2-3) 常設代替交流電源設備による残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系）の復旧</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合において、全交流動力電源喪失又は残留熱除去系海水系機能喪失によるサポート系の故障により、残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系）が起動できない場合の重大事故等対処設備は、「リ(3)(ii) a. (a-2-3) 常設代替交流電源設備による残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系）の復旧」と同じである。</p> <p>(b-2-4) 常設代替交流電源設備による残留熱除去系（サブプレシ</p>	

東海第二発電所 設置変更許可申請書 比較表 【対象項目:第 49 条 本文 リ項】

2018年6月21日 補正書	2018年6月27日 補正書	備考
<p>系の故障により、残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系）及び残留熱除去系（サブプレッション・プール冷却系）が起動できない場合の重大事故等対処設備は、「リ(3)(ii)a.(a-2-3) 常設代替交流電源設備による残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系）の復旧」と同じである。</p> <p>(b-2-4) 常設代替交流電源設備による残留熱除去系（サブプレッション・プール冷却系）の復旧</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合において、全交流動力電源喪失又は残留熱除去系海水系機能喪失によるサポート系の故障により、残留熱除去系（サブプレッション・プール冷却系）が起動できない場合の重大事故等対処設備は、「リ(3)(ii)a.(a-2-4) 常設代替交流電源設備による残留熱除去系（サブプレッション・プール冷却系）の復旧」と同じである。</p> <p>代替格納容器スプレイ冷却系（常設）及び代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）は、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するための設備として兼用する設計とする。</p> <p>常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備及び代替所内電気設備については、「ヌ(2)(iv) 代替電源設備」に記載する。</p> <p>代替格納容器スプレイ冷却系（常設）は、残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系）と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、常設低圧代替注水系ポンプを代替所内電気設備を経由した常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流</p>	<p>ョン・プール冷却系）の復旧</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合において、全交流動力電源喪失又は残留熱除去系海水系機能喪失によるサポート系の故障により、残留熱除去系（サブプレッション・プール冷却系）が起動できない場合の重大事故等対処設備は、「リ(3)(ii)a.(a-2-4) 常設代替交流電源設備による残留熱除去系（サブプレッション・プール冷却系）の復旧」と同じである。</p> <p>代替格納容器スプレイ冷却系（常設）及び代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）は、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するための設備として兼用する設計とする。</p> <p>常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備及び代替所内電気設備については、「ヌ(2)(iv) 代替電源設備」に記載する。</p> <p>代替格納容器スプレイ冷却系（常設）は、残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系）と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、常設低圧代替注水系ポンプを代替所内電気設備を経由した常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電により駆動できることで、非常用所内電気設備を経由した非常用交流電源設備からの給電により駆動する残留熱除去系ポンプを用いた残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系）に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>代替格納容器スプレイ冷却系（常設）の電動弁は、ハンドルを設けて手動操作を可能とすることで、非常用交流電源設</p>	

2018年6月21日 補正書	2018年6月27日 補正書	備 考
<p>(1) 炉心の著しい損傷を防止するための原子炉格納容器内冷却に用いる設備</p> <p>a. フロントライン系故障時に用いる設備</p> <p>(a) 代替格納容器スプレイ冷却系（常設）による原子炉格納容器の冷却 <u>残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系）及び残留熱除去系（サブ レッション・プール冷却系）が機能喪失した場合の重大事故等対処設 備</u>として、代替格納容器スプレイ冷却系（常設）を使用する。</p> <p>代替格納容器スプレイ冷却系（常設）は、常設低圧代替注水系ポン プ、配管・弁類、計測制御装置等で構成し、常設低圧代替注水系ポン プにより、代替淡水貯槽の水を残留熱除去系等を経由して原子炉格納 容器内のスプレイヘッドからドライウェル内にスプレイすることで、 原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させることができる設計とす る。</p> <p>代替格納容器スプレイ冷却系（常設）は、代替所内電気設備を経由 した常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が 可能な設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常設低圧代替注水系ポンプ ・代替淡水貯槽（9.12 重大事故等の収束に必要な水の供給設 備） ・常設代替交流電源設備（10.2 代替電源設備） ・可搬型代替交流電源設備（10.2 代替電源設備） ・代替所内電気設備（10.2 代替電源設備） ・燃料給油設備（10.2 代替電源設備） <p>本系統の流路として、残留熱除去系の配管及び弁、スプレイヘッド を重大事故等対処設備として使用する。</p> <p style="text-align: center;">8-9-48</p>	<p>(1) 炉心の著しい損傷を防止するための原子炉格納容器内冷却に用いる設備</p> <p>a. フロントライン系故障時に用いる設備</p> <p>(a) 代替格納容器スプレイ冷却系（常設）による原子炉格納容器の冷却 <u>残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系）が機能喪失した場合の重 大事故等対処設備</u>として、代替格納容器スプレイ冷却系（常設）を使 用する。</p> <p>代替格納容器スプレイ冷却系（常設）は、常設低圧代替注水系ポン プ、配管・弁類、計測制御装置等で構成し、常設低圧代替注水系ポン プにより、代替淡水貯槽の水を残留熱除去系等を経由して原子炉格納 容器内のスプレイヘッドからドライウェル内にスプレイすることで、 原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させることができる設計とす る。</p> <p>代替格納容器スプレイ冷却系（常設）は、代替所内電気設備を経由 した常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が 可能な設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常設低圧代替注水系ポンプ ・代替淡水貯槽（9.12 重大事故等の収束に必要な水の供給設 備） ・常設代替交流電源設備（10.2 代替電源設備） ・可搬型代替交流電源設備（10.2 代替電源設備） ・代替所内電気設備（10.2 代替電源設備） ・燃料給油設備（10.2 代替電源設備） <p>本系統の流路として、残留熱除去系の配管及び弁、スプレイヘッド を重大事故等対処設備として使用する。</p> <p style="text-align: center;">8-9-48</p>	

東海第二発電所 設置変更許可申請書 比較表 【対象項目:第 49 条 添付八 9 章】

2018年6月21日 補正書	2018年6月27日 補正書	備考
<p>その他、設計基準対象施設である原子炉格納容器（サブプレッショ ン・チェンバ含む）を重大事故等対処設備として使用する。</p> <p>(b) 代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器の冷 却</p> <p>残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系）及び残留熱除去系（サブ プレッション・プール冷却系）の機能が喪失した場合の重大事故等対処 設備として、代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）を使用する。</p> <p>代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）は、可搬型代替注水中型ボ ンプ、可搬型代替注水大型ポンプ、配管・ホース・弁類、計測制御装 置等で構成し、可搬型代替注水中型ポンプにより、西側淡水貯水設備 の水を、可搬型代替注水大型ポンプにより、代替淡水貯槽の水を残留 熱除去系等を経由してスプレイヘッドからドライウェル内にスプレイ することで、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させることがで きる設計とする。</p> <p>代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）は、代替淡水源が枯渇した 場合において、重大事故等の収束に必要となる水の供給設備である可 搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプにより海を利 用できる設計とする。</p> <p>代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）は、代替所内電気設備を経 由した常設代替交流電源設備及び可搬型代替交流電源設備からの給電 が可能な設計とする。また、可搬型代替注水中型ポンプ及び可搬型代 替注水大型ポンプは、空冷式のディーゼルエンジンにより駆動できる 設計とする。燃料は、燃料給油設備である可搬型設備用軽油タンク及 びタンクローリにより補給できる設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">8-9-49</p>	<p>その他、設計基準対象施設である原子炉格納容器（サブプレッショ ン・チェンバ含む）を重大事故等対処設備として使用する。</p> <p>(b) 代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器の冷 却</p> <p>残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系）の機能が喪失した場合の 重大事故等対処設備として、代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型） を使用する。</p> <p>代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）は、可搬型代替注水中型ボ ンプ、可搬型代替注水大型ポンプ、配管・ホース・弁類、計測制御装 置等で構成し、可搬型代替注水中型ポンプにより、西側淡水貯水設備 の水を、可搬型代替注水大型ポンプにより、代替淡水貯槽の水を残留 熱除去系等を経由してスプレイヘッドからドライウェル内にスプレイ することで、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させることがで きる設計とする。</p> <p>代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）は、代替淡水源が枯渇した 場合において、重大事故等の収束に必要となる水の供給設備である可 搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプにより海を利 用できる設計とする。</p> <p>代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）は、代替所内電気設備を経 由した常設代替交流電源設備及び可搬型代替交流電源設備からの給電 が可能な設計とする。また、可搬型代替注水中型ポンプ及び可搬型代 替注水大型ポンプは、空冷式のディーゼルエンジンにより駆動できる 設計とする。燃料は、燃料給油設備である可搬型設備用軽油タンク及 びタンクローリにより補給できる設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">8-9-49</p>	

東海第二発電所 設置変更許可申請書 比較表 【対象項目:第 49 条 添付八 9 章】

2018年6月21日 補正書	2018年6月27日 補正書	備考
<ul style="list-style-type: none"> ・可搬型代替注水中型ポンプ ・可搬型代替注水大型ポンプ ・西側淡水貯水設備 (9.12 重大事故等の収束に必要なとなる水の供給設備) ・代替淡水貯槽 (9.12 重大事故等の収束に必要なとなる水の供給設備) ・常設代替交流電源設備 (10.2 代替電源設備) ・可搬型代替交流電源設備 (10.2 代替電源設備) ・代替所内電気設備 (10.2 代替電源設備) ・燃料給油設備 (10.2 代替電源設備) <p>本システムの流路として、残留熱除去系の配管及び弁、スプレイヘッド並びにホースを重大事故等対処設備として使用する。</p> <p>その他、設計基準対象施設である原子炉格納容器 (サブプレッション・チェンバ含む) を重大事故等対処設備として使用する。</p> <p>b. サポート系故障時に用いる設備</p> <p>(a) 代替格納容器スプレイ冷却系 (常設) による原子炉格納容器の冷却</p> <p>全交流動力電源喪失又は残留熱除去系海水系機能喪失によるサポート系の故障により、残留熱除去系 (格納容器スプレイ冷却系) 及び残留熱除去系 (サブプレッション・プール冷却系) が起動できない場合の重大事故等対処設備として使用する代替格納容器スプレイ冷却系 (常設) は、「(1)a. (a) 代替格納容器スプレイ冷却系 (常設) による原子炉格納容器の冷却」と同じである。</p> <p>(b) 代替格納容器スプレイ冷却系 (可搬型) による原子炉格納容器の冷却</p> <p>全交流動力電源喪失により、残留熱除去系 (格納容器スプレイ冷却</p> <p style="text-align: center;">8-9-50</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・可搬型代替注水中型ポンプ ・可搬型代替注水大型ポンプ ・西側淡水貯水設備 (9.12 重大事故等の収束に必要なとなる水の供給設備) ・代替淡水貯槽 (9.12 重大事故等の収束に必要なとなる水の供給設備) ・常設代替交流電源設備 (10.2 代替電源設備) ・可搬型代替交流電源設備 (10.2 代替電源設備) ・代替所内電気設備 (10.2 代替電源設備) ・燃料給油設備 (10.2 代替電源設備) <p>本システムの流路として、残留熱除去系の配管及び弁、スプレイヘッド並びにホースを重大事故等対処設備として使用する。</p> <p>その他、設計基準対象施設である原子炉格納容器 (サブプレッション・チェンバ含む) を重大事故等対処設備として使用する。</p> <p>b. サポート系故障時に用いる設備</p> <p>(a) 代替格納容器スプレイ冷却系 (常設) による原子炉格納容器の冷却</p> <p>全交流動力電源喪失又は残留熱除去系海水系機能喪失によるサポート系の故障により、残留熱除去系 (格納容器スプレイ冷却系) 及び残留熱除去系 (サブプレッション・プール冷却系) が起動できない場合の重大事故等対処設備として使用する代替格納容器スプレイ冷却系 (常設) は、「(1)a. (a) 代替格納容器スプレイ冷却系 (常設) による原子炉格納容器の冷却」と同じである。</p> <p>(b) 代替格納容器スプレイ冷却系 (可搬型) による原子炉格納容器の冷却</p> <p>全交流動力電源喪失により、残留熱除去系 (格納容器スプレイ冷却</p> <p style="text-align: center;">8-9-50</p>	

東海第二発電所 設置変更許可申請書 比較表 【対象項目:第 49 条 添付八 9 章】

2018年6月21日 補正書	2018年6月27日 補正書	備考
<p>系)及び残留熱除去系(サブプレッション・プール冷却系)が起動できない場合の重大事故等対処設備として使用する代替格納容器スプレイ冷却系(可搬型)は、「(1)a.(b)代替格納容器スプレイ冷却系(可搬型)による原子炉格納容器の冷却」と同じである。</p> <p>(c) 常設代替交流電源設備による残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却系)の復旧</p> <p>全交流動力電源喪失により、残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却系)が起動できない場合の重大事故等対処設備として、常設代替交流電源設備を使用し、残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却系)を復旧する。</p> <p>残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却系)は、常設代替交流電源設備からの給電により機能を復旧し、残留熱除去系ポンプによりサブプレッション・チェンバのプール水をドライウエル内にスプレイすることで原子炉格納容器を冷却できる設計とする。</p> <p>本システムに使用する冷却水は残留熱除去系海水系又は緊急用海水系から供給できる設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急用海水ポンプ ・緊急用海水系ストレナ ・常設代替交流電源設備(10.2 代替電源設備) ・代替所内電気設備(10.2 代替電源設備) ・燃料給油設備(10.2 代替電源設備) <p>その他、設計基準対象施設である原子炉格納容器(サブプレッション・チェンバ含む)を重大事故等対処設備として使用し、設計基準事故対処設備である残留熱除去系及び残留熱除去系海水系を重大事故等対処設備</p> <p style="text-align: center;">8-9-51</p>	<p>系)及び残留熱除去系(サブプレッション・プール冷却系)が起動できない場合の重大事故等対処設備として使用する代替格納容器スプレイ冷却系(可搬型)は、「(1)a.(b)代替格納容器スプレイ冷却系(可搬型)による原子炉格納容器の冷却」と同じである。</p> <p>(c) 常設代替交流電源設備による残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却系)の復旧</p> <p>全交流動力電源喪失により、残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却系)が起動できない場合の重大事故等対処設備として、常設代替交流電源設備を使用し、残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却系)を復旧する。</p> <p>残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却系)は、常設代替交流電源設備からの給電により機能を復旧し、残留熱除去系ポンプによりサブプレッション・チェンバのプール水をドライウエル内及びサブプレッション・チェンバ内にスプレイすることで原子炉格納容器を冷却できる設計とする。</p> <p>本システムに使用する冷却水は残留熱除去系海水系又は緊急用海水系から供給できる設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急用海水ポンプ ・緊急用海水系ストレナ ・常設代替交流電源設備(10.2 代替電源設備) ・代替所内電気設備(10.2 代替電源設備) ・燃料給油設備(10.2 代替電源設備) <p>その他、設計基準対象施設である原子炉格納容器(サブプレッション・チェンバ含む)を重大事故等対処設備として使用し、設計基準事故対処</p> <p style="text-align: center;">8-9-51</p>	

東海第二発電所 設置変更許可申請書 比較表 【対象項目:第 49 条 添付八 9 章】

2018年6月21日 補正書	2018年6月27日 補正書	備考
<p>として使用する。</p> <p>(d) 常設代替交流電源設備による残留熱除去系（サブプレッション・プール冷却系）の復旧</p> <p>全交流動力電源喪失により，残留熱除去系（サブプレッション・プール冷却系）が起動できない場合の重大事故等対処設備として，常設代替交流電源設備を使用し，残留熱除去系（サブプレッション・プール冷却系）を復旧する。</p> <p>残留熱除去系（サブプレッション・プール冷却系）は，常設代替交流電源設備からの給電により機能を復旧し，残留熱除去系ポンプ及び熱交換器により，サブプレッション・チェンバのプール水を冷却することで原子炉格納容器を冷却できる設計とする。</p> <p>本系統に使用する冷却水は，残留熱除去系海水系又は緊急用海水系から供給できる設計とする。</p> <p>主要な設備は，以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急用海水ポンプ ・緊急用海水系ストレーナ ・常設代替交流電源設備（10.2 代替電源設備） ・代替所内電気設備（10.2 代替電源設備） ・燃料給油設備（10.2 代替電源設備） <p>その他，設計基準対象施設である原子炉格納容器（サブプレッション・チェンバ含む）を重大事故等対処設備として使用し，設計基準事故対処設備である残留熱除去系及び残留熱除去系海水系を重大事故等対処設備として使用する。</p> <p>(2) 原子炉格納容器の破損を防止するための原子炉格納容器内冷却に用いる設備</p> <p style="text-align: center;">8-9-52</p>	<p>設備である残留熱除去系及び残留熱除去系海水系を重大事故等対処設備として使用する。</p> <p>(d) 常設代替交流電源設備による残留熱除去系（サブプレッション・プール冷却系）の復旧</p> <p>全交流動力電源喪失により，残留熱除去系（サブプレッション・プール冷却系）が起動できない場合の重大事故等対処設備として，常設代替交流電源設備を使用し，残留熱除去系（サブプレッション・プール冷却系）を復旧する。</p> <p>残留熱除去系（サブプレッション・プール冷却系）は，常設代替交流電源設備からの給電により機能を復旧し，残留熱除去系ポンプ及び熱交換器により，サブプレッション・チェンバのプール水を冷却することで原子炉格納容器を冷却できる設計とする。</p> <p>本系統に使用する冷却水は，残留熱除去系海水系又は緊急用海水系から供給できる設計とする。</p> <p>主要な設備は，以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急用海水ポンプ ・緊急用海水系ストレーナ ・常設代替交流電源設備（10.2 代替電源設備） ・代替所内電気設備（10.2 代替電源設備） ・燃料給油設備（10.2 代替電源設備） <p>その他，設計基準対象施設である原子炉格納容器（サブプレッション・チェンバ含む）を重大事故等対処設備として使用し，設計基準事故対処設備である残留熱除去系及び残留熱除去系海水系を重大事故等対処設備として使用する。</p> <p>(2) 原子炉格納容器の破損を防止するための原子炉格納容器内冷却に用いる</p> <p style="text-align: center;">8-9-52</p>	

東海第二発電所 設置変更許可申請書 比較表 【対象項目:第 49 条 添付八 9 章】

2018年6月21日 補正書	2018年6月27日 補正書	備考
<p>a. フロントライン系故障時に用いる設備</p> <p>(a) 代替格納容器スプレイ冷却系（常設）による原子炉格納容器の冷却</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合において、<u>残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系）及び残留熱除去系（サブプレッション・プール冷却系）</u>が機能喪失した場合の重大事故等対処設備として、代替格納容器スプレイ冷却系（常設）を使用する。</p> <p>代替格納容器スプレイ冷却系（常設）は、常設低圧代替注水系ポンプ、配管・弁類、計測制御装置等で構成し、常設低圧代替注水系ポンプにより、代替淡水貯槽の水を残留熱除去系等を経由してスプレイヘッドからドライウェル内にスプレイすることで、原子炉格納容器内の圧力及び温度並びに放射性物質の濃度を低下させることができる設計とする。代替格納容器スプレイ冷却系（常設）は、代替所内電気設備を経由した常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>本系統の詳細については、「(1)a.(a) 代替格納容器スプレイ冷却系（常設）による原子炉格納容器の冷却」に記載する。</p> <p>(b) 代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器の冷却</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合において、<u>残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系）及び残留熱除去系（サブプレッション・プール冷却系）</u>が機能喪失した場合の重大事故等対処設備として、代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）を使用する。</p> <p>代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）は、可搬型代替注水中型ポンプ、可搬型代替注水大型ポンプ、配管・ホース・弁類、計測制御装置等で構成し、可搬型代替注水中型ポンプにより西側淡水貯水設備の</p> <p style="text-align: center;">8-9-53</p>	<p>設備</p> <p>a. フロントライン系故障時に用いる設備</p> <p>(a) 代替格納容器スプレイ冷却系（常設）による原子炉格納容器の冷却</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合において、<u>残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系）</u>が機能喪失した場合の重大事故等対処設備として、代替格納容器スプレイ冷却系（常設）を使用する。</p> <p>代替格納容器スプレイ冷却系（常設）は、常設低圧代替注水系ポンプ、配管・弁類、計測制御装置等で構成し、常設低圧代替注水系ポンプにより、代替淡水貯槽の水を残留熱除去系等を経由してスプレイヘッドからドライウェル内にスプレイすることで、原子炉格納容器内の圧力及び温度並びに放射性物質の濃度を低下させることができる設計とする。代替格納容器スプレイ冷却系（常設）は、代替所内電気設備を経由した常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>本系統の詳細については、「(1)a.(a) 代替格納容器スプレイ冷却系（常設）による原子炉格納容器の冷却」に記載する。</p> <p>(b) 代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器の冷却</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合において、<u>残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系）</u>が機能喪失した場合の重大事故等対処設備として、代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）を使用する。</p> <p>代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）は、可搬型代替注水中型ポンプ、可搬型代替注水大型ポンプ、配管・ホース・弁類、計測制御装置等で構成し、可搬型代替注水中型ポンプにより西側淡水貯水設備の水を、可搬型代替注水大型ポンプにより代替淡水貯槽の水を残留熱除</p> <p style="text-align: center;">8-9-53</p>	

<分類種別>
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）
 ③：変更あり（②以外の修正）

電源関係
 No. 40~132
 (110~114欠番)

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 第四回補正申請（平成30年6月27日）	6/21 補正箇所の取扱い
<p>又 その他発電用原子炉の附属施設の構造及び設備 その他発電用原子炉の附属施設の構造及び設備の記述を以下のとおり変更する。</p> <p>(iv) 代替電源設備 設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷，原子炉格納容器の破損，使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するため，必要な電力を確保するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。</p> <p>代替電源設備のうち，重大事故等の対応に必要な電力を確保するための設備として，常設代替交流電源設備，可搬型代替交流電源設備，所内常設直流電源設備，可搬型代替直流電源設備，常設代替直流電源設備及び代替所内電気設備を設ける。また，重大事故等時に重大事故等対処設備の補機駆動用の軽油を補給するための設備として，燃料給油設備を設ける。</p> <p>a. 代替交流電源設備による給電 (a) 常設代替交流電源設備による給電 設計基準事故対処設備の交流電源が喪失（外部電源喪失，2C・2D非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機の故障（以下「全交流動力電源喪失」という。））した場合の重大事故等対処設備として，常設代替交流電源設備を使用する。</p> <p>常設代替交流電源設備は，常設代替高圧電源装置，電路，計測制御装置等で構成し，常設代替高圧電源装置を中央制御室での操作にて速やかに起動し，緊急用メタルクラッド開閉装置を介してメタルクラッド開閉装置2C又はメタルクラッド開閉装置2Dへ接続することで電力を供給できる設計とする。</p> <p>常設代替交流電源設備は，非常用交流電源設</p>	<p>又 その他発電用原子炉の附属施設の構造及び設備 その他発電用原子炉の附属施設の構造及び設備の記述を以下のとおり変更する。</p> <p>(iv) 代替電源設備 設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷，原子炉格納容器の破損，使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するため，必要な電力を確保するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。</p> <p>代替電源設備のうち，重大事故等の対応に必要な電力を確保するための設備として，常設代替交流電源設備，可搬型代替交流電源設備，所内常設直流電源設備，可搬型代替直流電源設備，常設代替直流電源設備及び代替所内電気設備を設ける。また，重大事故等時に重大事故等対処設備の補機駆動用の軽油を補給するための設備として，燃料給油設備を設ける。</p> <p>a. 代替交流電源設備による給電 (a) 常設代替交流電源設備による給電 設計基準事故対処設備の交流電源が喪失（外部電源喪失，2C・2D非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機の故障（以下「全交流動力電源喪失」という。））した場合の重大事故等対処設備として，常設代替交流電源設備を使用する。</p> <p>常設代替交流電源設備は，常設代替高圧電源装置，電路，計測制御装置等で構成し，常設代替高圧電源装置を中央制御室での操作にて速やかに起動し，緊急用メタルクラッド開閉装置を介してメタルクラッド開閉装置2C又はメタルクラッド開閉装置2Dへ接続することで電力を供給できる設計とする。</p> <p>常設代替交流電源設備は，非常用交流電源設</p>	<p>又 その他発電用原子炉の附属施設の構造及び設備 その他発電用原子炉の附属施設の構造及び設備の記述を以下のとおり変更する。</p> <p>(iv) 代替電源設備 設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷，原子炉格納容器の破損，使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するため，必要な電力を確保するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。</p> <p>代替電源設備のうち，重大事故等の対応に必要な電力を確保するための設備として，常設代替交流電源設備，可搬型代替交流電源設備，所内常設直流電源設備，可搬型代替直流電源設備，常設代替直流電源設備及び代替所内電気設備を設ける。また，重大事故等時に重大事故等対処設備の補機駆動用の軽油を補給するための設備として，燃料給油設備を設ける。</p> <p>a. 代替交流電源設備による給電 (a) 常設代替交流電源設備による給電 設計基準事故対処設備の交流電源が喪失（外部電源喪失，2C・2D非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機の故障（以下「全交流動力電源喪失」という。））した場合の重大事故等対処設備として，常設代替交流電源設備を使用する。</p> <p>常設代替交流電源設備は，常設代替高圧電源装置，電路，計測制御装置等で構成し，常設代替高圧電源装置を中央制御室での操作にて速やかに起動し，緊急用メタルクラッド開閉装置を介してメタルクラッド開閉装置2C又はメタルクラッド開閉装置2Dへ接続することで電力を供給できる設計とする。</p> <p>常設代替交流電源設備は，非常用交流電源設</p>	

東海第二発電所 補正書（本文五号）比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 第四回補正申請（平成30年6月27日）	6/21 補正箇所の取扱い
<p>備に対して、独立性を有し、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>(b) 可搬型代替交流電源設備による給電 設計基準事故対処設備の交流電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合の重大事故等対処設備として、可搬型代替交流電源設備を使用する。</p> <p>可搬型代替交流電源設備は、可搬型代替低圧電源車、電路、計測制御装置等で構成し、可搬型代替低圧電源車をパワーセンタ2C及びパワーセンタ2Dへ接続することで電力を供給できる設計とする。</p> <p>可搬型代替交流電源設備は、非常用交流電源設備に対して、独立性を有し、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>b. 代替直流電源設備による給電 (a) 所内常設直流電源設備による給電 設計基準事故対処設備の交流電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合の重大事故等対処設備として、所内常設直流電源設備を使用する。</p> <p>所内常設直流電源設備は、125V系蓄電池A系・B系、電路、計測制御装置等で構成し、全交流動力電源喪失から1時間以内に中央制御室において、全交流動力電源喪失から8時間後に、不要な負荷の切り離しを行い、全交流動力電源喪失から24時間にわたり、125V系蓄電池A系・B系から電力を供給できる設計とする。</p> <p>(b) 可搬型代替直流電源設備による給電 設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源が喪失した場合の重大事故等対処設備として、可搬型代替直流電源設備を使用する。</p> <p>可搬型代替直流電源設備は、可搬型代替低圧電源車、可搬型整流器、電路、計測制御装置等で構成し、可搬型代替低圧電源車及び可搬型整</p>	<p>備に対して、独立性を有し、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>(b) 可搬型代替交流電源設備による給電 設計基準事故対処設備の交流電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合の重大事故等対処設備として、可搬型代替交流電源設備を使用する。</p> <p>可搬型代替交流電源設備は、可搬型代替低圧電源車、電路、計測制御装置等で構成し、可搬型代替低圧電源車をパワーセンタ2C及びパワーセンタ2Dへ接続することで電力を供給できる設計とする。</p> <p>可搬型代替交流電源設備は、非常用交流電源設備に対して、独立性を有し、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>b. 代替直流電源設備による給電 (a) 所内常設直流電源設備による給電 設計基準事故対処設備の交流電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合の重大事故等対処設備として、所内常設直流電源設備を使用する。</p> <p>所内常設直流電源設備は、125V系蓄電池A系・B系、電路、計測制御装置等で構成し、全交流動力電源喪失から1時間以内に中央制御室において、全交流動力電源喪失から8時間後に、不要な負荷の切り離しを行い、全交流動力電源喪失から24時間にわたり、125V系蓄電池A系・B系から電力を供給できる設計とする。</p> <p>(b) 可搬型代替直流電源設備による給電 設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源が喪失した場合の重大事故等対処設備として、可搬型代替直流電源設備を使用する。</p> <p>可搬型代替直流電源設備は、可搬型代替低圧電源車、可搬型整流器、電路、計測制御装置等で構成し、可搬型代替低圧電源車及び可搬型整</p>	<p>備に対して、独立性を有し、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>(b) 可搬型代替交流電源設備による給電 設計基準事故対処設備の交流電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合の重大事故等対処設備として、可搬型代替交流電源設備を使用する。</p> <p>可搬型代替交流電源設備は、可搬型代替低圧電源車、電路、計測制御装置等で構成し、可搬型代替低圧電源車をパワーセンタ2C及びパワーセンタ2Dへ接続することで電力を供給できる設計とする。</p> <p>可搬型代替交流電源設備は、非常用交流電源設備に対して、独立性を有し、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>b. 代替直流電源設備による給電 (a) 所内常設直流電源設備による給電 設計基準事故対処設備の交流電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合の重大事故等対処設備として、所内常設直流電源設備を使用する。</p> <p>所内常設直流電源設備は、125V系蓄電池A系・B系、電路、計測制御装置等で構成し、全交流動力電源喪失から1時間以内に中央制御室において、全交流動力電源喪失から8時間後に、不要な負荷の切り離しを行い、全交流動力電源喪失から24時間にわたり、125V系蓄電池A系・B系から電力を供給できる設計とする。</p> <p>(b) 可搬型代替直流電源設備による給電 設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源が喪失した場合の重大事故等対処設備として、可搬型代替直流電源設備を使用する。</p> <p>可搬型代替直流電源設備は、可搬型代替低圧電源車、可搬型整流器、電路、計測制御装置等で構成し、可搬型代替低圧電源車及び可搬型整</p>	

東海第二発電所 補正書（本文五号）比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 第四回補正申請（平成30年6月27日）	6/21 補正箇所の取扱い
<p>流器を可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）又は（東側）を経由し、直流 125V 主母線盤 2 A 又は直流 125V 主母線盤 2 B へ接続することで電力を供給できる設計とする。</p> <p>可搬型代替直流電源設備は、可搬型代替低圧電源車の運転を継続することで、設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源の喪失から 24 時間にわたり必要な負荷に電力の供給を行うことができる設計とする。</p> <p>可搬型代替直流電源設備は、非常用直流電源設備に対して、独立性を有し、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>c. 代替所内電気設備による給電</p> <p>設計基準事故対処設備の非常用所内電気設備が機能喪失した場合の重大事故等対処設備として、代替所内電気設備を使用する。</p> <p>代替所内電気設備は、緊急用メタルクラッド開閉装置、緊急用パワーセンタ、緊急用モータコントロールセンタ、緊急用電源切替盤、緊急用直流 125V 主母線盤、電路、計測制御装置等で構成し、常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備、常設代替直流電源設備又は可搬型代替直流電源設備の電路として使用し電力を供給できる設計とする。</p> <p>代替所内電気設備は、共通要因で設計基準事故対処設備である非常用所内電気設備と同時に機能を喪失しない設計とする。</p> <p>また、代替所内電気設備及び非常用所内電気設備は、少なくとも 1 系統は機能の維持及び人の接近性の確保を図る設計とする。</p> <p>なお、緊急用 125V 蓄電池は、常設代替直流電源設備に位置付ける。</p> <p>常設代替直流電源設備は、全交流動力電源喪失から 24 時間にわたり、緊急用 125V 系蓄電池から電力を供給できる設計とする。</p> <p>d. 燃料給油設備による給油</p>	<p>流器を可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）又は（東側）を経由し、直流 125V 主母線盤 2 A 又は直流 125V 主母線盤 2 B へ接続することで電力を供給できる設計とする。</p> <p>可搬型代替直流電源設備は、可搬型代替低圧電源車の運転を継続することで、設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源の喪失から 24 時間にわたり必要な負荷に電力の供給を行うことができる設計とする。</p> <p>可搬型代替直流電源設備は、非常用直流電源設備に対して、独立性を有し、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>c. 代替所内電気設備による給電</p> <p>設計基準事故対処設備の非常用所内電気設備が機能喪失した場合の重大事故等対処設備として、代替所内電気設備を使用する。</p> <p>代替所内電気設備は、緊急用メタルクラッド開閉装置、緊急用パワーセンタ、緊急用モータコントロールセンタ、緊急用電源切替盤、緊急用直流 125V 主母線盤、電路、計測制御装置等で構成し、常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備、常設代替直流電源設備又は可搬型代替直流電源設備の電路として使用し電力を供給できる設計とする。</p> <p>代替所内電気設備は、共通要因で設計基準事故対処設備である非常用所内電気設備と同時に機能を喪失しない設計とする。また、代替所内電気設備及び非常用所内電気設備は、少なくとも 1 系統は機能の維持及び人の接近性の確保を図る設計とする。</p> <p>なお、緊急用 125V 系蓄電池は、常設代替直流電源設備に位置付ける。</p> <p>常設代替直流電源設備は、全交流動力電源喪失から 24 時間にわたり、緊急用 125V 系蓄電池から電力を供給できる設計とする。</p> <p>d. 燃料給油設備による給油</p>	<p>流器を可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）又は（東側）を経由し、直流 125V 主母線盤 2 A 又は直流 125V 主母線盤 2 B へ接続することで電力を供給できる設計とする。</p> <p>可搬型代替直流電源設備は、可搬型代替低圧電源車の運転を継続することで、設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源の喪失から 24 時間にわたり必要な負荷に電力の供給を行うことができる設計とする。</p> <p>可搬型代替直流電源設備は、非常用直流電源設備に対して、独立性を有し、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>c. 代替所内電気設備による給電</p> <p>設計基準事故対処設備の非常用所内電気設備が機能喪失した場合の重大事故等対処設備として、代替所内電気設備を使用する。</p> <p>代替所内電気設備は、緊急用メタルクラッド開閉装置、緊急用パワーセンタ、緊急用モータコントロールセンタ、緊急用電源切替盤、緊急用直流 125V 主母線盤、電路、計測制御装置等で構成し、常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備、常設代替直流電源設備又は可搬型代替直流電源設備の電路として使用し電力を供給できる設計とする。</p> <p>代替所内電気設備は、共通要因で設計基準事故対処設備である非常用所内電気設備と同時に機能を喪失しない設計とする。また、代替所内電気設備及び非常用所内電気設備は、少なくとも 1 系統は機能の維持及び人の接近性の確保を図る設計とする。</p> <p>なお、緊急用 125V 系蓄電池は、常設代替直流電源設備に位置付ける。</p> <p>常設代替直流電源設備は、全交流動力電源喪失から 24 時間にわたり、緊急用 125V 系蓄電池から電力を供給できる設計とする。</p> <p>d. 燃料給油設備による給油</p>	<p>6/21 補正箇所の取扱い</p> <p>・①変更なし：段落の適正化</p> <p>・①変更なし：脱字修正</p>

東海第二発電所 補正書（本文五号）比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 第四回補正申請（平成30年6月27日）	6/21 補正箇所の取扱い
<p>(a) 可搬型設備用軽油タンクから各機器への給油 重大事故等時に補機駆動用の軽油を補給する設備として、可搬型設備用軽油タンク及びタンクローリを使用する。 可搬型代替低圧電源車，可搬型代替注水大型ポンプ，可搬型代替注水中型ポンプ，窒素供給装置用電源車及びタンクローリ（走行用の燃料タンク）等は，可搬型設備用軽油タンクからタンクローリを用いて燃料を補給できる設計とする。</p> <p>(b) 軽油貯蔵タンクから常設代替高圧電源装置への給油 重大事故等時に常設代替高圧電源装置に軽油を補給する設備として，軽油貯蔵タンク及び常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプを使用する。 常設代替高圧電源装置は，軽油貯蔵タンクから常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプを用いて燃料を補給できる設計とする。 常設代替交流電源設備は，非常用交流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう，常設代替高圧電源装置の冷却方式を空冷とすることで，冷却方式が水冷である2C・2D非常用ディーゼル発電機を用いる非常用交流電源設備に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>常設代替交流電源設備の常設代替高圧電源装置は，原子炉建屋付属棟から離れた屋外（常設代替高圧電源装置置場）に設置することで，原子炉建屋付属棟内の2C・2D非常用ディーゼル発電機と共通要因によって同時に機能を損なわないよう，位置的分散を図る設計とする。</p> <p>常設代替交流電源設備は，常設代替高圧電源装置からメタルクラッド開閉装置2C及びメタルクラ</p>	<p>(a) 可搬型設備用軽油タンクから各機器への給油 重大事故等時に補機駆動用の軽油を補給する設備として，可搬型設備用軽油タンク及びタンクローリを使用する。 可搬型代替低圧電源車，可搬型代替注水大型ポンプ，可搬型代替注水中型ポンプ，窒素供給装置用電源車及びタンクローリ（走行用の燃料タンク）等は，可搬型設備用軽油タンクからタンクローリを用いて燃料を補給できる設計とする。</p> <p>(b) 軽油貯蔵タンクから常設代替高圧電源装置への給油 重大事故等時に常設代替高圧電源装置に軽油を補給する設備として，軽油貯蔵タンク及び常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプを使用する。 常設代替高圧電源装置は，軽油貯蔵タンクから常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプを用いて燃料を補給できる設計とする。 常設代替交流電源設備は，非常用交流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう，常設代替高圧電源装置の冷却方式を空冷とすることで，冷却方式が水冷である2C・2D非常用ディーゼル発電機を用いる非常用交流電源設備に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>常設代替交流電源設備の常設代替高圧電源装置は，原子炉建屋付属棟から離れた屋外（常設代替高圧電源装置置場）に設置することで，原子炉建屋付属棟内の2C・2D非常用ディーゼル発電機と共通要因によって同時に機能を損なわないよう，位置的分散を図る設計とする。</p> <p>常設代替交流電源設備は，常設代替高圧電源装置からメタルクラッド開閉装置2C及びメタルクラ</p>	<p>(a) 可搬型設備用軽油タンクから各機器への給油 重大事故等時に補機駆動用の軽油を補給する設備として，可搬型設備用軽油タンク及びタンクローリを使用する。 可搬型代替低圧電源車，可搬型代替注水大型ポンプ，可搬型代替注水中型ポンプ，窒素供給装置用電源車及びタンクローリ（走行用の燃料タンク）等は，可搬型設備用軽油タンクからタンクローリを用いて燃料を補給できる設計とする。</p> <p>(b) 軽油貯蔵タンクから常設代替高圧電源装置への給油 重大事故等時に常設代替高圧電源装置に軽油を補給する設備として，軽油貯蔵タンク及び常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプを使用する。 常設代替高圧電源装置は，軽油貯蔵タンクから常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプを用いて燃料を補給できる設計とする。 常設代替交流電源設備は，非常用交流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう，常設代替高圧電源装置の冷却方式を空冷とすることで，冷却方式が水冷である2C・2D非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を用いる非常用交流電源設備に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>常設代替交流電源設備の常設代替高圧電源装置は，原子炉建屋付属棟から離れた屋外（常設代替高圧電源装置置場）に設置することで，原子炉建屋付属棟内の2C・2D非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機と共通要因によって同時に機能を損なわないよう，位置的分散を図る設計とする。</p> <p>常設代替交流電源設備は，常設代替高圧電源装置からメタルクラッド開閉装置2C及びメタルクラ</p>	<p>6/21 補正箇所の取扱い</p> <p>・③変更あり：多様性，位置的分散を考慮する対象の適正化</p> <p>・③変更あり：多様性，位置的分散を考慮する対象の適正化</p>

東海第二発電所 補正書（本文五号）比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 第四回補正申請（平成30年6月27日）	6/21 補正箇所の取扱い
<p>ッド開閉装置2Dまでの系統において、独立した電路で系統構成することにより、2C・2D非常用ディーゼル発電機からメタルクラッド開閉装置2C及びメタルクラッド開閉装置2Dまでの系統に対して、独立性を有する設計とする。</p> <p>これらの多様性及び位置的分散並びに電路の独立性によって、常設代替交流電源設備は非常用交流電源設備に対して独立性を有する設計とする。</p> <p>可搬型代替交流電源設備は、非常用交流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、可搬型代替低圧電源車の冷却方式を空冷とすることで、冷却方式が水冷である2C・2D非常用ディーゼル発電機を用いる非常用交流電源設備に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>可搬型代替交流電源設備の可搬型代替低圧電源車は、屋外の原子炉建屋付属棟から離れた場所に保管することで、原子炉建屋付属棟内の2C・2D非常用ディーゼル発電機と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。また、可搬型代替交流電源設備の可搬型代替低圧電源車は、屋外（常設代替高圧電源装置置場）の常設代替高圧電源装置から離れた場所に保管することで、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>可搬型代替交流電源設備は、可搬型代替低圧電源車からパワーセンタ2C及びパワーセンタ2Dまでの系統において、独立した電路で系統構成することにより、2C・2D非常用ディーゼル発電機からパワーセンタ2C及びパワーセンタ2Dまでの系統に対して、独立性を有する設計とする。</p> <p>これらの多様性及び位置的分散並びに電路の独立性によって、可搬型代替交流電源設備は非常用交流電源設備である2C・2D非常用ディーゼル発電機に対して独立性を有する設計とする。</p>	<p>ッド開閉装置2Dまでの系統において、独立した電路で系統構成することにより、2C・2D非常用ディーゼル発電機からメタルクラッド開閉装置2C及びメタルクラッド開閉装置2Dまでの系統に対して、独立性を有する設計とする。</p> <p>これらの多様性及び位置的分散並びに電路の独立性によって、常設代替交流電源設備は非常用交流電源設備に対して独立性を有する設計とする。</p> <p>可搬型代替交流電源設備は、非常用交流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、可搬型代替低圧電源車の冷却方式を空冷とすることで、冷却方式が水冷である2C・2D非常用ディーゼル発電機を用いる非常用交流電源設備に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>可搬型代替交流電源設備の可搬型代替低圧電源車は、屋外の原子炉建屋付属棟から離れた場所に保管することで、原子炉建屋付属棟内の2C・2D非常用ディーゼル発電機と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。また、可搬型代替交流電源設備の可搬型代替低圧電源車は、屋外（常設代替高圧電源装置置場）の常設代替高圧電源装置から離れた場所に保管することで、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>可搬型代替交流電源設備は、可搬型代替低圧電源車からパワーセンタ2C及びパワーセンタ2Dまでの系統において、独立した電路で系統構成することにより、2C・2D非常用ディーゼル発電機からパワーセンタ2C及びパワーセンタ2Dまでの系統に対して、独立性を有する設計とする。</p> <p>これらの多様性及び位置的分散並びに電路の独立性によって、可搬型代替交流電源設備は非常用交流電源設備である2C・2D非常用ディーゼル発電機に対して独立性を有する設計とする。</p>	<p>ッド開閉装置2Dまでの系統において、独立した電路で系統構成することにより、2C・2D非常用ディーゼル発電機からメタルクラッド開閉装置2C及びメタルクラッド開閉装置2Dまでの系統に対して、独立性を有する設計とする。</p> <p>これらの多様性及び位置的分散並びに電路の独立性によって、常設代替交流電源設備は非常用交流電源設備に対して独立性を有する設計とする。</p> <p>可搬型代替交流電源設備は、非常用交流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、可搬型代替低圧電源車の冷却方式を空冷とすることで、冷却方式が水冷である2C・2D非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を用いる非常用交流電源設備に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>可搬型代替交流電源設備の可搬型代替低圧電源車は、屋外の原子炉建屋付属棟から離れた場所に保管することで、原子炉建屋付属棟内の2C・2D非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。また、可搬型代替交流電源設備の可搬型代替低圧電源車は、屋外（常設代替高圧電源装置置場）の常設代替高圧電源装置から離れた場所に保管することで、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>可搬型代替交流電源設備は、可搬型代替低圧電源車からパワーセンタ2C及びパワーセンタ2Dまでの系統において、独立した電路で系統構成することにより、2C・2D非常用ディーゼル発電機からパワーセンタ2C及びパワーセンタ2Dまでの系統に対して、独立性を有する設計とする。</p> <p>これらの多様性及び位置的分散並びに電路の独立性によって、可搬型代替交流電源設備は非常用交流電源設備である2C・2D非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機に対</p>	<p>6/21 補正箇所の取扱い</p> <p>・③変更あり：多様性、位置的分散を考慮する対象の適正化</p> <p>・③変更あり：多様性、位置的分散を考慮する対象の適正化</p> <p>・③変更あり：多様性、位</p>

東海第二発電所 補正書（本文五号）比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 第四回補正申請（平成30年6月27日）	6/21 補正箇所の取扱い
<p>可搬型代替交流電源設備の可搬型代替低圧電源車の接続箇所は、共通要因によって接続できなくなることを防止するため、位置的分散を図った複数箇所に設置する設計とする。</p> <p>所内常設直流電源設備は、原子炉建屋付属棟内の2C・2D非常用ディーゼル発電機と異なる区画に設置することで、非常用交流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>所内常設直流電源設備は、125V系蓄電池A系・B系から直流125V主母線盤2A・2Bまでの系統において、独立した電路で系統構成することにより、2C・2D非常用ディーゼル発電機の交流を直流に変換する電路を用いた直流125V主母線盤2A・2Bまでの系統に対して、独立性を有する設計とする。</p> <p>これらの位置的分散及び電路の独立性によって、所内常設直流電源設備は非常用交流電源設備に対して独立性を有する設計とする。</p> <p>常設代替直流電源設備は、原子炉建屋廃棄物処理棟内に設置することで、原子炉建屋付属棟内の非常用直流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>常設代替直流電源設備は、緊急用125V系蓄電池から緊急用直流125V主母線盤までの系統において、独立した電路で系統構成することにより、非常用直流電源設備の125V系蓄電池A系・B系から直流125V主母線盤2A・2Bまでの系統に対して、独立性を有する設計とする。</p> <p>これらの位置的分散及び電路の独立性によって、常設代替直流電源設備は非常用直流電源設備に対して独立性を有する設計とする。</p> <p>可搬型代替直流電源設備は、非常用直流電源設備</p>	<p>可搬型代替交流電源設備の可搬型代替低圧電源車の接続箇所は、共通要因によって接続できなくなることを防止するため、位置的分散を図った複数箇所に設置する設計とする。</p> <p>所内常設直流電源設備は、原子炉建屋付属棟内の2C・2D非常用ディーゼル発電機と異なる区画に設置することで、非常用交流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>所内常設直流電源設備は、125V系蓄電池A系・B系から直流125V主母線盤2A・2Bまでの系統において、独立した電路で系統構成することにより、2C・2D非常用ディーゼル発電機の交流を直流に変換する電路を用いた直流125V主母線盤2A・2Bまでの系統に対して、独立性を有する設計とする。</p> <p>これらの位置的分散及び電路の独立性によって、所内常設直流電源設備は非常用交流電源設備に対して独立性を有する設計とする。</p> <p>常設代替直流電源設備は、原子炉建屋廃棄物処理棟内に設置することで、原子炉建屋付属棟内の非常用直流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>常設代替直流電源設備は、緊急用125V系蓄電池から緊急用直流125V主母線盤までの系統において、独立した電路で系統構成することにより、非常用直流電源設備の125V系蓄電池A系・B系から直流125V主母線盤2A・2Bまでの系統に対して、独立性を有する設計とする。</p> <p>これらの位置的分散及び電路の独立性によって、常設代替直流電源設備は非常用直流電源設備に対して独立性を有する設計とする。</p> <p>可搬型代替直流電源設備は、非常用直流電源設備</p>	<p>して独立性を有する設計とする。</p> <p>可搬型代替交流電源設備の可搬型代替低圧電源車の接続箇所は、共通要因によって接続できなくなることを防止するため、位置的分散を図った複数箇所に設置する設計とする。</p> <p>所内常設直流電源設備は、原子炉建屋付属棟内の2C・2D非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機と異なる区画に設置することで、非常用交流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>所内常設直流電源設備は、125V系蓄電池A系・B系から直流125V主母線盤2A・2Bまでの系統において、独立した電路で系統構成することにより、2C・2D非常用ディーゼル発電機の交流を直流に変換する電路を用いた直流125V主母線盤2A・2Bまでの系統に対して、独立性を有する設計とする。</p> <p>これらの位置的分散及び電路の独立性によって、所内常設直流電源設備は非常用交流電源設備に対して独立性を有する設計とする。</p> <p>常設代替直流電源設備は、原子炉建屋廃棄物処理棟内に設置することで、原子炉建屋付属棟内の非常用直流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>常設代替直流電源設備は、緊急用125V系蓄電池から緊急用直流125V主母線盤までの系統において、独立した電路で系統構成することにより、非常用直流電源設備の125V系蓄電池A系・B系及びHPCS系から直流125V主母線盤2A・2B及びHPCSまでの系統に対して、独立性を有する設計とする。</p> <p>これらの位置的分散及び電路の独立性によって、常設代替直流電源設備は非常用直流電源設備に対して独立性を有する設計とする。</p> <p>可搬型代替直流電源設備は、非常用直流電源設備</p>	<p>置的分散を考慮する対象の適正化</p> <p>・③変更あり：多様性、位置的分散を考慮する対象の適正化</p> <p>・①変更なし：読点の適正化</p> <p>・①変更なし：読点の適正化</p> <p>・③変更あり：多様性、位置的分散を考慮する対象の適正化</p>

東海第二発電所 補正書（本文五号）比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 第四回補正申請（平成30年6月27日）	6/21 補正箇所の取扱い
<p>と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、可搬型代替低圧電源車の冷却方式を空冷とすることで、冷却方式が水冷である2C・2D非常用ディーゼル発電機から給電する非常用直流電源設備に対して多様性を有する設計とする。また、可搬型整流器により交流電力を直流に変換できることで、125V系蓄電池A系・B系を用いる非常用直流電源設備に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>可搬型代替直流電源設備の可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器は、屋外の原子炉建屋付属棟から離れた場所に保管することで、原子炉建屋付属棟内の2C・2D非常用ディーゼル発電機及び125V系蓄電池A系・B系と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>可搬型代替直流電源設備は、可搬型代替低圧電源車から直流125V主母線盤2A・2Bまでの系統において、独立した電路で系統構成することにより、125V系蓄電池A系・B系から直流125V主母線盤2A・2Bまでの系統に対して、独立性を有する設計とする。</p> <p>これらの多様性及び位置的分散並びに電路の独立性によって、可搬型代替直流電源設備は非常用直流電源設備に対して独立性を有する設計とする。</p> <p>可搬型代替直流電源設備の可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器の接続箇所は、共通要因によって接続できなくなることを防止するため、位置的分散を図った複数箇所に設置する設計とする。</p> <p>代替所内電気設備の緊急用メタルクラッド開閉装置及び緊急用パワーセンタは、屋内（常設代替高圧電源装置置場）に設置することで、非常用所内電気設備と共通要因によって同時に機能を損なわないように位置的分散を図る設計とする。</p> <p>代替所内電気設備の緊急用モータコントロール</p>	<p>と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、可搬型代替低圧電源車の冷却方式を空冷とすることで、冷却方式が水冷である2C・2D非常用ディーゼル発電機から給電する非常用直流電源設備に対して多様性を有する設計とする。また、可搬型整流器により交流電力を直流に変換できることで、125V系蓄電池A系・B系を用いる非常用直流電源設備に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>可搬型代替直流電源設備の可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器は、屋外の原子炉建屋付属棟から離れた場所に保管することで、原子炉建屋付属棟内の2C・2D非常用ディーゼル発電機及び125V系蓄電池A系・B系と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>可搬型代替直流電源設備は、可搬型代替低圧電源車から直流125V主母線盤2A・2Bまでの系統において、独立した電路で系統構成することにより、125V系蓄電池A系・B系から直流125V主母線盤2A・2Bまでの系統に対して、独立性を有する設計とする。</p> <p>これらの多様性及び位置的分散並びに電路の独立性によって、可搬型代替直流電源設備は非常用直流電源設備に対して独立性を有する設計とする。</p> <p>可搬型代替直流電源設備の可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器の接続箇所は、共通要因によって接続できなくなることを防止するため、位置的分散を図った複数箇所に設置する設計とする。</p> <p>代替所内電気設備の緊急用メタルクラッド開閉装置及び緊急用パワーセンタは、屋内（常設代替高圧電源装置置場）に設置することで、非常用所内電気設備と共通要因によって同時に機能を損なわないように位置的分散を図る設計とする。</p> <p>代替所内電気設備の緊急用モータコントロール</p>	<p>と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、可搬型代替低圧電源車の冷却方式を空冷とすることで、冷却方式が水冷である2C・2D非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機から給電する非常用直流電源設備に対して多様性を有する設計とする。また、可搬型整流器により交流電力を直流に変換できることで、125V系蓄電池A系・B系及びHPCS系を用いる非常用直流電源設備に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>可搬型代替直流電源設備の可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器は、屋外の原子炉建屋付属棟から離れた場所に保管することで、原子炉建屋付属棟内の2C・2D非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機並びに125V系蓄電池A系・B系及びHPCS系と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>可搬型代替直流電源設備は、可搬型代替低圧電源車から直流125V主母線盤2A・2Bまでの系統において、独立した電路で系統構成することにより、125V系蓄電池A系・B系から直流125V主母線盤2A・2Bまでの系統に対して、独立性を有する設計とする。</p> <p>これらの多様性及び位置的分散並びに電路の独立性によって、可搬型代替直流電源設備は非常用直流電源設備に対して独立性を有する設計とする。</p> <p>可搬型代替直流電源設備の可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器の接続箇所は、共通要因によって接続できなくなることを防止するため、位置的分散を図った複数箇所に設置する設計とする。</p> <p>代替所内電気設備の緊急用メタルクラッド開閉装置及び緊急用パワーセンタは、屋内（常設代替高圧電源装置置場）に設置することで、非常用所内電気設備と共通要因によって同時に機能を損なわないように位置的分散を図る設計とする。</p> <p>代替所内電気設備の緊急用モータコントロール</p>	<p>・③変更あり：多様性、位置的分散を考慮する対象の適正化</p> <p>・③変更あり：多様性、位置的分散を考慮する対象の適正化</p>

東海第二発電所 補正書（本文五号）比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 第四回補正申請（平成30年6月27日）	6/21 補正箇所の取扱い
<p>センタは、屋内（常設代替高圧電源装置置場）及び原子炉建屋廃棄物処理棟内に設置することで、非常用所内電気設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>代替所内電気設備の緊急用電源切替盤は、原子炉建屋原子炉棟及び中央制御室内に設置することで、非常用所内電気設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>代替所内電気設備の緊急用直流 125V 主母線盤は、原子炉建屋廃棄物処理棟内に設置することで、非常用所内電気設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>代替所内電気設備は、独立した電路で系統構成することにより、非常用所内電気設備に対して、独立性を有する設計とする。</p> <p>これらの位置的分散及び電路の独立性によって、代替所内電気設備は非常用所内電気設備に対して独立性を有する設計とする。</p> <p>燃料給油設備のタンクローリは、屋内（常設代替高圧電源装置置場）の2C・2D非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプから離れた屋外に分散して保管することで、屋内（常設代替高圧電源装置置場）の2C・2D非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプと共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>可搬型設備用軽油タンクは、屋外に分散して設置することで、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>燃料給油設備の常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプは、屋内（常設代替高圧電源装置置場）の非</p>	<p>センタは、屋内（常設代替高圧電源装置置場）及び原子炉建屋廃棄物処理棟内に設置することで、非常用所内電気設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>代替所内電気設備の緊急用電源切替盤は、原子炉建屋原子炉棟及び中央制御室内に設置することで、非常用所内電気設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>代替所内電気設備の緊急用直流 125V 主母線盤は、原子炉建屋廃棄物処理棟内に設置することで、非常用所内電気設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>代替所内電気設備は、独立した電路で系統構成することにより、非常用所内電気設備に対して、独立性を有する設計とする。</p> <p>これらの位置的分散及び電路の独立性によって、代替所内電気設備は非常用所内電気設備に対して独立性を有する設計とする。</p> <p>燃料給油設備のタンクローリは、屋内（常設代替高圧電源装置置場）の2C・2D非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプから離れた屋外に保管することで、屋内（常設代替高圧電源装置置場）の2C・2D非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプと共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>可搬型設備用軽油タンクは、軽油貯蔵タンクと離れた屋外に設置することで、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>燃料給油設備の常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプは、屋内（常設代替高圧電源装置置場）の非</p>	<p>センタは、屋内（常設代替高圧電源装置置場）及び原子炉建屋廃棄物処理棟内に設置することで、非常用所内電気設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>代替所内電気設備の緊急用電源切替盤は、原子炉建屋原子炉棟及び中央制御室内に設置することで、非常用所内電気設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>代替所内電気設備の緊急用直流 125V 主母線盤は、原子炉建屋廃棄物処理棟内に設置することで、非常用所内電気設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>代替所内電気設備は、独立した電路で系統構成することにより、非常用所内電気設備に対して、独立性を有する設計とする。</p> <p>これらの位置的分散及び電路の独立性によって、代替所内電気設備は非常用所内電気設備に対して独立性を有する設計とする。</p> <p>燃料給油設備のタンクローリは、屋内（常設代替高圧電源装置置場）の2C・2D非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送ポンプから離れた屋外に分散して保管することで、屋内（常設代替高圧電源装置置場）の2C・2D非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送ポンプと共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>可搬型設備用軽油タンクは、軽油貯蔵タンクと離れた屋外に設置することで、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>燃料給油設備の常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプは、屋内（常設代替高圧電源装置置場）の非</p>	<p>・③変更あり：多様性、位置的分散を考慮する対象の適正化</p> <p>・②変更あり：これまでの審査を踏まえた変更（「分散して」の追記）</p> <p>・③変更あり：多様性、位置的分散を考慮する対象の適正化</p> <p>・①変更なし：位置的分散を図る対象設備の明確化</p>

東海第二発電所 補正書（本文五号）比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 第四回補正申請（平成30年6月27日）	6/21 補正箇所の取扱い
<p>常用交流電源設備2C系及び2D系と異なる区画に設置することで、屋内（常設代替高圧電源装置置場）の2C・2D非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプと共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>[常設重大事故等対処設備] 常設代替高圧電源装置 台 数 5（予備1） 容 量 約1,725kVA（1台当たり） 軽油貯蔵タンク（「ヌ(2)(ii) 非常用ディーゼル発電機」と兼用） 常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプ 台 数 1（予備1） 容 量 約3.0m³/h（1台当たり） 可搬型設備用軽油タンク 基 数 7（予備1） 容 量 約30kL（1基当たり） 125V系蓄電池A系・B系（「ヌ(2)(iii) 蓄電池」と兼用） 緊急用125V系蓄電池 組 数 1 容 量 約6,000Ah 緊急用メタルクラッド開閉装置 個 数 1 緊急用パワーセンタ 個 数 1 緊急用モータコントロールセンタ 個 数 3 緊急用電源切替盤 個 数 6 緊急用直流125V主母線盤 個 数 1</p> <p>[可搬型重大事故等対処設備] 可搬型代替低圧電源車</p>	<p>常用交流電源設備2C系及び2D系と異なる区画に設置することで、屋内（常設代替高圧電源装置置場）の2C・2D非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプと共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>[常設重大事故等対処設備] 常設代替高圧電源装置 台 数 5（予備1） 容 量 約1,725kVA/台 軽油貯蔵タンク（「ヌ(2)(ii) 非常用ディーゼル発電機」と兼用） 常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプ 台 数 1（予備1） 容 量 約3.0m³/h 可搬型設備用軽油タンク 基 数 7（予備1） 容 量 約30kL/基 125V系蓄電池A系・B系（「ヌ(2)(iii) 蓄電池」と兼用） 緊急用125V系蓄電池 組 数 1 容 量 約6,000Ah 緊急用メタルクラッド開閉装置 個 数 1 緊急用パワーセンタ 個 数 1 緊急用モータコントロールセンタ 個 数 3 緊急用電源切替盤 個 数 6 緊急用直流125V主母線盤 個 数 1</p> <p>[可搬型重大事故等対処設備] 可搬型代替低圧電源車</p>	<p>常用交流電源設備2C系、2D系及びHPCS系と異なる区画に設置することで、屋内（常設代替高圧電源装置置場）の2C・2D非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送ポンプと共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>[常設重大事故等対処設備] 常設代替高圧電源装置 台 数 5（予備1） 容 量 約1,725kVA/台 軽油貯蔵タンク（「ヌ(2)(ii) 非常用ディーゼル発電機」と兼用） 常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプ 台 数 1（予備1） 容 量 約3.0m³/h 可搬型設備用軽油タンク 基 数 7（予備1） 容 量 約30kL/基 125V系蓄電池A系・B系（「ヌ(2)(iii) 蓄電池」と兼用） 緊急用125V系蓄電池 組 数 1 容 量 約6,000Ah 緊急用メタルクラッド開閉装置 個 数 1 緊急用パワーセンタ 個 数 1 緊急用モータコントロールセンタ 個 数 3 緊急用電源切替盤 個 数 6 緊急用直流125V主母線盤 個 数 1</p> <p>[可搬型重大事故等対処設備] 可搬型代替低圧電源車</p>	<p>・③変更あり：多様性、位置的分散を考慮する対象の適正化 ・③変更あり：多様性、位置的分散を考慮する対象の適正化</p> <p>・①変更なし：記載の適正化</p> <p>・①変更なし：記載の適正化</p> <p>・①変更なし：記載の適正化</p>

東海第二発電所 補正書（本文五号）比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 第四回補正申請（平成30年6月27日）	6/21 補正箇所の取扱い
<p>台数 4（予備1） 容量 約500kVA（1台当たり） 可搬型整流器 台数 8（予備1） 容量 100A（1台当たり） タンクローリ 台数 2（予備3） 容量 約4kL（1台当たり）</p>	<p>台数 4（予備1） 容量 約500kVA/台 可搬型整流器 台数 8（予備1） 容量 約100A/台 タンクローリ 台数 2（予備3） 容量 約4kL/台</p>	<p>台数 4（予備1） 容量 約500kVA/台 可搬型整流器 台数 8（予備1） 容量 約100A/台 タンクローリ 台数 2（予備3） 容量 約4kL/台</p>	<p>・①変更なし：記載の適正化 ・①変更なし：記載の適正化 ・①変更なし：記載の適正化</p>

東海第二発電所 基本設計比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 第四回補正申請（平成30年6月27日）	6/21 補正箇所の取扱い
<p>10.1.2 重大事故等時</p> <p>10.1.2.1 非常用交流電源設備</p> <p>10.1.2.1.1 概要</p> <p>非常用交流電源設備は、想定される重大事故等時において、重大事故等対処設備として使用する。</p> <p>非常用交流電源設備のうち非常用ディーゼル発電機は、ATWS緩和設備（代替制御棒挿入機能）、ATWS緩和設備（代替再循環系ポンプトリップ機能）、ほう酸水注入系、過渡時自動減圧機能、残留熱除去系（低圧注水系）、残留熱除去系（原子炉停止時冷却系）、残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系）、残留熱除去系（サプレッション・プール冷却系）、低圧炉心スプレイ系、残留熱除去系海水系、中央制御室換気系、計装設備及び原子炉建屋ガス処理系へ電力を供給できる設計とする。</p> <p>非常用交流電源設備のうち高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機は、高圧炉心スプレイ系及び計装設備へ電力を供給できる設計とする。</p> <p>10.1.2.1.2 設計方針</p> <p>非常用交流電源設備は、「1.1.7 重大事故等対処設備に関する基本方針」のうち、多様性、位置的分散を除く設計方針を適用して設計を行う。</p> <p>10.1.2.1.2.1 悪影響防止</p> <p>基本方針については、「1.1.7.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。非常用交流電源設備は、設計基準事故対処設備として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>10.1.2.1.2.2 容量等</p> <p>基本方針については、「1.1.7.2 容量等」に示す。</p> <p>2C・2D非常用ディーゼル発電機、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機、非常用ディーゼル発電機燃料油デイトンク、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料</p>	<p>10.1.2 重大事故等時</p> <p>10.1.2.1 非常用交流電源設備</p> <p>10.1.2.1.1 概要</p> <p>非常用交流電源設備は、想定される重大事故等時において、重大事故等対処設備として使用する。</p> <p>非常用交流電源設備のうち非常用ディーゼル発電機は、ATWS緩和設備（代替制御棒挿入機能）、ATWS緩和設備（代替再循環系ポンプトリップ機能）、ほう酸水注入系、過渡時自動減圧機能、残留熱除去系（低圧注水系）、残留熱除去系（原子炉停止時冷却系）、残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系）、残留熱除去系（サプレッション・プール冷却系）、低圧炉心スプレイ系、残留熱除去系海水系、中央制御室換気系、計装設備及び原子炉建屋ガス処理系へ電力を供給できる設計とする。</p> <p>非常用交流電源設備のうち高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機は、高圧炉心スプレイ系及び計装設備へ電力を供給できる設計とする。</p> <p>10.1.2.1.2 設計方針</p> <p>非常用交流電源設備は、「1.1.7 重大事故等対処設備に関する基本方針」のうち、多様性、位置的分散を除く設計方針を適用して設計を行う。</p> <p>10.1.2.1.2.1 悪影響防止</p> <p>基本方針については、「1.1.7.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。非常用交流電源設備は、設計基準事故対処設備として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>10.1.2.1.2.2 容量等</p> <p>基本方針については、「1.1.7.2 容量等」に示す。</p> <p>2C・2D非常用ディーゼル発電機、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機、2C・2D非常用ディーゼル発電機燃料油デイトンク、高圧炉心スプレイ系ディーゼル</p>	<p>10.1.2 重大事故等時</p> <p>10.1.2.1 非常用交流電源設備</p> <p>10.1.2.1.1 概要</p> <p>非常用交流電源設備は、想定される重大事故等時において、重大事故等対処設備として使用する。</p> <p>非常用交流電源設備のうち非常用ディーゼル発電機は、ATWS緩和設備（代替制御棒挿入機能）、ATWS緩和設備（代替再循環系ポンプトリップ機能）、ほう酸水注入系、過渡時自動減圧機能、残留熱除去系（低圧注水系）、残留熱除去系（原子炉停止時冷却系）、残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系）、残留熱除去系（サプレッション・プール冷却系）、低圧炉心スプレイ系、残留熱除去系海水系、中央制御室換気系、計装設備及び原子炉建屋ガス処理系へ電力を供給できる設計とする。</p> <p>非常用交流電源設備のうち高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機は、高圧炉心スプレイ系及び計装設備へ電力を供給できる設計とする。</p> <p>10.1.2.1.2 設計方針</p> <p>非常用交流電源設備は、「1.1.7 重大事故等対処設備に関する基本方針」のうち、多様性、位置的分散を除く設計方針を適用して設計を行う。</p> <p>10.1.2.1.2.1 悪影響防止</p> <p>基本方針については、「1.1.7.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。非常用交流電源設備は、設計基準事故対処設備として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>10.1.2.1.2.2 容量等</p> <p>基本方針については、「1.1.7.2 容量等」に示す。</p> <p>2C・2D非常用ディーゼル発電機、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機、2C・2D非常用ディーゼル発電機燃料油デイトンク、高圧炉心スプレイ系ディーゼル</p>	<p>・①変更なし：脱字修正</p>

東海第二発電所 基本設計比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 第四回補正申請（平成30年6月27日）	6/21 補正箇所の取扱い
<p>油デイトンク、軽油貯蔵タンク、2C・2D非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用燃料移送ポンプは、設計基準事故時に使用する場合の容量が、重大事故等の収束に必要な容量に対して十分であることから、設計基準事故対処設備と同仕様で設計する。</p> <p>10.1.2.1.2.3 環境条件等 基本方針については、「1.1.7.3 環境条件等」に示す。 2C・2D非常用ディーゼル発電機、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機、非常用ディーゼル発電機燃料油デイトンク及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料油デイトンクは、原子炉建屋原子炉棟外に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。 非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプは、原子炉建屋棟外に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。 2C・2D非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機の操作は、中央制御室から可能な設計とする。 軽油貯蔵タンクは、常設代替高圧電源装置置場地下（南側）に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。 2C・2D非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送ポンプは、屋内（常設代替高圧電源装置置場）に設置し、非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプは取水ポンプエリアに設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>10.1.2.1.2.4 操作性の確保 基本方針については「1.1.7.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p>	<p>発電機燃料油デイトンク、軽油貯蔵タンク、2C・2D非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用燃料移送ポンプは、設計基準事故時に使用する場合の容量が、重大事故等の収束に必要な容量に対して十分であることから、設計基準事故対処設備と同仕様で設計する。</p> <p>10.1.2.1.2.3 環境条件等 基本方針については、「1.1.7.3 環境条件等」に示す。 2C・2D非常用ディーゼル発電機、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機、2C・2D非常用ディーゼル発電機燃料油デイトンク及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料油デイトンクは、原子炉建屋原子炉棟外に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。 2C・2D非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプは、原子炉建屋棟外に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。 2C・2D非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機の操作は、中央制御室から可能な設計とする。 軽油貯蔵タンクは、常設代替高圧電源装置置場地下（南側）に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。 2C・2D非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送ポンプは、屋内（常設代替高圧電源装置置場）に設置し、2C・2D非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプは取水ポンプエリアに設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>10.1.2.1.2.4 操作性の確保 基本方針については「1.1.7.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p>	<p>発電機燃料油デイトンク、軽油貯蔵タンク、2C・2D非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用燃料移送ポンプは、設計基準事故時に使用する場合の容量が、重大事故等の収束に必要な容量に対して十分であることから、設計基準事故対処設備と同仕様で設計する。</p> <p>10.1.2.1.2.3 環境条件等 基本方針については、「1.1.7.3 環境条件等」に示す。 2C・2D非常用ディーゼル発電機、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機、2C・2D非常用ディーゼル発電機燃料油デイトンク及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料油デイトンクは、原子炉建屋原子炉棟外に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。 2C・2D非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプは、原子炉建屋棟外に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。 2C・2D非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機の操作は、中央制御室から可能な設計とする。 軽油貯蔵タンクは、常設代替高圧電源装置置場地下（南側）に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。 2C・2D非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送ポンプは、屋内（常設代替高圧電源装置置場）に設置し、2C・2D非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプは取水ポンプエリアに設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>10.1.2.1.2.4 操作性の確保 基本方針については「1.1.7.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p>	<p>6/21 補正箇所の取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・①変更なし：脱字修正 ・①変更なし：脱字修正 ・①変更なし：脱字修正

東海第二発電所 基本設計比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 第四回補正申請（平成30年6月27日）	6/21 補正箇所の取扱い
<p>非常用交流電源設備は、設計基準事故対処設備として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用する。2C・2D非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレィディーゼル発電機は、中央制御室の操作スイッチにより操作が可能な設計とする。</p> <p>10.1.2.1.3 主要設備及び仕様 非常用交流電源設備の主要機器仕様を第10.1-3表に示す。</p> <p>10.1.2.1.4 試験検査 基本方針について「1.1.7.4. 操作性及び試験・検査性」に示す。 2C・2D非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電機は、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能及び外観の確認が可能な設計とする。また、発電用原子炉の停止中に分解が可能な設計とする。 2C・2D非常用ディーゼル発電機燃料油デイトンク及び高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電機燃料油デイトンクは、発電用原子炉の運転中に漏えいの有無の確認が可能な設計とする。また、発電用原子炉の運転中又は停止中に内部の確認及び弁の開閉動作の確認が可能な設計とする。 軽油貯蔵タンクは、発電用原子炉の運転中に漏えいの有無の確認が可能な設計とする。また、発電用原子炉の運転中又は停止中に内部の確認及び弁の開閉動作が確認可能な設計とする。 2C・2D非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ及び高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電機燃料移送ポンプは、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。 2C・2D非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ並びに高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電機用海水ポンプは、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。</p>	<p>非常用交流電源設備は、設計基準事故対処設備として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用する。2C・2D非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレィディーゼル発電機は、中央制御室の操作スイッチにより操作が可能な設計とする。</p> <p>10.1.2.1.3 主要設備及び仕様 非常用交流電源設備の主要機器仕様を第10.1-3表に示す。</p> <p>10.1.2.1.4 試験検査 基本方針について「1.1.7.4. 操作性及び試験・検査性」に示す。 2C・2D非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電機は、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能及び外観の確認が可能な設計とする。また、発電用原子炉の停止中に分解が可能な設計とする。 2C・2D非常用ディーゼル発電機燃料油デイトンク及び高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電機燃料油デイトンクは、発電用原子炉の運転中に漏えいの有無の確認が可能な設計とする。また、発電用原子炉の運転中又は停止中に内部の確認及び弁の開閉動作の確認が可能な設計とする。 軽油貯蔵タンクは、発電用原子炉の運転中又は停止中に漏えいの有無の確認が可能な設計とする。また、発電用原子炉の停止中に内部の確認及び弁の開閉動作が確認可能な設計とする。 2C・2D非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ及び高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電機燃料移送ポンプは、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。 2C・2D非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ並びに高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電機用海水ポンプは、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。</p>	<p>非常用交流電源設備は、設計基準事故対処設備として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用する。2C・2D非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレィディーゼル発電機は、中央制御室の操作スイッチにより操作が可能な設計とする。</p> <p>10.1.2.1.3 主要設備及び仕様 非常用交流電源設備の主要機器仕様を第10.1-3表に示す。</p> <p>10.1.2.1.4 試験検査 基本方針について「1.1.7.4. 操作性及び試験・検査性」に示す。 2C・2D非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電機は、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能及び外観の確認が可能な設計とする。また、発電用原子炉の停止中に分解が可能な設計とする。 2C・2D非常用ディーゼル発電機燃料油デイトンク及び高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電機燃料油デイトンクは、発電用原子炉の運転中に漏えいの有無の確認が可能な設計とする。また、発電用原子炉の運転中又は停止中に内部の確認及び弁の開閉動作の確認が可能な設計とする。 軽油貯蔵タンクは、発電用原子炉の運転中又は停止中に漏えいの有無の確認が可能な設計とする。また、発電用原子炉の停止中に内部の確認及び弁の開閉動作が確認可能な設計とする。 2C・2D非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ及び高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電機燃料移送ポンプは、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。 2C・2D非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ並びに高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電機用海水ポンプは、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。</p>	<p>・ ① 変更なし： 「10.2.4 試験検査」の記載反映</p>

東海第二発電所 基本設計比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 第四回補正申請（平成30年6月27日）	6/21 補正箇所の取扱い
<p>10.1.2.2 非常用直流電源設備</p> <p>10.1.2.2.1 概要</p> <p>非常用直流電源設備は、想定される重大事故等時において、重大事故等対処設備として使用する。</p> <p>非常用直流電源設備のうち 125V 系蓄電池A系・B系は、全交流動力電源喪失から 24 時間にわたり電力を供給できる設計とする。</p> <p>非常用直流電源設備のうち 125V 系蓄電池H P C S系は、外部電源喪失により高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機が自動起動しメタルクラッド開閉装置H P C Sが受電する時間に余裕を考慮した 1 時間まで、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機の起動信号及び初期励磁並びにメタルクラッド開閉装置H P C Sの制御回路等の高圧炉心スプレイ系の負荷に電力を供給できる設計とする。</p> <p>非常用直流電源設備のうち、中性子モニタ用蓄電池A系・B系は、全交流動力電源喪失から、起動領域計装によるパラメータ確認が終了する時間に余裕を考慮した 1 時間まで、これら負荷に電力を供給できる設計とする。</p> <p>10.1.2.2.2 設計方針</p> <p>非常用直流電源設備は、「1.1.7 重大事故対処設備に関する基本方針」のうち、多様性、位置的分散を除く設計方針を適用して設計を行う。</p> <p>10.1.2.2.2.1 悪影響防止</p> <p>基本方針については「1.1.7.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>非常用直流電源設備は、設計基準事故対処設備として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>10.1.2.2.2.2 容量等</p> <p>基本方針については「1.1.7.2 容量等」に示す。</p> <p>125V 系蓄電池A系・B系・H P C S系及び中性子モニ</p>	<p>10.1.2.2 非常用直流電源設備</p> <p>10.1.2.2.1 概要</p> <p>非常用直流電源設備は、想定される重大事故等時において、重大事故等対処設備として使用する。</p> <p>非常用直流電源設備のうち 125V 系蓄電池A系・B系は、全交流動力電源喪失から 24 時間にわたり電力を供給できる設計とする。</p> <p>非常用直流電源設備のうち 125V 系蓄電池H P C S系は、外部電源喪失により高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機が自動起動しメタルクラッド開閉装置H P C Sが受電する時間に余裕を考慮した 1 時間まで、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機の起動信号及び初期励磁並びにメタルクラッド開閉装置H P C Sの制御回路等の高圧炉心スプレイ系の負荷に電力を供給できる設計とする。</p> <p>非常用直流電源設備のうち、中性子モニタ用蓄電池A系・B系は、全交流動力電源喪失から、起動領域計装によるパラメータ確認が終了する時間に余裕を考慮した 1 時間まで、これら負荷に電力を供給できる設計とする。</p> <p>10.1.2.2.2 設計方針</p> <p>非常用直流電源設備は、「1.1.7 重大事故対処設備に関する基本方針」のうち、多様性、位置的分散を除く設計方針を適用して設計を行う。</p> <p>10.1.2.2.2.1 悪影響防止</p> <p>基本方針については「1.1.7.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>非常用直流電源設備は、設計基準事故対処設備として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>10.1.2.2.2.2 容量等</p> <p>基本方針については「1.1.7.2 容量等」に示す。</p> <p>125V 系蓄電池A系・B系・H P C S系及び中性子モニ</p>	<p>10.1.2.2 非常用直流電源設備</p> <p>10.1.2.2.1 概要</p> <p>非常用直流電源設備は、想定される重大事故等時において、重大事故等対処設備として使用する。</p> <p>非常用直流電源設備のうち 125V 系蓄電池A系・B系は、全交流動力電源喪失から 24 時間にわたり電力を供給できる設計とする。</p> <p>非常用直流電源設備のうち 125V 系蓄電池H P C S系は、外部電源喪失により高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機が自動起動しメタルクラッド開閉装置H P C Sが受電する時間に余裕を考慮した 1 時間まで、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機の起動信号及び初期励磁並びにメタルクラッド開閉装置H P C Sの制御回路等の高圧炉心スプレイ系の負荷に電力を供給できる設計とする。</p> <p>非常用直流電源設備のうち、中性子モニタ用蓄電池A系・B系は、全交流動力電源喪失から、起動領域計装によるパラメータ確認が終了する時間に余裕を考慮した 1 時間まで、これら負荷に電力を供給できる設計とする。</p> <p>10.1.2.2.2 設計方針</p> <p>非常用直流電源設備は、「1.1.7 重大事故対処設備に関する基本方針」のうち、多様性、位置的分散を除く設計方針を適用して設計を行う。</p> <p>10.1.2.2.2.1 悪影響防止</p> <p>基本方針については「1.1.7.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>非常用直流電源設備は、設計基準事故対処設備として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>10.1.2.2.2.2 容量等</p> <p>基本方針については「1.1.7.2 容量等」に示す。</p> <p>125V 系蓄電池A系・B系・H P C S系及び中性子モニ</p>	

東海第二発電所 基本設計比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 第四回補正申請（平成30年6月27日）	6/21 補正箇所の取扱い
<p>夕用蓄電池A系・B系は、設計基準事故時に使用する場合の容量が、重大事故等の収束に必要な容量に対して十分であることから、設計基準事故対処設備と同仕様で設計とする。</p> <p>10.1.2.2.2.3 環境条件等 基本方針については「1.1.7.3 環境条件等」に示す。 125V系蓄電池A系・B系・HPCS系、中性子モニタ用蓄電池A系・B系及びそれに充電する直流125V充電器A・B・HPCS及び直流±24V充電器A・Bは、原子炉建屋付属棟内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>10.1.2.2.2.4 操作性の確保 基本方針については「1.1.7.4 操作性及び試験・検査性」に示す。 非常用直流電源設備は、設計基準事故対処設備として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用する。</p> <p>10.1.2.2.3 主要設備及び仕様 非常用直流電源設備の主要機器仕様を第10.1-4表に示す。</p> <p>10.1.2.2.4 試験検査 基本方針については「1.1.7.4 操作性及び試験・検査性」に示す。 125V系蓄電池A系・B系・HPCS系及び中性子モニタ用蓄電池A系・B系は、発電用原子炉の運転中及び停止中に機能・性能の確認が可能な設計とする。 125V系蓄電池A系・B系・HPCS系及び中性子モニタ用蓄電池A系・B系に充電する充電器は、発電用原子炉の運転中及び停止中に機能・性能の確認が可能な設計とする。また、発電用原子炉の停止中に外観の確認が可能な設計とする。</p>	<p>夕用蓄電池A系・B系は、設計基準事故時に使用する場合の容量が、重大事故等の収束に必要な容量に対して十分であることから、設計基準事故対処設備と同仕様で設計とする。</p> <p>10.1.2.2.2.3 環境条件等 基本方針については「1.1.7.3 環境条件等」に示す。 125V系蓄電池A系・B系・HPCS系、中性子モニタ用蓄電池A系・B系及びそれに充電する直流125V充電器A・B・HPCS及び直流±24V充電器A・Bは、原子炉建屋付属棟内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>10.1.2.2.2.4 操作性の確保 基本方針については「1.1.7.4 操作性及び試験・検査性」に示す。 非常用直流電源設備は、設計基準事故対処設備として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用する。</p> <p>10.1.2.2.3 主要設備及び仕様 非常用直流電源設備の主要機器仕様を第10.1-4表に示す。</p> <p>10.1.2.2.4 試験検査 基本方針については「1.1.7.4 操作性及び試験・検査性」に示す。 125V系蓄電池A系・B系・HPCS系及び中性子モニタ用蓄電池A系・B系は、発電用原子炉の運転中及び停止中に機能・性能の確認が可能な設計とする。 125V系蓄電池A系・B系・HPCS系及び中性子モニタ用蓄電池A系・B系に充電する充電器は、発電用原子炉の運転中及び停止中に機能・性能の確認が可能な設計とする。また、発電用原子炉の停止中に外観の確認が可能な設計とする。</p>	<p>夕用蓄電池A系・B系は、設計基準事故時に使用する場合の容量が、重大事故等の収束に必要な容量に対して十分であることから、設計基準事故対処設備と同仕様で設計とする。</p> <p>10.1.2.2.2.3 環境条件等 基本方針については「1.1.7.3 環境条件等」に示す。 125V系蓄電池A系・B系・HPCS系、中性子モニタ用蓄電池A系・B系及びそれに充電する直流125V充電器A・B・HPCS及び直流±24V充電器A・Bは、原子炉建屋付属棟内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>10.1.2.2.2.4 操作性の確保 基本方針については「1.1.7.4 操作性及び試験・検査性」に示す。 非常用直流電源設備は、設計基準事故対処設備として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用する。</p> <p>10.1.2.2.3 主要設備及び仕様 非常用直流電源設備の主要機器仕様を第10.1-4表に示す。</p> <p>10.1.2.2.4 試験検査 基本方針については「1.1.7.4 操作性及び試験・検査性」に示す。 125V系蓄電池A系・B系・HPCS系及び中性子モニタ用蓄電池A系・B系は、発電用原子炉の運転中及び停止中に機能・性能の確認が可能な設計とする。 125V系蓄電池A系・B系・HPCS系及び中性子モニタ用蓄電池A系・B系に充電する充電器は、発電用原子炉の運転中及び停止中に機能・性能の確認が可能な設計とする。また、発電用原子炉の停止中に外観の確認が可能な設計とする。</p>	

<分類種別>
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 第四回補正申請（平成30年6月27日）	6/21 補正箇所の取扱い
<p>10.2 代替電源設備</p> <p>10.2.1 概要</p> <p>設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷，原子炉格納容器の破損，使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するため，必要な電力を確保するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。</p> <p>代替電源設備の系統図を，第10.2-1図から第10.2-10図に示す。</p> <p>また，想定される重大事故等時において，設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備及び非常用直流電源設備が使用できる場合は，重大事故等対処設備として使用する。非常用交流電源設備及び非常用直流電源設備については，「10.1 非常用電源設備」に記載する。</p> <p>10.2.2 設計方針</p> <p>代替電源設備のうち，重大事故等の対応に必要な電力を確保するための設備として，常設代替交流電源設備，可搬型代替交流電源設備，所内常設直流電源設備，可搬型代替直流電源設備，常設代替直流電源設備及び代替所内電気設備を設ける。また，重大事故等時に重大事故等対処設備の補機駆動用の軽油を補給するための設備として，燃料給油設備を設ける。</p> <p>(1) 代替交流電源設備による給電</p> <p>a. 常設代替交流電源設備による給電</p> <p>設計基準事故対処設備の交流電源が喪失（外部電源喪失，2C・2D非常用ディーゼル発電機及び高压炉心スプレイ系ディーゼル発電機の故障（以下「全交流動力電源喪失」という。））した場合の重大事故等対処設備として，常設代替交流電源設備を使用する。</p> <p>常設代替交流電源設備は，常設代替高压電源装置，電路，計測制御装置等で構成し，常設代替高压電源装置を中央制御室での操作にて速やかに起動し，緊急用メタルクラッド開閉装置を介してメタルクラッド</p>	<p>10.2 代替電源設備</p> <p>10.2.1 概要</p> <p>設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷，原子炉格納容器の破損，使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するため，必要な電力を確保するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。</p> <p>代替電源設備の系統図を，第10.2-1図から第10.2-10図に示す。</p> <p>また，想定される重大事故等時において，設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備及び非常用直流電源設備が使用できる場合は，重大事故等対処設備として使用する。非常用交流電源設備及び非常用直流電源設備については，「10.1 非常用電源設備」に記載する。</p> <p>10.2.2 設計方針</p> <p>代替電源設備のうち，重大事故等の対応に必要な電力を確保するための設備として，常設代替交流電源設備，可搬型代替交流電源設備，所内常設直流電源設備，可搬型代替直流電源設備，常設代替直流電源設備及び代替所内電気設備を設ける。また，重大事故等時に重大事故等対処設備の補機駆動用の軽油を補給するための設備として，燃料給油設備を設ける。</p> <p>(1) 代替交流電源設備による給電</p> <p>a. 常設代替交流電源設備による給電</p> <p>設計基準事故対処設備の交流電源が喪失（外部電源喪失，2C・2D非常用ディーゼル発電機及び高压炉心スプレイ系ディーゼル発電機の故障（以下「全交流動力電源喪失」という。））した場合の重大事故等対処設備として，常設代替交流電源設備を使用する。</p> <p>常設代替交流電源設備は，常設代替高压電源装置，電路，計測制御装置等で構成し，常設代替高压電源装置を中央制御室での操作にて速やかに起動し，緊急用メタルクラッド開閉装置を介してメタルクラッド</p>	<p>10.2 代替電源設備</p> <p>10.2.1 概要</p> <p>設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷，原子炉格納容器の破損，使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するため，必要な電力を確保するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。</p> <p>代替電源設備の系統図を，第10.2-1図から第10.2-10図に示す。</p> <p>また，想定される重大事故等時において，設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備及び非常用直流電源設備が使用できる場合は，重大事故等対処設備として使用する。非常用交流電源設備及び非常用直流電源設備については，「10.1 非常用電源設備」に記載する。</p> <p>10.2.2 設計方針</p> <p>代替電源設備のうち，重大事故等の対応に必要な電力を確保するための設備として，常設代替交流電源設備，可搬型代替交流電源設備，所内常設直流電源設備，可搬型代替直流電源設備，常設代替直流電源設備及び代替所内電気設備を設ける。また，重大事故等時に重大事故等対処設備の補機駆動用の軽油を補給するための設備として，燃料給油設備を設ける。</p> <p>(1) 代替交流電源設備による給電</p> <p>a. 常設代替交流電源設備による給電</p> <p>設計基準事故対処設備の交流電源が喪失（外部電源喪失，2C・2D非常用ディーゼル発電機及び高压炉心スプレイ系ディーゼル発電機の故障（以下「全交流動力電源喪失」という。））した場合の重大事故等対処設備として，常設代替交流電源設備を使用する。</p> <p>常設代替交流電源設備は，常設代替高压電源装置，電路，計測制御装置等で構成し，常設代替高压電源装置を中央制御室での操作にて速やかに起動し，緊急用メタルクラッド開閉装置を介してメタルクラッド</p>	

東海第二発電所 基本設計比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 第四回補正申請（平成30年6月27日）	6/21 補正箇所の取扱い
<p>開閉装置2C又はメタルクラッド開閉装置2Dへ接続することで電力を供給できる設計とする。</p> <p>常設代替交流電源設備は、非常用交流電源設備に対して、独立性を有し、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常設代替高圧電源装置 <p>b. 可搬型代替交流電源設備による給電</p> <p>設計基準事故対処設備の交流電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合の重大事故等対処設備として、可搬型代替交流電源設備を使用する。</p> <p>可搬型代替交流電源設備は、可搬型代替低圧電源車、電路、計測制御装置等で構成し、可搬型代替低圧電源車をパワーセンタ2C及びパワーセンタ2Dへ接続することで電力を供給できる設計とする。</p> <p>可搬型代替交流電源設備は、非常用交流電源設備に対して、独立性を有し、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型代替低圧電源車 <p>(2) 代替直流電源設備による給電</p> <p>a. 所内常設直流電源設備による給電</p> <p>設計基準事故対処設備の交流電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合の重大事故等対処設備として、所内常設直流電源設備を使用する。</p> <p>所内常設直流電源設備は、125V系蓄電池A系・B系、電路、計測制御装置等で構成し、全交流動力電源喪失から1時間以内に中央制御室において、全交流動力電源喪失から8時間後に、不要な負荷の切り離しを行い、全交流動力電源喪失から24時間にわたり、125V系蓄電池A系・B系から電力を供給できる設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・125V系蓄電池A系 ・125V系蓄電池B系 	<p>開閉装置2C又はメタルクラッド開閉装置2Dへ接続することで電力を供給できる設計とする。</p> <p>常設代替交流電源設備は、非常用交流電源設備に対して、独立性を有し、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常設代替高圧電源装置 <p>b. 可搬型代替交流電源設備による給電</p> <p>設計基準事故対処設備の交流電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合の重大事故等対処設備として、可搬型代替交流電源設備を使用する。</p> <p>可搬型代替交流電源設備は、可搬型代替低圧電源車、電路、計測制御装置等で構成し、可搬型代替低圧電源車をパワーセンタ2C及びパワーセンタ2Dへ接続することで電力を供給できる設計とする。</p> <p>可搬型代替交流電源設備は、非常用交流電源設備に対して、独立性を有し、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型代替低圧電源車 <p>(2) 代替直流電源設備による給電</p> <p>a. 所内常設直流電源設備による給電</p> <p>設計基準事故対処設備の交流電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合の重大事故等対処設備として、所内常設直流電源設備を使用する。</p> <p>所内常設直流電源設備は、125V系蓄電池A系・B系、電路、計測制御装置等で構成し、全交流動力電源喪失から1時間以内に中央制御室において、全交流動力電源喪失から8時間後に、不要な負荷の切り離しを行い、全交流動力電源喪失から24時間にわたり、125V系蓄電池A系・B系から電力を供給できる設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・125V系蓄電池A系 ・125V系蓄電池B系 	<p>開閉装置2C又はメタルクラッド開閉装置2Dへ接続することで電力を供給できる設計とする。</p> <p>常設代替交流電源設備は、非常用交流電源設備に対して、独立性を有し、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常設代替高圧電源装置 <p>b. 可搬型代替交流電源設備による給電</p> <p>設計基準事故対処設備の交流電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合の重大事故等対処設備として、可搬型代替交流電源設備を使用する。</p> <p>可搬型代替交流電源設備は、可搬型代替低圧電源車、電路、計測制御装置等で構成し、可搬型代替低圧電源車をパワーセンタ2C及びパワーセンタ2Dへ接続することで電力を供給できる設計とする。</p> <p>可搬型代替交流電源設備は、非常用交流電源設備に対して、独立性を有し、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型代替低圧電源車 <p>(2) 代替直流電源設備による給電</p> <p>a. 所内常設直流電源設備による給電</p> <p>設計基準事故対処設備の交流電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合の重大事故等対処設備として、所内常設直流電源設備を使用する。</p> <p>所内常設直流電源設備は、125V系蓄電池A系・B系、電路、計測制御装置等で構成し、全交流動力電源喪失から1時間以内に中央制御室において、全交流動力電源喪失から8時間後に、不要な負荷の切り離しを行い、全交流動力電源喪失から24時間にわたり、125V系蓄電池A系・B系から電力を供給できる設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・125V系蓄電池A系 ・125V系蓄電池B系 	

東海第二発電所 基本設計比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 第四回補正申請（平成30年6月27日）	6/21 補正箇所の取扱い
<p>b. 可搬型代替直流電源設備による給電</p> <p>設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源が喪失した場合の重大事故等対処設備として、可搬型代替直流電源設備を使用する。</p> <p>可搬型代替直流電源設備は、可搬型代替低圧電源車、可搬型整流器、電路、計測制御装置等で構成し、可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器を可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）又は（東側）を經由し、直流 125V 主母線盤 2 A又は直流 125V 主母線盤 2 Bへ接続することで電力を供給できる設計とする。</p> <p>可搬型代替直流電源設備は、可搬型代替低圧電源車の運転を継続することで、設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源の喪失から 24 時間にわたり必要な負荷に電力の供給を行うことができる設計とする。</p> <p>可搬型代替直流電源設備は、非常用直流電源設備に対して、独立性を有し、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型代替低圧電源車 ・可搬型整流器 <p>(3) 代替所内電気設備による給電</p> <p>設計基準事故対処設備の非常用所内電気設備が機能喪失した場合の重大事故等対処設備として、代替所内電気設備を使用する。</p> <p>代替所内電気設備は、緊急用メタルクラッド開閉装置、緊急用パワーセンタ、緊急用モータコントロールセンタ、緊急用電源切替盤、緊急用直流 125V 主母線盤、電路、計測制御装置等で構成し、常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備、常設代替直流電源設備又は可搬型代替直流電源設備の電路として使用し電力を供給できる設計とする。</p> <p>代替所内電気設備は、共通要因で設計基準事故対処設備である非常用所内電気設備と同時に機能を喪失しない設計とする。また、代替所内電気設備及び非常用所内電気設備は、少なくとも 1 系統は機能の維持及び人</p>	<p>b. 可搬型代替直流電源設備による給電</p> <p>設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源が喪失した場合の重大事故等対処設備として、可搬型代替直流電源設備を使用する。</p> <p>可搬型代替直流電源設備は、可搬型代替低圧電源車、可搬型整流器、電路、計測制御装置等で構成し、可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器を可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）又は（東側）を經由し、直流 125V 主母線盤 2 A又は直流 125V 主母線盤 2 Bへ接続することで電力を供給できる設計とする。</p> <p>可搬型代替直流電源設備は、可搬型代替低圧電源車の運転を継続することで、設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源の喪失から 24 時間にわたり必要な負荷に電力の供給を行うことができる設計とする。</p> <p>可搬型代替直流電源設備は、非常用直流電源設備に対して、独立性を有し、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型代替低圧電源車 ・可搬型整流器 <p>(3) 代替所内電気設備による給電</p> <p>設計基準事故対処設備の非常用所内電気設備が機能喪失した場合の重大事故等対処設備として、代替所内電気設備を使用する。</p> <p>代替所内電気設備は、緊急用メタルクラッド開閉装置、緊急用パワーセンタ、緊急用モータコントロールセンタ、緊急用電源切替盤、緊急用直流 125V 主母線盤、電路、計測制御装置等で構成し、常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備、常設代替直流電源設備又は可搬型代替直流電源設備の電路として使用し電力を供給できる設計とする。</p> <p>代替所内電気設備は、共通要因で設計基準事故対処設備である非常用所内電気設備と同時に機能を喪失しない設計とする。</p> <p>また、代替所内電気設備及び非常用所内電気設備は、</p>	<p>b. 可搬型代替直流電源設備による給電</p> <p>設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源が喪失した場合の重大事故等対処設備として、可搬型代替直流電源設備を使用する。</p> <p>可搬型代替直流電源設備は、可搬型代替低圧電源車、可搬型整流器、電路、計測制御装置等で構成し、可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器を可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）又は（東側）を經由し、直流 125V 主母線盤 2 A又は直流 125V 主母線盤 2 Bへ接続することで電力を供給できる設計とする。</p> <p>可搬型代替直流電源設備は、可搬型代替低圧電源車の運転を継続することで、設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源の喪失から 24 時間にわたり必要な負荷に電力の供給を行うことができる設計とする。</p> <p>可搬型代替直流電源設備は、非常用直流電源設備に対して、独立性を有し、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型代替低圧電源車 ・可搬型整流器 <p>(3) 代替所内電気設備による給電</p> <p>設計基準事故対処設備の非常用所内電気設備が機能喪失した場合の重大事故等対処設備として、代替所内電気設備を使用する。</p> <p>代替所内電気設備は、緊急用メタルクラッド開閉装置、緊急用パワーセンタ、緊急用モータコントロールセンタ、緊急用電源切替盤、緊急用直流 125V 主母線盤、電路、計測制御装置等で構成し、常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備、常設代替直流電源設備又は可搬型代替直流電源設備の電路として使用し電力を供給できる設計とする。</p> <p>代替所内電気設備は、共通要因で設計基準事故対処設備である非常用所内電気設備と同時に機能を喪失しない設計とする。また、代替所内電気設備及び非常用所内電気設備は、少なくとも 1 系統は機能の維持及び人</p>	<p>②変更あり：段落の適正化</p>

東海第二発電所 基本設計比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 第四回補正申請（平成30年6月27日）	6/21 補正箇所の取扱い
<p>の接近性の確保を図る設計とする。</p> <p>なお、緊急用125V系蓄電池は、常設代替直流電源設備に位置付ける。</p> <p>常設代替直流電源設備は、全交流動力電源喪失から24時間にわたり、緊急用125V系蓄電池から電力を供給できる設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急用メタルクラッド開閉装置 ・緊急用パワーセンタ ・緊急用モータコントロールセンタ ・緊急用電源切替盤 ・緊急用125V系蓄電池 ・緊急用直流125V主母線盤 <p>(4) 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替交流電源による給電</p> <p>a. 常設代替交流電源設備による非常用高圧母線への給電</p> <p>設計基準事故対処設備の交流電源が喪失（外部電源喪失及び2C・2D非常用ディーゼル発電機が故障）した場合の重大事故等対処設備として、常設代替交流電源設備を使用する。</p> <p>常設代替交流電源設備は、常設代替高圧電源装置、電路、計測制御装置等で構成し、常設代替高圧電源装置を中央制御室での操作にて速やかに起動し、緊急用メタルクラッド開閉装置を介してメタルクラッド開閉装置2C又はメタルクラッド開閉装置2Dへ接続することで電力を供給できる設計とする。</p> <p>常設代替交流電源設備は、非常用交流電源設備に対して、独立性を有し、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常設代替高圧電源装置 <p>b. 可搬型代替交流電源設備による非常用低圧母線への給電</p> <p>設計基準事故対処設備の交流電源が喪失（外部電</p>	<p>少なくとも1系統は機能の維持及び人の接近性の確保を図る設計とする。</p> <p>なお、緊急用125V系蓄電池は、常設代替直流電源設備に位置付ける。</p> <p>常設代替直流電源設備は、全交流動力電源喪失から24時間にわたり、緊急用125V系蓄電池から電力を供給できる設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急用メタルクラッド開閉装置 ・緊急用パワーセンタ ・緊急用モータコントロールセンタ ・緊急用電源切替盤 ・緊急用125V系蓄電池 ・緊急用直流125V主母線盤 <p>(4) 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替交流電源による給電</p> <p>a. 常設代替交流電源設備による非常用高圧母線への給電</p> <p>設計基準事故対処設備の交流電源が喪失（外部電源喪失及び2C・2D非常用ディーゼル発電機が故障）した場合の重大事故等対処設備として、常設代替交流電源設備を使用する。</p> <p>常設代替交流電源設備は、常設代替高圧電源装置、電路、計測制御装置等で構成し、常設代替高圧電源装置を中央制御室での操作にて速やかに起動し、緊急用メタルクラッド開閉装置を介してメタルクラッド開閉装置2C又はメタルクラッド開閉装置2Dへ接続することで電力を供給できる設計とする。</p> <p>常設代替交流電源設備は、非常用交流電源設備に対して、独立性を有し、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常設代替高圧電源装置 <p>b. 可搬型代替交流電源設備による非常用低圧母線への給電</p> <p>設計基準事故対処設備の交流電源が喪失（外部電</p>	<p>の接近性の確保を図る設計とする。</p> <p>なお、緊急用125V系蓄電池は、常設代替直流電源設備に位置付ける。</p> <p>常設代替直流電源設備は、全交流動力電源喪失から24時間にわたり、緊急用125V系蓄電池から電力を供給できる設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急用メタルクラッド開閉装置 ・緊急用パワーセンタ ・緊急用モータコントロールセンタ ・緊急用電源切替盤 ・緊急用125V系蓄電池 ・緊急用直流125V主母線盤 <p>(4) 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替交流電源による給電</p> <p>a. 常設代替交流電源設備による非常用高圧母線への給電</p> <p>設計基準事故対処設備の交流電源が喪失（外部電源喪失及び2C・2D非常用ディーゼル発電機が故障）した場合の重大事故等対処設備として、常設代替交流電源設備を使用する。</p> <p>常設代替交流電源設備は、常設代替高圧電源装置、電路、計測制御装置等で構成し、常設代替高圧電源装置を中央制御室での操作にて速やかに起動し、緊急用メタルクラッド開閉装置を介してメタルクラッド開閉装置2C又はメタルクラッド開閉装置2Dへ接続することで電力を供給できる設計とする。</p> <p>常設代替交流電源設備は、非常用交流電源設備に対して、独立性を有し、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常設代替高圧電源装置 <p>b. 可搬型代替交流電源設備による非常用低圧母線への給電</p> <p>設計基準事故対処設備の交流電源が喪失（外部電</p>	

東海第二発電所 基本設計比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 第四回補正申請（平成30年6月27日）	6/21 補正箇所の取扱い
<p>源喪失及び2C・2D非常用ディーゼル発電機が故障)した場合の重大事故等対処設備として、可搬型代替交流電源設備を使用する。</p> <p>可搬型代替交流電源設備は、可搬型代替低圧電源車、電路、計測制御装置等で構成し、可搬型代替低圧電源車をパワーセンタ2C及びパワーセンタ2Dへ接続することで電力を供給できる設計とする。</p> <p>可搬型代替交流電源設備は、非常用交流電源設備に対して、独立性を有し、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型代替低圧電源車 <p>(5) 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替直流電源による給電</p> <p>a. 所内常設直流電源設備による直流125V主母線盤への給電</p> <p>設計基準事故対処設備の交流電源が喪失（外部電源喪失及び2C・2D非常用ディーゼル発電機が故障)した場合の重大事故等対処設備として、所内常設直流電源設備を使用する。</p> <p>所内常設直流電源設備は、125V系蓄電池A系・B系、電路、計測制御装置等で構成し、非常用所内電気設備への交流電源喪失から1時間以内に中央制御室において、交流電源喪失から8時間後に、不要な負荷の切り離しを行い、交流電源喪失から24時間にわたり、125V系蓄電池A系・B系から電力を供給できる設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・125V系蓄電池A系 ・125V系蓄電池B系 <p>b. 可搬型代替直流電源設備による直流125V主母線盤への給電</p> <p>設計基準事故対処設備の交流電源が喪失(外部電源喪失及び2C・2D非常用ディーゼル発電機が故障)及び直流電源が喪失した場合の重大事故等対処設備として、可搬型代替直流電源設備を使用する。</p>	<p>源喪失及び2C・2D非常用ディーゼル発電機が故障)した場合の重大事故等対処設備として、可搬型代替交流電源設備を使用する。</p> <p>可搬型代替交流電源設備は、可搬型代替低圧電源車、電路、計測制御装置等で構成し、可搬型代替低圧電源車をパワーセンタ2C及びパワーセンタ2Dへ接続することで電力を供給できる設計とする。</p> <p>可搬型代替交流電源設備は、非常用交流電源設備に対して、独立性を有し、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型代替低圧電源車 <p>(5) 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替直流電源による給電</p> <p>a. 所内常設直流電源設備による直流125V主母線盤への給電</p> <p>設計基準事故対処設備の交流電源が喪失（外部電源喪失及び2C・2D非常用ディーゼル発電機が故障)した場合の重大事故等対処設備として、所内常設直流電源設備を使用する。</p> <p>所内常設直流電源設備は、125V系蓄電池A系・B系、電路、計測制御装置等で構成し、非常用所内電気設備への交流電源喪失から1時間以内に中央制御室において、交流電源喪失から8時間後に、不要な負荷の切り離しを行い、交流電源喪失から24時間にわたり、125V系蓄電池A系・B系から電力を供給できる設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・125V系蓄電池A系 ・125V系蓄電池B系 <p>b. 可搬型代替直流電源設備による直流125V主母線盤への給電</p> <p>設計基準事故対処設備の交流電源が喪失(外部電源喪失及び2C・2D非常用ディーゼル発電機が故障)及び直流電源が喪失した場合の重大事故等対処設備として、可搬型代替直流電源設備を使用する。</p>	<p>源喪失及び2C・2D非常用ディーゼル発電機が故障)した場合の重大事故等対処設備として、可搬型代替交流電源設備を使用する。</p> <p>可搬型代替交流電源設備は、可搬型代替低圧電源車、電路、計測制御装置等で構成し、可搬型代替低圧電源車をパワーセンタ2C及びパワーセンタ2Dへ接続することで電力を供給できる設計とする。</p> <p>可搬型代替交流電源設備は、非常用交流電源設備に対して、独立性を有し、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型代替低圧電源車 <p>(5) 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替直流電源による給電</p> <p>a. 所内常設直流電源設備による直流125V主母線盤への給電</p> <p>設計基準事故対処設備の交流電源が喪失（外部電源喪失及び2C・2D非常用ディーゼル発電機が故障)した場合の重大事故等対処設備として、所内常設直流電源設備を使用する。</p> <p>所内常設直流電源設備は、125V系蓄電池A系・B系、電路、計測制御装置等で構成し、非常用所内電気設備への交流電源喪失から1時間以内に中央制御室において、交流電源喪失から8時間後に、不要な負荷の切り離しを行い、交流電源喪失から24時間にわたり、125V系蓄電池A系・B系から電力を供給できる設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・125V系蓄電池A系 ・125V系蓄電池B系 <p>b. 可搬型代替直流電源設備による直流125V主母線盤への給電</p> <p>設計基準事故対処設備の交流電源が喪失(外部電源喪失及び2C・2D非常用ディーゼル発電機が故障)及び直流電源が喪失した場合の重大事故等対処設備として、可搬型代替直流電源設備を使用する。</p>	

東海第二発電所 基本設計比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 第四回補正申請（平成30年6月27日）	6/21 補正箇所の取扱い
<p>可搬型代替直流電源設備は、可搬型代替低圧電源車、可搬型整流器、電路、計測制御装置等で構成し、可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器を可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）又は（東側）を經由し、直流 125V 主母線盤 2 A 又は直流 125V 主母線盤 2 B へ接続することで電力を供給できる設計とする。</p> <p>可搬型代替直流電源設備は、可搬型代替低圧電源車の運転を継続することで、設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源の喪失から 24 時間にわたり必要な負荷に電力の供給を行うことができる設計とする。</p> <p>可搬型代替直流電源設備は、非常用直流電源設備に対して、独立性を有し、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型代替低圧電源車 ・可搬型整流器 <p>(6) 燃料給油設備による給油</p> <p>a. 可搬型設備用軽油タンクから各機器への給油</p> <p>重大事故等時に補機駆動用の軽油を補給する設備として、可搬型設備用軽油タンク及びタンクローリを使用する。</p> <p>可搬型代替低圧電源車、可搬型代替注水大型ポンプ、可搬型代替注水中型ポンプ、窒素供給装置用電源車及びタンクローリ（走行用の燃料タンク）等は、可搬型設備用軽油タンクからタンクローリを用いて燃料を補給できる設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型設備用軽油タンク ・タンクローリ <p>b. 軽油貯蔵タンクから常設代替高圧電源装置への給油</p> <p>重大事故等時に常設代替高圧電源装置に軽油を補給する設備として、軽油貯蔵タンク及び常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプを使用する。</p>	<p>可搬型代替直流電源設備は、可搬型代替低圧電源車、可搬型整流器、電路、計測制御装置等で構成し、可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器を可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）又は（東側）を經由し、直流 125V 主母線盤 2 A 又は直流 125V 主母線盤 2 B へ接続することで電力を供給できる設計とする。</p> <p>可搬型代替直流電源設備は、可搬型代替低圧電源車の運転を継続することで、設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源の喪失から 24 時間にわたり必要な負荷に電力の供給を行うことができる設計とする。</p> <p>可搬型代替直流電源設備は、非常用直流電源設備に対して、独立性を有し、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型代替低圧電源車 ・可搬型整流器 <p>(6) 燃料給油設備による給油</p> <p>a. 可搬型設備用軽油タンクから各機器への給油</p> <p>重大事故等時に補機駆動用の軽油を補給する設備として、可搬型設備用軽油タンク及びタンクローリを使用する。</p> <p>可搬型代替低圧電源車、可搬型代替注水大型ポンプ、可搬型代替注水中型ポンプ、窒素供給装置用電源車及びタンクローリ（走行用の燃料タンク）等は、可搬型設備用軽油タンクからタンクローリを用いて燃料を補給できる設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型設備用軽油タンク ・タンクローリ <p>b. 軽油貯蔵タンクから常設代替高圧電源装置への給油</p> <p>重大事故等時に常設代替高圧電源装置に軽油を補給する設備として、軽油貯蔵タンク及び常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプを使用する。</p>	<p>可搬型代替直流電源設備は、可搬型代替低圧電源車、可搬型整流器、電路、計測制御装置等で構成し、可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器を可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）又は（東側）を經由し、直流 125V 主母線盤 2 A 又は直流 125V 主母線盤 2 B へ接続することで電力を供給できる設計とする。</p> <p>可搬型代替直流電源設備は、可搬型代替低圧電源車の運転を継続することで、設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源の喪失から 24 時間にわたり必要な負荷に電力の供給を行うことができる設計とする。</p> <p>可搬型代替直流電源設備は、非常用直流電源設備に対して、独立性を有し、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型代替低圧電源車 ・可搬型整流器 <p>(6) 燃料給油設備による給油</p> <p>a. 可搬型設備用軽油タンクから各機器への給油</p> <p>重大事故等時に補機駆動用の軽油を補給する設備として、可搬型設備用軽油タンク及びタンクローリを使用する。</p> <p>可搬型代替低圧電源車、可搬型代替注水大型ポンプ、可搬型代替注水中型ポンプ、窒素供給装置用電源車及びタンクローリ（走行用の燃料タンク）等は、可搬型設備用軽油タンクからタンクローリを用いて燃料を補給できる設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型設備用軽油タンク ・タンクローリ <p>b. 軽油貯蔵タンクから常設代替高圧電源装置への給油</p> <p>重大事故等時に常設代替高圧電源装置に軽油を補給する設備として、軽油貯蔵タンク及び常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプを使用する。</p>	

東海第二発電所 基本設計比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 第四回補正申請（平成30年6月27日）	6/21 補正箇所の取扱い
<p>常設代替高压電源装置は、軽油貯蔵タンクから常設代替高压電源装置燃料移送ポンプを用いて燃料を補給できる設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軽油貯蔵タンク ・常設代替高压電源装置燃料移送ポンプ <p>10.2.2.1 多様性及び独立性、位置的分散</p> <p>基本方針については、「1.1.7.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>常設代替交流電源設備は、非常用交流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、常設代替高压電源装置の冷却方式を空冷とすることで、冷却方式が水冷である2C・2D非常用ディーゼル発電機を用いる非常用交流電源設備に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>常設代替交流電源設備の常設代替高压電源装置は、原子炉建屋付属棟から離れた屋外（常設代替高压電源装置置場）に設置することで、原子炉建屋付属棟内の2C・2D非常用ディーゼル発電機と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>常設代替交流電源設備は、常設代替高压電源装置からメタルクラッド開閉装置2C及びメタルクラッド開閉装置2Dまでの系統において、独立した電路で系統構成することにより、2C・2D非常用ディーゼル発電機からメタルクラッド開閉装置2C及びメタルクラッド開閉装置2Dまでの系統に対して、独立性を有する設計とする。</p> <p>これらの多様性及び位置的分散並びに電路の独立性によって、常設代替交流電源設備は非常用交流電源設備に対して独立性を有する設計とする。</p> <p>可搬型代替交流電源設備は、非常用交流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、可搬型代替低压電源車の冷却方式を空冷とすることで、冷却方式が水冷である2C・2D非常用ディーゼル発電機を用いる非常用交流電源設備に対して多様性を有する設計とす</p>	<p>常設代替高压電源装置は、軽油貯蔵タンクから常設代替高压電源装置燃料移送ポンプを用いて燃料を補給できる設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軽油貯蔵タンク ・常設代替高压電源装置燃料移送ポンプ <p>10.2.2.1 多様性及び独立性、位置的分散</p> <p>基本方針については、「1.1.7.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>常設代替交流電源設備は、非常用交流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、常設代替高压電源装置の冷却方式を空冷とすることで、冷却方式が水冷である2C・2D非常用ディーゼル発電機を用いる非常用交流電源設備に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>常設代替交流電源設備の常設代替高压電源装置は、原子炉建屋付属棟から離れた屋外（常設代替高压電源装置置場）に設置することで、原子炉建屋付属棟内の2C・2D非常用ディーゼル発電機と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>常設代替交流電源設備は、常設代替高压電源装置からメタルクラッド開閉装置2C及びメタルクラッド開閉装置2Dまでの系統において、独立した電路で系統構成することにより、2C・2D非常用ディーゼル発電機からメタルクラッド開閉装置2C及びメタルクラッド開閉装置2Dまでの系統に対して、独立性を有する設計とする。</p> <p>これらの多様性及び位置的分散並びに電路の独立性によって、常設代替交流電源設備は非常用交流電源設備に対して独立性を有する設計とする。</p> <p>可搬型代替交流電源設備は、非常用交流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、可搬型代替低压電源車の冷却方式を空冷とすることで、冷却方式が水冷である2C・2D非常用ディーゼル発電機を用いる非常用交流電源設備に対して多様性を有する設計とす</p>	<p>常設代替高压電源装置は、軽油貯蔵タンクから常設代替高压電源装置燃料移送ポンプを用いて燃料を補給できる設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軽油貯蔵タンク ・常設代替高压電源装置燃料移送ポンプ <p>10.2.2.1 多様性及び独立性、位置的分散</p> <p>基本方針については、「1.1.7.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>常設代替交流電源設備は、非常用交流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、常設代替高压電源装置の冷却方式を空冷とすることで、冷却方式が水冷である2C・2D非常用ディーゼル発電機及び高压炉心スプレイ系ディーゼル発電機を用いる非常用交流電源設備に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>常設代替交流電源設備の常設代替高压電源装置は、原子炉建屋付属棟から離れた屋外（常設代替高压電源装置置場）に設置することで、原子炉建屋付属棟内の2C・2D非常用ディーゼル発電機及び高压炉心スプレイ系ディーゼル発電機と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>常設代替交流電源設備は、常設代替高压電源装置からメタルクラッド開閉装置2C及びメタルクラッド開閉装置2Dまでの系統において、独立した電路で系統構成することにより、2C・2D非常用ディーゼル発電機からメタルクラッド開閉装置2C及びメタルクラッド開閉装置2Dまでの系統に対して、独立性を有する設計とする。</p> <p>これらの多様性及び位置的分散並びに電路の独立性によって、常設代替交流電源設備は非常用交流電源設備に対して独立性を有する設計とする。</p> <p>可搬型代替交流電源設備は、非常用交流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、可搬型代替低压電源車の冷却方式を空冷とすることで、冷却方式が水冷である2C・2D非常用ディーゼル発電機及び高压炉心スプレイ系ディーゼル発電機を用いる非常用交流</p>	<p>6/21 補正箇所の取扱い</p> <p>・③変更あり：多様性、位置的分散を考慮する対象の適正化</p> <p>・③変更あり：多様性、位置的分散を考慮する対象の適正化</p> <p>・③変更あり：多様性、位置的分散を考慮する対</p>

東海第二発電所 基本設計比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 第四回補正申請（平成30年6月27日）	6/21 補正箇所の取扱い
<p>る。</p> <p>可搬型代替交流電源設備の可搬型代替低圧電源車は、屋外の原子炉建屋付属棟から離れた場所に保管することで、原子炉建屋付属棟内の2C・2D非常用ディーゼル発電機と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。また、可搬型代替交流電源設備の可搬型代替低圧電源車は、屋外（常設代替高圧電源装置置場）の常設代替高圧電源装置から離れた場所に保管することで、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>可搬型代替交流電源設備は、可搬型代替低圧電源車からパワーセンタ2C及びパワーセンタ2Dまでの系統において、独立した電路で系統構成することにより、2C・2D非常用ディーゼル発電機からパワーセンタ2C及びパワーセンタ2Dまでの系統に対して、独立性を有する設計とする。</p> <p>これらの多様性及び位置的分散並びに電路の独立性によって、可搬型代替交流電源設備は非常用交流電源設備である2C・2D非常用ディーゼル発電機に対して独立性を有する設計とする。</p> <p>可搬型代替交流電源設備の可搬型代替低圧電源車の接続箇所は、共通要因によって接続できなくなることを防止するため、位置的分散を図った複数箇所に設置する設計とする。</p> <p>所内常設直流電源設備は、原子炉建屋付属棟内の2C・2D非常用ディーゼル発電機と異なる区画に設置することで、非常用交流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>所内常設直流電源設備は、125V系蓄電池A系・B系から直流125V主母線盤2A・2Bまでの系統において、独立した電路で系統構成することにより、2C・2D非常用ディーゼル発電機の交流を直流に変換する電路を用いた直流125V主母線盤2A・2Bまでの系統に対して、独立性を有する設計とする。</p>	<p>る。</p> <p>可搬型代替交流電源設備の可搬型代替低圧電源車は、屋外の原子炉建屋付属棟から離れた場所に保管することで、原子炉建屋付属棟内の2C・2D非常用ディーゼル発電機と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。また、可搬型代替交流電源設備の可搬型代替低圧電源車は、屋外（常設代替高圧電源装置置場）の常設代替高圧電源装置から離れた場所に保管することで、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>可搬型代替交流電源設備は、可搬型代替低圧電源車からパワーセンタ2C及びパワーセンタ2Dまでの系統において、独立した電路で系統構成することにより、2C・2D非常用ディーゼル発電機からパワーセンタ2C及びパワーセンタ2Dまでの系統に対して、独立性を有する設計とする。</p> <p>これらの多様性及び位置的分散並びに電路の独立性によって、可搬型代替交流電源設備は非常用交流電源設備である2C・2D非常用ディーゼル発電機に対して独立性を有する設計とする。</p> <p>可搬型代替交流電源設備の可搬型代替低圧電源車の接続箇所は、共通要因によって接続できなくなることを防止するため、位置的分散を図った複数箇所に設置する設計とする。</p> <p>所内常設直流電源設備は、原子炉建屋付属棟内の2C・2D非常用ディーゼル発電機と異なる区画に設置することで、非常用交流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>所内常設直流電源設備は、125V系蓄電池A系・B系から直流125V主母線盤2A・2Bまでの系統において、独立した電路で系統構成することにより、2C・2D非常用ディーゼル発電機の交流を直流に変換する電路を用いた直流125V主母線盤2A・2Bまでの系統に対して、独立性を有する設計とする。</p>	<p>電源設備に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>可搬型代替交流電源設備の可搬型代替低圧電源車は、屋外の原子炉建屋付属棟から離れた場所に保管することで、原子炉建屋付属棟内の2C・2D非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。また、可搬型代替交流電源設備の可搬型代替低圧電源車は、屋外（常設代替高圧電源装置置場）の常設代替高圧電源装置から離れた場所に保管することで、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>可搬型代替交流電源設備は、可搬型代替低圧電源車からパワーセンタ2C及びパワーセンタ2Dまでの系統において、独立した電路で系統構成することにより、2C・2D非常用ディーゼル発電機からパワーセンタ2C及びパワーセンタ2Dまでの系統に対して、独立性を有する設計とする。</p> <p>これらの多様性及び位置的分散並びに電路の独立性によって、可搬型代替交流電源設備は非常用交流電源設備である2C・2D非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機に対して独立性を有する設計とする。</p> <p>可搬型代替交流電源設備の可搬型代替低圧電源車の接続箇所は、共通要因によって接続できなくなることを防止するため、位置的分散を図った複数箇所に設置する設計とする。</p> <p>所内常設直流電源設備は、原子炉建屋付属棟内の2C・2D非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機と異なる区画に設置することで、非常用交流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>所内常設直流電源設備は、125V系蓄電池A系・B系から直流125V主母線盤2A・2Bまでの系統において、独立した電路で系統構成することにより、2C・2D非常用ディーゼル発電機の交流を直流に変換する電路を用いた直流125V主母線盤2A・2Bまでの系統に対して、独</p>	<p>象の適正化</p> <p>・③変更あり：多様性、位置的分散を考慮する対象の適正化</p> <p>・③変更あり：多様性、位置的分散を考慮する対象の適正化</p> <p>・③変更あり：多様性、位置的分散を考慮する対象の適正化</p> <p>・①変更なし：読点の適正化</p>

東海第二発電所 基本設計比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 第四回補正申請（平成30年6月27日）	6/21 補正箇所の取扱い
<p>これらの位置的分散及び電路の独立性によって、所内常設直流電源設備は非常用交流電源設備に対して独立性を有する設計とする。</p> <p>常設代替直流電源設備は、原子炉建屋廃棄物処理棟内に設置することで、原子炉建屋付属棟内の非常用直流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>常設代替直流電源設備は、緊急用125V系蓄電池から緊急用直流125V主母線盤までの系統において、独立した電路で系統構成することにより、非常用直流電源設備の125V系蓄電池A系・B系から直流125V主母線盤2A・2Bまでの系統に対して、独立性を有する設計とする。</p> <p>これらの位置的分散及び電路の独立性によって、常設代替直流電源設備は非常用直流電源設備に対して独立性を有する設計とする。</p> <p>可搬型代替直流電源設備は、非常用直流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、可搬型代替低圧電源車の冷却方式を空冷とすることで、冷却方式が水冷である2C・2D非常用ディーゼル発電機から給電する非常用直流電源設備に対して多様性を有する設計とする。また、可搬型整流器により交流電力を直流に変換できることで、125V系蓄電池A系・B系を用いる非常用直流電源設備に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>可搬型代替直流電源設備の可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器は、屋外の原子炉建屋付属棟から離れた場所に保管することで、原子炉建屋付属棟内の2C・2D非常用ディーゼル発電機及び125V系蓄電池A系・B系と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>可搬型代替直流電源設備は、可搬型代替低圧電源車から直流125V主母線盤2A・2Bまでの系統において、独立した電路で系統構成することにより、125V系蓄電池A</p>	<p>これらの位置的分散及び電路の独立性によって、所内常設直流電源設備は非常用交流電源設備に対して独立性を有する設計とする。</p> <p>常設代替直流電源設備は、原子炉建屋廃棄物処理棟内に設置することで、原子炉建屋付属棟内の非常用直流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>常設代替直流電源設備は、緊急用125V系蓄電池から緊急用直流125V主母線盤までの系統において、独立した電路で系統構成することにより、非常用直流電源設備の125V系蓄電池A系・B系から直流125V主母線盤2A・2Bまでの系統に対して、独立性を有する設計とする。</p> <p>これらの位置的分散及び電路の独立性によって、常設代替直流電源設備は非常用直流電源設備に対して独立性を有する設計とする。</p> <p>可搬型代替直流電源設備は、非常用直流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、可搬型代替低圧電源車の冷却方式を空冷とすることで、冷却方式が水冷である2C・2D非常用ディーゼル発電機から給電する非常用直流電源設備に対して多様性を有する設計とする。また、可搬型整流器により交流電力を直流に変換できることで、125V系蓄電池A系・B系を用いる非常用直流電源設備に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>可搬型代替直流電源設備の可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器は、屋外の原子炉建屋付属棟から離れた場所に保管することで、原子炉建屋付属棟内の2C・2D非常用ディーゼル発電機及び125V系蓄電池A系・B系と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>可搬型代替直流電源設備は、可搬型代替低圧電源車から直流125V主母線盤2A・2Bまでの系統において、独立した電路で系統構成することにより、125V系蓄電池A</p>	<p>立性を有する設計とする。</p> <p>これらの位置的分散及び電路の独立性によって、所内常設直流電源設備は非常用交流電源設備に対して独立性を有する設計とする。</p> <p>常設代替直流電源設備は、原子炉建屋廃棄物処理棟内に設置することで、原子炉建屋付属棟内の非常用直流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>常設代替直流電源設備は、緊急用125V系蓄電池から緊急用直流125V主母線盤までの系統において、独立した電路で系統構成することにより、非常用直流電源設備の125V系蓄電池A系・B系及びHPCS系から直流125V主母線盤2A・2B及びHPCSまでの系統に対して、独立性を有する設計とする。</p> <p>これらの位置的分散及び電路の独立性によって、常設代替直流電源設備は非常用直流電源設備に対して独立性を有する設計とする。</p> <p>可搬型代替直流電源設備は、非常用直流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、可搬型代替低圧電源車の冷却方式を空冷とすることで、冷却方式が水冷である2C・2D非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機から給電する非常用直流電源設備に対して多様性を有する設計とする。また、可搬型整流器により交流電力を直流に変換できることで、125V系蓄電池A系・B系及びHPCS系を用いる非常用直流電源設備に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>可搬型代替直流電源設備の可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器は、屋外の原子炉建屋付属棟から離れた場所に保管することで、原子炉建屋付属棟内の2C・2D非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機並びに125V系蓄電池A系・B系及びHPCS系と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>可搬型代替直流電源設備は、可搬型代替低圧電源車から直流125V主母線盤2A・2Bまでの系統において、独立した電路で系統構成することにより、125V系蓄電池A</p>	<p>6/21 補正箇所の取扱い</p> <p>・③変更あり：多様性、位置的分散を考慮する対象の適正化</p> <p>・③変更あり：多様性、位置的分散を考慮する対象の適正化</p> <p>・③変更あり：多様性、位置的分散を考慮する対象の適正化</p>

東海第二発電所 基本設計比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 第四回補正申請（平成30年6月27日）	6/21 補正箇所の取扱い
<p>系・B系から直流125V主母線盤2A・2Bまでの系統に対して、独立性を有する設計とする。</p> <p>これらの多様性及び位置的分散並びに電路の独立性によって、可搬型代替直流電源設備は非常用直流電源設備に対して独立性を有する設計とする。</p> <p>可搬型代替直流電源設備の可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器の接続箇所は、共通要因によって接続できなくなることを防止するため、位置的分散を図った複数箇所に設置する設計とする。</p> <p>代替所内電気設備の緊急用メタルクラッド開閉装置及び緊急用パワーセンタは、屋内（常設代替高圧電源装置置場）に設置することで、非常用所内電気設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>代替所内電気設備の緊急用モータコントロールセンタは、屋内（常設代替高圧電源装置置場）及び原子炉建屋廃棄物処理棟内に設置することで、非常用所内電気設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>代替所内電気設備の緊急用電源切替盤は、原子炉建屋原子炉棟及び中央制御室内に設置することで、非常用所内電気設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>代替所内電気設備の緊急用直流125V主母線盤は、原子炉建屋廃棄物処理棟内に設置することで、非常用所内電気設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>代替所内電気設備は、独立した電路で系統構成することにより、非常用所内電気設備に対して、独立性を有する設計とする。</p> <p>これらの位置的分散及び電路の独立性によって、代替所内電気設備は非常用所内電気設備に対して独立性を有する設計とする。</p> <p>燃料給油設備のタンクローリは、屋内（常設代替高圧電源装置置場）の2C・2D非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプから離れた屋外に分散して保管すること</p>	<p>系・B系から直流125V主母線盤2A・2Bまでの系統に対して、独立性を有する設計とする。</p> <p>これらの多様性及び位置的分散並びに電路の独立性によって、可搬型代替直流電源設備は非常用直流電源設備に対して独立性を有する設計とする。</p> <p>可搬型代替直流電源設備の可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器の接続箇所は、共通要因によって接続できなくなることを防止するため、位置的分散を図った複数箇所に設置する設計とする。</p> <p>代替所内電気設備の緊急用メタルクラッド開閉装置及び緊急用パワーセンタは、屋内（常設代替高圧電源装置置場）に設置することで、非常用所内電気設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>代替所内電気設備の緊急用モータコントロールセンタは、屋内（常設代替高圧電源装置置場）及び原子炉建屋廃棄物処理棟内に設置することで、非常用所内電気設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>代替所内電気設備の緊急用電源切替盤は、原子炉建屋原子炉棟及び中央制御室内に設置することで、非常用所内電気設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>代替所内電気設備の緊急用直流125V主母線盤は、原子炉建屋廃棄物処理棟内に設置することで、非常用所内電気設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>代替所内電気設備は、独立した電路で系統構成することにより、非常用所内電気設備に対して、独立性を有する設計とする。</p> <p>これらの位置的分散及び電路の独立性によって、代替所内電気設備は非常用所内電気設備に対して独立性を有する設計とする。</p> <p>燃料給油設備のタンクローリは、屋内（常設代替高圧電源装置置場）の2C・2D非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプから離れた屋外に分散して保管すること</p>	<p>系・B系から直流125V主母線盤2A・2Bまでの系統に対して、独立性を有する設計とする。</p> <p>これらの多様性及び位置的分散並びに電路の独立性によって、可搬型代替直流電源設備は非常用直流電源設備に対して独立性を有する設計とする。</p> <p>可搬型代替直流電源設備の可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器の接続箇所は、共通要因によって接続できなくなることを防止するため、位置的分散を図った複数箇所に設置する設計とする。</p> <p>代替所内電気設備の緊急用メタルクラッド開閉装置及び緊急用パワーセンタは、屋内（常設代替高圧電源装置置場）に設置することで、非常用所内電気設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>代替所内電気設備の緊急用モータコントロールセンタは、屋内（常設代替高圧電源装置置場）及び原子炉建屋廃棄物処理棟内に設置することで、非常用所内電気設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>代替所内電気設備の緊急用電源切替盤は、原子炉建屋原子炉棟及び中央制御室内に設置することで、非常用所内電気設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>代替所内電気設備の緊急用直流125V主母線盤は、原子炉建屋廃棄物処理棟内に設置することで、非常用所内電気設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>代替所内電気設備は、独立した電路で系統構成することにより、非常用所内電気設備に対して、独立性を有する設計とする。</p> <p>これらの位置的分散及び電路の独立性によって、代替所内電気設備は非常用所内電気設備に対して独立性を有する設計とする。</p> <p>燃料給油設備のタンクローリは、屋内（常設代替高圧電源装置置場）の2C・2D非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機</p>	<p>・③変更あり：多様性、</p>

東海第二発電所 基本設計比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 第四回補正申請（平成30年6月27日）	6/21 補正箇所の取扱い
<p>で、屋内（常設代替高圧電源装置置場）の2C・2D非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプと共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>可搬型設備用軽油タンクは、屋外に分散して設置することで、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>燃料給油設備の常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプは、屋内（常設代替高圧電源装置置場）の非常用交流電源設備2C系及び2D系と異なる区画に設置することで、屋内（常設代替高圧電源装置置場）の2C・2D非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプと共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>10.2.2.2 悪影響防止</p> <p>基本方針については、「1.1.7.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>常設代替交流電源設備の常設代替高圧電源装置は、通常時は遮断器等により接続先の系統から隔離し、重大事故等時に遮断器操作等により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>常設代替高圧電源装置は、飛散物となって他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>可搬型代替交流電源設備の可搬型代替低圧電源車は、接続先の系統と分離して保管し、重大事故等時に接続、遮断器操作等により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>燃料給油設備の可搬型設備用軽油タンクは、重大事故等時に弁操作等により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計</p>	<p>で、屋内（常設代替高圧電源装置置場）の2C・2D非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプと共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>可搬型設備用軽油タンクは、軽油貯蔵タンクと離れた屋外に設置することで、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>燃料給油設備の常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプは、屋内（常設代替高圧電源装置置場）の非常用交流電源設備2C系及び2D系と異なる区画に設置することで、屋内（常設代替高圧電源装置置場）の2C・2D非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプと共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>10.2.2.2 悪影響防止</p> <p>基本方針については、「1.1.7.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>常設代替交流電源設備の常設代替高圧電源装置は、通常時は遮断器等により接続先の系統から隔離し、重大事故等時に遮断器操作等により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>常設代替高圧電源装置は、飛散物となって他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>可搬型代替交流電源設備の可搬型代替低圧電源車は、接続先の系統と分離して保管し、重大事故等時に接続、遮断器操作等により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>燃料給油設備の可搬型設備用軽油タンクは、重大事故等時に弁操作等により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計</p>	<p>燃料移送ポンプから離れた屋外に分散して保管することで、屋内（常設代替高圧電源装置置場）の2C・2D非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ及び高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電機燃料移送ポンプと共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>可搬型設備用軽油タンクは、軽油貯蔵タンクと離れた屋外に設置することで、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>燃料給油設備の常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプは、屋内（常設代替高圧電源装置置場）の非常用交流電源設備2C系、2D系及びHPCS系と異なる区画に設置することで、屋内（常設代替高圧電源装置置場）の2C・2D非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ及び高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電機燃料移送ポンプと共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>10.2.2.2 悪影響防止</p> <p>基本方針については、「1.1.7.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>常設代替交流電源設備の常設代替高圧電源装置は、通常時は遮断器等により接続先の系統から隔離し、重大事故等時に遮断器操作等により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>常設代替高圧電源装置は、飛散物となって他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>可搬型代替交流電源設備の可搬型代替低圧電源車は、接続先の系統と分離して保管し、重大事故等時に接続、遮断器操作等により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>燃料給油設備の可搬型設備用軽油タンクは、重大事故等時に弁操作等により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計</p>	<p>位置的分散を考慮する対象の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・③変更あり：多様性、位置的分散を考慮する対象の適正化 <p>①変更なし：位置的分散を図る対象設備の明確化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・③変更あり：多様性、位置的分散を考慮する対象の適正化 ・③変更あり：多様性、位置的分散を考慮する対象の適正化

東海第二発電所 基本設計比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 第四回補正申請（平成30年6月27日）	6/21 補正箇所の取扱い
<p>とする。</p> <p>可搬型代替低圧電源車は連結材や輪留めによる固定等を行うことで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>所内常設直流電源設備の125V系蓄電池A系・B系は、通常時は設計基準事故対処設備として使用する場合と同じ系統構成とし、重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>常設代替直流電源設備の緊急用125V系蓄電池は、重大事故等時に通常時と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>可搬型代替直流電源設備の可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器は、接続先の系統と分離して保管し、重大事故等時に接続、遮断器操作等により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>代替所内電気設備の緊急用メタルクラッド開閉装置、緊急用パワーセンタ、緊急用モータコントロールセンタ、緊急用電源切替盤及び緊急用125V主母線盤は、遮断器等により接続先の系統から隔離し、重大事故等時に遮断器操作等により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>燃料給油設備のタンクローリは、接続先の系統と分離して保管し、重大事故等時に接続、弁操作等により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>燃料給油設備の軽油貯蔵タンクは、重大事故等時に弁操作等により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>タンクローリは連結材や輪留めによる固定等を行うことで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプは、通常時は弁等により接続先の系統から隔離し、重大事故等時に弁操</p>	<p>とする。</p> <p>可搬型代替低圧電源車は連結材や輪留めによる固定等を行うことで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>所内常設直流電源設備の125V系蓄電池A系・B系は、通常時は設計基準事故対処設備として使用する場合と同じ系統構成とし、重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>常設代替直流電源設備の緊急用125V系蓄電池は、重大事故等時に通常時と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>可搬型代替直流電源設備の可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器は、接続先の系統と分離して保管し、重大事故等時に接続、遮断器操作等により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>代替所内電気設備の緊急用メタルクラッド開閉装置、緊急用パワーセンタ、緊急用モータコントロールセンタ、緊急用電源切替盤及び緊急用直流125V主母線盤は、遮断器等により接続先の系統から隔離し、重大事故等時に遮断器操作等により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>燃料給油設備のタンクローリは、接続先の系統と分離して保管し、重大事故等時に接続、弁操作等により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>燃料給油設備の軽油貯蔵タンクは、重大事故等時に弁操作等により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>タンクローリは連結材や輪留めによる固定等を行うことで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプは、通常時は弁等により接続先の系統から隔離し、重大事故等時に弁操</p>	<p>とする。</p> <p>可搬型代替低圧電源車は連結材や輪留めによる固定等を行うことで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>所内常設直流電源設備の125V系蓄電池A系・B系は、通常時は設計基準事故対処設備として使用する場合と同じ系統構成とし、重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>常設代替直流電源設備の緊急用125V系蓄電池は、重大事故等時に通常時と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>可搬型代替直流電源設備の可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器は、接続先の系統と分離して保管し、重大事故等時に接続、遮断器操作等により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>代替所内電気設備の緊急用メタルクラッド開閉装置、緊急用パワーセンタ、緊急用モータコントロールセンタ、緊急用電源切替盤及び緊急用直流125V主母線盤は、遮断器等により接続先の系統から隔離し、重大事故等時に遮断器操作等により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>燃料給油設備のタンクローリは、接続先の系統と分離して保管し、重大事故等時に接続、弁操作等により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>燃料給油設備の軽油貯蔵タンクは、重大事故等時に弁操作等により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>タンクローリは連結材や輪留めによる固定等を行うことで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプは、通常時は弁等により接続先の系統から隔離し、重大事故等時に弁操</p>	<p>・①変更なし：脱字修正</p>

東海第二発電所 基本設計比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 第四回補正申請（平成30年6月27日）	6/21 補正箇所の取扱い
<p>作等により重大事故等対処設備として系統構成とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>10.2.2.3 容量等 基本方針については、「1.1.7.2 容量等」に示す。 常設代替高圧電源装置は、想定される重大事故等時において、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な容量を有する設計とする。 常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプは、想定される重大事故等時において、常設代替高圧電源装置の運転に必要な燃料を補給できるポンプ容量を有する設計とする。 可搬型代替低圧電源車は、想定される重大事故等時において、最低限必要な設備に電力を供給できる容量を有するものを1セット2台使用する。保有数は、2セット4台に加えて、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台の合計5台を保管する。 125V系蓄電池A系・B系は、想定される重大事故等時において、1時間以内に中央制御室において行なう簡易な操作での切り離し以外の負荷切り離しを行わず8時間、その後必要な負荷以外を切り離して16時間の合計24時間にわたり必要な設備に電力を供給できる容量を有する設計とする。 緊急用125V系蓄電池は、想定される重大事故等時において、負荷の切り離しを行わずに24時間にわたり必要な設備に電力を供給できる容量を有する設計とする。 緊急用メタルクラッド開閉装置、緊急用パワーセンタ、緊急用モータコントロールセンタ、緊急用電源切替盤及び緊急用直流125V主母線盤は、想定される重大事故等時において、必要な設備に電力を供給できる容量を有する設計とする。 軽油貯蔵タンクは、設計基準事故対処設備と兼用しており、設計基準事故対処設備としての容量が、想定される重大事故等時において、その機能を発揮することが必</p>	<p>作等により重大事故等対処設備として系統構成とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>10.2.2.3 容量等 基本方針については、「1.1.7.2 容量等」に示す。 常設代替高圧電源装置は、想定される重大事故等時において、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な容量を有する設計とする。 常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプは、想定される重大事故等時において、常設代替高圧電源装置の運転に必要な燃料を補給できるポンプ容量を有する設計とする。 可搬型代替低圧電源車は、想定される重大事故等時において、最低限必要な設備に電力を供給できる容量を有するものを1セット2台使用する。保有数は、2セット4台に加えて、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台の合計5台を保管する。 125V系蓄電池A系・B系は、想定される重大事故等時において、1時間以内に中央制御室において行なう簡易な操作での切り離し以外の負荷の切り離しを行わず8時間、その後必要な負荷以外を切り離して16時間の合計24時間にわたり必要な設備に電力を供給できる容量を有する設計とする。 緊急用125V系蓄電池は、想定される重大事故等時において、負荷の切り離しを行わずに24時間にわたり必要な設備に電力を供給できる容量を有する設計とする。 緊急用メタルクラッド開閉装置、緊急用パワーセンタ、緊急用モータコントロールセンタ、緊急用電源切替盤及び緊急用直流125V主母線盤は、想定される重大事故等時において、必要な設備に電力を供給できる容量を有する設計とする。 軽油貯蔵タンクは、設計基準事故対処設備と兼用しており、設計基準事故対処設備としての容量が、想定される重大事故等時において、その機能を発揮することが必</p>	<p>作等により重大事故等対処設備として系統構成とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>10.2.2.3 容量等 基本方針については、「1.1.7.2 容量等」に示す。 常設代替高圧電源装置は、想定される重大事故等時において、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な容量を有する設計とする。 常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプは、想定される重大事故等時において、常設代替高圧電源装置の運転に必要な燃料を補給できるポンプ容量を有する設計とする。 可搬型代替低圧電源車は、想定される重大事故等時において、最低限必要な設備に電力を供給できる容量を有するものを1セット2台使用する。保有数は、2セット4台に加えて、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台の合計5台を保管する。 125V系蓄電池A系・B系は、想定される重大事故等時において、1時間以内に中央制御室において行なう簡易な操作での切り離し以外の負荷切り離しを行わず8時間、その後必要な負荷以外を切り離して16時間の合計24時間にわたり必要な設備に電力を供給できる容量を有する設計とする。 緊急用125V系蓄電池は、想定される重大事故等時において、負荷の切り離しを行わずに24時間にわたり必要な設備に電力を供給できる容量を有する設計とする。 緊急用メタルクラッド開閉装置、緊急用パワーセンタ、緊急用モータコントロールセンタ、緊急用電源切替盤及び緊急用直流125V主母線盤は、想定される重大事故等時において、必要な設備に電力を供給できる容量を有する設計とする。 軽油貯蔵タンクは、設計基準事故対処設備と兼用しており、設計基準事故対処設備としての容量が、想定される重大事故等時において、その機能を発揮することが必</p>	

東海第二発電所 基本設計比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 第四回補正申請（平成30年6月27日）	6/21 補正箇所の取扱い
<p>要な重大事故等対処設備が、事故後7日間連続運転するために必要となる燃料を供給できる容量を有しているため、設計基準事故対処設備と同仕様で設計する。</p> <p>可搬型設備用軽油タンクは、想定される重大事故等時において、その機能を発揮することが必要な重大事故等対処設備が、事故後7日間連続運転するために必要となる燃料を供給できる容量を有する設計とする。</p> <p>タンクローリは、想定される重大事故等時において、その機能を発揮することが必要な重大事故等対処設備に、燃料を補給できる容量を有するものを1セット2台使用する。保有数は、1セット2台に加えて、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として3台の合計5台を保管する。</p> <p>可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器は、想定される重大事故等時において、その機能を発揮することが必要な重大事故等対処設備に、電力を供給できる容量を有するものを可搬型代替低圧電源車1台及び可搬型整流器4台を1セットとして使用し、24時間にわたり必要な設備に電力を供給できる容量を有する設計とする。</p> <p>可搬型代替低圧電源車は、可搬型代替交流電源設備と兼用しており、保有数は、2セット2台に加えて、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台の合計3台を保管する。</p> <p>可搬型整流器の保有数は、2セット8台に加えて、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台の合計9台を保管する。</p> <p>10.2.2.4 環境条件等</p> <p>基本方針については、「1.1.7.3 環境条件等」に示す。</p> <p>常設代替高圧電源装置は、屋外（常設代替高圧電源装置置場）に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>常設代替高圧電源装置の操作は、想定される重大事故等時において、中央制御室及び設置場所で可能な設計とする。</p> <p>常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプの操作は、想定</p>	<p>要な重大事故等対処設備が、事故後7日間連続運転するために必要となる燃料を供給できる容量を有しているため、設計基準事故対処設備と同仕様で設計する。</p> <p>可搬型設備用軽油タンクは、想定される重大事故等時において、その機能を発揮することが必要な重大事故等対処設備が、事故後7日間連続運転するために必要となる燃料を供給できる容量を有する設計とする。</p> <p>タンクローリは、想定される重大事故等時において、その機能を発揮することが必要な重大事故等対処設備に、燃料を補給できる容量を有するものを1セット2台使用する。保有数は、1セット2台に加えて、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として3台の合計5台を保管する。</p> <p>可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器は、想定される重大事故等時において、その機能を発揮することが必要な重大事故等対処設備に、電力を供給できる容量を有するものを可搬型代替低圧電源車1台及び可搬型整流器4台を1セットとして使用し、24時間にわたり必要な設備に電力を供給できる容量を有する設計とする。</p> <p>可搬型代替低圧電源車は、可搬型代替交流電源設備と兼用しており、保有数は、2セット2台に加えて、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台の合計3台を保管する。</p> <p>可搬型整流器の保有数は、2セット8台に加えて、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台の合計9台を保管する。</p> <p>10.2.2.4 環境条件等</p> <p>基本方針については、「1.1.7.3 環境条件等」に示す。</p> <p>常設代替高圧電源装置は、屋外（常設代替高圧電源装置置場）に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>常設代替高圧電源装置の操作は、想定される重大事故等時において、中央制御室及び設置場所で可能な設計とする。</p> <p>常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプの操作は、想定</p>	<p>要な重大事故等対処設備が、事故後7日間連続運転するために必要となる燃料を供給できる容量を有しているため、設計基準事故対処設備と同仕様で設計する。</p> <p>可搬型設備用軽油タンクは、想定される重大事故等時において、その機能を発揮することが必要な重大事故等対処設備が、事故後7日間連続運転するために必要となる燃料を供給できる容量を有する設計とする。</p> <p>タンクローリは、想定される重大事故等時において、その機能を発揮することが必要な重大事故等対処設備に、燃料を補給できる容量を有するものを1セット2台使用する。保有数は、1セット2台に加えて、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として3台の合計5台を保管する。</p> <p>可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器は、想定される重大事故等時において、その機能を発揮することが必要な重大事故等対処設備に、電力を供給できる容量を有するものを可搬型代替低圧電源車1台及び可搬型整流器4台を1セットとして使用し、24時間にわたり必要な設備に電力を供給できる容量を有する設計とする。</p> <p>可搬型代替低圧電源車は、可搬型代替交流電源設備と兼用しており、保有数は、2セット2台に加えて、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台の合計3台を保管する。</p> <p>可搬型整流器の保有数は、2セット8台に加えて、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台の合計9台を保管する。</p> <p>10.2.2.4 環境条件等</p> <p>基本方針については、「1.1.7.3 環境条件等」に示す。</p> <p>常設代替高圧電源装置は、屋外（常設代替高圧電源装置置場）に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>常設代替高圧電源装置の操作は、想定される重大事故等時において、中央制御室及び設置場所で可能な設計とする。</p> <p>常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプの操作は、想定</p>	

東海第二発電所 基本設計比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 第四回補正申請（平成30年6月27日）	6/21 補正箇所の取扱い
<p>される重大事故等時において、中央制御室で可能な設計とする。</p> <p>常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプは、屋内（常設代替高圧電源装置置場）に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>可搬型代替低圧電源車は、屋外に保管及び設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>可搬型代替低圧電源車の常設設備との接続及び操作は、想定される重大事故等時において、設置場所で可能な設計とする。</p> <p>125V系蓄電池A系・B系は、原子炉建屋付属棟に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>緊急用125V系蓄電池は、原子炉建屋廃棄物処理棟に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>緊急用メタルクラッド開閉装置及び緊急用パワーセンタは、屋内（常設代替高圧電源装置置場）に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>緊急用メタルクラッド開閉装置及び緊急用パワーセンタの操作は想定される重大事故等時において中央制御室及び設置場所で可能な設計とする。</p> <p>緊急用モータコントロールセンタは、屋内（常設代替高圧電源装置置場）及び原子炉建屋廃棄物処理棟に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>緊急用モータコントロールセンタの操作は、想定される重大事故等時において設置場所で可能な設計とする。</p> <p>緊急用電源切替盤は、原子炉建屋原子炉棟及び中央制御室に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>緊急用電源切替盤の操作は、想定される重大事故等時において中央制御室で可能な設計とする。</p> <p>緊急用直流125V主母線盤は、原子炉建屋廃棄物処理棟</p>	<p>される重大事故等時において、中央制御室で可能な設計とする。</p> <p>常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプは、屋内（常設代替高圧電源装置置場）に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>可搬型代替低圧電源車は、屋外に保管及び設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>可搬型代替低圧電源車の常設設備との接続及び操作は、想定される重大事故等時において、設置場所で可能な設計とする。</p> <p>125V系蓄電池A系・B系は、原子炉建屋付属棟に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>緊急用125V系蓄電池は、原子炉建屋廃棄物処理棟に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>緊急用メタルクラッド開閉装置及び緊急用パワーセンタは、屋内（常設代替高圧電源装置置場）に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>緊急用メタルクラッド開閉装置及び緊急用パワーセンタの操作は想定される重大事故等時において中央制御室及び設置場所で可能な設計とする。</p> <p>緊急用モータコントロールセンタは、屋内（常設代替高圧電源装置置場）及び原子炉建屋廃棄物処理棟に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>緊急用モータコントロールセンタの操作は、想定される重大事故等時において設置場所で可能な設計とする。</p> <p>緊急用電源切替盤は、原子炉建屋原子炉棟及び中央制御室に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>緊急用電源切替盤の操作は、想定される重大事故等時において中央制御室で可能な設計とする。</p> <p>緊急用直流125V主母線盤は、原子炉建屋廃棄物処理棟</p>	<p>される重大事故等時において、中央制御室で可能な設計とする。</p> <p>常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプは、屋内（常設代替高圧電源装置置場）に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>可搬型代替低圧電源車は、屋外に保管及び設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>可搬型代替低圧電源車の常設設備との接続及び操作は、想定される重大事故等時において、設置場所で可能な設計とする。</p> <p>125V系蓄電池A系・B系は、原子炉建屋付属棟に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>緊急用125V系蓄電池は、原子炉建屋廃棄物処理棟に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>緊急用メタルクラッド開閉装置及び緊急用パワーセンタは、屋内（常設代替高圧電源装置置場）に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>緊急用メタルクラッド開閉装置及び緊急用パワーセンタの操作は想定される重大事故等時において中央制御室及び設置場所で可能な設計とする。</p> <p>緊急用モータコントロールセンタは、屋内（常設代替高圧電源装置置場）及び原子炉建屋廃棄物処理棟に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>緊急用モータコントロールセンタの操作は、想定される重大事故等時において設置場所で可能な設計とする。</p> <p>緊急用電源切替盤は、原子炉建屋原子炉棟及び中央制御室に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>緊急用電源切替盤の操作は、想定される重大事故等時において中央制御室で可能な設計とする。</p> <p>緊急用直流125V主母線盤は、原子炉建屋廃棄物処理棟</p>	

<分類種別>
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 第四回補正申請（平成30年6月27日）	6/21 補正箇所の取扱い
<p>に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>緊急用直流125V主母線盤の操作は、想定される重大事故等時において設置場所で可能な設計とする。</p> <p>軽油貯蔵タンクは、常設代替高圧電源装置置場南側（地下）に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>軽油貯蔵タンクの系統構成に必要な弁の操作は、想定される重大事故等時において、中央制御室で可能な設計とする。</p> <p>可搬型設備用軽油タンクは、屋外に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>タンクローリは、屋外に保管及び設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>タンクローリの常設設備との接続及び操作は、想定される重大事故等時において、設置場所で可能な設計とする。</p> <p>10.2.2.5 操作性の確保</p> <p>基本方針については、「1.1.7.4 操作性及び試験・検査性」に示す。常設代替交流電源設備は、想定される重大事故等時において、通常時の系統構成から遮断器操作等により速やかに切り替えられる設計とする。</p> <p>常設代替高圧電源装置は、中央制御室の操作スイッチ等により、操作が可能な設計とする。系統構成に必要な遮断器等は、設置場所でのスイッチ操作等により操作が可能な設計とする。</p> <p>可搬型代替交流電源設備は、想定される重大事故等時において、通常時の系統構成から遮断器操作等により速やかに切り替えられる設計とする。</p> <p>可搬型代替低圧電源車は、付属の操作スイッチ等により、設置場所での操作が可能な設計とする。系統構成に必要な遮断器等は、中央制御室等でのスイッチ操作等により操作が可能な設計とする。</p> <p>可搬型代替低圧電源車は、車両として屋外のアクセス</p>	<p>に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>緊急用直流125V主母線盤の操作は、想定される重大事故等時において設置場所で可能な設計とする。</p> <p>軽油貯蔵タンクは、常設代替高圧電源装置置場南側（地下）に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>軽油貯蔵タンクの系統構成に必要な弁の操作は、想定される重大事故等時において、中央制御室で可能な設計とする。</p> <p>可搬型設備用軽油タンクは、屋外に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>タンクローリは、屋外に保管及び設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>タンクローリの常設設備との接続及び操作は、想定される重大事故等時において、設置場所で可能な設計とする。</p> <p>10.2.2.5 操作性の確保</p> <p>基本方針については、「1.1.7.4 操作性及び試験・検査性」に示す。常設代替交流電源設備は、想定される重大事故等時において、通常時の系統構成から遮断器操作等により速やかに切り替えられる設計とする。</p> <p>常設代替高圧電源装置は、中央制御室の操作スイッチ等により、操作が可能な設計とする。系統構成に必要な遮断器等は、設置場所でのスイッチ操作等により操作が可能な設計とする。</p> <p>可搬型代替交流電源設備は、想定される重大事故等時において、通常時の系統構成から遮断器操作等により速やかに切り替えられる設計とする。</p> <p>可搬型代替低圧電源車は、付属の操作スイッチ等により、設置場所での操作が可能な設計とする。系統構成に必要な遮断器等は、中央制御室等でのスイッチ操作等により操作が可能な設計とする。</p> <p>可搬型代替低圧電源車は、車両として屋外のアクセス</p>	<p>に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>緊急用直流125V主母線盤の操作は、想定される重大事故等時において設置場所で可能な設計とする。</p> <p>軽油貯蔵タンクは、常設代替高圧電源装置置場南側（地下）に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>軽油貯蔵タンクの系統構成に必要な弁の操作は、想定される重大事故等時において、中央制御室で可能な設計とする。</p> <p>可搬型設備用軽油タンクは、屋外に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>タンクローリは、屋外に保管及び設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>タンクローリの常設設備との接続及び操作は、想定される重大事故等時において、設置場所で可能な設計とする。</p> <p>10.2.2.5 操作性の確保</p> <p>基本方針については、「1.1.7.4 操作性及び試験・検査性」に示す。常設代替交流電源設備は、想定される重大事故等時において、通常時の系統構成から遮断器操作等により速やかに切り替えられる設計とする。</p> <p>常設代替高圧電源装置は、中央制御室の操作スイッチ等により、操作が可能な設計とする。系統構成に必要な遮断器等は、設置場所でのスイッチ操作等により操作が可能な設計とする。</p> <p>可搬型代替交流電源設備は、想定される重大事故等時において、通常時の系統構成から遮断器操作等により速やかに切り替えられる設計とする。</p> <p>可搬型代替低圧電源車は、付属の操作スイッチ等により、設置場所での操作が可能な設計とする。系統構成に必要な遮断器等は、中央制御室等でのスイッチ操作等により操作が可能な設計とする。</p> <p>可搬型代替低圧電源車は、車両として屋外のアクセス</p>	

東海第二発電所 基本設計比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 第四回補正申請（平成30年6月27日）	6/21 補正箇所の取扱い
<p>ルートを通行してアクセスできる設計とするとともに、設置場所にて輪留めによる固定等が可能な設計とする。</p> <p>可搬型代替低圧電源車を接続する接続箇所については、ボルト・ネジ接続又はより簡便な接続とし、一般的な工具を用いてケーブルを確実に接続できる設計とする。</p> <p>所内常設直流電源設備は、想定される重大事故等時において、通常時の系統構成として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用する設計とする。</p> <p>可搬型代替直流電源設備は、想定される重大事故等時において、通常時の系統構成から遮断器操作等により速やかに切り替えられる設計とする。</p> <p>可搬型整流器は、屋外に保管及び設置し、車両及び人力により運搬ができるとともに、設置場所にて固縛が可能な設計とする。また、ケーブル接続は、一般的な工具を用いてボルト・ネジ接続を用いることで、容易かつ確実に接続可能な設計とする。</p> <p>可搬型整流器は、付属の操作スイッチ等により、設置場所での操作が可能な設計とする。</p> <p>緊急用125V系蓄電池は、想定される重大事故等時において、通常時の系統構成として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用する設計とする。</p> <p>代替所内電気設備は、想定される重大事故等時において、通常時の系統構成から遮断器操作等により速やかに切り替えられる設計とする。</p> <p>緊急用メタルクラッド開閉装置、緊急用パワーセンタ、緊急用モータコントロールセンタ、緊急用電源切替盤及び緊急用125V主母線盤は、付属の操作スイッチ等により、設置場所等での操作が可能な設計とする。</p> <p>燃料給油設備は、想定される重大事故等時において、通常時の系統構成から弁操作等により速やかに切り替えられる設計とする。</p> <p>軽油貯蔵タンクは、系統構成に必要な弁を、中央制御室での遠隔操作が可能な設計とする。</p> <p>タンクローリは、付属の操作スイッチにより、設置場</p>	<p>ルートを通行してアクセスできる設計とするとともに、設置場所にて輪留めによる固定等が可能な設計とする。</p> <p>可搬型代替低圧電源車を接続する接続箇所については、ボルト・ネジ接続又はより簡便な接続とし、一般的な工具を用いてケーブルを確実に接続できる設計とする。</p> <p>所内常設直流電源設備は、想定される重大事故等時において、通常時の系統構成として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用する設計とする。</p> <p>可搬型代替直流電源設備は、想定される重大事故等時において、通常時の系統構成から遮断器操作等により速やかに切り替えられる設計とする。</p> <p>可搬型整流器は、屋外に保管及び設置し、車両及び人力により運搬ができるとともに、設置場所にて固縛が可能な設計とする。また、ケーブル接続は、一般的な工具を用いてボルト・ネジ接続を用いることで、容易かつ確実に接続可能な設計とする。</p> <p>可搬型整流器は、付属の操作スイッチ等により、設置場所での操作が可能な設計とする。</p> <p>緊急用125V系蓄電池は、想定される重大事故等時において、通常時の系統構成として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用する設計とする。</p> <p>代替所内電気設備は、想定される重大事故等時において、通常時の系統構成から遮断器操作等により速やかに切り替えられる設計とする。</p> <p>緊急用メタルクラッド開閉装置、緊急用パワーセンタ、緊急用モータコントロールセンタ、緊急用電源切替盤及び緊急用直流125V主母線盤は、付属の操作スイッチ等により、設置場所等での操作が可能な設計とする。</p> <p>燃料給油設備は、想定される重大事故等時において、通常時の系統構成から弁操作等により速やかに切り替えられる設計とする。</p> <p>軽油貯蔵タンクは、系統構成に必要な弁を、中央制御室での遠隔操作が可能な設計とする。</p> <p>タンクローリは、付属の操作スイッチにより、設置場</p>	<p>ルートを通行してアクセスできる設計とするとともに、設置場所にて輪留めによる固定等が可能な設計とする。</p> <p>可搬型代替低圧電源車を接続する接続箇所については、ボルト・ネジ接続又はより簡便な接続とし、一般的な工具を用いてケーブルを確実に接続できる設計とする。</p> <p>所内常設直流電源設備は、想定される重大事故等時において、通常時の系統構成として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用する設計とする。</p> <p>可搬型代替直流電源設備は、想定される重大事故等時において、通常時の系統構成から遮断器操作等により速やかに切り替えられる設計とする。</p> <p>可搬型整流器は、屋外に保管及び設置し、車両及び人力により運搬ができるとともに、設置場所にて固縛が可能な設計とする。また、ケーブル接続は、一般的な工具を用いてボルト・ネジ接続を用いることで、容易かつ確実に接続可能な設計とする。</p> <p>可搬型整流器は、付属の操作スイッチ等により、設置場所での操作が可能な設計とする。</p> <p>緊急用125V系蓄電池は、想定される重大事故等時において、通常時の系統構成として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用する設計とする。</p> <p>代替所内電気設備は、想定される重大事故等時において、通常時の系統構成から遮断器操作等により速やかに切り替えられる設計とする。</p> <p>緊急用メタルクラッド開閉装置、緊急用パワーセンタ、緊急用モータコントロールセンタ、緊急用電源切替盤及び緊急用125V主母線盤は、付属の操作スイッチ等により、設置場所等での操作が可能な設計とする。</p> <p>燃料給油設備は、想定される重大事故等時において、通常時の系統構成から弁操作等により速やかに切り替えられる設計とする。</p> <p>軽油貯蔵タンクは、系統構成に必要な弁を、中央制御室での遠隔操作が可能な設計とする。</p> <p>タンクローリは、付属の操作スイッチにより、設置場</p>	

東海第二発電所 基本設計比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 第四回補正申請（平成30年6月27日）	6/21 補正箇所の取扱い
<p>所での操作が可能な設計とし、系統構成に必要な弁は設置場所での手動操作が可能な設計とする。</p> <p>タンクローリは、車両として屋外のアクセスルートを通行してアクセス可能な設計とするとともに、設置場所にて輪留めによる固定等が可能な設計とする。</p> <p>タンクローリを接続する接続口については、簡便な接続規格を用いた専用の接続方式とし、可搬型設備用軽油タンク及び重大事故等対処設備に確実に接続することができる設計とする。</p> <p>10.2.3 主要設備及び仕様 代替電源設備の主要機器仕様を第10.2-1表に示す。</p> <p>10.2.4 試験検査 基本方針については、「1.1.7.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>常設代替高压電源装置は、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能及び外観の確認が可能な設計とするとともに、分解が可能な設計とする。</p> <p>常設代替高压電源装置燃料移送ポンプは、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。</p> <p>また、常設代替高压電源装置燃料移送ポンプは、発電用原子炉の運転中又は停止中に分解及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>可搬型代替低压電源車は、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能の確認が可能な設計とするとともに、分解又は取替えが可能な設計とする。また、可搬型代替低压電源車は、車両として運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>125V系蓄電池A系・B系は、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>可搬型整流器は、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>緊急用メタルクラッド開閉装置、緊急用パワーセンタ、</p>	<p>所での操作が可能な設計とし、系統構成に必要な弁は設置場所での手動操作が可能な設計とする。</p> <p>タンクローリは、車両として屋外のアクセスルートを通行してアクセス可能な設計とするとともに、設置場所にて輪留めによる固定等が可能な設計とする。</p> <p>タンクローリを接続する接続口については、簡便な接続規格を用いた専用の接続方式とし、可搬型設備用軽油タンク及び重大事故等対処設備に確実に接続することができる設計とする。</p> <p>10.2.3 主要設備及び仕様 代替電源設備の主要機器仕様を第10.2-1表に示す。</p> <p>10.2.4 試験検査 基本方針については、「1.1.7.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>常設代替高压電源装置は、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能及び外観の確認が可能な設計とするとともに、分解が可能な設計とする。</p> <p>常設代替高压電源装置燃料移送ポンプは、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。</p> <p>また、常設代替高压電源装置燃料移送ポンプは、発電用原子炉の運転中又は停止中に分解及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>可搬型代替低压電源車は、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能の確認が可能な設計とするとともに、分解又は取替えが可能な設計とする。また、可搬型代替低压電源車は、車両として運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>125V系蓄電池A系・B系は、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>可搬型整流器は、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>緊急用メタルクラッド開閉装置、緊急用パワーセンタ、</p>	<p>所での操作が可能な設計とし、系統構成に必要な弁は設置場所での手動操作が可能な設計とする。</p> <p>タンクローリは、車両として屋外のアクセスルートを通行してアクセス可能な設計とするとともに、設置場所にて輪留めによる固定等が可能な設計とする。</p> <p>タンクローリを接続する接続口については、簡便な接続規格を用いた専用の接続方式とし、可搬型設備用軽油タンク及び重大事故等対処設備に確実に接続することができる設計とする。</p> <p>10.2.3 主要設備及び仕様 代替電源設備の主要機器仕様を第10.2-1表に示す。</p> <p>10.2.4 試験検査 基本方針については、「1.1.7.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>常設代替高压電源装置は、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能及び外観の確認が可能な設計とするとともに、分解が可能な設計とする。</p> <p>常設代替高压電源装置燃料移送ポンプは、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。</p> <p>また、常設代替高压電源装置燃料移送ポンプは、発電用原子炉の運転中又は停止中に分解及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>可搬型代替低压電源車は、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能の確認が可能な設計とするとともに、分解又は取替えが可能な設計とする。また、可搬型代替低压電源車は、車両として運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>125V系蓄電池A系・B系は、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>可搬型整流器は、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>緊急用メタルクラッド開閉装置、緊急用パワーセンタ、</p>	

東海第二発電所 基本設計比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 第四回補正申請（平成30年6月27日）	6/21 補正箇所の取扱い
<p>緊急用モータコントロールセンタ、緊急用電源切替盤及び緊急用直流125V主母線盤は、発電用原子炉の停止中に機能・性能の確認が可能な設計とする。また、発電用原子炉の運転中又は停止中に外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>軽油貯蔵タンクは、発電用原子炉の運転中又は停止中に漏えいの有無の確認が可能な設計とする。また、発電用原子炉の停止中に内部の確認が可能な設計とする。</p> <p>可搬型設備用軽油タンクは、発電用原子炉の運転中又は停止中に漏えいの有無の確認及び内部の確認が可能な設計とする。</p> <p>タンクローリは、発電用原子炉の運転中又は停止中に外観検査及び機能試験、漏えいの有無の確認が可能な設計とするとともに、分解又は取替えが可能な設計とする。また、タンクローリは、車両として運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>第10.2-1表 代替電源設備の主要機器仕様</p> <p>(1) 常設代替交流電源設備 a. 常設代替高圧電源装置 ディーゼル機関 台数 5（予備1） 使用燃料 軽油 出力 約1,540kW（1台当たり） 発電機 台数 5（予備1） 種類 三相同期発電機 容量 約1,725kVA（1台当たり） 力率 0.8 電圧 6,600V 周波数 50Hz</p> <p>(2) 可搬型代替交流電源設備 a. 可搬型代替低圧電源車 ディーゼル機関</p>	<p>緊急用モータコントロールセンタ、緊急用電源切替盤及び緊急用直流125V主母線盤は、発電用原子炉の停止中に機能・性能の確認が可能な設計とする。また、発電用原子炉の運転中又は停止中に外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>軽油貯蔵タンクは、発電用原子炉の運転中又は停止中に漏えいの有無の確認が可能な設計とする。また、発電用原子炉の停止中に内部の確認が可能な設計とする。</p> <p>可搬型設備用軽油タンクは、発電用原子炉の運転中又は停止中に漏えいの有無の確認及び内部の確認が可能な設計とする。</p> <p>タンクローリは、発電用原子炉の運転中又は停止中に外観検査及び機能試験、漏えいの有無の確認が可能な設計とするとともに、分解又は取替えが可能な設計とする。また、タンクローリは、車両として運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>第10.2-1表 代替電源設備の主要機器仕様</p> <p>(1) 常設代替交流電源設備 a. 常設代替高圧電源装置 ディーゼル機関 台数 5（予備1） 使用燃料 軽油 出力 約1,540kW/台 発電機 台数 5（予備1） 種類 三相同期発電機 容量 約1,725kVA/台 力率 0.8 電圧 6,600V 周波数 50Hz</p> <p>(2) 可搬型代替交流電源設備 a. 可搬型代替低圧電源車 ディーゼル機関</p>	<p>緊急用モータコントロールセンタ、緊急用電源切替盤及び緊急用直流125V主母線盤は、発電用原子炉の停止中に機能・性能の確認が可能な設計とする。また、発電用原子炉の運転中又は停止中に外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>軽油貯蔵タンクは、発電用原子炉の運転中又は停止中に漏えいの有無の確認が可能な設計とする。また、発電用原子炉の停止中に内部の確認が可能な設計とする。</p> <p>可搬型設備用軽油タンクは、発電用原子炉の運転中又は停止中に漏えいの有無の確認及び内部の確認が可能な設計とする。</p> <p>タンクローリは、発電用原子炉の運転中又は停止中に外観検査及び機能試験、漏えいの有無の確認が可能な設計とするとともに、分解又は取替えが可能な設計とする。また、タンクローリは、車両として運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>第10.2-1表 代替電源設備の主要機器仕様</p> <p>(1) 常設代替交流電源設備 a. 常設代替高圧電源装置 ディーゼル機関 台数 5（予備1） 使用燃料 軽油 出力 約1,540kW/台 発電機 台数 5（予備1） 種類 三相同期発電機 容量 約1,725kVA/台 力率 0.8 電圧 6,600V 周波数 50Hz</p> <p>(2) 可搬型代替交流電源設備 a. 可搬型代替低圧電源車 ディーゼル機関</p>	<p>・①変更なし：記載の適正化</p> <p>・①変更なし：記載の適正化</p>

東海第二発電所 基本設計比較表 【対象項目：第57条】

<分類種別>
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 第四回補正申請（平成30年6月27日）	6/21 補正箇所の取扱い																																																																																																												
<table border="0"> <tr> <td>台数</td> <td>4（予備1）※1</td> </tr> <tr> <td>使用燃料</td> <td>軽油</td> </tr> <tr> <td>発電機</td> <td></td> </tr> <tr> <td>台数</td> <td>4（予備1）※1</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td>三相同期発電機</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>約500kVA（1台当たり）</td> </tr> <tr> <td>力率</td> <td>0.8</td> </tr> <tr> <td>電圧</td> <td>440V</td> </tr> <tr> <td>周波数</td> <td>50Hz</td> </tr> </table> <p>※1 必要台数は、2台2セット（予備1台）</p> <p>(3) 所内常設直流電源設備 a. 125V系蓄電池A系・B系 第10.1-4表 直流電源設備の設備仕様に記載する。</p> <table border="0"> <tr> <td>組数</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>電圧</td> <td>125V</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>約6,000Ah（1組当たり）</td> </tr> </table> <p>(4) 常設代替直流電源設備 a. 緊急用125V系蓄電池</p> <table border="0"> <tr> <td>組数</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>電圧</td> <td>125V</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>約6,000Ah</td> </tr> </table> <p>(5) 可搬型代替直流電源設備 a. 可搬型代替低圧電源車 第10.2-1表 代替電源設備の主要機器仕様「(2) a. 可搬型代替低圧電源車」に記載する。</p> <p>b. 可搬型整流器</p> <table border="0"> <tr> <td>台数</td> <td>8（予備1）※2</td> </tr> <tr> <td>電圧</td> <td>0～150V</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>約100A（1台当たり）</td> </tr> </table> <p>※2 必要台数は、4台2セット（予備1台）</p>	台数	4（予備1）※1	使用燃料	軽油	発電機		台数	4（予備1）※1	種類	三相同期発電機	容量	約500kVA（1台当たり）	力率	0.8	電圧	440V	周波数	50Hz	組数	2	電圧	125V	容量	約6,000Ah（1組当たり）	組数	1	電圧	125V	容量	約6,000Ah	台数	8（予備1）※2	電圧	0～150V	容量	約100A（1台当たり）	<table border="0"> <tr> <td>台数</td> <td>4（予備1）※1</td> </tr> <tr> <td>使用燃料</td> <td>軽油</td> </tr> <tr> <td>発電機</td> <td></td> </tr> <tr> <td>台数</td> <td>4（予備1）※1</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td>三相同期発電機</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>約500kVA/台</td> </tr> <tr> <td>力率</td> <td>0.8</td> </tr> <tr> <td>電圧</td> <td>440V</td> </tr> <tr> <td>周波数</td> <td>50Hz</td> </tr> </table> <p>※1 必要台数は、2台2セット（予備1台）</p> <p>(3) 所内常設直流電源設備 a. 125V系蓄電池A系・B系 第10.1-4表 直流電源設備の設備仕様に記載する。</p> <table border="0"> <tr> <td>組数</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>電圧</td> <td>125V</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>約6,000Ah/組</td> </tr> </table> <p>(4) 常設代替直流電源設備 a. 緊急用125V系蓄電池</p> <table border="0"> <tr> <td>組数</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>電圧</td> <td>125V</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>約6,000Ah/台</td> </tr> </table> <p>(5) 可搬型代替直流電源設備 a. 可搬型代替低圧電源車 第10.2-1表 代替電源設備の主要機器仕様「(2) a. 可搬型代替低圧電源車」に記載する。</p> <p>b. 可搬型整流器</p> <table border="0"> <tr> <td>台数</td> <td>8（予備1）※2</td> </tr> <tr> <td>電圧</td> <td>0～150V</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>約100A/台</td> </tr> </table> <p>※2 必要台数は、4台2セット（予備1台）</p>	台数	4（予備1）※1	使用燃料	軽油	発電機		台数	4（予備1）※1	種類	三相同期発電機	容量	約500kVA/台	力率	0.8	電圧	440V	周波数	50Hz	組数	2	電圧	125V	容量	約6,000Ah/組	組数	1	電圧	125V	容量	約6,000Ah/台	台数	8（予備1）※2	電圧	0～150V	容量	約100A/台	<table border="0"> <tr> <td>台数</td> <td>4（予備1）※1</td> </tr> <tr> <td>使用燃料</td> <td>軽油</td> </tr> <tr> <td>発電機</td> <td></td> </tr> <tr> <td>台数</td> <td>4（予備1）※1</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td>三相同期発電機</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>約500kVA/台</td> </tr> <tr> <td>力率</td> <td>0.8</td> </tr> <tr> <td>電圧</td> <td>440V</td> </tr> <tr> <td>周波数</td> <td>50Hz</td> </tr> </table> <p>※1 必要台数は、2台2セット（予備1台）</p> <p>(3) 所内常設直流電源設備 a. 125V系蓄電池A系・B系 第10.1-4表 直流電源設備の設備仕様に記載する。</p> <table border="0"> <tr> <td>組数</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>電圧</td> <td>125V</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>約6,000Ah/組</td> </tr> </table> <p>(4) 常設代替直流電源設備 a. 緊急用125V系蓄電池</p> <table border="0"> <tr> <td>組数</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>電圧</td> <td>125V</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>約6,000Ah</td> </tr> </table> <p>(5) 可搬型代替直流電源設備 a. 可搬型代替低圧電源車 第10.2-1表 代替電源設備の主要機器仕様「(2) a. 可搬型代替低圧電源車」に記載する。</p> <p>b. 可搬型整流器</p> <table border="0"> <tr> <td>台数</td> <td>8（予備1）※2</td> </tr> <tr> <td>電圧</td> <td>0～150V</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>約100A/台</td> </tr> </table> <p>※2 必要台数は、4台2セット（予備1台）</p>	台数	4（予備1）※1	使用燃料	軽油	発電機		台数	4（予備1）※1	種類	三相同期発電機	容量	約500kVA/台	力率	0.8	電圧	440V	周波数	50Hz	組数	2	電圧	125V	容量	約6,000Ah/組	組数	1	電圧	125V	容量	約6,000Ah	台数	8（予備1）※2	電圧	0～150V	容量	約100A/台	<p>・①変更なし：記載の適正化</p> <p>・①変更なし：記載の適正化</p> <p>・②変更あり：記載の適正化</p> <p>・①変更なし：記載の適正化</p>
台数	4（予備1）※1																																																																																																														
使用燃料	軽油																																																																																																														
発電機																																																																																																															
台数	4（予備1）※1																																																																																																														
種類	三相同期発電機																																																																																																														
容量	約500kVA（1台当たり）																																																																																																														
力率	0.8																																																																																																														
電圧	440V																																																																																																														
周波数	50Hz																																																																																																														
組数	2																																																																																																														
電圧	125V																																																																																																														
容量	約6,000Ah（1組当たり）																																																																																																														
組数	1																																																																																																														
電圧	125V																																																																																																														
容量	約6,000Ah																																																																																																														
台数	8（予備1）※2																																																																																																														
電圧	0～150V																																																																																																														
容量	約100A（1台当たり）																																																																																																														
台数	4（予備1）※1																																																																																																														
使用燃料	軽油																																																																																																														
発電機																																																																																																															
台数	4（予備1）※1																																																																																																														
種類	三相同期発電機																																																																																																														
容量	約500kVA/台																																																																																																														
力率	0.8																																																																																																														
電圧	440V																																																																																																														
周波数	50Hz																																																																																																														
組数	2																																																																																																														
電圧	125V																																																																																																														
容量	約6,000Ah/組																																																																																																														
組数	1																																																																																																														
電圧	125V																																																																																																														
容量	約6,000Ah/台																																																																																																														
台数	8（予備1）※2																																																																																																														
電圧	0～150V																																																																																																														
容量	約100A/台																																																																																																														
台数	4（予備1）※1																																																																																																														
使用燃料	軽油																																																																																																														
発電機																																																																																																															
台数	4（予備1）※1																																																																																																														
種類	三相同期発電機																																																																																																														
容量	約500kVA/台																																																																																																														
力率	0.8																																																																																																														
電圧	440V																																																																																																														
周波数	50Hz																																																																																																														
組数	2																																																																																																														
電圧	125V																																																																																																														
容量	約6,000Ah/組																																																																																																														
組数	1																																																																																																														
電圧	125V																																																																																																														
容量	約6,000Ah																																																																																																														
台数	8（予備1）※2																																																																																																														
電圧	0～150V																																																																																																														
容量	約100A/台																																																																																																														

東海第二発電所 基本設計比較表 【対象項目：第57条】

<分類種別>
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）
 ③：変更あり（②以外の修正）

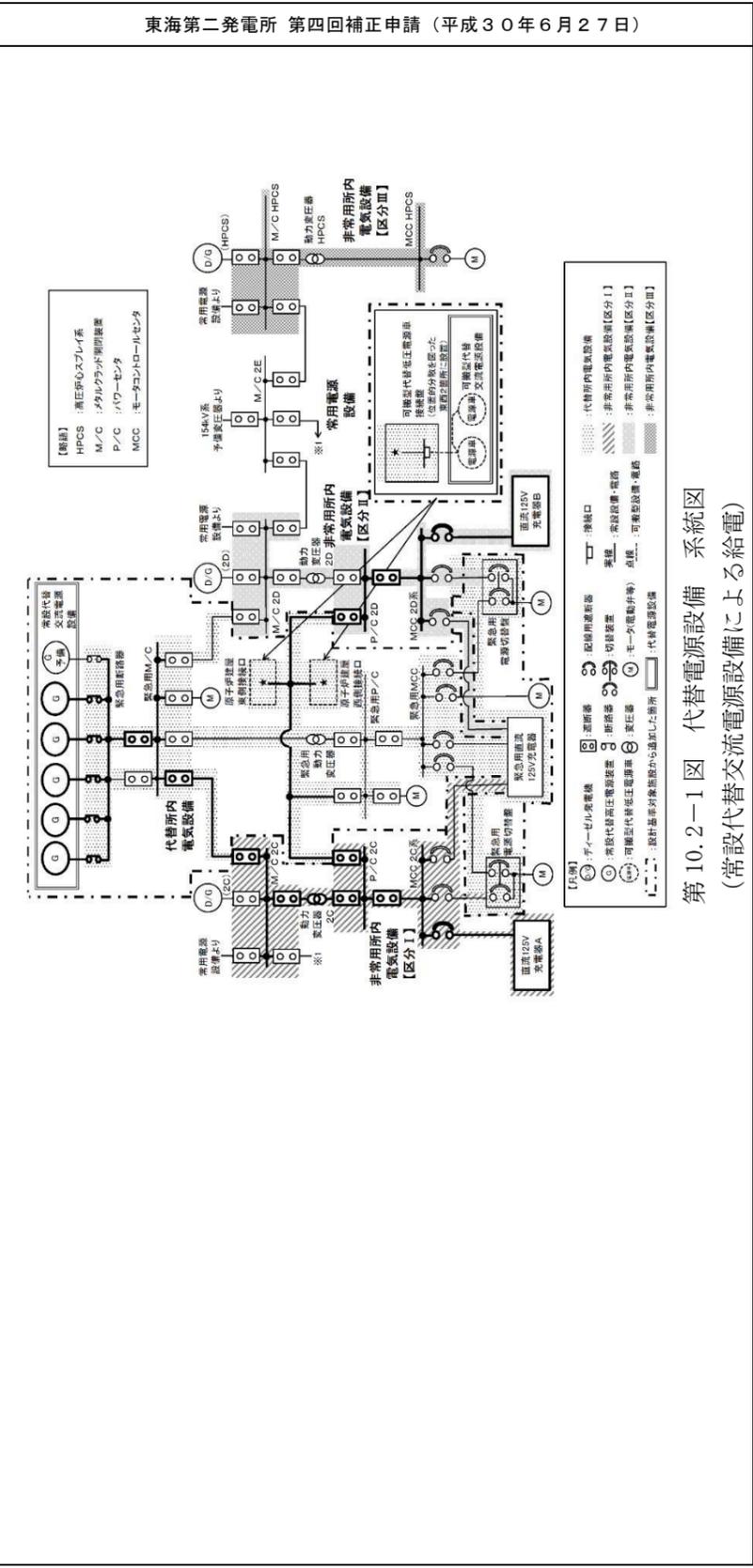
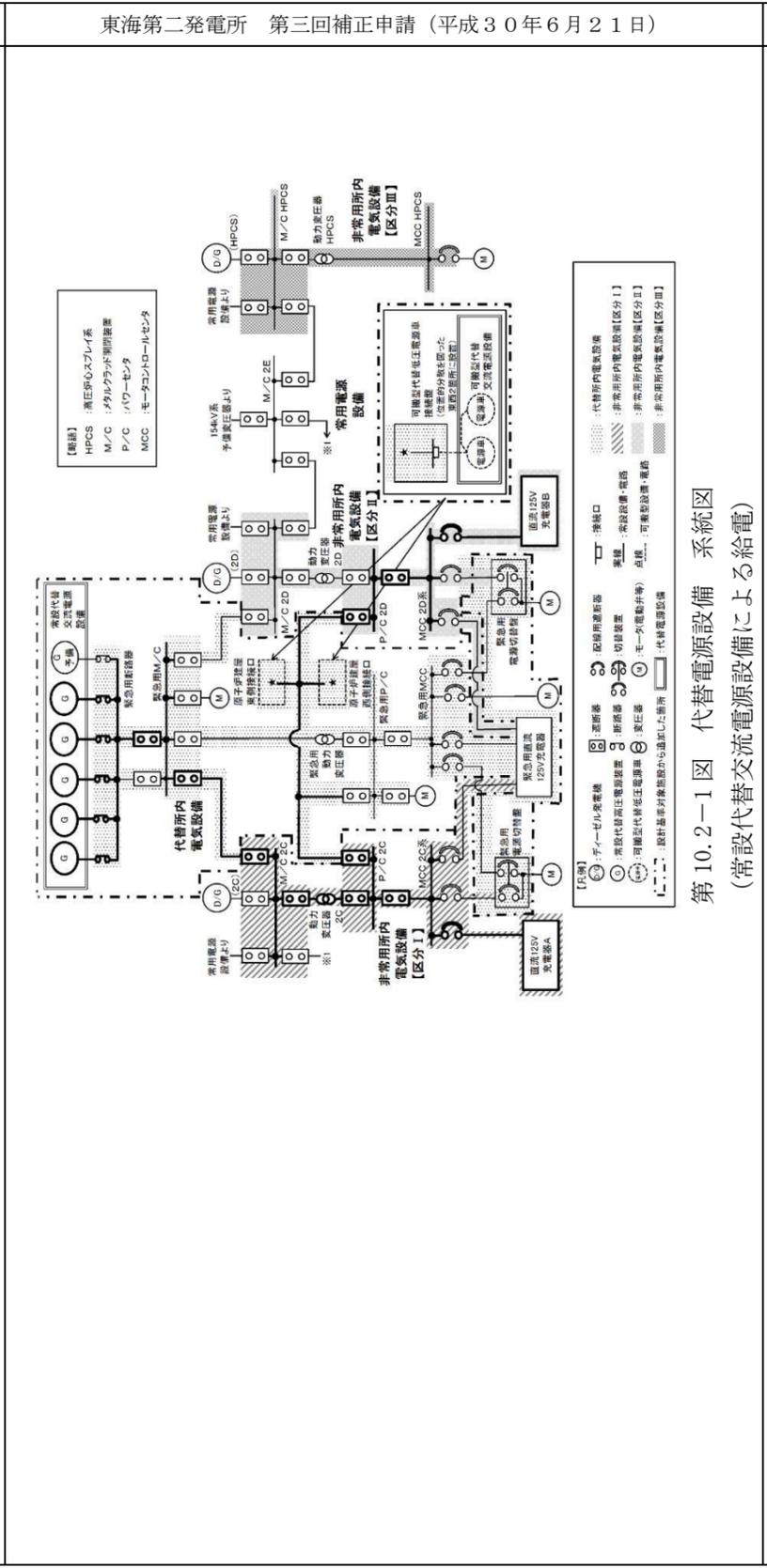
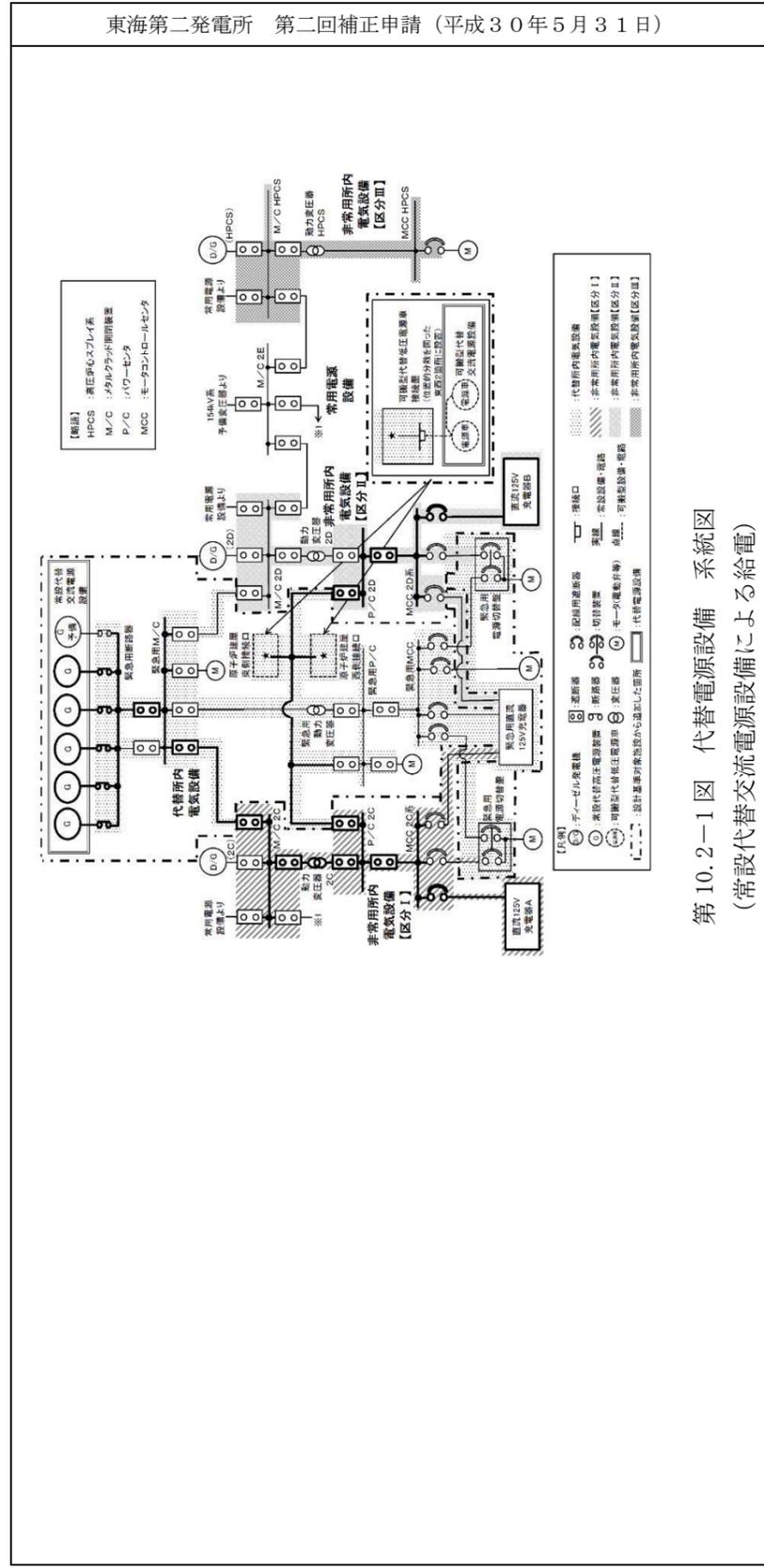
東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 第四回補正申請（平成30年6月27日）	6/21 補正箇所の取扱い
<p>(6) 代替所内電気設備</p> <p>a. 緊急用メタルクラッド開閉装置</p> <p>個数 1 定格電圧 7,200V</p> <p>b. 緊急用パワーセンタ</p> <p>個数 1 定格電圧 600V</p> <p>c. 緊急用モータコントロールセンタ</p> <p>個数 3 定格電圧 600V</p> <p>d. 緊急用電源切替盤</p> <p>個数 6 定格電圧 交流 600V 直流 125V</p> <p>e. 緊急用直流 125V 主母線盤</p> <p>個数 1 定格電圧 125V</p> <p>(7) 燃料給油設備</p> <p>a. 軽油貯蔵タンク</p> <p>第10.1-3表 非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）の設備仕様に記載する。</p> <p>基数 2 容量 約400kL (1基当たり)</p> <p>b. 常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプ</p> <p>型式 スクリュー型 台数 1 (予備1) 容量 約3.0m³/h(1台当たり) 吐出圧力 約0.3MPa [gage] 最高使用圧力 1.0MPa [gage]</p>	<p>(6) 代替所内電気設備</p> <p>a. 緊急用メタルクラッド開閉装置</p> <p>個数 1 定格電圧 7,200V</p> <p>b. 緊急用パワーセンタ</p> <p>個数 1 定格電圧 600V</p> <p>c. 緊急用モータコントロールセンタ</p> <p>個数 3 定格電圧 600V</p> <p>d. 緊急用電源切替盤</p> <p>個数 6 定格電圧 交流 600V 直流 125V</p> <p>e. 緊急用直流 125V 主母線盤</p> <p>個数 1 定格電圧 125V</p> <p>(7) 燃料給油設備</p> <p>a. 軽油貯蔵タンク</p> <p>第10.1-3表 非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）の設備仕様に記載する。</p> <p>基数 2 容量 約400kL/基</p> <p>b. 常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプ</p> <p>型式 スクリュー型 台数 1 (予備1) 容量 約3.0m³/h(1台当たり) 吐出圧力 約0.3MPa [gage] 最高使用圧力 1.0MPa [gage]</p>	<p>(6) 代替所内電気設備</p> <p>a. 緊急用メタルクラッド開閉装置</p> <p>個数 1 定格電圧 7,200V</p> <p>b. 緊急用パワーセンタ</p> <p>個数 1 定格電圧 600V</p> <p>c. 緊急用モータコントロールセンタ</p> <p>個数 3 定格電圧 600V</p> <p>d. 緊急用電源切替盤</p> <p>個数 6 定格電圧 交流 600V 直流 125V</p> <p>e. 緊急用直流 125V 主母線盤</p> <p>個数 1 定格電圧 125V</p> <p>(7) 燃料給油設備</p> <p>a. 軽油貯蔵タンク</p> <p>第10.1-3表 非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）の設備仕様に記載する。</p> <p>基数 2 容量 約400kL/基</p> <p>b. 常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプ</p> <p>型式 スクリュー型 台数 1 (予備1) 容量 約3.0m³/h 吐出圧力 約0.3MPa [gage] 最高使用圧力 1.0MPa [gage]</p>	<p>・①変更なし：記載の適正化</p> <p>・③変更あり：記載の適正化</p>

東海第二発電所 基本設計比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）
 ③：変更あり（②以外の修正）

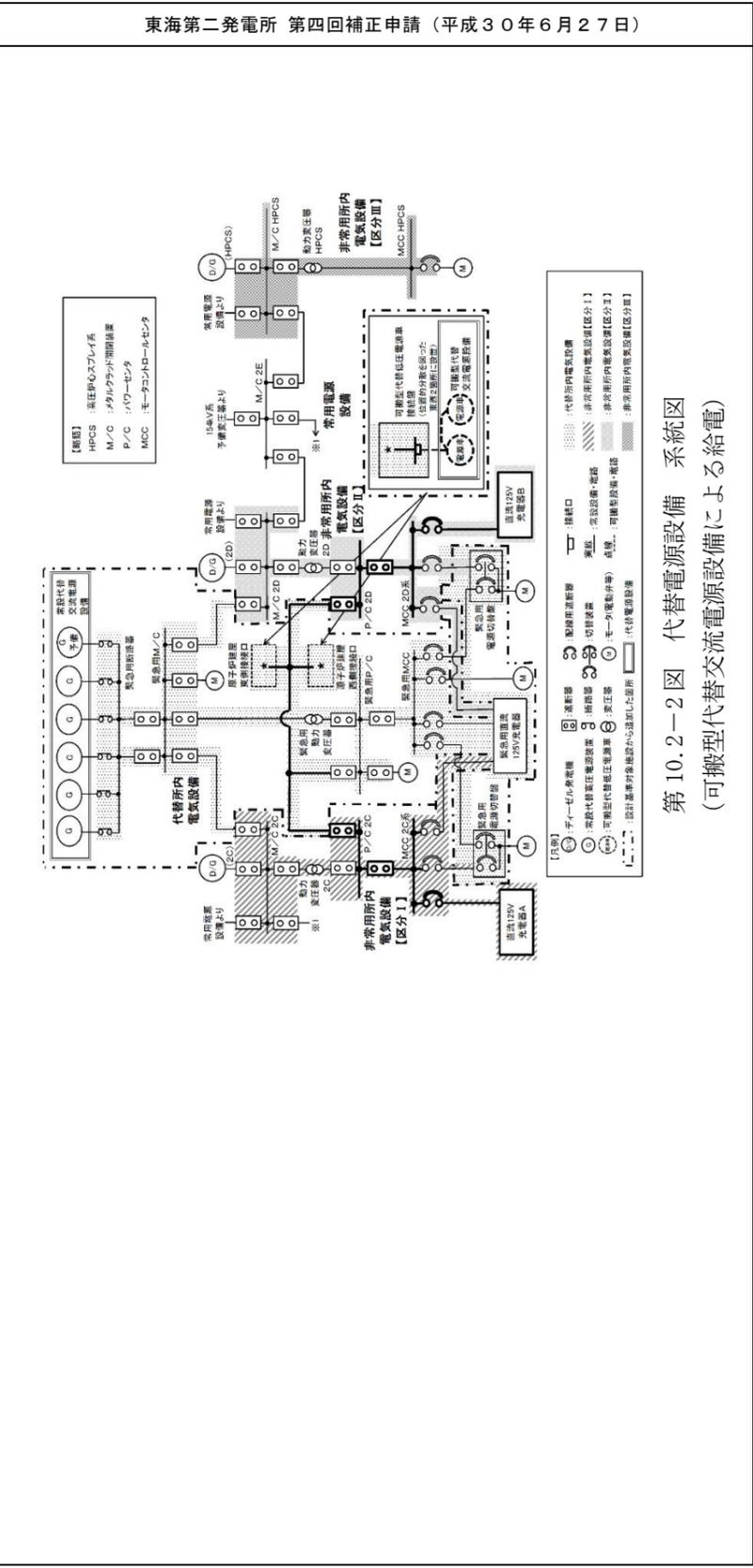
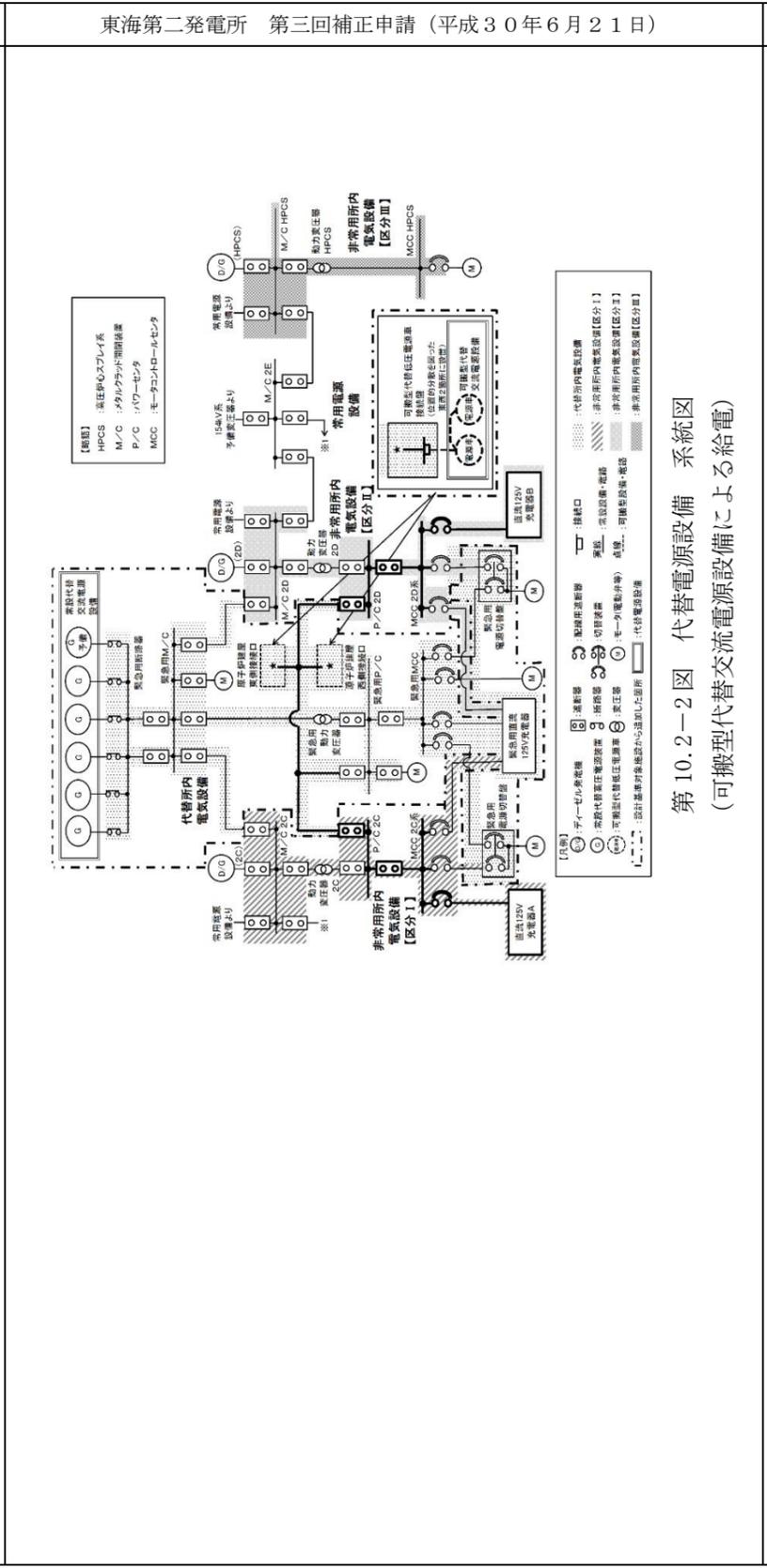
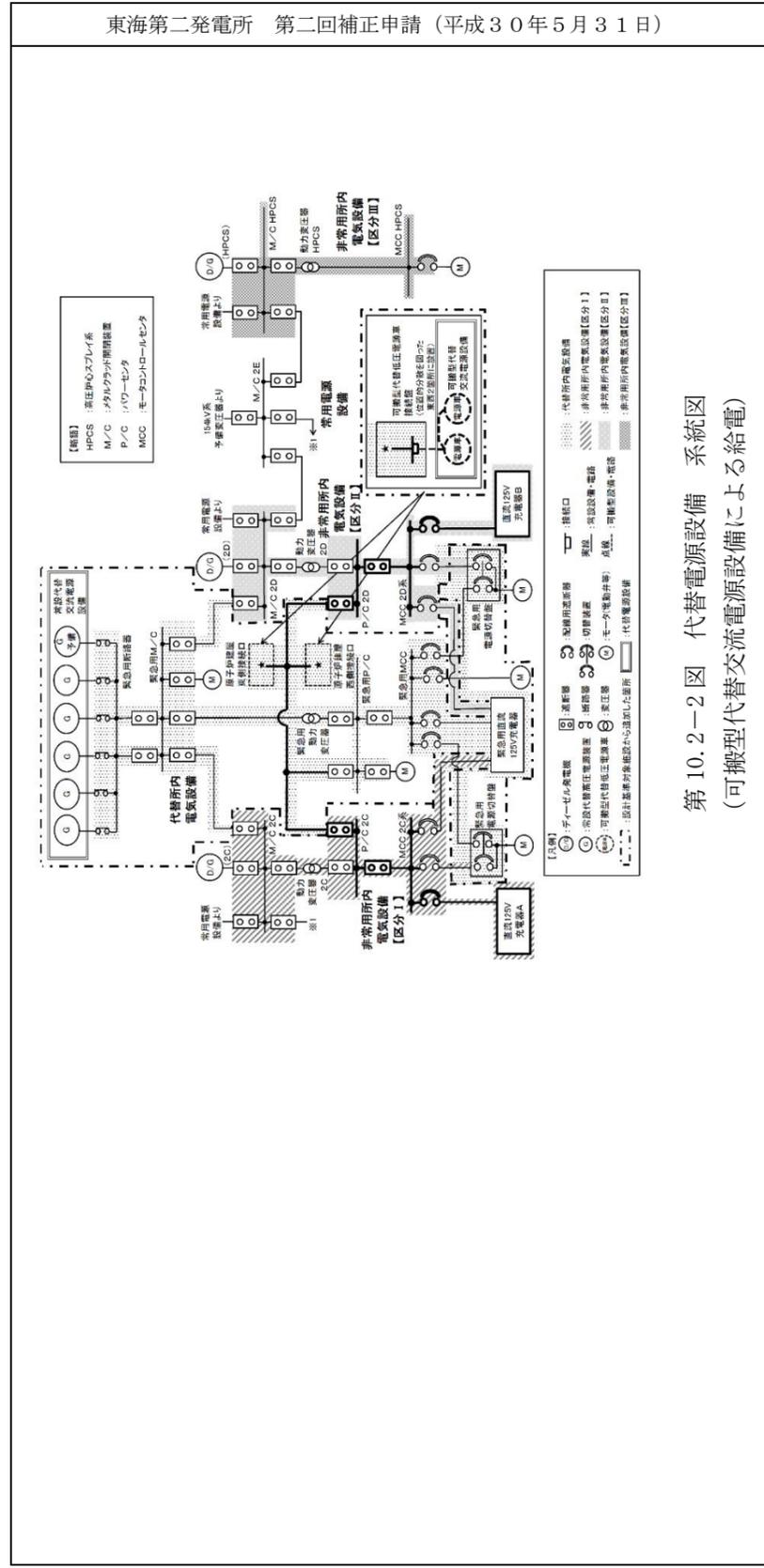
東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 第四回補正申請（平成30年6月27日）	6/21 補正箇所の取扱い
<p>最高使用温度 66℃</p> <p>c. 可搬型設備用軽油タンク</p> <p>基数 7（予備1）</p> <p>容量 約30kL（1基当たり）</p> <p>d. タンクローリ</p> <p>台数 2（予備3）※3</p> <p>容量 約4kL（1台当たり）</p> <p>※3 必要台数は，2台1セット（予備3台）</p>	<p>最高使用温度 66℃</p> <p>c. 可搬型設備用軽油タンク</p> <p>基数 7（予備1）</p> <p>容量 約30kL／基</p> <p>d. タンクローリ</p> <p>台数 2（予備3）※3</p> <p>容量 約4kL／台</p> <p>※3 必要台数は，2台1セット（予備3台）</p>	<p>最高使用温度 66℃</p> <p>c. 可搬型設備用軽油タンク</p> <p>基数 7（予備1）</p> <p>容量 約30kL／基</p> <p>d. タンクローリ</p> <p>台数 2（予備3）※3</p> <p>量 約4kL／台</p> <p>※3 必要台数は，2台1セット（予備3台）</p>	<p>・①変更なし：記載の適正化</p> <p>・①変更なし：記載の適正化</p>

<分類種別>
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）
 ③：変更あり（②以外の修正）



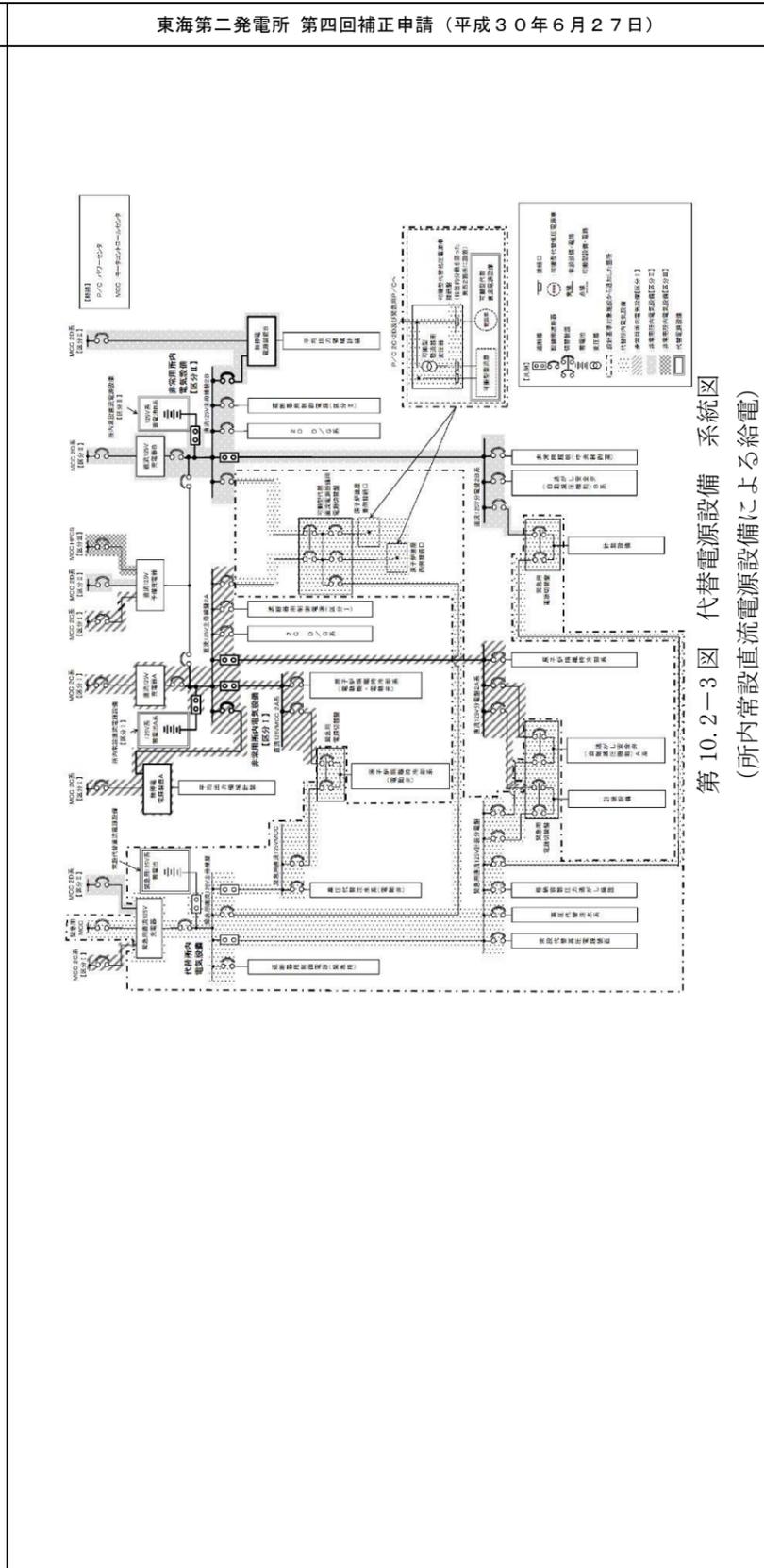
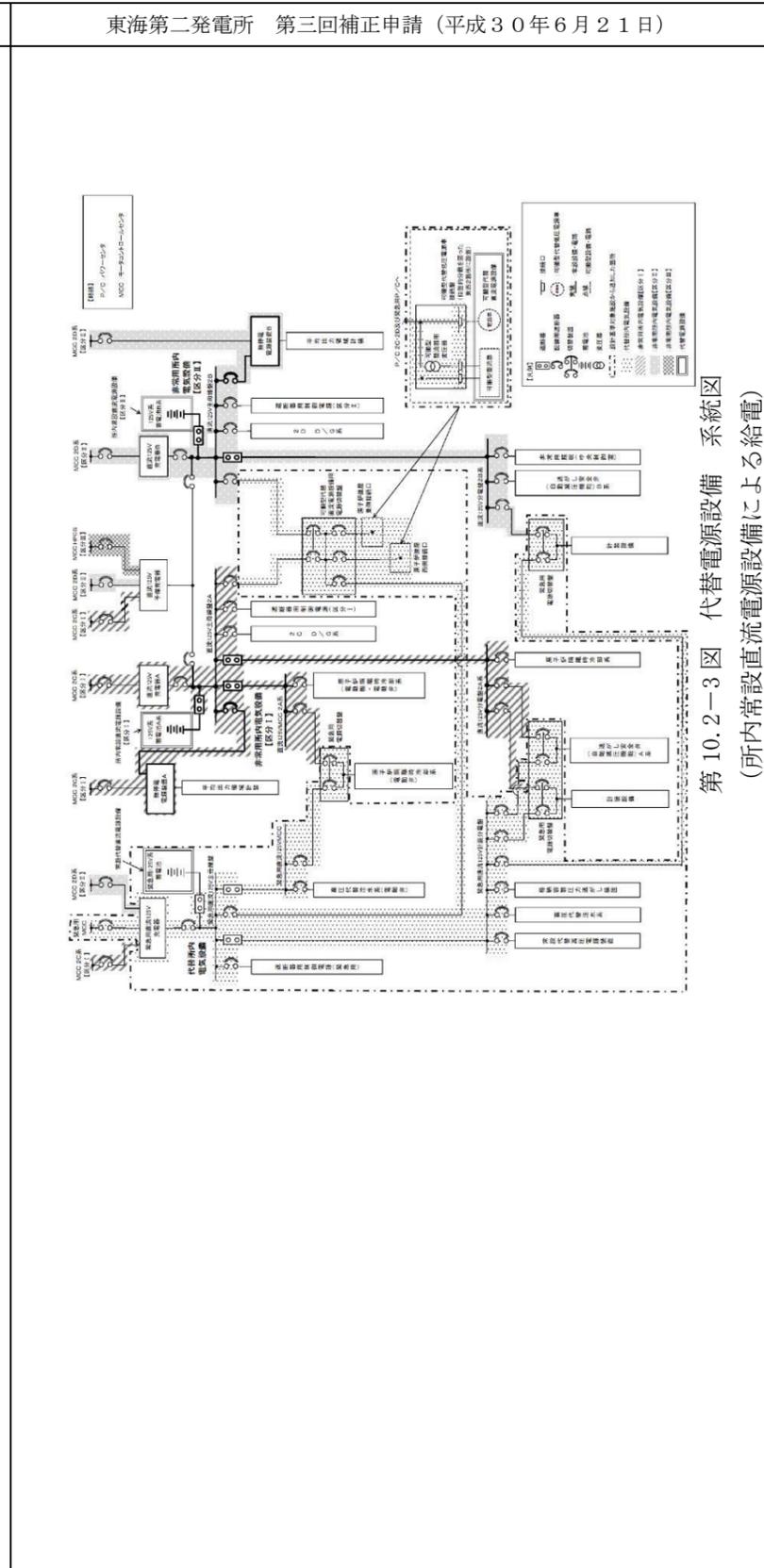
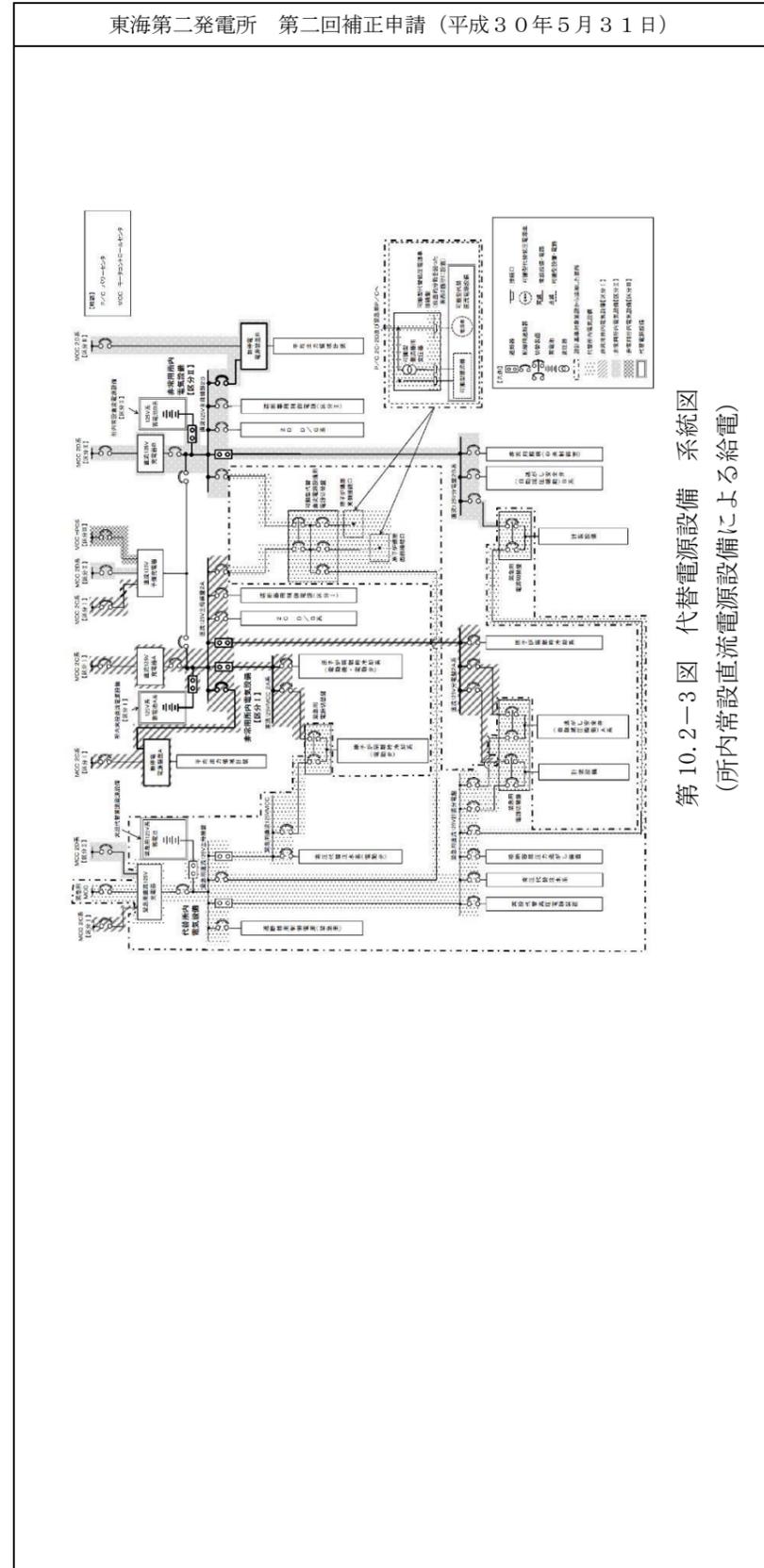
6/21 補正箇所の取扱い

<分類種別>
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）
 ③：変更あり（②以外の修正）



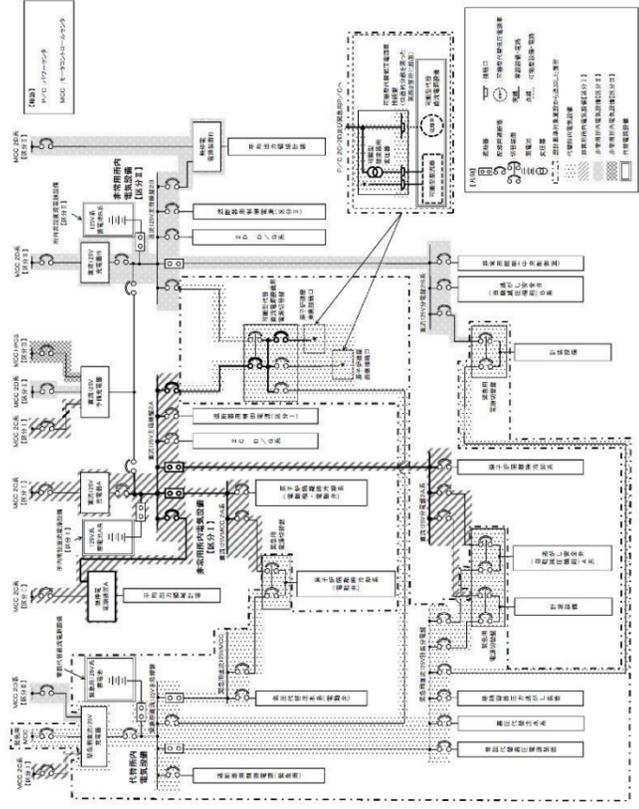
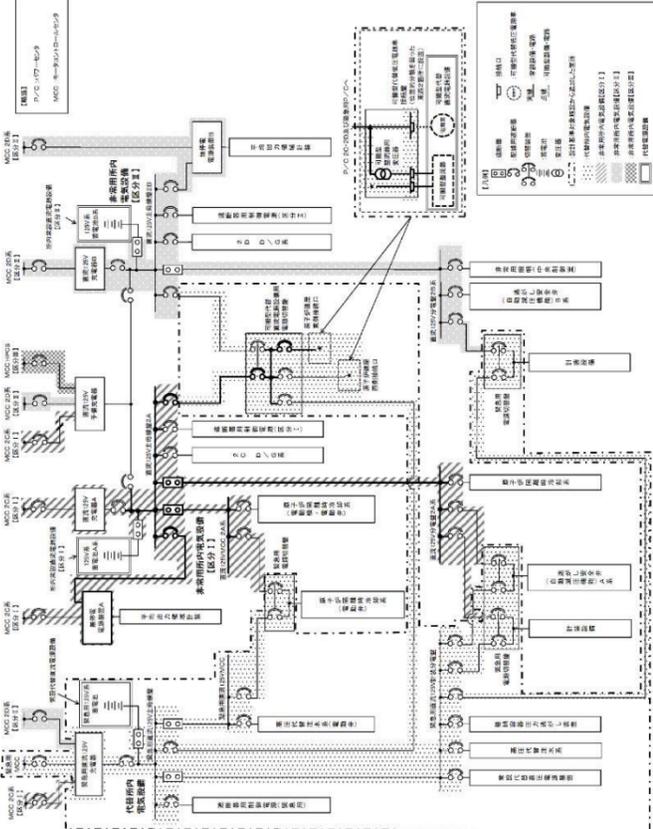
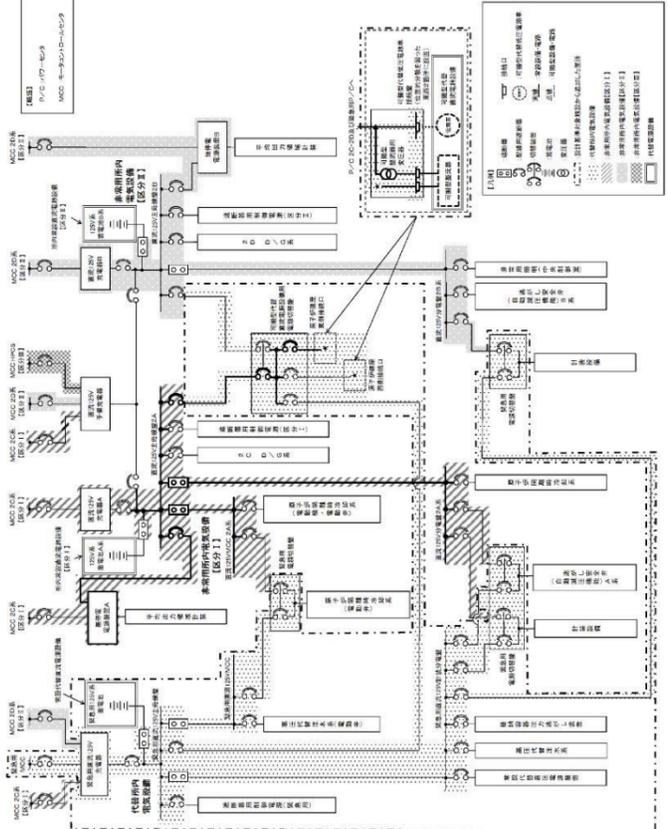
6/21 補正箇所の取扱い

<分類種別>
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）
 ③：変更あり（②以外の修正）



6/21 補正箇所の取扱い

<分類種別>
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 第四回補正申請（平成30年6月27日）	6/21 補正箇所の取扱い
 <p>第10.2-4図 代替電源設備 系統図 (可搬型代替直流電源設備による給電)</p>	 <p>第10.2-4図 代替電源設備 系統図 (可搬型代替直流電源設備による給電)</p>	 <p>第10.2-4図 代替電源設備 系統図 (可搬型代替直流電源設備による給電)</p>	<p>6/21 補正箇所の取扱い</p>

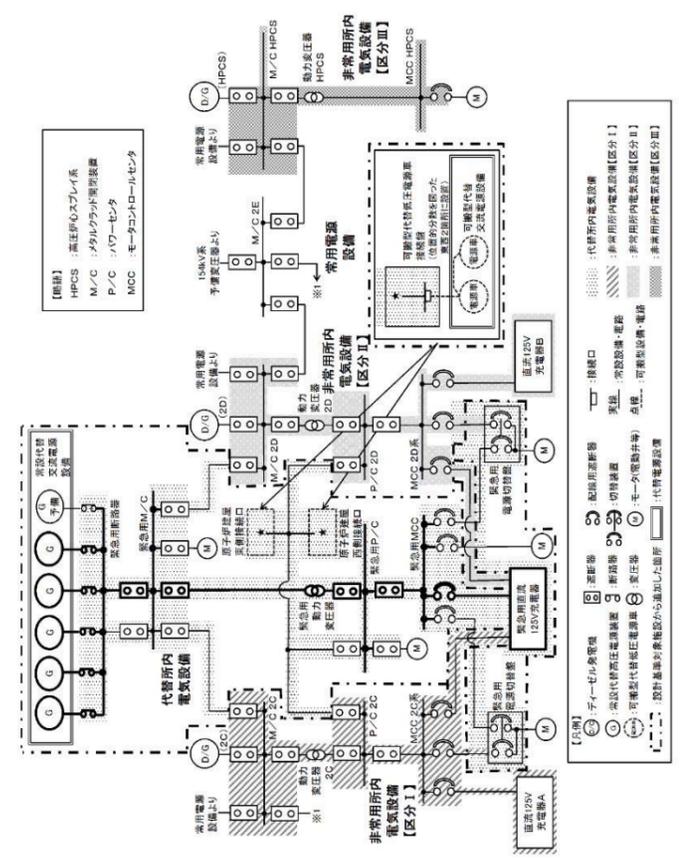
<分類種別>
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）

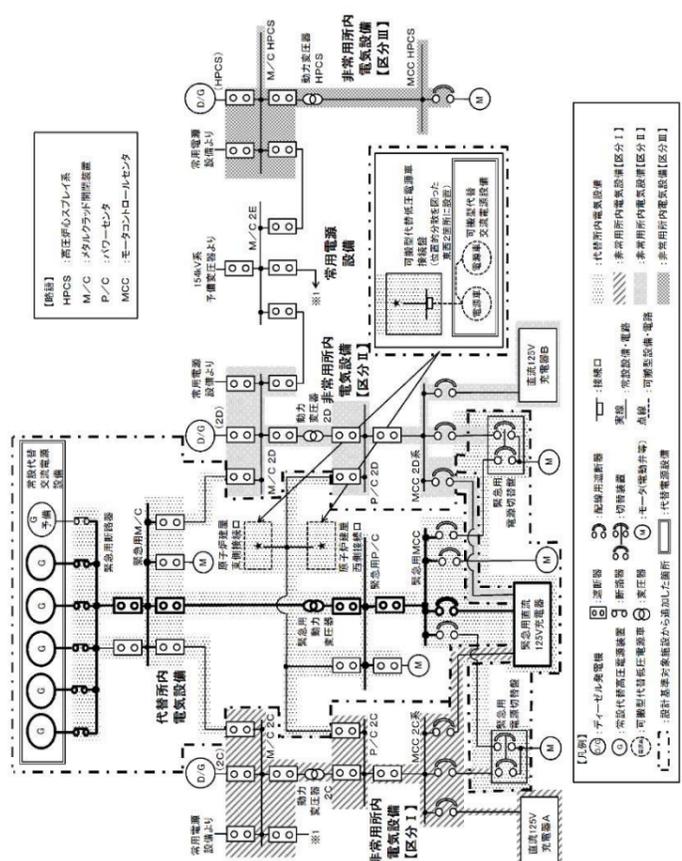
東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）

東海第二発電所 第四回補正申請（平成30年6月27日）

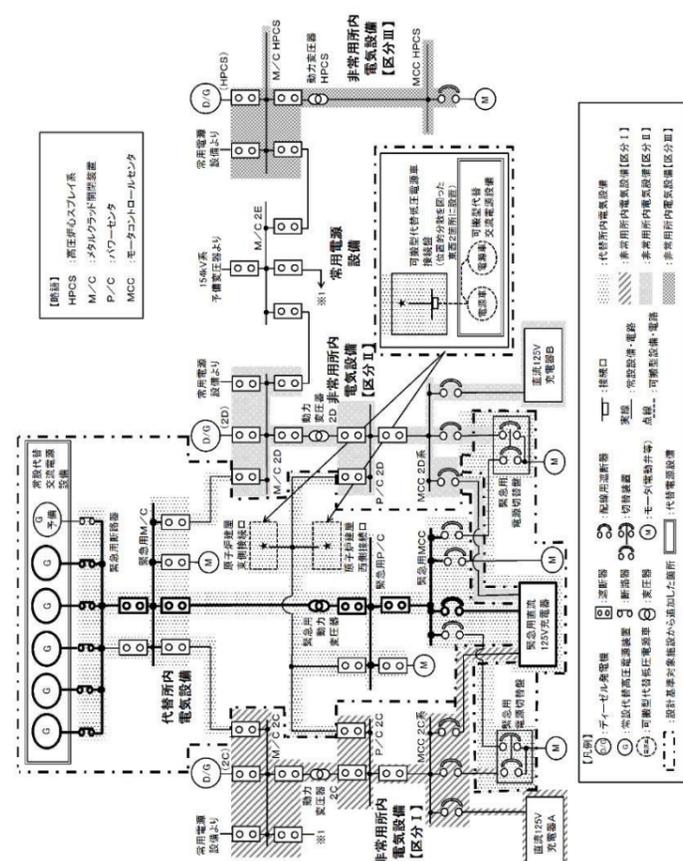
6/21 補正箇所の取扱い



第10.2-5 代替電源設備 系統図
 (常設代替交流電源設備による代替所内電気設備への給電)

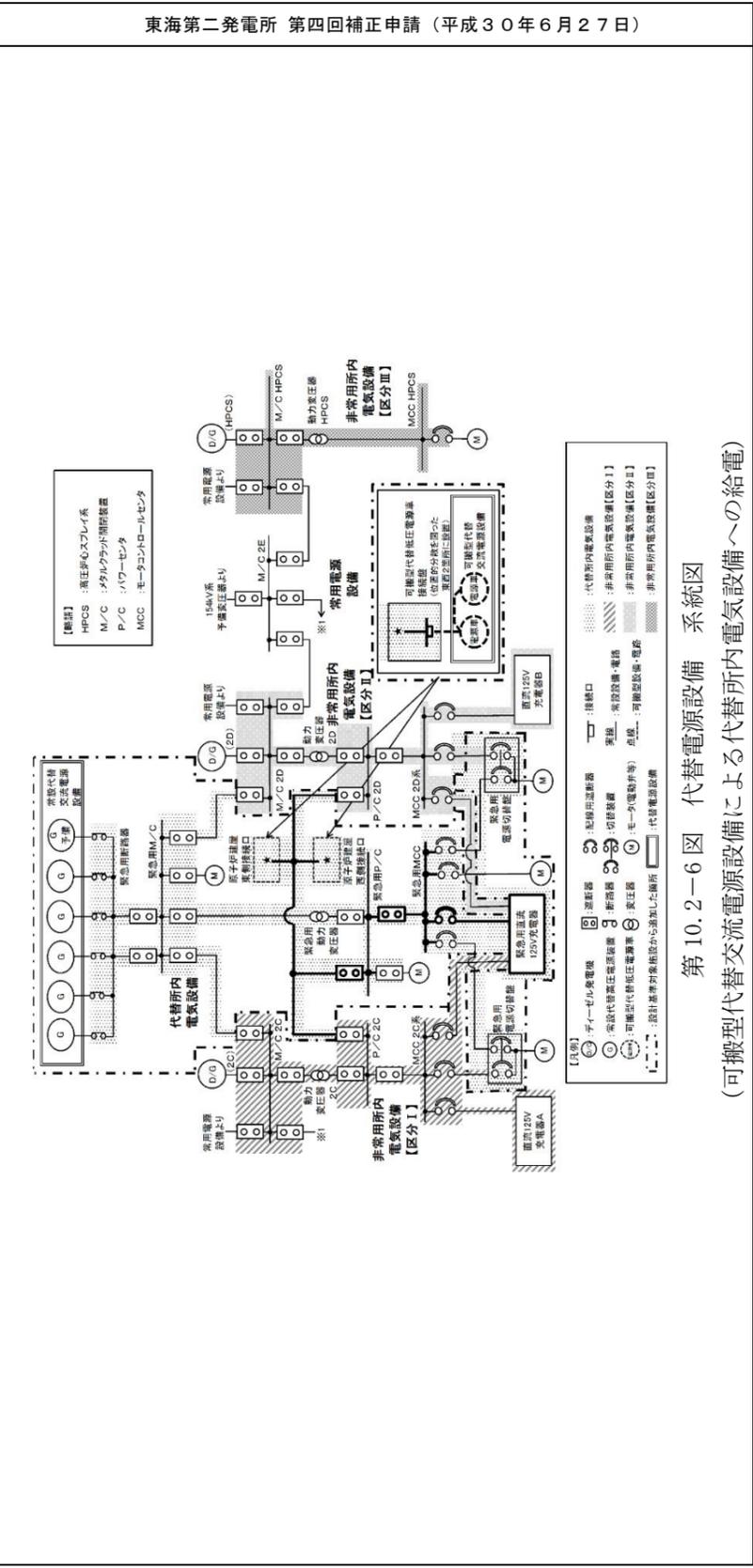
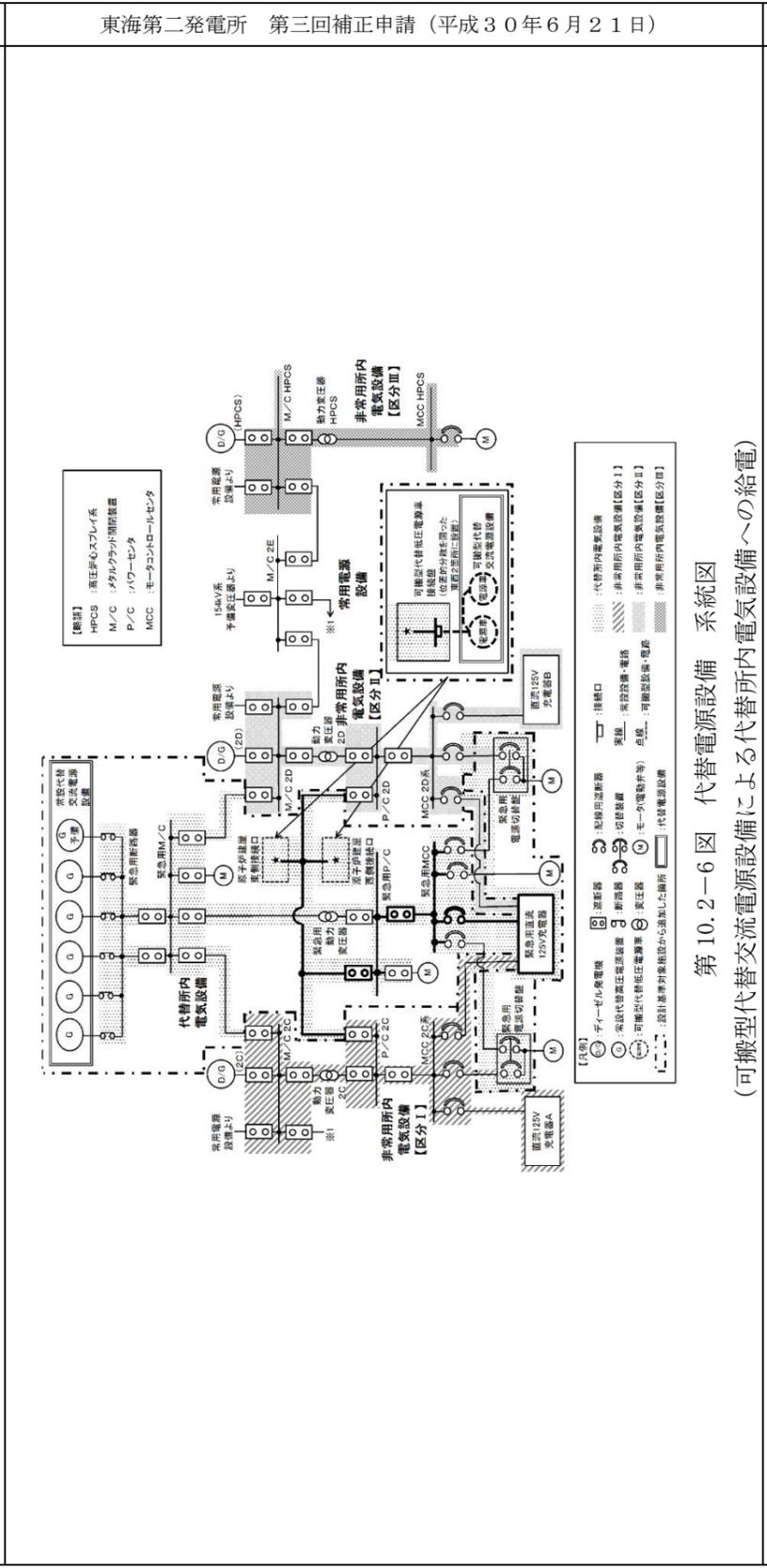
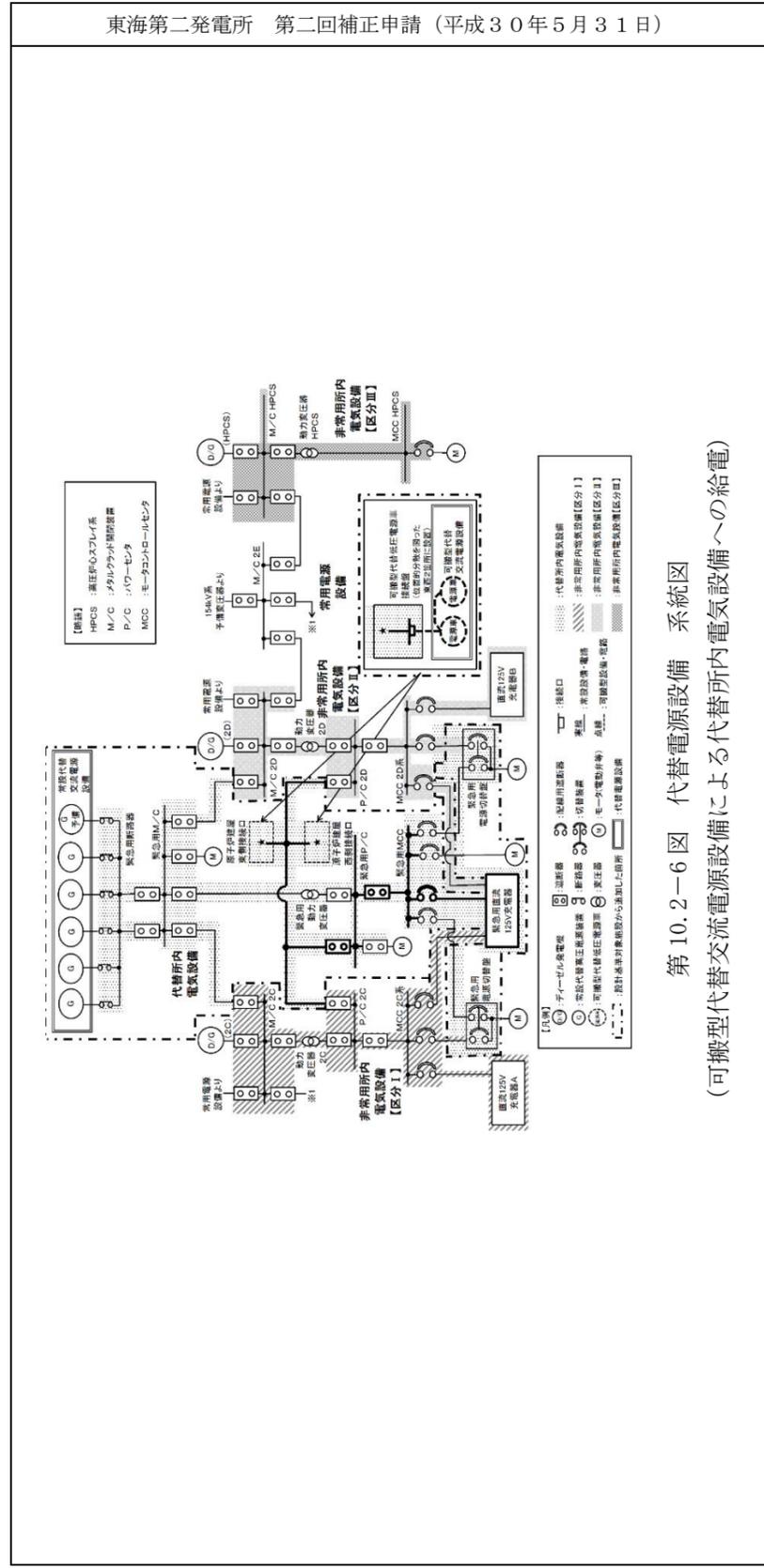


第10.2-5 代替電源設備 系統図
 (常設代替交流電源設備による代替所内電気設備への給電)



第10.2-5 代替電源設備 系統図
 (常設代替交流電源設備による代替所内電気設備への給電)

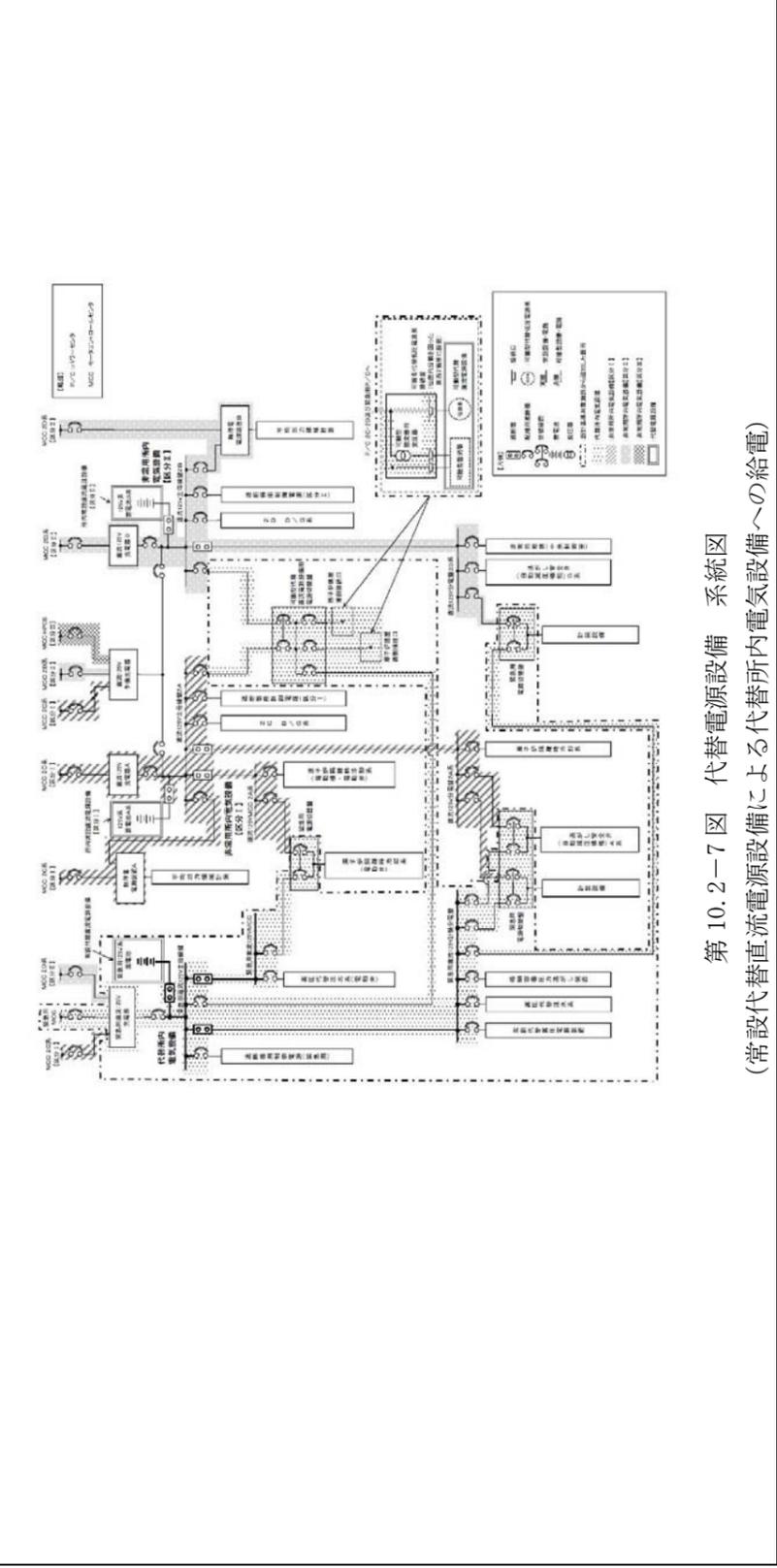
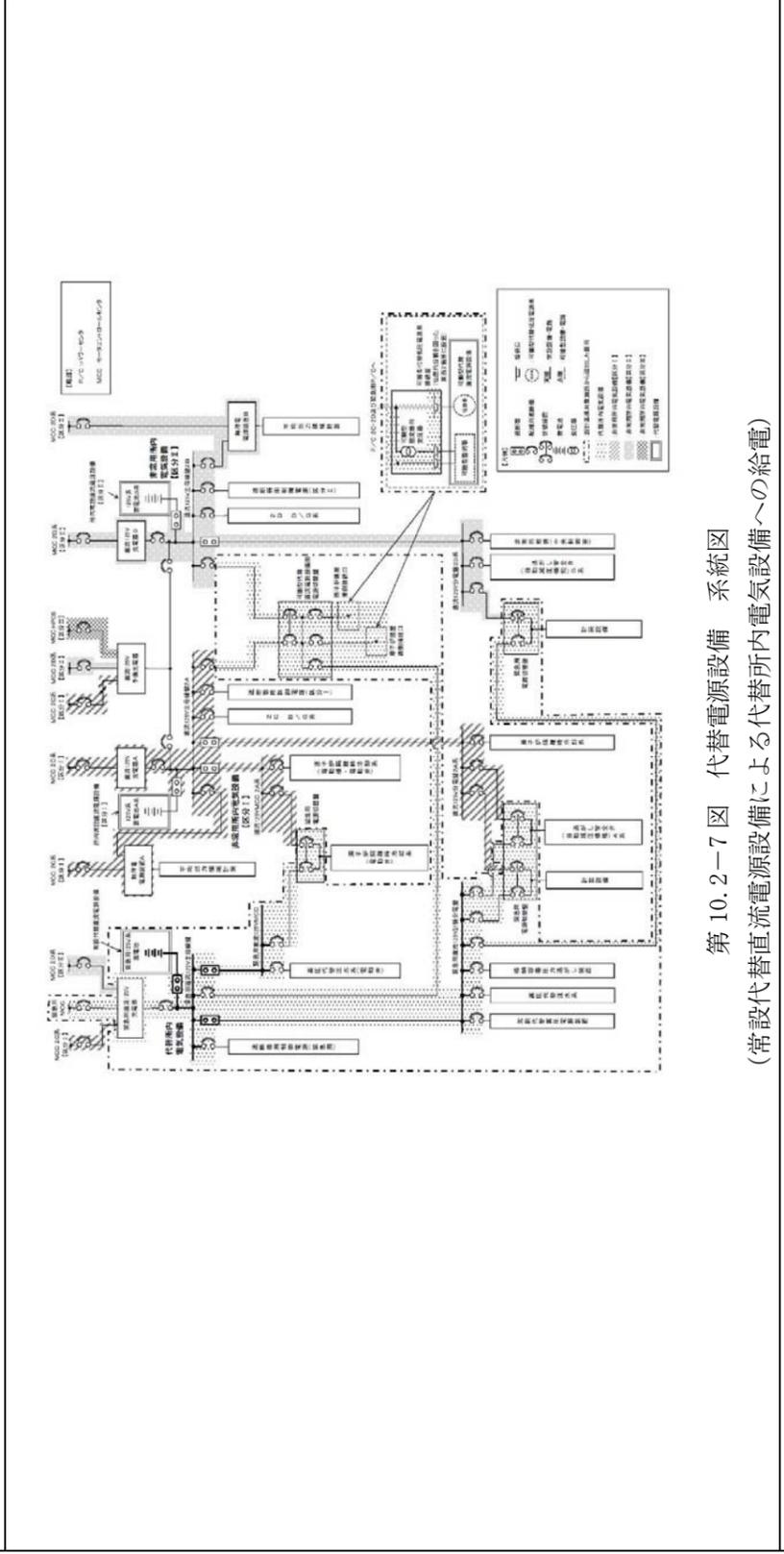
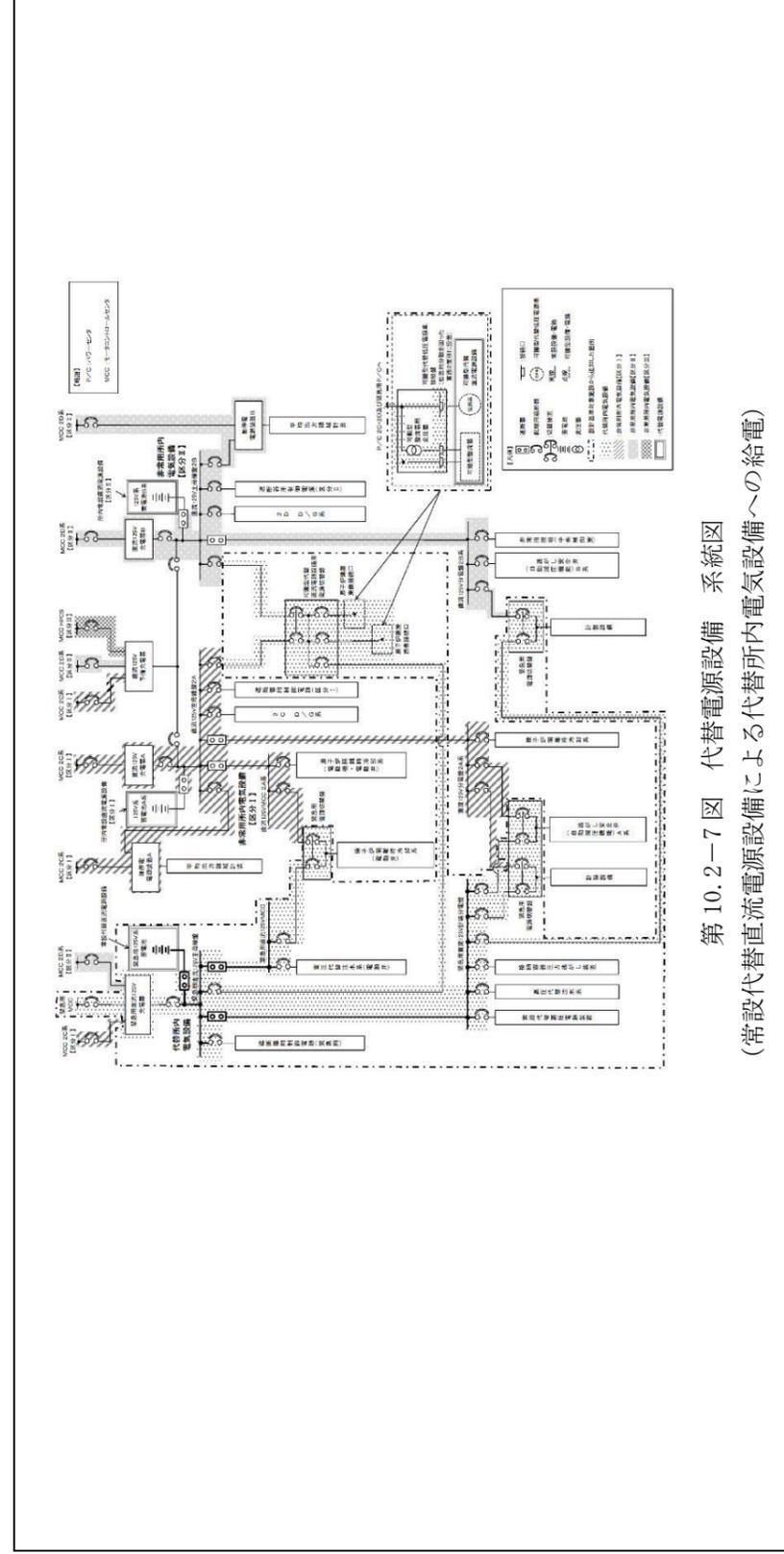
<分類種別>
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）
 ③：変更あり（②以外の修正）



6/21 補正箇所の取扱い

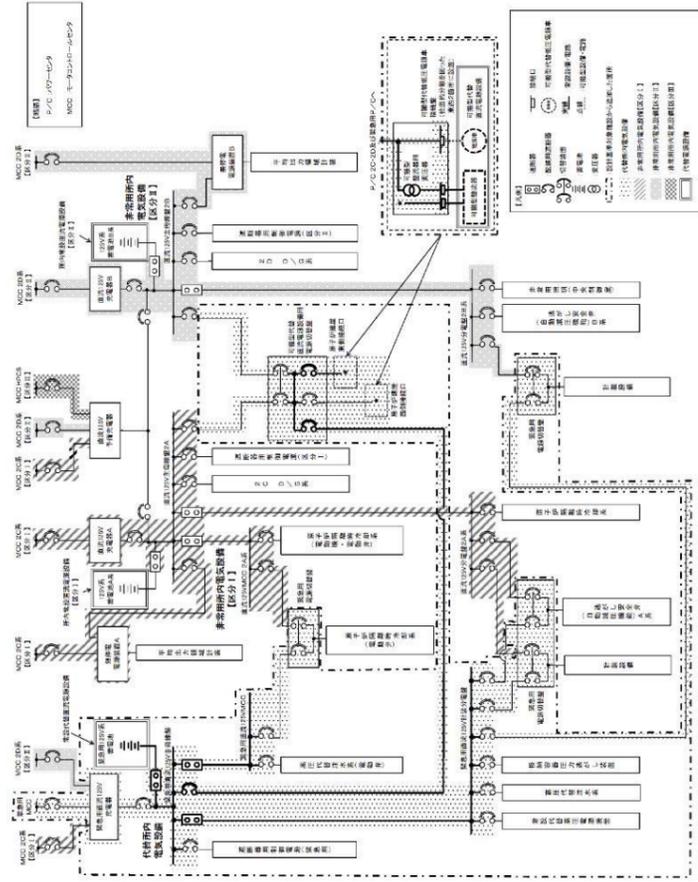
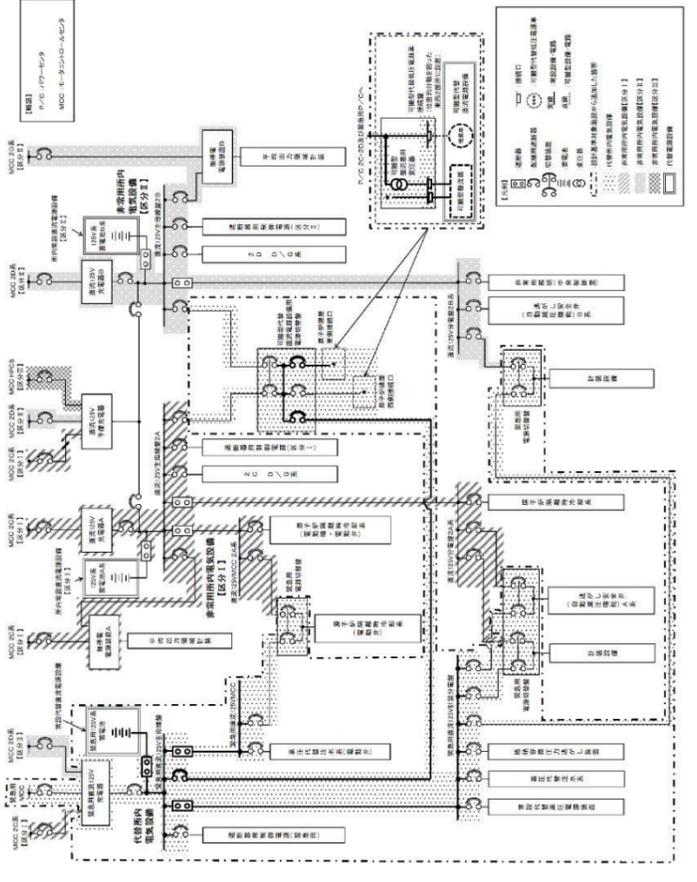
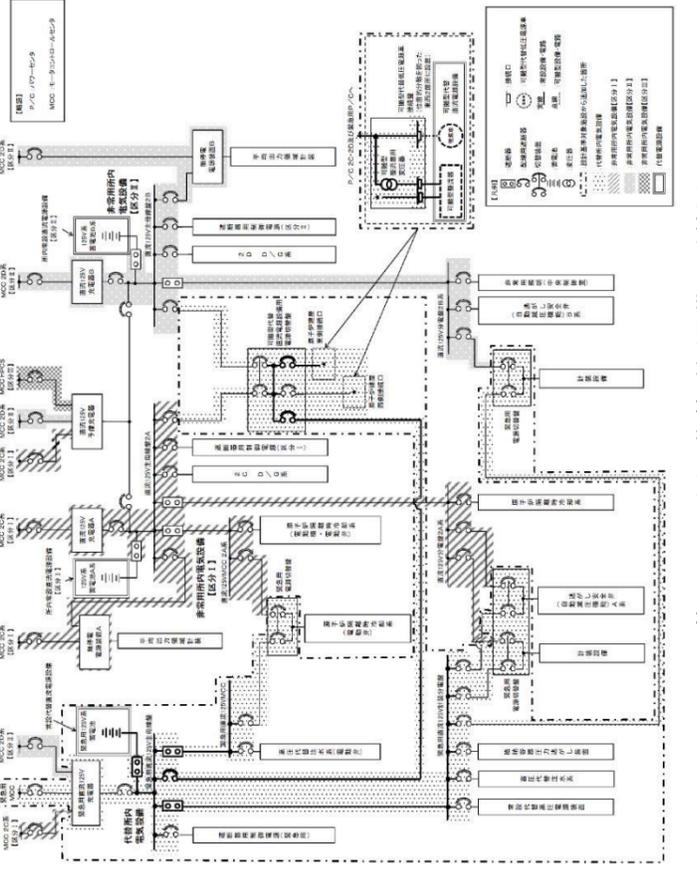
<分類種別>
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日） 東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日） 東海第二発電所 第四回補正申請（平成30年6月27日） 6/21 補正箇所の取扱い

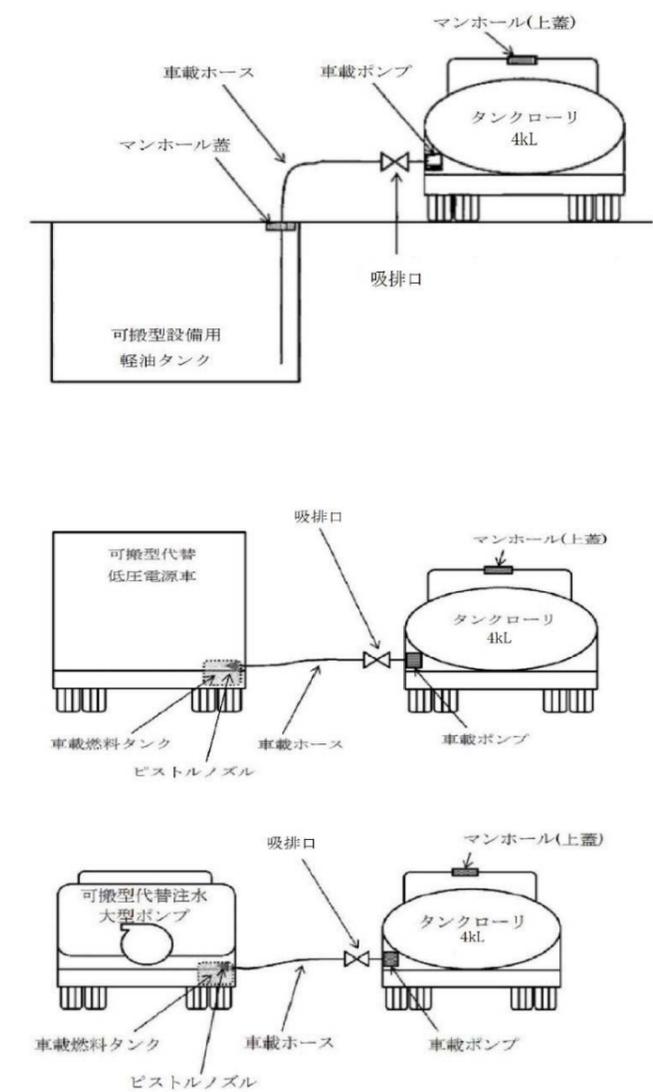
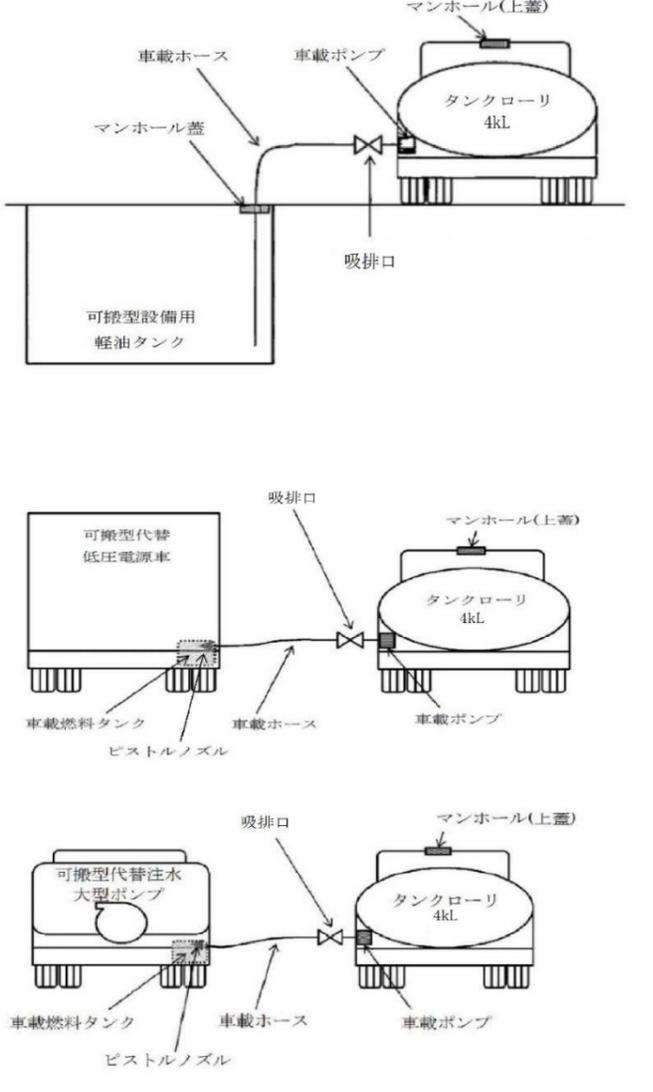
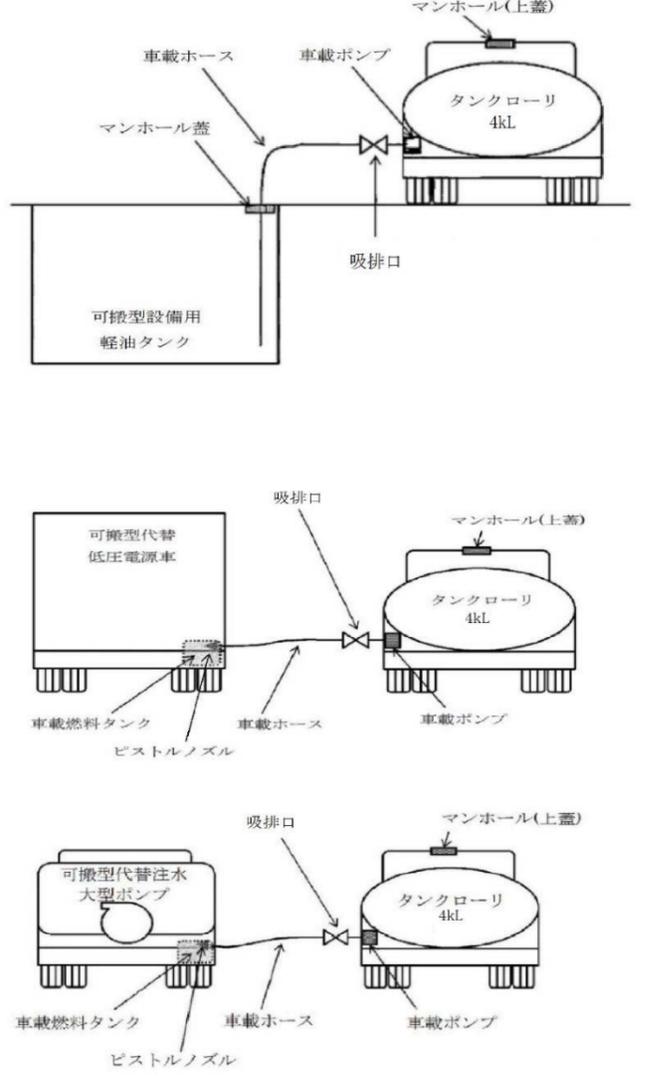


6/21 補正箇所の取扱い

<分類種別>
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）
 ③：変更あり（②以外の修正）

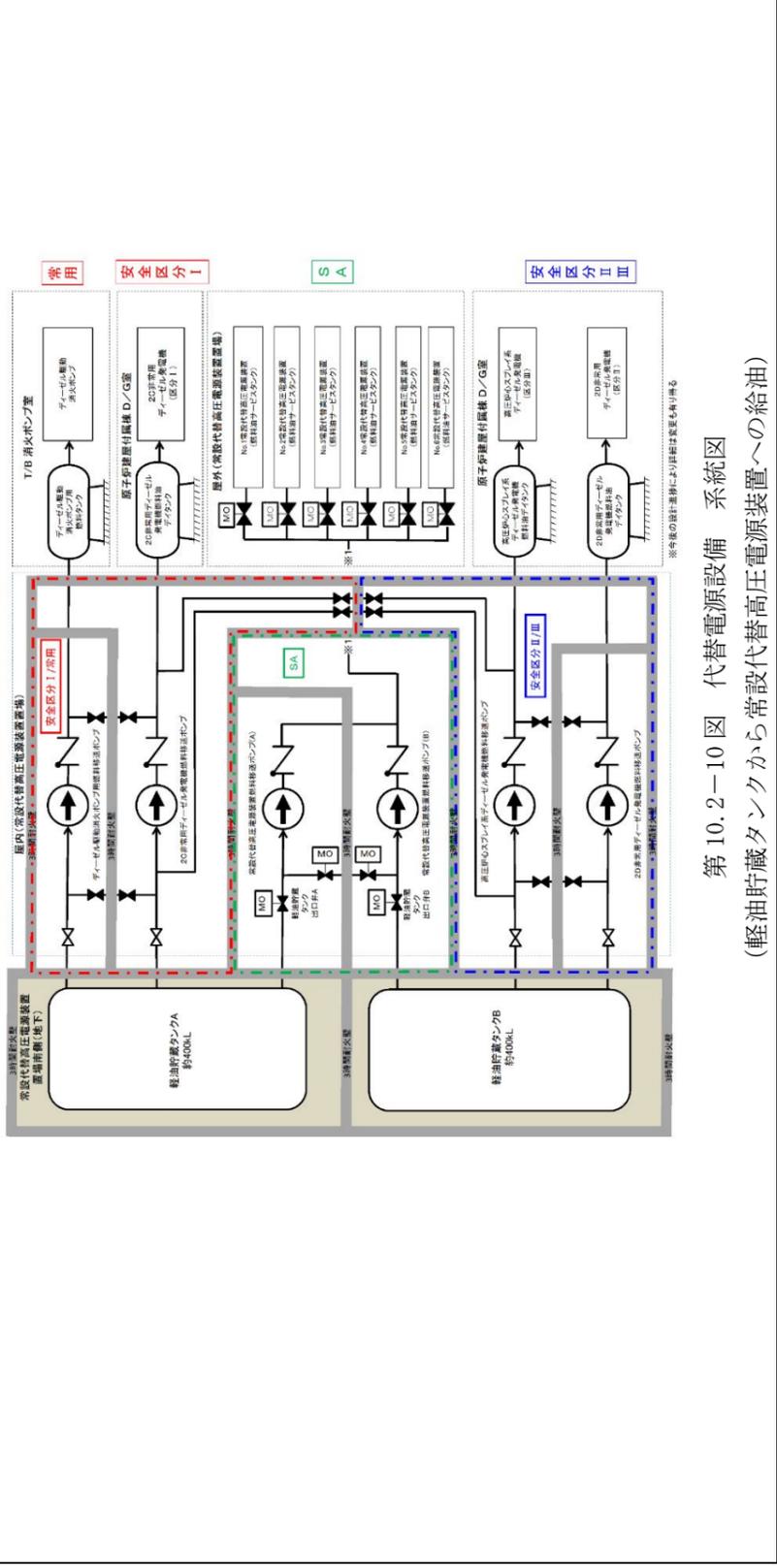
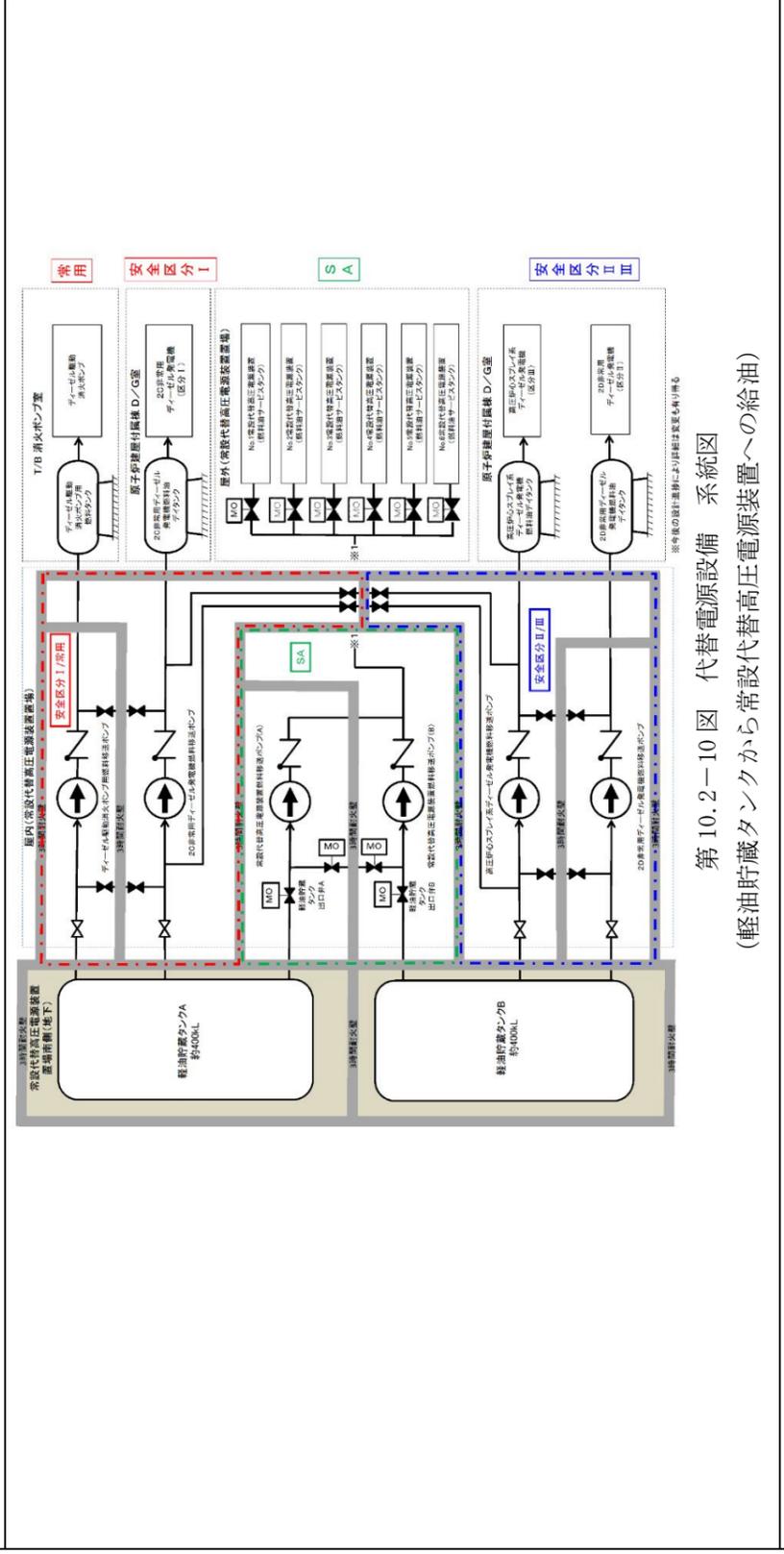
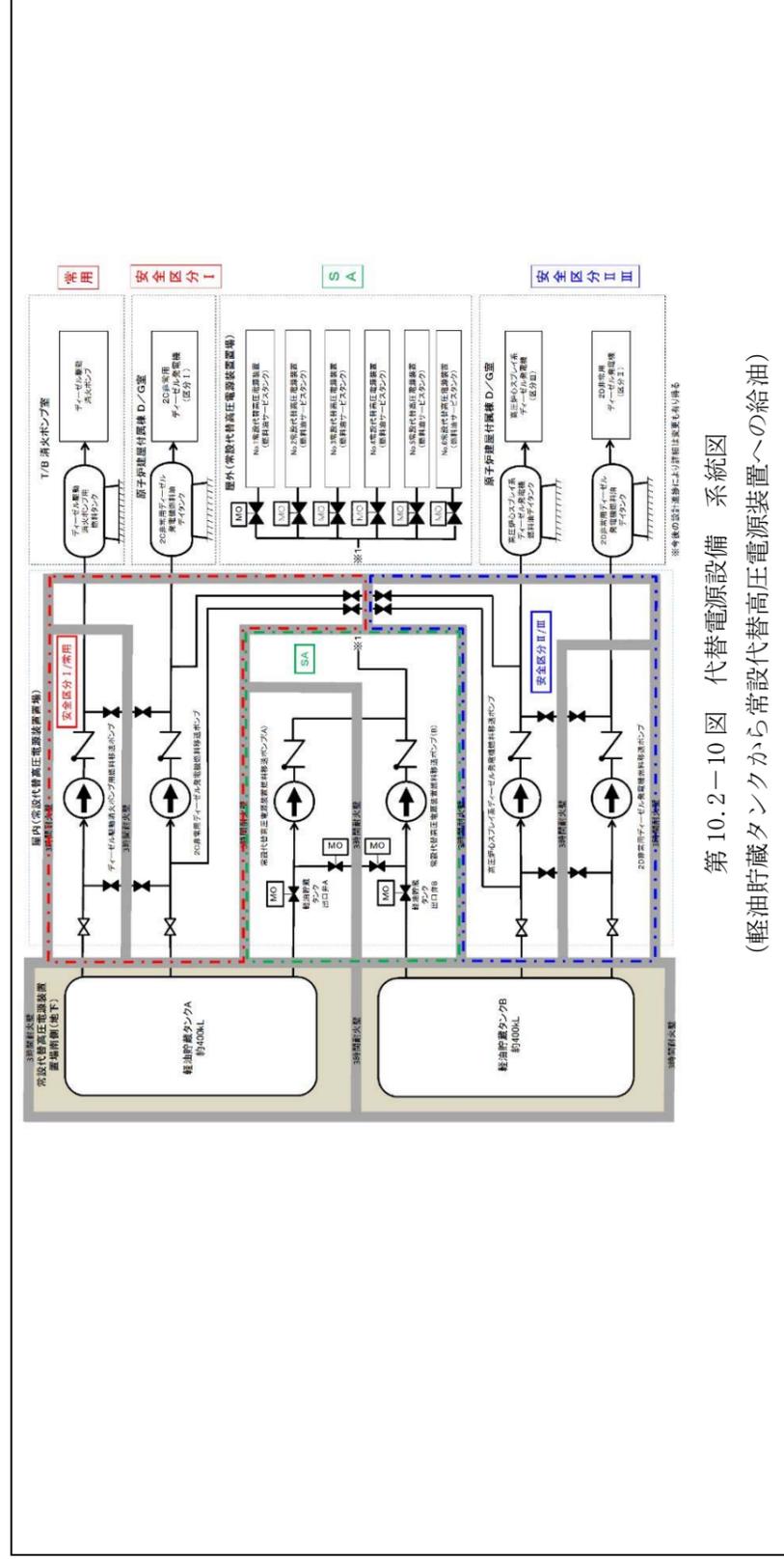
東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 第四回補正申請（平成30年6月27日）	6/21 補正箇所の取扱い
 <p>第10.2-8図 代替電源設備 系統図 (可搬型代替直流電源設備による代替所内電気設備への給電)</p>	 <p>第10.2-8図 代替電源設備 系統図 (可搬型代替直流電源設備による代替所内電気設備への給電)</p>	 <p>第10.2-8図 代替電源設備 系統図 (可搬型代替直流電源設備による代替所内電気設備への給電)</p>	<p>6/21 補正箇所の取扱い</p>

<分類種別>
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 第四回補正申請（平成30年6月27日）	6/21 補正箇所の取扱い
 <p>第10.2-9図 代替電源設備 系統図 (可搬型設備用軽油タンクから各機器への給油)</p>	 <p>第10.2-9図 代替電源設備 系統図 (可搬型設備用軽油タンクから各機器への給油)</p>	 <p>第10.2-9図 代替電源設備 系統図 (可搬型設備用軽油タンクから各機器への給油)</p>	<p>6/21 補正箇所の取扱い</p>

<分類種別>
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日） 東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日） 東海第二発電所 第四回補正申請（平成30年6月27日） 6/21 補正箇所の取扱い



6/21 補正箇所の取扱い

東海第二発電所 補正書（追補1 1.14）比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 第四回補正申請（平成30年6月27日）	6/21 補正箇所の取扱い
<p>1.14 電源の確保に関する手順等 <目次> 1.14.1 対応手段と設備の選定 (1) 対応手段と設備の選定の考え方 (2) 対応手段と設備の選定の結果 a. 代替電源（交流）による対応手段及び設備 (a) 代替交流電源設備による給電 (b) 重大事故等対処設備と自主対策設備 b. 代替電源（直流）による対応手段及び設備 (a) 代替直流電源設備による給電 (b) 重大事故等対処設備と自主対策設備 c. 代替所内電気設備による対応手段及び設備 (a) 代替所内電気設備による給電 (b) 重大事故等対処設備と自主対策設備 d. 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替電源による対応手段及び設備 (a) 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替交流電源による給電 (b) 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替直流電源による給電 (c) 重大事故等対処設備と自主対策設備 e. 代替海水送水による対応手段及び設備 (a) 代替海水送水による電源給電機能の復旧 (b) 重大事故等対処設備と自主対策設備 f. 燃料補給のための対応手段及び設備 (a) 燃料給油設備による給油 (b) 重大事故等対処設備と自主対策設備 g. 手順等 1.14.2 重大事故等時の手順 1.14.2.1 代替電源（交流）による対応手順 (1) 代替交流電源設備による給電 1.14.2.2 代替電源（直流）による対応手順 (1) 代替直流電源設備による給電 a. 所内常設直流電源設備による非常用所内電気設備への給電</p>	<p>1.14 電源の確保に関する手順等 <目次> 1.14.1 対応手段と設備の選定 (1) 対応手段と設備の選定の考え方 (2) 対応手段と設備の選定の結果 a. 代替電源（交流）による対応手段及び設備 (a) 代替交流電源設備による給電 (b) 重大事故等対処設備と自主対策設備 b. 代替電源（直流）による対応手段及び設備 (a) 代替直流電源設備による給電 (b) 重大事故等対処設備と自主対策設備 c. 代替所内電気設備による対応手段及び設備 (a) 代替所内電気設備による給電 (b) 重大事故等対処設備と自主対策設備 d. 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替電源による対応手段及び設備 (a) 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替交流電源による給電 (b) 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替直流電源による給電 (c) 重大事故等対処設備と自主対策設備 e. 代替海水送水による対応手段及び設備 (a) 代替海水送水による電源給電機能の復旧 (b) 重大事故等対処設備と自主対策設備 f. 燃料補給のための対応手段及び設備 (a) 燃料給油設備による給油 (b) 重大事故等対処設備と自主対策設備 g. 手順等 1.14.2 重大事故等時の手順 1.14.2.1 代替電源（交流）による対応手順 (1) 代替交流電源設備による給電 1.14.2.2 代替電源（直流）による対応手順 (1) 代替直流電源設備による給電 a. 所内常設直流電源設備による給電</p>	<p>1.14 電源の確保に関する手順等 <目次> 1.14.1 対応手段と設備の選定 (1) 対応手段と設備の選定の考え方 (2) 対応手段と設備の選定の結果 a. 代替電源（交流）による対応手段及び設備 (a) 代替交流電源設備による給電 (b) 重大事故等対処設備と自主対策設備 b. 代替電源（直流）による対応手段及び設備 (a) 代替直流電源設備による給電 (b) 重大事故等対処設備と自主対策設備 c. 代替所内電気設備による対応手段及び設備 (a) 代替所内電気設備による給電 (b) 重大事故等対処設備と自主対策設備 d. 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替電源による対応手段及び設備 (a) 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替交流電源による給電 (b) 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替直流電源による給電 (c) 重大事故等対処設備と自主対策設備 e. 代替海水送水による対応手段及び設備 (a) 代替海水送水による電源給電機能の復旧 (b) 重大事故等対処設備と自主対策設備 f. 燃料補給のための対応手段及び設備 (a) 燃料給油設備による給油 (b) 重大事故等対処設備と自主対策設備 g. 手順等 1.14.2 重大事故等時の手順 1.14.2.1 代替電源（交流）による対応手順 (1) 代替交流電源設備による給電 1.14.2.2 代替電源（直流）による対応手順 (1) 代替直流電源設備による給電 a. 所内常設直流電源設備による非常用所内電気設備への給電</p>	<p>・②変更あり：これまでの審査を踏まえた変更</p>

東海第二発電所 補正書（追補1 1. 14）比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 第四回補正申請（平成30年6月27日）	6/21 補正箇所の取扱い
<p>b. 可搬型代替直流電源設備による非常用所内電気設備への給電</p> <p>(2) 常設直流電源喪失時の遮断器用制御電源確保</p> <p>a. 常設直流電源喪失時の直流125V主母線盤2A及び2B受電</p> <p>1.14.2.3 代替所内電気設備による対応手順</p> <p>(1) 代替交流電源設備による代替所内電気設備への給電</p> <p>a. 常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備による代替所内電気設備への給電</p> <p>(2) 代替直流電源設備による代替所内電気設備への給電</p> <p>a. 常設代替直流電源設備による代替所内電気設備への給電</p> <p>b. 可搬型代替直流電源設備による代替所内電気設備への給電</p> <p>1.14.2.4 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替電源による対応手順</p> <p>(1) 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替交流電源による給電</p> <p>a. 常設代替交流電源設備による非常用高圧母線への給電</p> <p>b. 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機による非常用高圧母線への給電</p> <p>c. 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機による非常用低圧母線への給電</p> <p>d. 可搬型代替交流電源設備による非常用低圧母線への給電</p> <p>(2) 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替直流電源による給電</p> <p>a. 所内常設直流電源設備による直流125V主母線盤への給電</p> <p>b. 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機による直流125V主母線盤への給電</p> <p>c. 可搬型代替直流電源設備による直流125V主母線盤への給電</p> <p>1.14.2.5 代替海水送水による対応手順</p> <p>(1) 代替海水送水による電源給電機能の復旧</p>	<p>b. 可搬型代替直流電源設備による給電</p> <p>(2) 常設直流電源喪失時の遮断器用制御電源確保</p> <p>a. 常設直流電源喪失時の直流125V主母線盤2A及び2B受電</p> <p>1.14.2.3 代替所内電気設備による対応手順</p> <p>(1) 代替交流電源設備による代替所内電気設備への給電</p> <p>a. 常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備による代替所内電気設備への給電</p> <p>(2) 代替直流電源設備による代替所内電気設備への給電</p> <p>a. 常設代替直流電源設備による代替所内電気設備への給電</p> <p>b. 可搬型代替直流電源設備による代替所内電気設備への給電</p> <p>1.14.2.4 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替電源による対応手順</p> <p>(1) 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替交流電源による給電</p> <p>a. 常設代替交流電源設備による非常用高圧母線への給電</p> <p>b. 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機による非常用高圧母線への給電</p> <p>c. 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機による非常用低圧母線への給電</p> <p>d. 可搬型代替交流電源設備による非常用低圧母線への給電</p> <p>(2) 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替直流電源による給電</p> <p>a. 所内常設直流電源設備による直流125V主母線盤への給電</p> <p>b. 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機による直流125V主母線盤への給電</p> <p>c. 可搬型代替直流電源設備による直流125V主母線盤への給電</p> <p>1.14.2.5 代替海水送水による対応手順</p> <p>(1) 代替海水送水による電源給電機能の復旧</p>	<p>b. 可搬型代替直流電源設備による非常用所内電気設備への給電</p> <p>(2) 常設直流電源喪失時の遮断器用制御電源確保</p> <p>a. 常設直流電源喪失時の直流125V主母線盤2A及び2B受電</p> <p>1.14.2.3 代替所内電気設備による対応手順</p> <p>(1) 代替交流電源設備による代替所内電気設備への給電</p> <p>a. 常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備による代替所内電気設備への給電</p> <p>(2) 代替直流電源設備による代替所内電気設備への給電</p> <p>a. 常設代替直流電源設備による代替所内電気設備への給電</p> <p>b. 可搬型代替直流電源設備による代替所内電気設備への給電</p> <p>1.14.2.4 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替電源による対応手順</p> <p>(1) 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替交流電源による給電</p> <p>a. 常設代替交流電源設備による非常用高圧母線への給電</p> <p>b. 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機による非常用高圧母線への給電</p> <p>c. 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機による非常用低圧母線への給電</p> <p>d. 可搬型代替交流電源設備による非常用低圧母線への給電</p> <p>(2) 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替直流電源による給電</p> <p>a. 所内常設直流電源設備による直流125V主母線盤への給電</p> <p>b. 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機による直流125V主母線盤への給電</p> <p>c. 可搬型代替直流電源設備による直流125V主母線盤への給電</p> <p>1.14.2.5 代替海水送水による対応手順</p> <p>(1) 代替海水送水による電源給電機能の復旧</p>	<p>・②変更あり：これまでの審査を踏まえた変更</p>

東海第二発電所 補正書（追補1 1. 14）比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 第四回補正申請（平成30年6月27日）	6/21 補正箇所の取扱い
<p>1.14.2.6 燃料の補給手順 (1) 燃料給油設備による各機器への給油 a. 可搬型設備用軽油タンクから各機器への給油 b. 軽油貯蔵タンクから常設代替高圧電源装置への給油</p> <p>1.14.2.7 設計基準事故対処設備による対応手順 (1) 非常用交流電源設備による非常用所内電気設備への給電 (2) 非常用直流電源設備による給電 (3) 軽油貯蔵タンクから2C・2D非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機への給油</p> <p>1.14.2.8 その他の手順項目について考慮する手順 1.14.2.9 重大事故等時の対応手段の選択</p> <p>1.14 電源の確保に関する手順等 【要求事項】 発電用原子炉設置者において、電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷及び運転停止中における発電用原子炉内の燃料体（以下「運転停止中原子炉内燃料体」という。）の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保するために必要な手順等が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。</p> <p>【解釈】 1 「電力を確保するために必要な手順等」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための手順等をいう。 (1) 炉心の著しい損傷等を防止するために必要な電力の確保</p>	<p>1.14.2.6 燃料の補給手順 (1) 燃料給油設備による各機器への給油 a. 可搬型設備用軽油タンクから各機器への給油 b. 軽油貯蔵タンクから常設代替高圧電源装置への給油</p> <p>1.14.2.7 設計基準事故対処設備による対応手順 (1) 非常用交流電源設備による給電 (2) 非常用直流電源設備による給電 (3) 軽油貯蔵タンクから2C・2D非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機への給油</p> <p>1.14.2.8 その他の手順項目について考慮する手順 1.14.2.9 重大事故等時の対応手段の選択</p> <p>1.14 電源の確保に関する手順等 【要求事項】 発電用原子炉設置者において、電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷及び運転停止中における発電用原子炉内の燃料体（以下「運転停止中原子炉内燃料体」という。）の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保するために必要な手順等が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。</p> <p>【解釈】 1 「電力を確保するために必要な手順等」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための手順等をいう。 (1) 炉心の著しい損傷等を防止するために必要な電力の確保</p>	<p>1.14.2.6 燃料の補給手順 (1) 燃料給油設備による各機器への給油 a. 可搬型設備用軽油タンクから各機器への給油 b. 軽油貯蔵タンクから常設代替高圧電源装置への給油</p> <p>1.14.2.7 設計基準事故対処設備による対応手順 (1) 非常用交流電源設備による非常用所内電気設備への給電 (2) 非常用直流電源設備による給電 (3) 軽油貯蔵タンクから2C・2D非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機への給油</p> <p>1.14.2.8 その他の手順項目について考慮する手順 1.14.2.9 重大事故等時の対応手段の選択</p> <p>1.14 電源の確保に関する手順等 【要求事項】 発電用原子炉設置者において、電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷及び運転停止中における発電用原子炉内の燃料体（以下「運転停止中原子炉内燃料体」という。）の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保するために必要な手順等が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。</p> <p>【解釈】 1 「電力を確保するために必要な手順等」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための手順等をいう。 (1) 炉心の著しい損傷等を防止するために必要な電力の確保</p>	<p>・②変更あり：これまでの審査を踏まえた変更</p>

東海第二発電所 補正書（追補1 1. 14）比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 第四回補正申請（平成30年6月27日）	6/21 補正箇所の取扱い
<p>a) 電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において、代替電源により、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保するために必要な手順等を整備すること。</p> <p>b) 所内直流電源設備から給電されている24時間内に、十分な余裕を持って可搬型代替交流電源設備を繋ぎ込み、給電を開始できること。</p> <p>c) 複数号機設置されている工場等では、号機間の電力融通を行えるようにしておくこと。また、敷設したケーブル等が利用できない状況に備え、予備のケーブル等を用意すること。</p> <p>d) 所内電気設備（モーターコントロールセンター（MCC）、パワーセンター(P/C)及び金属閉鎖配電盤(メタクラ)（MC）等）は、共通要因で機能を失うことなく、少なくとも一系統は機能の維持及び人の接近性の確保を図ること。</p> <p>電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保する対処設備を整備しており、ここでは、この対処設備を活用した手順等について説明する。</p> <p>1.14.1 対応手段と設備の選定 (1) 対応手段と設備の選定の考え方 外部電源が喪失した場合において、非常用高圧母線及び直流設備へ給電するための設計基準事故対処設備として、非常用交流電源設備及び非常用直流電源設備を設置している。 また、非常用交流電源設備及び非常用直流電源設備から供給された電力を各負荷へ分配するための設計基</p>	<p>a) 電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において、代替電源により、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保するために必要な手順等を整備すること。</p> <p>b) 所内直流電源設備から給電されている24時間内に、十分な余裕を持って可搬型代替交流電源設備を繋ぎ込み、給電を開始できること。</p> <p>c) 複数号機設置されている工場等では、号機間の電力融通を行えるようにしておくこと。また、敷設したケーブル等が利用できない状況に備え、予備のケーブル等を用意すること。</p> <p>d) 所内電気設備（モーターコントロールセンター（MCC）、パワーセンター(P/C)及び金属閉鎖配電盤(メタクラ)（MC）等）は、共通要因で機能を失うことなく、少なくとも一系統は機能の維持及び人の接近性の確保を図ること。</p> <p>電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保する対処設備を整備しており、ここでは、この対処設備を活用した手順等について説明する。</p> <p>1.14.1 対応手段と設備の選定 (1) 対応手段と設備の選定の考え方 外部電源が喪失した場合において、非常用高圧母線及び直流設備へ給電するための設計基準事故対処設備として、非常用交流電源設備及び非常用直流電源設備を設置している。 また、非常用交流電源設備及び非常用直流電源設備から供給された電力を各負荷へ分配するための設計基</p>	<p>a) 電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において、代替電源により、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保するために必要な手順等を整備すること。</p> <p>b) 所内直流電源設備から給電されている24時間内に、十分な余裕を持って可搬型代替交流電源設備を繋ぎ込み、給電を開始できること。</p> <p>c) 複数号機設置されている工場等では、号機間の電力融通を行えるようにしておくこと。また、敷設したケーブル等が利用できない状況に備え、予備のケーブル等を用意すること。</p> <p>d) 所内電気設備（モーターコントロールセンター（MCC）、パワーセンター(P/C)及び金属閉鎖配電盤(メタクラ)（MC）等）は、共通要因で機能を失うことなく、少なくとも一系統は機能の維持及び人の接近性の確保を図ること。</p> <p>電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保する対処設備を整備しており、ここでは、この対処設備を活用した手順等について説明する。</p> <p>1.14.1 対応手段と設備の選定 (1) 対応手段と設備の選定の考え方 外部電源が喪失した場合において、非常用高圧母線及び直流設備へ給電するための設計基準事故対処設備として、非常用交流電源設備及び非常用直流電源設備を設置している。 また、非常用交流電源設備及び非常用直流電源設備から供給された電力を各負荷へ分配するための設計基</p>	

東海第二発電所 補正書（追補1 1. 14）比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 第四回補正申請（平成30年6月27日）	6/21 補正箇所の取扱い
<p>準事故対処設備として、非常用所内電気設備を設置している。</p> <p>これらの設計基準事故対処設備のうち、非常用交流電源設備及び非常用直流電源設備が健全であれば、これらを重大事故等対処設備と位置付け重大事故等の対処に用いるが、設計基準事故対処設備が故障した場合は、その機能を代替するために、各設計基準事故対処設備が有する機能、相互関係を明確にした（以下「機能喪失原因対策分析」という。）上で、想定する故障に対応できる対応手段及び重大事故等対処設備を選定する（第1.14.1-1図及び第1.14.1-2図）。</p> <p>重大事故等対処設備のほかに、柔軟な事故対応を行うための対応手段及び自主対策設備^{※1}を選定する。</p> <p>※1 自主対策設備：技術基準上の全ての要求事項を満たすことや全てのプラント状況において使用することは困難であるが、プラント状況によっては、事故対応に有効な設備。</p> <p>選定した重大事故等対処設備により、技術的能力審査基準（以下「審査基準」という。）だけでなく、設置許可基準規則第五十七条及び技術基準規則第七十二条（以下「基準規則」という。）の要求機能を満足する設備が網羅されていることを確認するとともに、自主対策設備との関係を明確にする。</p> <p>(2) 対応手段と設備の選定の結果</p> <p>設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備又は非常用直流電源設備が健全であれば重大事故等対処設備として重大事故等の対処に用いる。</p> <p>非常用交流電源設備による給電で使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2C非常用ディーゼル発電機（以下「2C D/G」という。） ・2D非常用ディーゼル発電機（以下「2D D/G」という。） ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機（以下 	<p>準事故対処設備として、非常用所内電気設備を設置している。</p> <p>これらの設計基準事故対処設備のうち、非常用交流電源設備及び非常用直流電源設備が健全であれば、これらを重大事故等対処設備と位置付け重大事故等の対処に用いるが、設計基準事故対処設備が故障した場合は、その機能を代替するために、各設計基準事故対処設備が有する機能、相互関係を明確にした（以下「機能喪失原因対策分析」という。）上で、想定する故障に対応できる対応手段及び重大事故等対処設備を選定する（第1.14.1-1図及び第1.14.1-2図）。</p> <p>重大事故等対処設備のほかに、柔軟な事故対応を行うための対応手段及び自主対策設備^{※1}を選定する。</p> <p>※1 自主対策設備：技術基準上の全ての要求事項を満たすことや全てのプラント状況において使用することは困難であるが、プラント状況によっては、事故対応に有効な設備。</p> <p>選定した重大事故等対処設備により、技術的能力審査基準（以下「審査基準」という。）だけでなく、設置許可基準規則第五十七条及び技術基準規則第七十二条（以下「基準規則」という。）の要求機能を満足する設備が網羅されていることを確認するとともに、自主対策設備との関係を明確にする。</p> <p>(2) 対応手段と設備の選定の結果</p> <p>設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備又は非常用直流電源設備が健全であれば重大事故等対処設備として重大事故等の対処に用いる。</p> <p>非常用交流電源設備による給電で使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2C非常用ディーゼル発電機（以下「2C D/G」という。） ・2D非常用ディーゼル発電機（以下「2D D/G」という。） ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機（以下 	<p>準事故対処設備として、非常用所内電気設備を設置している。</p> <p>これらの設計基準事故対処設備のうち、非常用交流電源設備及び非常用直流電源設備が健全であれば、これらを重大事故等対処設備と位置付け重大事故等の対処に用いるが、設計基準事故対処設備が故障した場合は、その機能を代替するために、各設計基準事故対処設備が有する機能、相互関係を明確にした（以下「機能喪失原因対策分析」という。）上で、想定する故障に対応できる対応手段及び重大事故等対処設備を選定する（第1.14.1-1図及び第1.14.1-2図）。</p> <p>重大事故等対処設備のほかに、柔軟な事故対応を行うための対応手段及び自主対策設備^{※1}を選定する。</p> <p>※1 自主対策設備：技術基準上の全ての要求事項を満たすことや全てのプラント状況において使用することは困難であるが、プラント状況によっては、事故対応に有効な設備。</p> <p>選定した重大事故等対処設備により、技術的能力審査基準（以下「審査基準」という。）だけでなく、設置許可基準規則第五十七条及び技術基準規則第七十二条（以下「基準規則」という。）の要求機能を満足する設備が網羅されていることを確認するとともに、自主対策設備との関係を明確にする。</p> <p>(2) 対応手段と設備の選定の結果</p> <p>設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備又は非常用直流電源設備が健全であれば重大事故等対処設備として重大事故等の対処に用いる。</p> <p>非常用交流電源設備による給電で使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2C非常用ディーゼル発電機（以下「2C D/G」という。） ・2D非常用ディーゼル発電機（以下「2D D/G」という。） ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機（以下 	

東海第二発電所 補正書（追補1 1. 14）比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 第四回補正申請（平成30年6月27日）	6/21 補正箇所の取扱い
<p>「HPCS D/G」という。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2C非常用ディーゼル発電機燃料油デイトンク ・2D非常用ディーゼル発電機燃料油デイトンク ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料油デイトンク ・2C D/G～メタルクラッド開閉装置（以下「M/C」という。）2C電路 ・2D D/G～M/C 2D電路 ・HPCS D/G～M/C HPCS電路 ・2C非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ ・2D非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプ ・2C非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ～2C D/G流路 ・2D非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ～2D D/G流路 ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプ～HPCS D/G流路 ・軽油貯蔵タンク ・2C非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ ・2D非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送ポンプ ・2C非常用ディーゼル発電機燃料移送系配管・弁 ・2D非常用ディーゼル発電機燃料移送系配管・弁 ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送系配管・弁 <p>非常用直流電源設備による給電で使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・125V系蓄電池A系 ・125V系蓄電池B系 	<p>「HPCS D/G」という。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2C非常用ディーゼル発電機燃料油デイトンク ・2D非常用ディーゼル発電機燃料油デイトンク ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料油デイトンク ・2C D/G～メタルクラッド開閉装置（以下「M/C」という。）2C電路 ・2D D/G～M/C 2D電路 ・HPCS D/G～M/C HPCS電路 ・2C非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ ・2D非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプ ・2C非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ～2C D/G流路 ・2D非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ～2D D/G流路 ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプ～HPCS D/G流路 ・軽油貯蔵タンク ・2C非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ ・2D非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送ポンプ ・2C非常用ディーゼル発電機燃料移送系配管・弁 ・2D非常用ディーゼル発電機燃料移送系配管・弁 ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送系配管・弁 <p>非常用直流電源設備による給電で使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・125V系蓄電池A系 ・125V系蓄電池B系 	<p>「HPCS D/G」という。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2C非常用ディーゼル発電機燃料油デイトンク ・2D非常用ディーゼル発電機燃料油デイトンク ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料油デイトンク ・2C D/G～メタルクラッド開閉装置（以下「M/C」という。）2C電路 ・2D D/G～M/C 2D電路 ・HPCS D/G～M/C HPCS電路 ・2C非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ ・2D非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプ ・2C非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ～2C D/G流路 ・2D非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ～2D D/G流路 ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプ～HPCS D/G流路 ・軽油貯蔵タンク ・2C非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ ・2D非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送ポンプ ・2C非常用ディーゼル発電機燃料移送系配管・弁 ・2D非常用ディーゼル発電機燃料移送系配管・弁 ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送系配管・弁 <p>非常用直流電源設備による給電で使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・125V系蓄電池A系 ・125V系蓄電池B系 	

東海第二発電所 補正書（追補 1 1. 1 4）比較表 【対象項目： 第 5 7 条】

<分類種別>
 ①：変更なし（第 3 回補正申請のまま）
 ②：変更あり（第 2 回補正申請の内容に修正）
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成 3 0 年 5 月 3 1 日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成 3 0 年 6 月 2 1 日）	東海第二発電所 第四回補正申請（平成 3 0 年 6 月 2 7 日）	6/21 補正箇所の取扱い
<ul style="list-style-type: none"> ・ 125V系蓄電池H P C S系 ・ 中性子モニタ用蓄電池A系 ・ 中性子モニタ用蓄電池B系 ・ 直流125V充電器A～直流125V主母線盤 2 A 電路 ・ 直流125V充電器B～直流125V主母線盤 2 B 電路 ・ 直流125V充電器H P C S～直流125V主母線盤 H P C S 電路 ・ 120/240V計装用主母線盤 2 A～直流±24V中性子モニタ用分電盤 2 A 電路 ・ 120/240V計装用主母線盤 2 B～直流±24V中性子モニタ用分電盤 2 B 電路 ・ 125V系蓄電池A系～直流125V主母線盤 2 A 電路 ・ 125V系蓄電池B系～直流125V主母線盤 2 B 電路 ・ 125V系蓄電池H P C S系～直流125V主母線盤 H P C S 電路 ・ 中性子モニタ用蓄電池A系～直流±24V中性子モニタ用分電盤 2 A 電路 ・ 中性子モニタ用蓄電池B系～直流±24V中性子モニタ用分電盤 2 B 電路 <p>機能喪失原因対策分析の結果，設計基準事故対処設備の故障として，非常用高圧母線への交流電源による給電及び直流設備への直流電源による給電に使用する設備並びに非常用所内電気設備の故障を想定する。</p> <p>設計基準事故対処設備に要求される機能の喪失原因から選定した対応手段及び審査基準，基準規則からの要求により選定した対応手段と，その対応に使用する重大事故等対処設備及び自主対策設備を以下に示す。</p> <p>なお，機能喪失を想定する設計基準事故対処設備，対応に使用する重大事故等対処設備及び自主対策設備と整備する手順についての関係を第1. 14. 1-1表に整理する。</p> <p>a. 代替電源（交流）による対応手段及び設備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 125V系蓄電池H P C S系 ・ 中性子モニタ用蓄電池A系 ・ 中性子モニタ用蓄電池B系 ・ 直流125V充電器A～直流125V主母線盤 2 A 電路 ・ 直流125V充電器B～直流125V主母線盤 2 B 電路 ・ 直流125V充電器H P C S～直流125V主母線盤 H P C S 電路 ・ 120/240V計装用主母線盤 2 A～直流±24V中性子モニタ用分電盤 2 A 電路 ・ 120/240V計装用主母線盤 2 B～直流±24V中性子モニタ用分電盤 2 B 電路 ・ 125V系蓄電池A系～直流125V主母線盤 2 A 電路 ・ 125V系蓄電池B系～直流125V主母線盤 2 B 電路 ・ 125V系蓄電池H P C S系～直流125V主母線盤 H P C S 電路 ・ 中性子モニタ用蓄電池A系～直流±24V中性子モニタ用分電盤 2 A 電路 ・ 中性子モニタ用蓄電池B系～直流±24V中性子モニタ用分電盤 2 B 電路 <p>機能喪失原因対策分析の結果，設計基準事故対処設備の故障として，非常用高圧母線への交流電源による給電及び直流設備への直流電源による給電に使用する設備並びに非常用所内電気設備の故障を想定する。</p> <p>設計基準事故対処設備に要求される機能の喪失原因から選定した対応手段及び審査基準，基準規則からの要求により選定した対応手段と，その対応に使用する重大事故等対処設備及び自主対策設備を以下に示す。</p> <p>なお，機能喪失を想定する設計基準事故対処設備，対応に使用する重大事故等対処設備及び自主対策設備と整備する手順についての関係を第1. 14. 1-1表に整理する。</p> <p>a. 代替電源（交流）による対応手段及び設備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 125V系蓄電池H P C S系 ・ 中性子モニタ用蓄電池A系 ・ 中性子モニタ用蓄電池B系 ・ 直流125V充電器A～直流125V主母線盤 2 A 電路 ・ 直流125V充電器B～直流125V主母線盤 2 B 電路 ・ 直流125V充電器H P C S～直流125V主母線盤 H P C S 電路 ・ 120/240V計装用主母線盤 2 A～直流±24V中性子モニタ用分電盤 2 A 電路 ・ 120/240V計装用主母線盤 2 B～直流±24V中性子モニタ用分電盤 2 B 電路 ・ 125V系蓄電池A系～直流125V主母線盤 2 A 電路 ・ 125V系蓄電池B系～直流125V主母線盤 2 B 電路 ・ 125V系蓄電池H P C S系～直流125V主母線盤 H P C S 電路 ・ 中性子モニタ用蓄電池A系～直流±24V中性子モニタ用分電盤 2 A 電路 ・ 中性子モニタ用蓄電池B系～直流±24V中性子モニタ用分電盤 2 B 電路 <p>機能喪失原因対策分析の結果，設計基準事故対処設備の故障として，非常用高圧母線への交流電源による給電及び直流設備への直流電源による給電に使用する設備並びに非常用所内電気設備の故障を想定する。</p> <p>設計基準事故対処設備に要求される機能の喪失原因から選定した対応手段及び審査基準，基準規則からの要求により選定した対応手段と，その対応に使用する重大事故等対処設備及び自主対策設備を以下に示す。</p> <p>なお，機能喪失を想定する設計基準事故対処設備，対応に使用する重大事故等対処設備及び自主対策設備と整備する手順についての関係を第1. 14. 1-1表に整理する。</p> <p>a. 代替電源（交流）による対応手段及び設備</p>	

東海第二発電所 補正書（追補1 1. 14）比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 第四回補正申請（平成30年6月27日）	6/21 補正箇所の取扱い
<p>(a) 代替交流電源設備による給電 設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備の故障により非常用高圧母線2C・2D・HPCSへの給電ができない場合は、代替交流電源設備による給電にて炉心の著しい損傷等を防止するために必要な電力を確保する。</p> <p>i) 常設代替交流電源設備による給電 常設代替交流電源設備から非常用所内電気設備及び代替所内電気設備へ給電する手段がある。 常設代替交流電源設備による給電で使用する設備は以下のとおり。単線結線図を第1.14.1-3図に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常設代替高圧電源装置 ・常設代替高圧電源装置燃料移送系配管・弁 ・常設代替高圧電源装置～緊急用M/C～M/C 2C及び2D電路 ・緊急用M/C～緊急用モータコントロールセンタ（以下「MCC」という。）電路 ・燃料給油設備 <p>ii) 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機による給電 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機から非常用所内電気設備へ給電する手段がある。 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機による給電で使用する設備は以下のとおり。単線結線図を第1.14.1-3図に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策室建屋ガスタービン発電機 ・緊急時対策室建屋ガスタービン発電機用燃料タンク ・緊急時対策室建屋ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ ・緊急時対策室建屋ガスタービン発電機用燃料移送系配管・弁 ・緊急時対策室建屋ガスタービン発電機～パワーセンタ（以下「P/C」という。）2D電 	<p>(a) 代替交流電源設備による給電 設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備の故障により非常用高圧母線2C・2D・HPCSへの給電ができない場合は、代替交流電源設備による給電にて炉心の著しい損傷等を防止するために必要な電力を確保する。</p> <p>i) 常設代替交流電源設備による給電 常設代替交流電源設備から非常用所内電気設備及び代替所内電気設備へ給電する手段がある。 常設代替交流電源設備による給電で使用する設備は以下のとおり。単線結線図を第1.14.1-3図に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常設代替高圧電源装置 ・常設代替高圧電源装置～緊急用M/C～M/C 2C及び2D電路 ・緊急用M/C～緊急用モータコントロールセンタ（以下「MCC」という。）電路 ・燃料給油設備 <p>ii) 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機による給電 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機から非常用所内電気設備へ給電する手段がある。 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機による給電で使用する設備は以下のとおり。単線結線図を第1.14.1-3図に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策室建屋ガスタービン発電機 ・緊急時対策室建屋ガスタービン発電機用燃料タンク ・緊急時対策室建屋ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ ・緊急時対策室建屋ガスタービン発電機用燃料移送系配管・弁 ・緊急時対策室建屋ガスタービン発電機～パワーセンタ（以下「P/C」という。）2D電 	<p>(a) 代替交流電源設備による給電 設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備の故障により非常用高圧母線2C・2D・HPCSへの給電ができない場合は、代替交流電源設備による給電にて炉心の著しい損傷等を防止するために必要な電力を確保する。</p> <p>i) 常設代替交流電源設備による給電 常設代替交流電源設備から非常用所内電気設備及び代替所内電気設備へ給電する手段がある。 常設代替交流電源設備による給電で使用する設備は以下のとおり。単線結線図を第1.14.1-3図に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常設代替高圧電源装置 ・常設代替高圧電源装置燃料移送系配管・弁 ・常設代替高圧電源装置～緊急用M/C～M/C 2C及び2D電路 ・緊急用M/C～緊急用モータコントロールセンタ（以下「MCC」という。）電路 ・燃料給油設備 <p>ii) 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機による給電 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機から非常用所内電気設備へ給電する手段がある。 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機による給電で使用する設備は以下のとおり。単線結線図を第1.14.1-3図に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策室建屋ガスタービン発電機 ・緊急時対策室建屋ガスタービン発電機用燃料タンク ・緊急時対策室建屋ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ ・緊急時対策室建屋ガスタービン発電機用燃料移送系配管・弁 ・緊急時対策室建屋ガスタービン発電機～パワーセンタ（以下「P/C」という。）2D電 	<p>6/21 補正箇所の取扱い</p> <p>・②変更あり：これまでの審査を踏まえた変更</p>

東海第二発電所 補正書（追補 1 1. 1 4）比較表 【対象項目： 第 5 7 条】

<分類種別>
 ①：変更なし（第 3 回補正申請のまま）
 ②：変更あり（第 2 回補正申請の内容に修正）
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成 3 0 年 5 月 3 1 日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成 3 0 年 6 月 2 1 日）	東海第二発電所 第四回補正申請（平成 3 0 年 6 月 2 7 日）	6/21 補正箇所の取扱い
<p>路</p> <p>iii) 可搬型代替交流電源設備による給電 可搬型代替交流電源設備を非常用所内電気設備に接続し、給電する手段がある。 可搬型代替交流電源設備による給電で使用する設備は以下のとおり。単線結線図を第1.14.1-3図に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型代替低圧電源車 ・可搬型代替低圧電源車～可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）又は（東側）～P/C 2C及びP/C 2D電路 ・可搬型代替低圧電源車～常用MCC（水処理建屋）～P/C 2C及び2D電路 ・可搬型代替低圧電源車～常用MCC（屋内開閉所）～P/C 2D電路 ・燃料給油設備 <p>(b) 重大事故等対処設備と自主対策設備 常設代替交流電源設備による給電で使用する設備のうち、常設代替高圧電源装置、常設代替高圧電源装置～緊急用M/C～M/C 2C及び2D電路、緊急用M/C～緊急用MCC電路、常設代替高圧電源装置燃料移送系配管・弁及び燃料給油設備は重大事故等対処設備として位置付ける。 可搬型代替交流電源設備による給電で使用する設備のうち、可搬型代替低圧電源車、可搬型代替低圧電源車～可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）又は（東側）～P/C 2C及びP/C 2D電路、並びに燃料給油設備は重大事故等対処設備として位置付ける。 これらの機能喪失原因対策分析の結果により選定した設備は、審査基準及び基準規則に要求される設備が全て網羅されている。 以上の重大事故等対処設備により、設計基準事故対処設備の故障で交流電源が喪失した場合においても、炉心の著しい損傷等を防止するために必要な電力を確保できる。</p>	<p>路</p> <p>iii) 可搬型代替交流電源設備による給電 可搬型代替交流電源設備を非常用所内電気設備に接続し、給電する手段がある。 可搬型代替交流電源設備による給電で使用する設備は以下のとおり。単線結線図を第1.14.1-3図に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型代替低圧電源車 ・可搬型代替低圧電源車～可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）又は（東側）～P/C 2C及びP/C 2D電路 ・可搬型代替低圧電源車～常用MCC（水処理建屋）～P/C 2C及び2D電路 ・可搬型代替低圧電源車～常用MCC（屋内開閉所）～P/C 2D電路 ・燃料給油設備 <p>(b) 重大事故等対処設備と自主対策設備 常設代替交流電源設備による給電で使用する設備のうち、常設代替高圧電源装置、常設代替高圧電源装置～緊急用M/C～M/C 2C及び2D電路、緊急用M/C～緊急用MCC電路、常設代替高圧電源装置燃料移送系配管・弁及び燃料給油設備は重大事故等対処設備として位置付ける。 可搬型代替交流電源設備による給電で使用する設備のうち、可搬型代替低圧電源車、可搬型代替低圧電源車～可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）又は（東側）～P/C 2C及びP/C 2D電路、並びに燃料給油設備は重大事故等対処設備として位置付ける。 これらの機能喪失原因対策分析の結果により選定した設備は、審査基準及び基準規則に要求される設備が全て網羅されている。 以上の重大事故等対処設備により、設計基準事故対処設備の故障で交流電源が喪失した場合においても、炉心の著しい損傷等を防止するために必要な電力を確保できる。</p>	<p>路</p> <p>iii) 可搬型代替交流電源設備による給電 可搬型代替交流電源設備を非常用所内電気設備に接続し、給電する手段がある。 可搬型代替交流電源設備による給電で使用する設備は以下のとおり。単線結線図を第1.14.1-3図に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型代替低圧電源車 ・可搬型代替低圧電源車～可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）又は（東側）～P/C 2C及びP/C 2D電路 ・可搬型代替低圧電源車～常用MCC（水処理建屋）～P/C 2C及び2D電路 ・可搬型代替低圧電源車～常用MCC（屋内開閉所）～P/C 2D電路 ・燃料給油設備 <p>(b) 重大事故等対処設備と自主対策設備 常設代替交流電源設備による給電で使用する設備のうち、常設代替高圧電源装置、常設代替高圧電源装置～緊急用M/C～M/C 2C及び2D電路、緊急用M/C～緊急用MCC電路、常設代替高圧電源装置燃料移送系配管・弁及び燃料給油設備は重大事故等対処設備として位置付ける。 可搬型代替交流電源設備による給電で使用する設備のうち、可搬型代替低圧電源車、可搬型代替低圧電源車～可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）又は（東側）～P/C 2C及びP/C 2D電路、並びに燃料給油設備は重大事故等対処設備として位置付ける。 これらの機能喪失原因対策分析の結果により選定した設備は、審査基準及び基準規則に要求される設備が全て網羅されている。 以上の重大事故等対処設備により、設計基準事故対処設備の故障で交流電源が喪失した場合においても、炉心の著しい損傷等を防止するために必要な電力を確保できる。</p>	

東海第二発電所 補正書（追補1 1. 14）比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 第四回補正申請（平成30年6月27日）	6/21 補正箇所の取扱い
<p>また、以下の設備はプラント状況によっては事故対応に有効な設備であるため、自主対策設備として位置付ける。あわせて、その理由を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機、緊急時対策室建屋ガスタービン発電機用燃料タンク、緊急時対策室建屋ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ、緊急時対策室建屋ガスタービン発電機用燃料移送系配管・弁及び緊急時対策室建屋ガスタービン発電機～P/C 2D 電路 <p>耐震性は確保されていないが、緊急時対策室建屋ガスタービン発電機等が健全である場合において、重大事故等の対処に必要な電源を確保するための手段として有効である。</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型代替低圧電源車～常用MCC（水処理建屋）～P/C 2C及び2D電路並びに可搬型代替低圧電源車～常用MCC（屋内開閉所）～P/C 2D電路 <p>耐震性は確保されていないが、電路が健全である場合において、重大事故等の対処に必要な電源を確保するための手段として有効である。</p> <p>b. 代替電源（直流）による対応手段及び設備</p> <p>(a) 代替直流電源設備による給電</p> <p>設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備の故障により充電器を経由した直流設備への給電ができない場合は、代替直流電源設備による給電にて炉心の著しい損傷等を防止するために必要な電力を確保する。</p> <p>i) 所内常設直流電源設備による給電</p> <p>非常用交流電源設備の故障により直流125V充電器A・Bを経由した直流設備への給電ができない場合は、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備による給電を開始するまでの間、所内常設直流電源設備により24時間にわた</p>	<p>また、以下の設備はプラント状況によっては事故対応に有効な設備であるため、自主対策設備として位置付ける。あわせて、その理由を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機、緊急時対策室建屋ガスタービン発電機用燃料タンク、緊急時対策室建屋ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ、緊急時対策室建屋ガスタービン発電機用燃料移送系配管・弁及び緊急時対策室建屋ガスタービン発電機～P/C 2D 電路 <p>耐震性は確保されていないが、緊急時対策室建屋ガスタービン発電機等が健全である場合において、重大事故等の対処に必要な電源を確保するための手段として有効である。</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型代替低圧電源車～常用MCC（水処理建屋）～P/C 2C及び2D電路並びに可搬型代替低圧電源車～常用MCC（屋内開閉所）～P/C 2D電路 <p>耐震性は確保されていないが、電路が健全である場合において、重大事故等の対処に必要な電源を確保するための手段として有効である。</p> <p>b. 代替電源（直流）による対応手段及び設備</p> <p>(a) 代替直流電源設備による給電</p> <p>設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備の故障により充電器を経由した直流設備への給電ができない場合は、代替直流電源設備による給電にて炉心の著しい損傷等を防止するために必要な電力を確保する。</p> <p>i) 所内常設直流電源設備による給電</p> <p>非常用交流電源設備の故障により直流125V充電器A・Bを経由した直流設備への給電ができない場合は、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備による給電を開始するまでの間、所内常設直流電源設備により24時間にわた</p>	<p>また、以下の設備はプラント状況によっては事故対応に有効な設備であるため、自主対策設備として位置付ける。あわせて、その理由を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機、緊急時対策室建屋ガスタービン発電機用燃料タンク、緊急時対策室建屋ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ、緊急時対策室建屋ガスタービン発電機用燃料移送系配管・弁及び緊急時対策室建屋ガスタービン発電機～P/C 2D 電路 <p>耐震性は確保されていないが、緊急時対策室建屋ガスタービン発電機等が健全である場合において、重大事故等の対処に必要な電源を確保するための手段として有効である。</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型代替低圧電源車～常用MCC（水処理建屋）～P/C 2C及び2D電路並びに可搬型代替低圧電源車～常用MCC（屋内開閉所）～P/C 2D電路 <p>耐震性は確保されていないが、電路が健全である場合において、重大事故等の対処に必要な電源を確保するための手段として有効である。</p> <p>b. 代替電源（直流）による対応手段及び設備</p> <p>(a) 代替直流電源設備による給電</p> <p>設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備の故障により充電器を経由した直流設備への給電ができない場合は、代替直流電源設備による給電にて炉心の著しい損傷等を防止するために必要な電力を確保する。</p> <p>i) 所内常設直流電源設備による給電</p> <p>非常用交流電源設備の故障により直流125V充電器A・Bを経由した直流設備への給電ができない場合は、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備による給電を開始するまでの間、所内常設直流電源設備により24時間にわた</p>	

東海第二発電所 補正書（追補 1 1. 1 4）比較表 【対象項目： 第 5 7 条】

<分類種別>
 ①：変更なし（第 3 回補正申請のまま）
 ②：変更あり（第 2 回補正申請の内容に修正）
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成 3 0 年 5 月 3 1 日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成 3 0 年 6 月 2 1 日）	東海第二発電所 第四回補正申請（平成 3 0 年 6 月 2 7 日）	6/21 補正箇所の取扱い
<p>り直流設備へ給電する手段がある。</p> <p>所内常設直流電源設備による非常用所内電気設備への給電で使用する設備は以下のとおり。単線結線図を第 1. 14. 1-4 図に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 125V 系蓄電池 A 系 ・ 125V 系蓄電池 B 系 ・ 125V 系蓄電池 A 系～直流 125V 主母線盤 2 A 電路 ・ 125V 系蓄電池 B 系～直流 125V 主母線盤 2 B 電路 <p>ii) 可搬型代替直流電源設備による非常用所内電気設備への給電</p> <p>非常用交流電源設備の故障，所内常設直流電源設備の蓄電池の枯渇により直流設備への給電ができない場合は，可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器を組み合わせた可搬型代替直流電源設備により直流設備へ給電する手段がある。</p> <p>可搬型代替直流電源設備による非常用所内電気設備への給電で使用する設備は以下のとおり。単線結線図を第 1. 14. 1-4 図に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 可搬型代替低圧電源車 ・ 可搬型整流器 ・ 可搬型代替低圧電源車～可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）及び（東側）～可搬型整流器～直流 125V 主母線盤 2 A 及び 2 B 電路 ・ 燃料給油設備 <p>(b) 重大事故等対処設備と自主対策設備</p> <p>所内常設直流電源設備による給電で使用する設備のうち，125V 系蓄電池 A 系，125V 系蓄電池 B 系，125V 系蓄電池 A 系～直流 125V 主母線盤 2 A 電路及び 125V 系蓄電池 B 系～直流 125V 主母線盤 2 B 電路は重大事故等対処設備として位置付ける。</p> <p>可搬型代替直流電源設備による給電で使用する設備のうち，可搬型代替低圧電源車，可搬型整流器，可搬型代替低圧電源車～可搬型代替低圧電源</p>	<p>り直流設備へ給電する手段がある。</p> <p>所内常設直流電源設備による給電で使用する設備は以下のとおり。単線結線図を第 1. 14. 1-4 図に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 125V 系蓄電池 A 系 ・ 125V 系蓄電池 B 系 ・ 125V 系蓄電池 A 系～直流 125V 主母線盤 2 A 電路 ・ 125V 系蓄電池 B 系～直流 125V 主母線盤 2 B 電路 <p>ii) 可搬型代替直流電源設備による給電</p> <p>非常用交流電源設備の故障，所内常設直流電源設備の蓄電池の枯渇により直流設備への給電ができない場合は，可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器を組み合わせた可搬型代替直流電源設備により直流設備へ給電する手段がある。</p> <p>可搬型代替直流電源設備による給電で使用する設備は以下のとおり。単線結線図を第 1. 14. 1-4 図に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 可搬型代替低圧電源車 ・ 可搬型整流器 ・ 可搬型代替低圧電源車～可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）及び（東側）～可搬型整流器～直流 125V 主母線盤 2 A 及び 2 B 電路 ・ 燃料給油設備 <p>(b) 重大事故等対処設備と自主対策設備</p> <p>所内常設直流電源設備による給電で使用する設備のうち，125V 系蓄電池 A 系，125V 系蓄電池 B 系，125V 系蓄電池 A 系～直流 125V 主母線盤 2 A 電路及び 125V 系蓄電池 B 系～直流 125V 主母線盤 2 B 電路は重大事故等対処設備として位置付ける。</p> <p>可搬型代替直流電源設備による給電で使用する設備のうち，可搬型代替低圧電源車，可搬型整流器，可搬型代替低圧電源車～可搬型代替低圧電源</p>	<p>り直流設備へ給電する手段がある。</p> <p>所内常設直流電源設備による非常用所内電気設備への給電で使用する設備は以下のとおり。単線結線図を第 1. 14. 1-4 図に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 125V 系蓄電池 A 系 ・ 125V 系蓄電池 B 系 ・ 125V 系蓄電池 A 系～直流 125V 主母線盤 2 A 電路 ・ 125V 系蓄電池 B 系～直流 125V 主母線盤 2 B 電路 <p>ii) 可搬型代替直流電源設備による非常用所内電気設備への給電</p> <p>非常用交流電源設備の故障，所内常設直流電源設備の蓄電池の枯渇により直流設備への給電ができない場合は，可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器を組み合わせた可搬型代替直流電源設備により直流設備へ給電する手段がある。</p> <p>可搬型代替直流電源設備による非常用所内電気設備への給電で使用する設備は以下のとおり。単線結線図を第 1. 14. 1-4 図に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 可搬型代替低圧電源車 ・ 可搬型整流器 ・ 可搬型代替低圧電源車～可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）及び（東側）～可搬型整流器～直流 125V 主母線盤 2 A 及び 2 B 電路 ・ 燃料給油設備 <p>(b) 重大事故等対処設備と自主対策設備</p> <p>所内常設直流電源設備による給電で使用する設備のうち，125V 系蓄電池 A 系，125V 系蓄電池 B 系，125V 系蓄電池 A 系～直流 125V 主母線盤 2 A 電路及び 125V 系蓄電池 B 系～直流 125V 主母線盤 2 B 電路は重大事故等対処設備として位置付ける。</p> <p>可搬型代替直流電源設備による給電で使用する設備のうち，可搬型代替低圧電源車，可搬型整流器，可搬型代替低圧電源車～可搬型代替低圧電源</p>	<p>・ ②変更あり：これまでの審査を踏まえた変更</p> <p>・ ②変更あり：これまでの審査を踏まえた変更</p> <p>・ ②変更あり：これまでの審査を踏まえた変更</p>

東海第二発電所 補正書（追補1 1. 14）比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 第四回補正申請（平成30年6月27日）	6/21 補正箇所の取扱い
<p>車接続盤（西側）及び（東側）～可搬型整流器～直流125V主母線盤2A及び2B電路並びに燃料給油設備は重大事故等対処設備として位置付ける。</p> <p>これらの機能喪失原因対策分析の結果により選定した設備は、審査基準及び基準規則に要求される設備が全て網羅されている。</p> <p>以上の重大事故等対処設備により、設計基準事故対処設備の故障で直流電源が喪失した場合においても、炉心の著しい損傷等を防止するために必要な電力を確保できる。</p> <p>c. 代替所内電気設備による対応手段及び設備</p> <p>(a) 代替所内電気設備による給電</p> <p>設計基準事故対処設備である非常用所内電気設備の機能が喪失し、必要な設備へ給電できない場合又は代替所内電気設備に接続する重大事故等対処設備が必要な場合は、代替所内電気設備にて電路を確保し、常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備、常設代替直流電源設備又は可搬型代替直流電源設備から給電する手段がある。</p> <p>なお、非常用所内電気設備及び代替所内電気設備は、重大事故等が発生した場合において、共通要因で同時に機能を喪失することなく、少なくとも一系統は機能の維持及び人の接近性を確保する設計とする。</p> <p>代替所内電気設備による代替所内電気設備への給電で使用する設備は以下のとおり。単線結線図を第1.14.1-3図及び第1.14.1-4図に示す。</p> <p>・緊急用M/C</p>	<p>車接続盤（西側）及び（東側）～可搬型整流器～直流125V主母線盤2A及び2B電路並びに燃料給油設備は重大事故等対処設備として位置付ける。</p> <p>これらの機能喪失原因対策分析の結果により選定した設備は、審査基準及び基準規則に要求される設備が全て網羅されている。</p> <p>以上の重大事故等対処設備により、設計基準事故対処設備の故障で直流電源が喪失した場合においても、炉心の著しい損傷等を防止するために必要な電力を確保できる。</p> <p>c. 代替所内電気設備による対応手段及び設備</p> <p>(a) 代替所内電気設備による給電</p> <p>設計基準事故対処設備である非常用所内電気設備の機能が喪失し、必要な設備へ給電できない場合又は代替所内電気設備に接続する重大事故等対処設備が必要な場合は、代替所内電気設備にて電路を確保し、常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備、常設代替直流電源設備又は可搬型代替直流電源設備から給電する手段がある。</p> <p>また、非常用所内電気設備及び代替所内電気設備は、重大事故等が発生した場合において、共通要因で同時に機能を喪失することなく、少なくとも一系統は機能の維持及び人の接近性を確保する設計とする。</p> <p>なお、緊急用125V系蓄電池は、常設代替直流電源設備に位置付ける。常設代替直流電源設備は、全交流動力電源喪失から24時間以上にわたり、緊急用125V系蓄電池から電力を供給できる設計とする。</p> <p>代替所内電気設備による給電で使用する設備は以下のとおり。単線結線図を第1.14.1-3図及び第1.14.1-4図に示す。</p> <p>・緊急用M/C</p>	<p>車接続盤（西側）及び（東側）～可搬型整流器～直流125V主母線盤2A及び2B電路並びに燃料給油設備は重大事故等対処設備として位置付ける。</p> <p>これらの機能喪失原因対策分析の結果により選定した設備は、審査基準及び基準規則に要求される設備が全て網羅されている。</p> <p>以上の重大事故等対処設備により、設計基準事故対処設備の故障で直流電源が喪失した場合においても、炉心の著しい損傷等を防止するために必要な電力を確保できる。</p> <p>c. 代替所内電気設備による対応手段及び設備</p> <p>(a) 代替所内電気設備による給電</p> <p>設計基準事故対処設備である非常用所内電気設備の機能が喪失し、必要な設備へ給電できない場合又は代替所内電気設備に接続する重大事故等対処設備が必要な場合は、代替所内電気設備にて電路を確保し、常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備、常設代替直流電源設備又は可搬型代替直流電源設備から給電する手段がある。</p> <p>なお、非常用所内電気設備及び代替所内電気設備は、重大事故等が発生した場合において、共通要因で同時に機能を喪失することなく、少なくとも一系統は機能の維持及び人の接近性を確保する設計とする。</p> <p>代替所内電気設備による代替所内電気設備への給電で使用する設備は以下のとおり。単線結線図を第1.14.1-3図及び第1.14.1-4図に示す。</p> <p>・緊急用M/C</p>	<p>・②変更あり：記載の適正化</p> <p>・②変更あり：これまでの審査を踏まえた変更 ((2). a. 常設代替直流電源設備による代替所内電気設備への給電に記載のため)</p> <p>・②変更あり：これまでの審査を踏まえた変更</p>

東海第二発電所 補正書（追補1 1. 14）比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 第四回補正申請（平成30年6月27日）	6/21 補正箇所の取扱い
<ul style="list-style-type: none"> ・緊急用P/C ・緊急用MCC ・緊急用電源切替盤 ・緊急用125V系蓄電池 ・緊急用直流125V主母線盤 ・緊急用125V系蓄電池～緊急用直流125V主母線盤回路 <p>(b) 重大事故等対処設備と自主対策設備 代替所内電気設備による代替所内電気設備への給電で使用する設備のうち、緊急用M/C、緊急用P/C、緊急用MCC、緊急用電源切替盤、緊急用125V系蓄電池、緊急用直流125V主母線盤及び緊急用125V蓄電池～緊急用直流125V主母線盤回路は重大事故等対処設備と位置付ける。 これらの機能喪失原因対策分析の結果により選定した設備は、審査基準及び基準規則に要求される設備が全て網羅されている。 以上の重大事故等対処設備により、設計基準事故対処設備である非常用所内電気設備が機能喪失した場合においても、炉心の著しい損傷等を防止するために必要な電力を確保できる。</p> <p>d. 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替電源による対応手段及び設備</p> <p>(a) 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替交流電源による給電 設計基準事故対処設備である非常用ディーゼル発電機の故障によりM/C 2C及び2Dへの給電ができない場合は、代替交流電源設備による給電にて炉心の著しい損傷等を防止するために必要な電力を確保する。</p> <p>i) 常設代替交流電源設備による非常用高圧母線への給電 常設代替交流電源設備からM/C 2C・2D及び代替所内電気設備へ給電する手段がある。 常設代替交流電源設備による給電で使用する設備は以下のとおり。単線結線図を第1.14.1-3</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急用P/C ・緊急用MCC ・緊急用電源切替盤 ・緊急用直流125V主母線盤 ・緊急用125V系蓄電池 ・緊急用125V系蓄電池～緊急用直流125V主母線盤回路 <p>(b) 重大事故等対処設備と自主対策設備 代替所内電気設備による給電で使用する設備のうち、緊急用M/C、緊急用P/C、緊急用MCC、緊急用電源切替盤、緊急用直流125V主母線盤、緊急用125V系蓄電池及び緊急用125V蓄電池～緊急用直流125V主母線盤回路は重大事故等対処設備と位置付ける。 これらの機能喪失原因対策分析の結果により選定した設備は、審査基準及び基準規則に要求される設備が全て網羅されている。 以上の重大事故等対処設備により、設計基準事故対処設備である非常用所内電気設備が機能喪失した場合においても、炉心の著しい損傷等を防止するために必要な電力を確保できる。</p> <p>d. 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替電源による対応手段及び設備</p> <p>(a) 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替交流電源による給電 設計基準事故対処設備である2C・2D非常用ディーゼル発電機の故障によりM/C 2C及び2Dへの給電ができない場合は、代替交流電源設備による給電にて炉心の著しい損傷等を防止するために必要な電力を確保する。</p> <p>i) 常設代替交流電源設備による非常用高圧母線への給電 常設代替交流電源設備からM/C 2C・2D及び代替所内電気設備へ給電する手段がある。 常設代替交流電源設備による非常用高圧母線への給電で使用する設備は以下のとおり。単線</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急用P/C ・緊急用MCC ・緊急用電源切替盤 ・緊急用125V系蓄電池 ・緊急用直流125V主母線盤 ・緊急用125V系蓄電池～緊急用直流125V主母線盤回路 <p>(b) 重大事故等対処設備と自主対策設備 代替所内電気設備による代替所内電気設備への給電で使用する設備のうち、緊急用M/C、緊急用P/C、緊急用MCC、緊急用電源切替盤、緊急用125V系蓄電池、緊急用直流125V主母線盤及び緊急用125V蓄電池～緊急用直流125V主母線盤回路は重大事故等対処設備と位置付ける。 これらの機能喪失原因対策分析の結果により選定した設備は、審査基準及び基準規則に要求される設備が全て網羅されている。 以上の重大事故等対処設備により、設計基準事故対処設備である非常用所内電気設備が機能喪失した場合においても、炉心の著しい損傷等を防止するために必要な電力を確保できる。</p> <p>d. 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替電源による対応手段及び設備</p> <p>(a) 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替交流電源による給電 設計基準事故対処設備である非常用ディーゼル発電機の故障によりM/C 2C及び2Dへの給電ができない場合は、代替交流電源設備による給電にて炉心の著しい損傷等を防止するために必要な電力を確保する。</p> <p>i) 常設代替交流電源設備による非常用高圧母線への給電 常設代替交流電源設備からM/C 2C・2D及び代替所内電気設備へ給電する手段がある。 常設代替交流電源設備による給電で使用する設備は以下のとおり。単線結線図を第1.14.1-3</p>	<p>6/21 補正箇所の取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・②変更あり：これまでの審査を踏まえた変更 ・②変更あり：これまでの審査を踏まえた変更 ・②変更あり：これまでの審査を踏まえた変更 ・②変更あり：これまでの審査を踏まえた変更

東海第二発電所 補正書（追補1 1. 14）比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 第四回補正申請（平成30年6月27日）	6/21 補正箇所の取扱い
<p>図に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> 常設代替高圧電源装置 常設代替高圧電源装置燃料移送系配管・弁 常設代替高圧電源装置～緊急用M/C～M/C 2C及び2D電路 緊急用M/C～緊急用MCC電路 燃料給油設備 <p>ii) 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機による非常用高圧母線への給電 HPCS D/GからM/C 2C（又は2D）へ給電する手段がある。 HPCS D/GによるM/C 2C（又は2D）への給電で使用する設備は以下のとおり。 単線結線図を第1.14.1-3図に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> HPCS D/G 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料油デイタンク M/C HPCS M/C 2E HPCS D/G～M/C HPCS～M/C 2E～M/C 2C及び2D電路 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプ 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプ～HPCS D/G流路 軽油貯蔵タンク 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送ポンプ 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送系配管・弁 <p>iii) 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機による非常用低圧母線への給電 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機からP/C 2Dへ給電する手段がある。 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機によるP/C 2Dへの給電で使用する設備は以下のと</p>	<p>結線図を第1.14.1-3図に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> 常設代替高圧電源装置 常設代替高圧電源装置～緊急用M/C～M/C 2C及び2D電路 緊急用M/C～緊急用MCC電路 燃料給油設備 <p>ii) 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機による非常用高圧母線への給電 HPCS D/GからM/C 2C（又は2D）へ給電する手段がある。 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機による非常用高圧母線への給電で使用する設備は以下のとおり。単線結線図を第1.14.1-3図に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> HPCS D/G 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料油デイタンク M/C HPCS M/C 2E HPCS D/G～M/C HPCS～M/C 2E～M/C 2C及び2D電路 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプ 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプ～HPCS D/G流路 軽油貯蔵タンク 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送ポンプ 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送系配管・弁 <p>iii) 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機による非常用低圧母線への給電 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機からP/C 2Dへ給電する手段がある。 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機によるP/C 2Dへの給電で使用する設備は以下のと</p>	<p>図に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> 常設代替高圧電源装置 常設代替高圧電源装置燃料移送系配管・弁 常設代替高圧電源装置～緊急用M/C～M/C 2C及び2D電路 緊急用M/C～緊急用MCC電路 燃料給油設備 <p>ii) 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機による非常用高圧母線への給電 HPCS D/GからM/C 2C（又は2D）へ給電する手段がある。 HPCS D/GによるM/C 2C（又は2D）への給電で使用する設備は以下のとおり。 単線結線図を第1.14.1-3図に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> HPCS D/G 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料油デイタンク M/C HPCS M/C 2E HPCS D/G～M/C HPCS～M/C 2E～M/C 2C及び2D電路 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプ 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプ～HPCS D/G流路 軽油貯蔵タンク 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送ポンプ 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送系配管・弁 <p>iii) 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機による非常用低圧母線への給電 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機からP/C 2Dへ給電する手段がある。 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機によるP/C 2Dへの給電で使用する設備は以下のと</p>	<p>・②変更あり：これまでの審査を踏まえた変更</p> <p>・②変更あり：定義済用語の反映等</p>

東海第二発電所 補正書（追補1 1. 14）比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 第四回補正申請（平成30年6月27日）	6/21 補正箇所の取扱い
<p>おり。単線結線図を第1.14.1-3図に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策室建屋ガスタービン発電機 ・緊急時対策室建屋ガスタービン発電機用燃料タンク ・緊急時対策室建屋ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ ・緊急時対策室建屋ガスタービン発電機用燃料移送系配管・弁 ・緊急時対策室建屋ガスタービン発電機～P/C 2D電路 <p>iv) 可搬型代替交流電源設備による非常用低圧母線への給電</p> <p>可搬型代替交流電源設備を非常用所内電気設備に接続し、P/C 2C・2Dへ給電する手段がある。</p> <p>可搬型代替交流電源設備による給電で使用する設備は以下のとおり。単線結線図を第1.14.1-3図に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型代替低圧電源車 ・可搬型代替低圧電源車～可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）又は（東側）～P/C 2C及び2D電路 ・可搬型代替低圧電源車～常用MCC（水処理建屋）～P/C 2C及び2D電路 ・可搬型代替低圧電源車～常用MCC（屋内開閉所）～P/C 2D電路 ・燃料給油設備 <p>(b) 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替直流電源による給電</p> <p>設計基準事故対処設備である非常用ディーゼル発電機の故障により充電器を経由した直流設備への給電ができない場合は、代替直流電源設備による給電にて炉心の著しい損傷等を防止するために必要な電力を確保する。</p> <p>i) 所内常設直流電源設備による直流125V主母線</p>	<p>おり。単線結線図を第1.14.1-3図に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策室建屋ガスタービン発電機 ・緊急時対策室建屋ガスタービン発電機用燃料タンク ・緊急時対策室建屋ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ ・緊急時対策室建屋ガスタービン発電機用燃料移送系配管・弁 ・緊急時対策室建屋ガスタービン発電機～P/C 2D電路 <p>iv) 可搬型代替交流電源設備による非常用低圧母線への給電</p> <p>可搬型代替交流電源設備を非常用所内電気設備に接続し、給電する手段がある。</p> <p>可搬型代替交流電源設備による非常用低圧母線への給電で使用する設備は以下のとおり。単線結線図を第1.14.1-3図に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型代替低圧電源車 ・可搬型代替低圧電源車～可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）又は（東側）～P/C 2C及び2D電路 ・可搬型代替低圧電源車～常用MCC（水処理建屋）～P/C 2C及び2D電路 ・可搬型代替低圧電源車～常用MCC（屋内開閉所）～P/C 2D電路 ・燃料給油設備 <p>(b) 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替直流電源による給電</p> <p>設計基準事故対処設備である2C・2D非常用ディーゼル発電機の故障により充電器を経由した直流設備への給電ができない場合は、代替直流電源設備による給電にて炉心の著しい損傷等を防止するために必要な電力を確保する。</p> <p>i) 所内常設直流電源設備による直流125V主母線</p>	<p>おり。単線結線図を第1.14.1-3図に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策室建屋ガスタービン発電機 ・緊急時対策室建屋ガスタービン発電機用燃料タンク ・緊急時対策室建屋ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ ・緊急時対策室建屋ガスタービン発電機用燃料移送系配管・弁 ・緊急時対策室建屋ガスタービン発電機～P/C 2D電路 <p>iv) 可搬型代替交流電源設備による非常用低圧母線への給電</p> <p>可搬型代替交流電源設備を非常用所内電気設備に接続し、P/C 2C・2Dへ給電する手段がある。</p> <p>可搬型代替交流電源設備による給電で使用する設備は以下のとおり。単線結線図を第1.14.1-3図に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型代替低圧電源車 ・可搬型代替低圧電源車～可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）又は（東側）～P/C 2C及び2D電路 ・可搬型代替低圧電源車～常用MCC（水処理建屋）～P/C 2C及び2D電路 ・可搬型代替低圧電源車～常用MCC（屋内開閉所）～P/C 2D電路 ・燃料給油設備 <p>(b) 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替直流電源による給電</p> <p>設計基準事故対処設備である非常用ディーゼル発電機の故障により充電器を経由した直流設備への給電ができない場合は、代替直流電源設備による給電にて炉心の著しい損傷等を防止するために必要な電力を確保する。</p> <p>i) 所内常設直流電源設備による直流125V主母線</p>	<p>・②変更あり：これまでの審査を踏まえた変更</p> <p>・②変更あり：これまでの審査を踏まえた変更</p> <p>・②変更あり：これまでの審査を踏まえた変更</p>

東海第二発電所 補正書（追補 1 1. 1 4）比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 第四回補正申請（平成30年6月27日）	6/21 補正箇所の取扱い
<p>盤への給電</p> <p>非常用ディーゼル発電機の故障により直流125V充電器A・Bを経由した直流設備への給電ができない場合は、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備による給電を開始するまでの間、所内常設直流電源設備により24時間にわたり直流設備へ給電する手段がある。</p> <p>所内常設直流電源設備による直流125V主母線盤への給電で使用する設備は以下のとおり。単線結線図を第1.14.1-4図に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・125V系蓄電池A系 ・125V系蓄電池B系 ・125V系蓄電池A系～直流125V主母線盤2A電路 ・125V系蓄電池B系～直流125V主母線盤2B電路 <p>ii) 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機による直流125V主母線盤への給電</p> <p>非常用ディーゼル発電機の故障、所内常設直流電源設備の蓄電池の枯渇により直流設備への給電ができない場合は、HPCS D/G及び直流125V予備充電器を組合わせて直流設備へ給電する手段がある。</p> <p>HPCS D/Gによる直流125V主母線盤2A（又は2B）への給電で使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・HPCS D/G ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料油デイタンク ・M/C HPCS ・MCC HPCS ・直流125V予備充電器 ・HPCS D/G～M/C HPCS～MCC HPCS～直流125V予備充電器～直流125V主母線盤2A及び2B電路 	<p>盤への給電</p> <p>2C・2D非常用ディーゼル発電機の故障により直流125V充電器A・Bを経由した直流設備への給電ができない場合は、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備による給電を開始するまでの間、所内常設直流電源設備により24時間にわたり直流設備へ給電する手段がある。</p> <p>所内常設直流電源設備による直流125V主母線盤への給電で使用する設備は以下のとおり。単線結線図を第1.14.1-4図に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・125V系蓄電池A系 ・125V系蓄電池B系 ・125V系蓄電池A系～直流125V主母線盤2A電路 ・125V系蓄電池B系～直流125V主母線盤2B電路 <p>ii) 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機による直流125V主母線盤への給電</p> <p>2C・2D非常用ディーゼル発電機の故障、所内常設直流電源設備の蓄電池の枯渇により直流設備への給電ができない場合は、HPCS D/G及び直流125V予備充電器を組合わせて直流設備へ給電する手段がある。</p> <p>高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機による直流125V主母線盤への給電で使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・HPCS D/G ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料油デイタンク ・M/C HPCS ・MCC HPCS ・直流125V予備充電器 ・HPCS D/G～M/C HPCS～MCC HPCS～直流125V予備充電器～直流125V主母線盤2A及び2B電路 	<p>盤への給電</p> <p>非常用ディーゼル発電機の故障により直流125V充電器A・Bを経由した直流設備への給電ができない場合は、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備による給電を開始するまでの間、所内常設直流電源設備により24時間にわたり直流設備へ給電する手段がある。</p> <p>所内常設直流電源設備による直流125V主母線盤への給電で使用する設備は以下のとおり。単線結線図を第1.14.1-4図に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・125V系蓄電池A系 ・125V系蓄電池B系 ・125V系蓄電池A系～直流125V主母線盤2A電路 ・125V系蓄電池B系～直流125V主母線盤2B電路 <p>ii) 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機による直流125V主母線盤への給電</p> <p>非常用ディーゼル発電機の故障、所内常設直流電源設備の蓄電池の枯渇により直流設備への給電ができない場合は、HPCS D/G及び直流125V予備充電器を組合わせて直流設備へ給電する手段がある。</p> <p>HPCS D/Gによる直流125V主母線盤2A（又は2B）への給電で使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・HPCS D/G ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料油デイタンク ・M/C HPCS ・MCC HPCS ・直流125V予備充電器 ・HPCS D/G～M/C HPCS～MCC HPCS～直流125V予備充電器～直流125V主母線盤2A及び2B電路 	<p>・②変更あり：これまでの審査を踏まえた変更</p> <p>・②変更あり：これまでの審査を踏まえた変更</p> <p>・②変更あり：定義済用語の反映等</p>

東海第二発電所 補正書（追補1 1. 14）比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 第四回補正申請（平成30年6月27日）	6/21 補正箇所の取扱い
<p>・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプ</p> <p>・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプ～HPCSD/G流路</p> <p>・軽油貯蔵タンク</p> <p>・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送ポンプ</p> <p>・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送系配管・弁</p> <p>iii) 可搬型代替直流電源設備による直流125V主母線盤への給電</p> <p>非常用ディーゼル発電機の故障により、所内常設直流電源設備の蓄電池の枯渇により直流設備への給電ができない場合は、可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器を組み合わせた可搬型代替直流電源設備により直流125V主母線盤2A（又は2B）へ給電する手段がある。</p> <p>可搬型代替直流電源設備による直流125V主母線盤への給電で使用する設備は以下のとおり。単線結線図を第1.14.1-4図に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型代替低圧電源車 ・可搬型整流器 ・可搬型代替低圧電源車～可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）及び（東側）～可搬型整流器～直流125V主母線盤2A及び2B電路 ・燃料給油設備 <p>(c) 重大事故等対処設備と自主対策設備</p> <p>常設代替交流電源設備による非常用高圧母線への給電で使用する設備のうち、常設代替高圧電源装置、常設代替高圧電源装置～M/C 2C及び2D電路、常設代替高圧電源装置燃料移送系配管・弁並びに燃料給油設備は重大事故等対処設備として位置付ける。</p> <p>高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機による非</p>	<p>・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプ</p> <p>・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプ～HPCSD/G流路</p> <p>・軽油貯蔵タンク</p> <p>・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送ポンプ</p> <p>・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送系配管・弁</p> <p>iii) 可搬型代替直流電源設備による直流125V主母線盤への給電</p> <p>2C・2D非常用ディーゼル発電機の故障により、所内常設直流電源設備の蓄電池の枯渇により直流設備への給電ができない場合は、可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器を組み合わせた可搬型代替直流電源設備により直流設備へ給電する手段がある。</p> <p>可搬型代替直流電源設備による直流125V主母線盤への給電で使用する設備は以下のとおり。単線結線図を第1.14.1-4図に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型代替低圧電源車 ・可搬型整流器 ・可搬型代替低圧電源車～可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）及び（東側）～可搬型整流器～直流125V主母線盤2A及び2B電路 ・燃料給油設備 <p>(c) 重大事故等対処設備と自主対策設備</p> <p>常設代替交流電源設備による非常用高圧母線への給電で使用する設備のうち、常設代替高圧電源装置、常設代替高圧電源装置～M/C 2C及び2D電路、緊急用M/C～緊急用MCC電路、常設代替高圧電源装置燃料移送系配管・弁並びに燃料給油設備は重大事故等対処設備として位置付ける。</p> <p>高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機による非</p>	<p>・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプ</p> <p>・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプ～HPCSD/G流路</p> <p>・軽油貯蔵タンク</p> <p>・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送ポンプ</p> <p>・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送系配管・弁</p> <p>iii) 可搬型代替直流電源設備による直流125V主母線盤への給電</p> <p>非常用ディーゼル発電機の故障により、所内常設直流電源設備の蓄電池の枯渇により直流設備への給電ができない場合は、可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器を組み合わせた可搬型代替直流電源設備により直流125V主母線盤2A（又は2B）へ給電する手段がある。</p> <p>可搬型代替直流電源設備による直流125V主母線盤への給電で使用する設備は以下のとおり。単線結線図を第1.14.1-4図に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型代替低圧電源車 ・可搬型整流器 ・可搬型代替低圧電源車～可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）及び（東側）～可搬型整流器～直流125V主母線盤2A及び2B電路 ・燃料給油設備 <p>(c) 重大事故等対処設備と自主対策設備</p> <p>常設代替交流電源設備による非常用高圧母線への給電で使用する設備のうち、常設代替高圧電源装置、常設代替高圧電源装置～M/C 2C及び2D電路、常設代替高圧電源装置燃料移送系配管・弁並びに燃料給油設備は重大事故等対処設備として位置付ける。</p> <p>高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機による非</p>	<p>6/21 補正箇所の取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・②変更あり：これまでの審査を踏まえた変更 ・②変更あり：これまでの審査を踏まえた変更 ・②変更あり：これまでの審査を踏まえた変更

東海第二発電所 補正書（追補1 1. 14）比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 第四回補正申請（平成30年6月27日）	6/21 補正箇所の取扱い
<p>常用高圧母線への給電で使用する設備のうち、HPCS D/G、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料油デイトンク、M/C HPCS、M/C 2E、HPCS D/G~M/C HPCS~M/C 2E~M/C 2C又は2D電路、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプ、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプ~HPCS D/G、軽油貯蔵タンク、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送ポンプ及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送系配管・弁は重大事故等対処設備として位置付ける。</p> <p>可搬型代替交流電源設備による非常用低圧母線への給電で使用する設備のうち、可搬型代替低圧電源車、可搬型代替低圧電源車~可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）及び（東側）~P/C 2C及び2D電路並びに燃料給油設備は重大事故等対処設備として位置付ける。</p> <p>所内常設直流電源設備による直流125V主母線盤等への給電で使用する設備のうち、125V系蓄電池A系、125V系蓄電池B系、125V系蓄電池A系~直流125V主母線盤2A電路及び125V系蓄電池B系~直流125V主母線盤2B電路は重大事故等対処設備として位置付ける。</p> <p>高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機による直流125V主母線盤への給電で使用する設備のうち、HPCS D/G、125V系蓄電池HPCS、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料油デイトンク、M/C HPCS、MCC HPCS、HPCS D/G~M/C HPCS~MCC HPCS電路、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプ、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプ~HPCS D/G流路、軽油貯蔵タンク、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送ポンプ及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送系配管・弁は重大事故等対処設備として位置付ける。</p>	<p>常用高圧母線への給電で使用する設備のうち、HPCS D/G、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料油デイトンク、M/C HPCS、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプ、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプ~HPCS D/G、軽油貯蔵タンク、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送ポンプ及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送系配管・弁は重大事故等対処設備として位置付ける。</p> <p>可搬型代替交流電源設備による非常用低圧母線への給電で使用する設備のうち、可搬型代替低圧電源車、可搬型代替低圧電源車~可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）及び（東側）~P/C 2C及び2D電路並びに燃料給油設備は重大事故等対処設備として位置付ける。</p> <p>所内常設直流電源設備による直流125V主母線盤への給電で使用する設備のうち、125V系蓄電池A系、125V系蓄電池B系、125V系蓄電池A系~直流125V主母線盤2A電路及び125V系蓄電池B系~直流125V主母線盤2B電路は重大事故等対処設備として位置付ける。</p> <p>高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機による直流125V主母線盤への給電で使用する設備のうち、HPCS D/G、125V系蓄電池HPCS、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料油デイトンク、M/C HPCS、MCC HPCS、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプ、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプ~HPCS D/G流路、軽油貯蔵タンク、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送ポンプ及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送系配管・弁は重大事故等対処設備として位置付ける。</p>	<p>常用高圧母線への給電で使用する設備のうち、HPCS D/G、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料油デイトンク、M/C HPCS、HPCS D/G~M/C HPCS電路、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプ、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプ~HPCS D/G、軽油貯蔵タンク、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送ポンプ及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送系配管・弁は重大事故等対処設備として位置付ける。</p> <p>可搬型代替交流電源設備による非常用低圧母線への給電で使用する設備のうち、可搬型代替低圧電源車、可搬型代替低圧電源車~可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）及び（東側）~P/C 2C及び2D電路並びに燃料給油設備は重大事故等対処設備として位置付ける。</p> <p>所内常設直流電源設備による直流125V主母線盤への給電で使用する設備のうち、125V系蓄電池A系、125V系蓄電池B系、125V系蓄電池A系~直流125V主母線盤2A電路及び125V系蓄電池B系~直流125V主母線盤2B電路は重大事故等対処設備として位置付ける。</p> <p>高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機による直流125V主母線盤への給電で使用する設備のうち、HPCS D/G、125V系蓄電池HPCS、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料油デイトンク、M/C HPCS、MCC HPCS、HPCS D/G~M/C HPCS~MCC HPCS電路、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプ、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプ~HPCS D/G流路、軽油貯蔵タンク、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送ポンプ及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送系配管・弁は重大事故等対処設備として位置付ける。</p>	<p>・③変更あり：重大事故等対処設備の範囲の適正化</p> <p>・①変更なし：記載の適正化</p> <p>・②変更あり：これまでの審査を踏まえた変更</p>

東海第二発電所 補正書（追補 1 1. 1 4）比較表 【対象項目： 第 5 7 条】

<分類種別>
 ①：変更なし（第 3 回補正申請のまま）
 ②：変更あり（第 2 回補正申請の内容に修正）
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成 3 0 年 5 月 3 1 日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成 3 0 年 6 月 2 1 日）	東海第二発電所 第四回補正申請（平成 3 0 年 6 月 2 7 日）	6/21 補正箇所の取扱い
<p>可搬型代替直流電源設備による直流125V主母線盤への給電で使用する設備のうち、可搬型代替低圧電源車、可搬型整流器、可搬型代替低圧電源車～可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）及び（東側）～可搬型整流器～直流125V主母線盤 2 A及び 2 B 電路並びに燃料給油設備は重大事故等対処設備として位置付ける。</p> <p>これらの機能喪失原因対策分析の結果により選定した設備は、審査基準及び基準規則に要求される設備が全て網羅されている。</p> <p>以上の重大事故等対処設備により、設計基準事故対処設備の故障で交流電源が喪失した場合においても、炉心の著しい損傷等を防止するために必要な電力を確保できる。</p> <p>また、以下の設備はプラント状況によっては事故対応に有効な設備であるため、自主対策設備として位置付ける。あわせて、その理由を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・M/C HPCS～M/C 2 E～M/C 2 C 又は 2 D 電路 <p>耐震性は確保されていないが、M/C 2 E を経由する電路の健全性が確認でき、HPCS D/G が健全であり、かつ高圧炉心スプレイ系ポンプの停止が可能な場合において、重大事故等の対処に必要な電源を確保するための手段として有効である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策室建屋ガスタービン発電機、緊急時対策室建屋ガスタービン発電機用燃料タンク、緊急時対策室建屋ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ、緊急時対策室建屋ガスタービン発電機用燃料移送系配管・弁及び緊急時対策室建屋ガスタービン発電機～P/C 2 D 電路 <p>耐震性は確保されていないが、緊急時対策室建屋ガスタービン発電機等が健全である場合において、重大事故等の対処に必要な電源を確保するための手段として有効で</p>	<p>可搬型代替直流電源設備による直流125V主母線盤への給電で使用する設備のうち、可搬型代替低圧電源車、可搬型整流器、可搬型代替低圧電源車～可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）及び（東側）～可搬型整流器～直流125V主母線盤 2 A及び 2 B 電路並びに燃料給油設備は重大事故等対処設備として位置付ける。</p> <p>これらの機能喪失原因対策分析の結果により選定した設備は、審査基準及び基準規則に要求される設備が全て網羅されている。</p> <p>以上の重大事故等対処設備により、設計基準事故対処設備の故障で交流電源が喪失した場合においても、炉心の著しい損傷等を防止するために必要な電力を確保できる。</p> <p>また、以下の設備はプラント状況によっては事故対応に有効な設備であるため、自主対策設備として位置付ける。あわせて、その理由を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・M/C 2 E, M/C HPCS～M/C 2 E ～M/C 2 C 又は 2 D 電路 <p>耐震性は確保されていないが、M/C 2 E を経由する電路の健全性が確認でき、HPCS D/G が健全であり、かつ高圧炉心スプレイ系ポンプの停止が可能な場合において、重大事故等の対処に必要な電源を確保するための手段として有効である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策室建屋ガスタービン発電機、緊急時対策室建屋ガスタービン発電機用燃料タンク、緊急時対策室建屋ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ、緊急時対策室建屋ガスタービン発電機用燃料移送系配管・弁及び緊急時対策室建屋ガスタービン発電機～P/C 2 D 電路 <p>耐震性は確保されていないが、緊急時対策室建屋ガスタービン発電機等が健全である場合において、重大事故等の対処に必要な電源を確保するための手段として有効で</p>	<p>可搬型代替直流電源設備による直流125V主母線盤への給電で使用する設備のうち、可搬型代替低圧電源車、可搬型整流器、可搬型代替低圧電源車～可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）及び（東側）～可搬型整流器～直流125V主母線盤 2 A及び 2 B 電路並びに燃料給油設備は重大事故等対処設備として位置付ける。</p> <p>これらの機能喪失原因対策分析の結果により選定した設備は、審査基準及び基準規則に要求される設備が全て網羅されている。</p> <p>以上の重大事故等対処設備により、設計基準事故対処設備の故障で交流電源が喪失した場合においても、炉心の著しい損傷等を防止するために必要な電力を確保できる。</p> <p>また、以下の設備はプラント状況によっては事故対応に有効な設備であるため、自主対策設備として位置付ける。あわせて、その理由を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・M/C 2 E, M/C HPCS～M/C 2 E ～M/C 2 C 又は 2 D 電路 <p>耐震性は確保されていないが、M/C 2 E を経由する電路の健全性が確認でき、HPCS D/G が健全であり、かつ高圧炉心スプレイ系ポンプの停止が可能な場合において、重大事故等の対処に必要な電源を確保するための手段として有効である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策室建屋ガスタービン発電機、緊急時対策室建屋ガスタービン発電機用燃料タンク、緊急時対策室建屋ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ、緊急時対策室建屋ガスタービン発電機用燃料移送系配管・弁及び緊急時対策室建屋ガスタービン発電機～P/C 2 D 電路 <p>耐震性は確保されていないが、緊急時対策室建屋ガスタービン発電機等が健全である場合において、重大事故等の対処に必要な電源を確保するための手段として有効で</p>	<p>6/21 補正箇所の取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・①変更なし：自主対策設備の範囲の適正化

東海第二発電所 補正書（追補 1 1. 1 4）比較表 【対象項目： 第 5 7 条】

<分類種別>
 ①：変更なし（第 3 回補正申請のまま）
 ②：変更あり（第 2 回補正申請の内容に修正）
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成 3 0 年 5 月 3 1 日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成 3 0 年 6 月 2 1 日）	東海第二発電所 第四回補正申請（平成 3 0 年 6 月 2 7 日）	6/21 補正箇所の取扱い
<p>ある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型代替低圧電源車～常用MCC（水処理建屋）～P/C 2C及び2D電路並びに可搬型代替低圧電源車～常用MCC（屋内開閉所）～P/C 2D電路 <p>耐震性は確保されていないが、電路が健全である場合において、重大事故等の対処に必要な電源を確保するための手段として有効である。</p> <ul style="list-style-type: none"> MCC HPCS～直流125V予備充電器～直流125V主母線盤 2A又は2B電路 <p>耐震性は確保されていないが、HPCS D/Gが健全であり、かつ直流125V予備充電器を経由する電路の健全性が確認できた場合において、重大事故等の対処に必要な直流電源を確保するための手段として有効である。</p> <p>e. 代替海水送水による対応手段及び設備</p> <p>(a) 代替海水送水による電源給電機能の復旧</p> <p>2C・2D D/G又はHPCS D/Gの機関冷却用の海水供給機能が喪失することにより、2C・2D D/G又はHPCS D/Gによる非常用所内電気設備への給電ができない場合は、可搬型代替注水大型ポンプにより2C・2D非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系に海水を送水し、2C・2D D/G又はHPCS D/Gの電源給電機能を復旧する手段がある。</p> <p>2C・2D非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系への代替送水による2C・2D D/G又はHPCS D/Gの電源給電機能の復旧で使用する設備は以下のとおり。概要図を第1.14.1-5図に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> 2C D/G 	<p>ある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型代替低圧電源車～常用MCC（水処理建屋）～P/C 2C及び2D電路並びに可搬型代替低圧電源車～常用MCC（屋内開閉所）～P/C 2D電路 <p>耐震性は確保されていないが、電路が健全である場合において、重大事故等の対処に必要な電源を確保するための手段として有効である。</p> <ul style="list-style-type: none"> 直流125V予備充電器, HPCS D/G～M/C HPCS～MCC HPCS～直流125V予備充電器～直流125V主母線盤 2A及び2B電路 <p>耐震性は確保されていないが、HPCS D/Gが健全であり、かつ直流125V予備充電器を経由する電路の健全性が確認できた場合において、重大事故等の対処に必要な直流電源を確保するための手段として有効である。</p> <p>e. 代替海水送水による対応手段及び設備</p> <p>(a) 代替海水送水による電源給電機能の復旧</p> <p>2C・2D D/G又はHPCS D/Gの機関冷却用の海水供給機能が喪失することにより、2C・2D D/G又はHPCS D/Gによる非常用所内電気設備への給電ができない場合は、可搬型代替注水大型ポンプにより2C・2D非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系に海水を送水し、2C・2D D/G又はHPCS D/Gの電源給電機能を復旧する手段がある。</p> <p>2C・2D非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系への代替送水による2C・2D D/G又はHPCS D/Gの電源給電機能の復旧で使用する設備は以下のとおり。概要図を第1.14.1-5図に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> 2C D/G 	<p>ある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型代替低圧電源車～常用MCC（水処理建屋）～P/C 2C及び2D電路並びに可搬型代替低圧電源車～常用MCC（屋内開閉所）～P/C 2D電路 <p>耐震性は確保されていないが、電路が健全である場合において、重大事故等の対処に必要な電源を確保するための手段として有効である。</p> <ul style="list-style-type: none"> 直流125V予備充電器, MCC HPCS～直流125V予備充電器～直流125V主母線盤 2A又は2B電路 <p>耐震性は確保されていないが、HPCS D/Gが健全であり、かつ直流125V予備充電器を経由する電路の健全性が確認できた場合において、重大事故等の対処に必要な直流電源を確保するための手段として有効である。</p> <p>e. 代替海水送水による対応手段及び設備</p> <p>(a) 代替海水送水による電源給電機能の復旧</p> <p>2C・2D D/G又はHPCS D/Gの機関冷却用の海水供給機能が喪失することにより、2C・2D D/G又はHPCS D/Gによる非常用所内電気設備への給電ができない場合は、可搬型代替注水大型ポンプにより2C・2D非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系に海水を送水し、2C・2D D/G又はHPCS D/Gの電源給電機能を復旧する手段がある。</p> <p>2C・2D非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系への代替送水による2C・2D D/G又はHPCS D/Gの電源給電機能の復旧で使用する設備は以下のとおり。概要図を第1.14.1-5図に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> 2C D/G 	<ul style="list-style-type: none"> ①変更なし：自主対策設備の範囲の適正化(直流125V予備充電器) ②変更あり：これまでの審査を踏まえた変更(電路)

東海第二発電所 補正書（追補1 1. 14）比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 第四回補正申請（平成30年6月27日）	6/21 補正箇所の取扱い
<p>・2D D/G ・HPCS D/G ・可搬型代替注水大型ポンプ ・可搬型代替注水大型ポンプ～2C・2D D/G及びHPCS D/G流路 ・燃料給油設備</p> <p>(b) 重大事故等対処設備と自主対策設備 代替海水送水による電源給電機能の復旧のうち、2C D/G、2D D/G及びHPCS D/Gは重大事故等対処設備として位置付ける。 これらの機能喪失原因対策分析の結果により選定した設備は、審査基準及び基準規則に要求される設備が全て網羅されている。 以上の重大事故等対処設備により、設計基準事故対処設備の故障で交流電源が喪失した場合においても、炉心の著しい損傷等を防止するために必要な電力を確保できる。 また、以下の設備はプラント状況によっては事故対応に有効な設備であるため、自主対策設備として位置付ける。あわせて、その理由を示す。 ・可搬型代替注水大型ポンプ</p> <p>車両の移動、設置及びホース接続等に時間を要し、想定する事故シーケンスに対して有効性を確認できないが、2C・2D D/G又はHPCS D/Gが使用可能な場合は、2C・2D非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系に海水を送水し、2C・2D非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系の冷却機能を確保することで、2C・2D D/G又はHPCS D/Gの電源給電機能を復旧できるため、重大事故等の対処に必要な電源を確保するための手段として有効であ</p>	<p>・2D D/G ・HPCS D/G ・可搬型代替注水大型ポンプ ・可搬型代替注水大型ポンプ～2C・2D D/G及びHPCS D/G流路 ・燃料給油設備</p> <p>(b) 重大事故等対処設備と自主対策設備 代替海水送水による電源給電機能の復旧のうち、2C D/G、2D D/G及びHPCS D/Gは重大事故等対処設備として位置付ける。 これらの機能喪失原因対策分析の結果により選定した設備は、審査基準及び基準規則に要求される設備が全て網羅されている。 以上の重大事故等対処設備により、設計基準事故対処設備の故障で交流電源が喪失した場合においても、炉心の著しい損傷等を防止するために必要な電力を確保できる。 また、以下の設備はプラント状況によっては事故対応に有効な設備であるため、自主対策設備として位置付ける。あわせて、その理由を示す。 ・可搬型代替注水大型ポンプ、可搬型代替注水大型ポンプ～2C・2D D/G及びHPCS D/G流路</p> <p>車両の移動、設置及びホース接続等に時間を要し、想定する事故シーケンスに対して有効性を確認できないが、2C・2D D/G又はHPCS D/Gが使用可能な場合は、2C・2D非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系に海水を送水し、2C・2D非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系の冷却機能を確保することで、2C・2D D/G又はHPCS D/Gの電源給電機能を復旧できるため、重大事故等の対処に必要な電源を確保するための手段として有効であ</p>	<p>・2D D/G ・HPCS D/G ・可搬型代替注水大型ポンプ ・可搬型代替注水大型ポンプ～2C・2D D/G及びHPCS D/G流路 ・燃料給油設備</p> <p>(b) 重大事故等対処設備と自主対策設備 代替海水送水による電源給電機能の復旧のうち、2C D/G、2D D/G及びHPCS D/Gは重大事故等対処設備として位置付ける。 これらの機能喪失原因対策分析の結果により選定した設備は、審査基準及び基準規則に要求される設備が全て網羅されている。 以上の重大事故等対処設備により、設計基準事故対処設備の故障で交流電源が喪失した場合においても、炉心の著しい損傷等を防止するために必要な電力を確保できる。 また、以下の設備はプラント状況によっては事故対応に有効な設備であるため、自主対策設備として位置付ける。あわせて、その理由を示す。 ・可搬型代替注水大型ポンプ</p> <p>車両の移動、設置及びホース接続等に時間を要し、想定する事故シーケンスに対して有効性を確認できないが、2C・2D D/G又はHPCS D/Gが使用可能な場合は、2C・2D非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系に海水を送水し、2C・2D非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系の冷却機能を確保することで、2C・2D D/G又はHPCS D/Gの電源給電機能を復旧できるため、重大事故等の対処に必要な電源を確保するための手段として有効であ</p>	<p>6/21 補正箇所の取扱い</p> <p>・②変更あり：これまでの審査を踏まえた変更</p>

東海第二発電所 補正書（追補1 1. 14）比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 第四回補正申請（平成30年6月27日）	6/21 補正箇所の取扱い
<p>る。</p> <p>・可搬型代替注水大型ポンプ～2C・2D D/G及びHPCS D/G流路</p> <p>耐震性は確保されていないが、流路の健全性が確認できた場合において、重大事故等の対処に必要な直流電源を確保するための手段として有効である。</p> <p>f. 燃料補給のための対応手段及び設備</p> <p>(a) 燃料給油設備による給油</p> <p>i) 可搬型設備用軽油タンクから各機器への給油</p> <p>重大事故等の対処で使用する可搬型代替低圧電源車、窒素供給装置用電源車、可搬型代替注水中型ポンプ及び可搬型代替注水大型ポンプ等を必要な期間継続して運転させるため、燃料給油設備により給油する手段がある。</p> <p>可搬型設備用軽油タンクから各機器への給油で使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型設備用軽油タンク ・タンクローリ <p>ii) 軽油貯蔵タンクから常設代替高圧電源装置への給油</p> <p>重大事故等の対処で使用する常設代替高圧電源装置を必要な期間継続して運転させるため、燃料給油設備により給油する手段がある。</p> <p>軽油貯蔵タンクから常設代替高圧電源装置への給油で使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軽油貯蔵タンク ・常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプ <p>(b) 重大事故等対処設備と自主対策設備</p> <p>可搬型設備用軽油タンクから各機器への給油で使用する設備のうち、可搬型設備用軽油タンク、タンクローリは重大事故等対処設備として位置付ける。</p>	<p>る。</p> <p>また、耐震性は確保されていないが、流路の健全性が確認できた場合において、重大事故等の対処に必要な直流電源を確保するための手段として有効である。</p> <p>f. 燃料補給のための対応手段及び設備</p> <p>(a) 燃料給油設備による給油</p> <p>i) 可搬型設備用軽油タンクから各機器への給油</p> <p>重大事故等の対処で使用する可搬型代替低圧電源車、窒素供給装置用電源車、可搬型代替注水中型ポンプ、可搬型代替注水大型ポンプ及びタンクローリ（走行用の燃料タンク）等を必要な期間継続して運転させるため、燃料給油設備により給油する手段がある。</p> <p>可搬型設備用軽油タンクから各機器への給油で使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型設備用軽油タンク ・タンクローリ <p>ii) 軽油貯蔵タンクから常設代替高圧電源装置への給油</p> <p>重大事故等の対処で使用する常設代替高圧電源装置を必要な期間継続して運転させるため、燃料給油設備により給油する手段がある。</p> <p>軽油貯蔵タンクから常設代替高圧電源装置への給油で使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軽油貯蔵タンク ・常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプ ・常設代替高圧電源装置燃料移送系配管・弁 <p>(b) 重大事故等対処設備と自主対策設備</p> <p>可搬型設備用軽油タンクから各機器への給油で使用する設備のうち、可搬型設備用軽油タンク、タンクローリは重大事故等対処設備として位置付ける。</p>	<p>る。</p> <p>・可搬型代替注水大型ポンプ～2C・2D D/G及びHPCS D/G流路</p> <p>耐震性は確保されていないが、流路の健全性が確認できた場合において、重大事故等の対処に必要な直流電源を確保するための手段として有効である。</p> <p>f. 燃料補給のための対応手段及び設備</p> <p>(a) 燃料給油設備による給油</p> <p>i) 可搬型設備用軽油タンクから各機器への給油</p> <p>重大事故等の対処で使用する可搬型代替低圧電源車、窒素供給装置用電源車、可搬型代替注水中型ポンプ及び可搬型代替注水大型ポンプ等を必要な期間継続して運転させるため、燃料給油設備により給油する手段がある。</p> <p>可搬型設備用軽油タンクから各機器への給油で使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型設備用軽油タンク ・タンクローリ <p>ii) 軽油貯蔵タンクから常設代替高圧電源装置への給油</p> <p>重大事故等の対処で使用する常設代替高圧電源装置を必要な期間継続して運転させるため、燃料給油設備により給油する手段がある。</p> <p>軽油貯蔵タンクから常設代替高圧電源装置への給油で使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軽油貯蔵タンク ・常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプ <p>(b) 重大事故等対処設備と自主対策設備</p> <p>可搬型設備用軽油タンクから各機器への給油で使用する設備のうち、可搬型設備用軽油タンク、タンクローリは重大事故等対処設備として位置付ける。</p>	<p>・②変更あり：これまでの審査を踏まえた変更</p> <p>・②変更あり：これまでの審査を踏まえた変更</p> <p>・②変更あり：これまでの審査を踏まえた変更</p>

東海第二発電所 補正書（追補1 1.14）比較表 【対象項目：第57条】

<分類種別>
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 第四回補正申請（平成30年6月27日）	6/21 補正箇所の取扱い
<p>軽油貯蔵タンクから常設代替高圧電源装置への給油で使用する設備のうち、軽油貯蔵タンク及び常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプは重大事故等対処設備として位置付ける。</p> <p>これらの選定した設備は、審査基準及び基準規則に要求される設備が全て網羅されている。</p> <p>以上の重大事故等対処設備により、重大事故等の対処で使用する設備の燃料を確保し、必要な期間運転を継続することができる。</p> <p>g. 手順等 上記「a. 代替電源（交流）による対応手段及び設備」、「b. 代替電源（直流）による対応手段及び設備」、「c. 代替所内電気設備による対応手段及び設備」、「d. 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替電源による対応手段及び設備」、「e. 代替海水送水による対応手段及び設備」及び「f. 燃料補給のための対応手段及び設備」により選定した対応手段に係る手順を整備する。</p> <p>これらの手順は、運転員等^{※1}及び重大事故等対応要員の対応として「非常時運転手順書Ⅱ（徴候ベース）」、「非常時運転手順書Ⅱ（停止時徴候ベース）」、「AM設備別操作手順書」及び「重大事故等対策要領」に定める（第1.14.1-1表）。</p> <p>また、重大事故等時に監視が必要となる計器についても整理する（第1.14.1-2表）。</p> <p>さらに、他の条文にて選定した重大事故等対処設備と本条文にて選定した給電手段との関連性についても整理する。</p> <p>※1 運転員等：運転員（当直運転員）及び重大事故等対応要員（運転操作対応）をいう。</p> <p>1.14.2 重大事故等時の手順 1.14.2.1 代替電源（交流）による対応手順 (1) 代替交流電源設備による給電</p>	<p>軽油貯蔵タンクから常設代替高圧電源装置への給油で使用する設備のうち、軽油貯蔵タンク、常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプ及び常設代替高圧電源装置燃料移送系配管・弁は重大事故等対処設備として位置付ける。</p> <p>これらの選定した設備は、審査基準及び基準規則に要求される設備が全て網羅されている。</p> <p>以上の重大事故等対処設備により、重大事故等の対処で使用する設備の燃料を確保し、必要な期間運転を継続することができる。</p> <p>g. 手順等 上記「a. 代替電源（交流）による対応手段及び設備」、「b. 代替電源（直流）による対応手段及び設備」、「c. 代替所内電気設備による対応手段及び設備」、「d. 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替電源による対応手段及び設備」、「e. 代替海水送水による対応手段及び設備」及び「f. 燃料補給のための対応手段及び設備」により選定した対応手段に係る手順を整備する。</p> <p>これらの手順は、運転員等^{※1}及び重大事故等対応要員の対応として「非常時運転手順書Ⅱ（徴候ベース）」、「非常時運転手順書Ⅱ（停止時徴候ベース）」、「AM設備別操作手順書」及び「重大事故等対策要領」に定める（第1.14.1-1表）。</p> <p>また、重大事故等時に監視が必要となる計器についても整理する（第1.14.1-2表）。</p> <p>さらに、他の条文にて選定した重大事故等対処設備と本条文にて選定した給電手段との関連性についても整理する。</p> <p>※1 運転員等：運転員（当直運転員）及び重大事故等対応要員（運転操作対応）をいう。</p> <p>1.14.2 重大事故等時の手順 1.14.2.1 代替電源（交流）による対応手順 (1) 代替交流電源設備による給電</p>	<p>軽油貯蔵タンクから常設代替高圧電源装置への給油で使用する設備のうち、軽油貯蔵タンク及び常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプは重大事故等対処設備として位置付ける。</p> <p>これらの選定した設備は、審査基準及び基準規則に要求される設備が全て網羅されている。</p> <p>以上の重大事故等対処設備により、重大事故等の対処で使用する設備の燃料を確保し、必要な期間運転を継続することができる。</p> <p>g. 手順等 上記「a. 代替電源（交流）による対応手段及び設備」、「b. 代替電源（直流）による対応手段及び設備」、「c. 代替所内電気設備による対応手段及び設備」、「d. 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替電源による対応手段及び設備」、「e. 代替海水送水による対応手段及び設備」及び「f. 燃料補給のための対応手段及び設備」により選定した対応手段に係る手順を整備する。</p> <p>これらの手順は、運転員等^{※1}及び重大事故等対応要員の対応として「非常時運転手順書Ⅱ（徴候ベース）」、「非常時運転手順書Ⅱ（停止時徴候ベース）」、「AM設備別操作手順書」及び「重大事故等対策要領」に定める（第1.14.1-1表）。</p> <p>また、重大事故等時に監視が必要となる計器についても整理する（第1.14.1-2表）。</p> <p>さらに、他の条文にて選定した重大事故等対処設備と本条文にて選定した給電手段との関連性についても整理する。</p> <p>※1 運転員等：運転員（当直運転員）及び重大事故等対応要員（運転操作対応）をいう。</p> <p>1.14.2 重大事故等時の手順 1.14.2.1 代替電源（交流）による対応手順 (1) 代替交流電源設備による給電</p>	<p>・②変更あり：これまでの審査を踏まえた変更</p>

東海第二発電所 補正書（追補1 1. 14）比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 第四回補正申請（平成30年6月27日）	6/21 補正箇所の取扱い
<p>送電線及び開閉所が破損又は破損する可能性のある大規模自然災害が発生した場合、並びに外部電源、2C・2D D/G及びHPCS D/Gによる給電が見込めない場合に、発電用原子炉及び使用済燃料プールの冷却、原子炉格納容器内の冷却及び除熱に必要となるM/C 2C（又は2D）の電源を復旧する。重大事故等対応は、非常用母線の2C又は2Dのいずれかの給電で行うことができるため、判断基準の明確化の観点から、2Cを優先する手順としている。</p> <p>M/C 2C（又は2D）受電操作完了後、直流125V充電器へ交流電源を供給する。</p> <p>常設代替交流電源設備の起動操作を行い、常設代替交流電源設備によるP/C 2C（又は2D）へ給電を行う。常設代替交流電源設備による給電ができない場合は、緊急時対策室建屋ガスタービン発電機による給電を行う。緊急時対策室建屋ガスタービン発電機による給電ができない場合は、可搬型代替交流電源設備（可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）又は（東側）接続）による給電を行う。可搬型代替交流電源設備（可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）又は（東側）接続）による給電ができない場合は、可搬型代替交流電源設備（常用MCC（水処理建屋）接続）による給電を行う。可搬型代替交流電源設備（常用MCC（水処理建屋）接続）による給電できない場合は、可搬型代替交流電源設備（常用MCC（屋内開閉所）接続）による給電を行う。</p> <p>代替交流電源設備による非常用所内電気設備への給電の優先順位は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 常設代替交流電源設備 2. 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機 3. 可搬型代替交流電源設備（可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）又は（東側）接続） 4. 可搬型代替交流電源設備（常用MCC（水処理建屋）接続） 	<p>送電線及び開閉所が破損又は破損する可能性のある大規模自然災害が発生した場合、並びに外部電源、2C・2D D/G及びHPCS D/Gによる給電が見込めない場合に、発電用原子炉及び使用済燃料プールの冷却、原子炉格納容器内の冷却及び除熱に必要となるM/C 2C（又は2D）の電源を復旧する。重大事故等対応は、非常用母線の2C又は2Dのいずれかの給電で行うことができるため、判断基準の明確化の観点から、2Cを優先する手順としている。</p> <p>M/C 2C（又は2D）受電操作完了後、直流125V充電器へ交流電源を供給する。</p> <p>常設代替交流電源設備の起動操作を行い、常設代替交流電源設備によるP/C 2C（又は2D）へ給電を行う。常設代替交流電源設備による給電ができない場合は、緊急時対策室建屋ガスタービン発電機による給電を行う。緊急時対策室建屋ガスタービン発電機による給電ができない場合は、可搬型代替交流電源設備（可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）又は（東側）接続）による給電を行う。可搬型代替交流電源設備（可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）又は（東側）接続）による給電ができない場合は、可搬型代替交流電源設備（常用MCC（水処理建屋）接続）による給電を行う。可搬型代替交流電源設備（常用MCC（水処理建屋）接続）による給電できない場合は、可搬型代替交流電源設備（常用MCC（屋内開閉所）接続）による給電を行う。</p> <p>代替交流電源設備による非常用所内電気設備への給電の優先順位は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 常設代替交流電源設備 2. 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機 3. 可搬型代替交流電源設備（可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）又は（東側）接続） 4. 可搬型代替交流電源設備（常用MCC（水処理建屋）接続） 	<p>送電線及び開閉所が破損又は破損する可能性のある大規模自然災害が発生した場合、並びに外部電源、2C・2D D/G及びHPCS D/Gによる給電が見込めない場合に、発電用原子炉及び使用済燃料プールの冷却、原子炉格納容器内の冷却及び除熱に必要となるM/C 2C（又は2D）の電源を復旧する。重大事故等対応は、非常用母線の2C又は2Dのいずれかの給電で行うことができるため、判断基準の明確化の観点から、2Cを優先する手順としている。</p> <p>M/C 2C（又は2D）受電操作完了後、直流125V充電器へ交流電源を供給する。</p> <p>常設代替交流電源設備の起動操作を行い、常設代替交流電源設備によるP/C 2C（又は2D）へ給電を行う。常設代替交流電源設備による給電ができない場合は、緊急時対策室建屋ガスタービン発電機による給電を行う。緊急時対策室建屋ガスタービン発電機による給電ができない場合は、可搬型代替交流電源設備（可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）又は（東側）接続）による給電を行う。可搬型代替交流電源設備（可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）又は（東側）接続）による給電ができない場合は、可搬型代替交流電源設備（常用MCC（水処理建屋）接続）による給電を行う。可搬型代替交流電源設備（常用MCC（水処理建屋）接続）による給電できない場合は、可搬型代替交流電源設備（常用MCC（屋内開閉所）接続）による給電を行う。</p> <p>代替交流電源設備による非常用所内電気設備への給電の優先順位は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 常設代替交流電源設備 2. 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機 3. 可搬型代替交流電源設備（可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）又は（東側）接続） 4. 可搬型代替交流電源設備（常用MCC（水処理建屋）接続） 	